

平成14年 第3回定例会

上富良野町議会会議録

開 会 平成14年9月17日

閉 会 平成14年9月20日

上 富 良 野 町 議 会

目 次

第 1 号(9月17日)

議 事 日 程	1
出 席 議 員	1
欠 席 議 員	1
遅 参 議 員	1
早 退 議 員	1
地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
議会事務局出席職員	2
開会宣告・開議宣告	3
諸 般 の 報 告	3
日程第 1 会議録署名議員の指名の件	3
日程第 2 会期決定の件	3
日程第 3 行政報告	3
日程第 4 報告第1号 例月現金出納検査結果報告の件	7
日程第 5 報告第2号 委員会所管事務調査報告の件	7
日程第 6 報告第3号 議員派遣結果報告の件	8
日程第 7 報告第4号 専決処分報告の件(交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件)	9
日程第 8 議案第7号 平成13年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件	10
日程第 9 議案第8号 平成13年度上富良野町企業会計決算認定の件	15
日程第10 議案第6号 専決処分の承認を求める件(平成14年度上富良野町一般会計補正予算 (第3号))	19
日程第11 議案第1号 平成14年度上富良野町一般会計補正予算(第4号)	20
日程第12 議案第2号 平成14年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	29
日程第13 議案第3号 平成14年度上富良野町老人保健特別会計補正予算(第2号)	30
日程第14 議案第4号 平成14年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)	31
日程第15 議案第5号 平成14年度上富良野町病院事業会計補正予算(第1号)	31
散 会 宣 告	32

目 次

第 2 号(9月19日)

議 事 日 程	3 5
出 席 議 員	3 5
欠 席 議 員	3 5
地方自治法第121条による説明員の職氏名	3 5
議会事務局出席職員	3 5
開 議 宣 告	3 6
諸 般 の 報 告	3 6
日程第 1 会議録署名議員の指名の件	3 6
日程第 2 町の一般行政について質問	3 6
3 番 福 塚 賢 一 君	3 6
1 農業水利について	
2 敬老年金条例の解釈について	
3 道路行政について	
4 市町村合併について	
1 5 番 村 上 和 子 君	4 6
1 子育てのまちづくりについて	
2 農業のまちづくりについて	
3 住民が安心して生活できる道路づくりについて	
1 7 番 小 野 忠 君	5 0
1 教育環境の整備について	
1 1 番 梨 澤 節 三 君	5 2
1 市町村合併について	
2 駅舎の改築について	
3 上富良野高校裏河川敷の公園化について	
4 男女共同参画社会について	
1 2 番 米 沢 義 英 君	6 1
1 介護保険について	
2 介護認定者の税控除について	
3 日の出公園の整備について	
4 住基ネットについて	
5 ことばの学級について	
6 学校給食について	
1 6 番 清 水 茂 雄 君	6 9
1 市町村広域合併について	
1 番 中 村 有 秀 君	7 1
1 下水道事業での汚泥が堆肥として農業利用されているが、その状況について	
2 西部地区簡易水道(里仁浄水場)クリプトスポリジウムの指標菌の検出について	
3 十勝岳登山歩道等の整備について	
4 新パークゴルフ場がオープンされるが、島津公園パークゴルフ場の継続利用について	
散 会 宣 告	7 9

目 次

第 3 号(9月20日)

議 事 日 程	8 1
出 席 議 員	8 1
欠 席 議 員	8 1
早 退 議 員	8 1
地方自治法第121条による説明員の職氏名	8 1
議会事務局出席職員	8 1
開 議 宣 告	8 3
諸 般 の 報 告	8 3
日程第 1 会議録署名議員の指名の件	8 3
日程第 2 議案第 9号 上富良野町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例	8 3
日程第 3 議案第10号 上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	8 6
日程第 4 議案第11号 上富良野町老人医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例	8 8
日程第 5 議案第12号 上富良野町立病院一部負担金使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	9 1
日程第 6 議案第15号 第2号橋架換工事(下部工)請負契約締結の件	9 3
日程第 7 議案第16号 上富良野演習場進入路舗装補修工事請負契約締結の件	9 5
日程第 8 議案第13号 教育委員会委員の任命の件	9 6
日程第 9 議案第14号 固定資産評価審査委員会委員の選任の件	9 6
日程第10 議案第17号 特別職の職員の給料の臨時特例に関する条例	9 7
日程第11 発議案第1号 上富良野町議会の議員の定数を定める条例	9 9
日程第12 発議案第2号 町内行政調査実施に関する決議	1 0 2
日程第13 発議案第3号 議員派遣の件	1 0 3
日程第14 発議案第4号 国有林野事業の組織機構改革に関する要望意見の件	1 0 3
日程第15 発議案第5号 道路整備に関する意見の件	1 0 4
日程第16 発議案第6号 地方税源の充実確保に関する意見の件	1 0 5
日程第17 発議案第7号 国民の生命と財産を守る有事法制3法案の早期制定を求める意見の件	1 0 7
発言取り消しの件	1 1 1
日程第17 発議案第7号 国民の生命と財産を守る有事法制3法案の早期制定を求める意見の件	1 1 1
日程第18 閉会中の継続調査申出の件	1 1 6
閉 会 宣 告	1 1 7

第 2 回 定 例 会 付 託 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	平成14年度上富良野町一般会計補正予算(第4号)	9月17日	原 案 可 決
2	平成14年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	9月17日	原 案 可 決
3	平成14年度上富良野町老人保健特別会計補正予算(第2号)	9月17日	原 案 可 決
4	平成14年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)	9月17日	原 案 可 決
5	平成14年度上富良野町病院事業会計補正予算(第1号)	9月17日	原 案 可 決
6	専決処分の承認を求める件(平成14年度上富良野町一般会計補正予算(第3号))	9月17日	承 認 可 決
7	平成13年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件	9月17日	決 算 特 別 委 員 会 付 託
8	平成13年度上富良野町企業会計決算認定の件	9月17日	決 算 特 別 委 員 会 付 託
9	上富良野町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例	9月20日	原 案 可 決
10	上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	9月20日	原 案 可 決
11	上富良野町老人医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例	9月20日	原 案 可 決
12	上富良野町立病院一部負担金使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	9月20日	原 案 可 決
13	教育委員会委員の任命の件	9月20日	同 意 可 決
14	固定資産評価審査委員会委員の選任の件	9月20日	同 意 可 決
15	第2号橋架換工事(下部工)請負契約締結の件	9月20日	原 案 可 決
16	上富良野演習場進入路舗装補修工事請負契約締結の件	9月20日	原 案 可 決
17	特別職の職員の給料の臨時特例に関する条例	9月20日	原 案 可 決
	行 政 報 告	9月17日	
	町の一般行政について質問	9月19日	

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
	報 告		
1	例月現金出納検査結果報告の件	9月17日	報 告
2	委員会所管事務調査報告の件	9月17日	報 告
3	議員派遣結果報告の件	9月17日	報 告
4	専決処分報告の件(交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件)	9月17日	報 告
	発 議		
1	上富良野町議会の議員の定数を定める条例	9月20日	原 案 可 決
2	町内行政調査実施に関する決議	9月20日	原 案 可 決
3	議員派遣の件	9月20日	原 案 可 決
4	国有林野事業の組織機構改革に関する要望意見の件	9月20日	原 案 可 決
5	道路整備に関する意見の件	9月20日	原 案 可 決
6	地方税源の充実確保に関する意見の件	9月20日	原 案 可 決
7	国民の生命と財産を守る有事法制3法案の早期制定を求める意見の件	9月20日	否 決
	閉会中の継続調査申出の件	9月20日	原 案 可 決

平成14年第3回定例会

上富良野町議会会議録（第1号）

平成14年9月17日（火曜日）

議事日程(第1号)

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
- 第 2 会期決定の件 9月17日～20日 4日間
- 第 3 行政報告 町長 尾岸孝雄君
- 第 4 報告第1号 例月現金出納検査結果報告の件
代表監査委員 高口勤君
- 第 5 報告第2号 委員会所管事務調査報告の件
議会広報特別委員長 小野忠君
- 第 6 報告第3号 議員派遣結果報告の件
- 第 7 報告第4号 専決処分報告の件(交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件)
- 第 8 議案第7号 平成13年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件
- 第 9 議案第8号 平成13年度上富良野町企業会計決算認定の件
- 第10 議案第6号 専決処分の承認を求める件(平成14年度上富良野町一般会計補正予算(第3号))
- 第11 議案第1号 平成14年度上富良野町一般会計補正予算(第4号)
- 第12 議案第2号 平成14年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 第13 議案第3号 平成14年度上富良野町老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 第14 議案第4号 平成14年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 第15 議案第5号 平成14年度上富良野町病院事業会計補正予算(第1号)

出席議員(20名)

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 中村有秀君 | 2番 中川一男君 |
| 3番 福塚賢一君 | 4番 笹木光広君 |
| 5番 吉武敏彦君 | 6番 西村昭教君 |
| 7番 石川洋次君 | 8番 仲島康行君 |
| 9番 岩崎治男君 | 10番 佐藤政幸君 |
| 11番 梨澤節三君 | 12番 米沢義英君 |
| 13番 長谷川徳行君 | 14番 徳島稔君 |
| 15番 村上和子君 | 16番 清水茂雄君 |
| 17番 小野忠君 | 18番 向山富夫君 |
| 19番 久保田英市君 | 20番 平田喜臣君 |

欠席議員(0名)

遅参議員(2名)

- | | |
|----------|----------|
| 6番 西村昭教君 | 7番 石川洋次君 |
|----------|----------|

早退議員(1名)

- 4番 笹木光広君

地方自治法第121条による説明員の職氏名

- | | |
|-------------------|--------------|
| 町長 尾岸孝雄君 | 助役 植田耕一君 |
| 収入役 樋口康信君 | 教育長 高橋英勝君 |
| 代表監査委員 高口勤君 | 農業委員会会長 小松博君 |
| 教育委員会委員長 久保儀之君 | 総務課長 田浦孝道君 |
| 企画調整課長 中澤良隆君 | 税務課長 越智章夫君 |
| 町民生活課長 米田末範君 | 保健福祉課長 佐藤憲治君 |
| 農業振興課長 小澤誠一君 | 道路河川課長 田中博君 |
| 商工観光まちづくり課長 垣脇和幸君 | 会計課長 高木香代子君 |
| 農業委員会事務局長 谷口昭夫君 | 管理課長 上村延君 |

社会教育課長 尾崎茂雄君
上下水道課長 早川俊博君

特別養護老人ホーム所長 林下和義君
町立病院事務長 三好稔君

議会議務局出席職員

局長 北川雅一君
係長 北川徳幸君

次長 菊池哲雄君

午前 9時00分 開会
(出席議員 18名)

開会宣告・開議宣告

議長(平田喜臣君) 御出席まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は、18名であります。

これより、平成14年第3回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告

議長(平田喜臣君) 日程に入るに先立ち、議会運営等、諸般の報告をいたします。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) 御報告申し上げます。

今期定例会は、9月13日に告示され、同日、議案等の配付をいたしました。

今期議会運営につき、8月23日、29日、及び9月12日に議会運営委員会を開き、会期及び議事日程等を審議いたしました。その内容は、お手元に配付の議事日程等のとおりであります。

今期定例会に提出の案件は、町長からの提出の議案が議案第1号ないし議案第17号までの17件、報告第4号の1件であります。

なお、人事案件の議案第13号及び第14号の2件、議案第17号特別職の職員の給料の臨時特例に関する条例につきましては、御案内のとおり後日配付いたしますので、御了承賜りたいと存じます。

議員からの提出案件は、発議案第1号ないし発議案第7号の7件であります。

委員会所管事務調査、議員派遣結果について、各委員長から報告がありました。

監査委員から、例月現金出納検査の結果報告がありました。

今期定例会までの主要な事項について、町長から行政報告の発言の申し出がありました。その資料として、本日、工事発注状況一覧をお配りいたしましたので、審議の資料としていただきますようお願い申し上げます。

町の一般行政について、福塚賢一議員外6名の議員から一般質問の通告がありました。

なお、あらかじめ執行機関に質問内容を通告しております。また、質問の順序は、通告を受理した順となっておりますので、御了承賜りたいと存じます。

9月2日までに受理いたしました陳情要望の件数は3件であります。その要旨はさきにお配りしたとおりであります。

今期定例会までの議会の主要な事業は、別紙配付のとおりであります。

本定例会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席いたしました。

以上であります。

議長(平田喜臣君) 以上をもって、議会運営等、諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(平田喜臣君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、

14番 徳島 稔君

15番 村上 和子君

を指名いたします。

日程第2 会期決定の件

議長(平田喜臣君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月20日までの4日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(平田喜臣君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月20日までの4日間と決しました。

日程第3 行政報告

議長(平田喜臣君) 日程第3 行政報告を行います。

今期定例会までの主な行政執行経過について、町長より報告がありますので、発言を許します。

町長尾岸孝雄君。

町長(尾岸孝雄君) 議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第3回定例町議会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。

この機会に、去る6月定例議会以降における町政執行の概要について報告させていただきます。

初めに、農業機械に対する町税の課税誤りについてですが、平成9年度から農耕作業用自動車の一部において、軽自動車税の課税対象が変わっていたにもかかわらず、償却資産として固定資産税を課税していたものであります。関係する町民の皆様には大変御迷惑をおかけし、また、町行政の信頼を失墜させてしまい、議会並びに町民の皆様にご心からおわびを申し上げますとともに、深く陳謝申し上げます。

この課税の変更であります。国においては、平成9年1月1日付で道路運送車両法施行規則第2条に定める別表第1が改正され、特殊自動車の車種区分が見直されました。この中で小型特殊自動車の規制が大幅に緩和され、従来、償却資産として固定資産税の課税対象でありました農耕トラクター、コンバイン、田植機などの農耕作業用自動車が大きさに関係なく軽自動車税の課税へと変わったものであります。

しかし、この改正後も農耕作業用自動車の一部を引き続き固定資産税として課税し、平成9年度から平成13年度までの5カ年間において、135件、902万8,700円を誤課税していたもので、対象となる方々に対しましては、訪問して課税誤りの説明と謝罪を申し上げたところであります。

また、新たに課税となる田植機所有の方々に対しましても訪問をいたしまして、課税への御理解と謝罪に伺ったところであります。

このようなことになりまして、誤課税対象者に対しましては、還付金を返納するため、9月2日付をもって所要額の予算補正の専決処分を行い、還付手続を終えたところでありますので、今定例会にその専決処分の報告を申し上げるところでありますので、御理解をいただきま

すようよろしくお願いを申し上げます。

税において課税誤りはあってはならないことであります。謹んでおわびを申し上げますとともに、今後につきましては、税制度の適切な運用を図り、このようなことのないように努めてまいります。

次に、水道関係であります。西部地区簡易水道の里仁浄水場につきましては、降雨時には濁りが生じていることから、町独自で4月8日に原水を採取して、財団法人北海道薬剤師会公衆衛生検査センターに水質検査を依頼し、4月22日、大腸菌が検出された旨の結果通知を受けたところでありますが、供給する浄水については塩素滅菌措置を講じていることから、問題はないと判断していたところであります。

しかし、5月20日付で富良野保健所を通じて厚生労働省のクリプトスポリジウム対策実態調査があり、5月30日付の当該検査結果で原水に大腸菌が検出されたこと、水源に濁りが生じたことを保健所に報告したところであります。

この報告に対しまして、7月15日に富良野保健所より、クリプトスポリジウムの発生のおそれがあることから、クリプトスポリジウム暫定対策指針に基づき、必要な予防対策を講じる旨の指導を受け、毎日における濁度の計測と定期的な水質検査などの応急措置を行い、水質の監視を続けているところであります。

また、恒久対策につきましては、ろ過装置設備水源の変更などが考えられますが、ろ過装置の設備となりますと多額の費用がかかることから、最小限の経費で対策を講じるために水源を変更しまして、良質な水の安定供給をまいりたく、この定例議会でそれらにかかわる費用の補正を計上させていただいているところでございます。

なお、現在の施設における8月末に実施いたしました水質検査では、大腸菌の検出はされておりませんので、引き続き定期的な水質の検査を実施し、安全を確認の上、良質な水の供給に努めてまいります。

次に、住民基本台帳ネットワークについては、国において改正住民基本台帳法が成立し、平成14年8月5日にシステムが本格稼働することになりました。

本町においては、町民の個人情報保護の見地から、町の個人情報保護条例による保護対策とさらなる対策強化のために、住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規定及び住民基本台帳ネットワーク本人確認情報管理要綱を制定して、情報危機管理、操作管理、建物など関連施設設備管理を一層厳格なものとして取り扱いを整備し、本システムに接続することを決定いたしました。

接続後、郵便局と綿密な連携を図って、8月中旬に町民の方々へ住民票コードの通知を無事終了することができました。

また、住民基本台帳ネットワークシステムの個人情報保護については、住民基本台帳法とあわせて国会へ提出された個人情報保護法が国において未成立であることを考慮して、今後、国、都道府県、他の市町村で個人情報の漏えい事案が発生した場合には、町の個人情報保護条例第9条第2項の規定により、町民の個人情報の流出防止と保護のために、ネットワークの切断を含めた必要な措置を講ずる考えであります。

次に、一般廃棄物の有料化については、さきの第2回臨時町議会において、上富良野町廃棄物の処理及び清掃

に関する条例の議決をいただき、町民に対しまして一般廃棄物の一部有料化と新たな分別の実施に向けて7月と8月に説明会を開催して、御理解と御協力をお願いいたしました。

説明会は、おおむね町内会単位に2会場て延べ67回開催し、1,360人が参加、全世帯の約33%の参加率でした。

ごみ分別の国内の最先進地である富良野市においても30%以上を確保することは難しいと言われる中、町民皆様方の意識の高さと御協力に対して感謝とお礼を申し上げる次第です。

また、収入証紙売りさばきと排出容器類の取り扱いについては、8月に説明会を開催し、町内小売事業者の方々を中心に御協力をいただいて、その手続を進めてきております。

10月からの有料化と新たな分別の実施に向け、準備に遺漏のないように取り組んでまいりたいと思います。

次に、敬老会については、高齢人口の増加に伴い、その案内対象の年齢基準を昨年度から平成18年度までの間、毎年1歳ずつ段階的に引き上げる見直しを行ったところで、今年度は数え年72歳以上の方々1,607名へ御案内いたしました。

今年の案内対象者のうち、喜寿を迎えられた方は114名、米寿の方が37名、白寿の方が1名、数え年100歳以上の方が6名で、満75歳以上の方へ支給している敬老年金の対象者は、1,070名おられました。

なお、敬老年金については、現金5,000円と5,000円相当の商品券を昨年度まで支給してまいりましたが、低迷する地域経済の振興と商工業活性化などを図るため、本年度から1万円全額を商品券で支給することに改めました。

商品券は商工会扱いの小規模商店共通商品券で、使用することによる消費の喚起で地域経済の振興、活性化に効果が期待できるものと考えております。

敬老会は9月15日に社会教育総合センターを会場に開催し、ボランティアグループの御協力と文化連盟の皆様による余興で盛会裏に終了することができ、参加いただきました皆様には楽しいひとときを過ごしていただいたものと思います。

次に、自衛隊関係であります。6月23日から北千歳駐屯地第1特科団・真駒内駐屯地第11師団千歳基地開庁記念行事に、8月30日から31日には静岡県富士演習場で実施されました富士総合火力演習訓練の見学へ、それぞれ出席してまいりました。

次に、平成13年度防衛施設周辺整備事業の会計実施検査が6月24日と25日に実施されました。15事案の書面及び現地検査が行われ、適正に処理されていることで終了いたしました。

平成15年度の防衛施設周辺整備事業基地交付金、基地関係の要望関係については、全道基地協議会役員とともに7月8日から札幌防衛施設局、北海道庁、総務省、財務省、防衛庁、防衛施設庁に対して、防衛予算の確保の要望運動を行いました。

次に、防衛庁の8月1日付人事異動において、上富良野駐屯地では、片山和美一等陸佐駐屯地司令が兵庫地連に赴任されました。その後、後任として、光永邦保一等陸佐が第26代司令に着任され、また、本町の担当隊区である第2戦車連隊長の久納雄二一等陸佐が御栄転され、後任として塩崎敏一等陸佐が着任いたしました。

また、9月3日、第2戦車連隊に新型の90式戦車1台が配備され、本年度中には全体で16台が入る予定となっております。

来る9月26日には、地域に対し、この90式戦車のお披露目が予定されているとお伺いいたしております。

引き続き町と駐屯地との協力関係を維持し、基地の町として振興発展に努めてまいります。

次に、平成15年度の上川中央総合開発に関する予算要望を上川総合開発期成会及び管内各種期成会との合同で、7月9日から北海道庁を初め国土交通省、農林水産省、総務省などの中央省庁に対して要望運動を行ってきております。

次に、「夢未来を語ろうまちづくりトーク」は、町の将来を考える市町村合併をテーマに、8月27日の昼と夜の2回開催しました。町民45名の参加をいただき、市町村合併に関する情報提供のあり方や町の将来に対する貴重な意見をいただきました。また、市町村合併に関しては、本年1月号町広報誌を皮切りに、6月号から8月号の3回にわたって特集を組み、町民への情報提供に努めてまいりましたが、8月27日開催のトークでいただいた御意見を参考として、引き続き行政情報の提供に努めてまいります。

次に、富良野地区広域市町村圏振興協議会で、8月28日から31日にかけて道外先進地視察研修が行われ、各市町村の助役が参加しております。視察先は、現在大きな行政課題であります市町村合併で合併協議会の設立から約4カ月で合併に至った岩手県大船渡市を、広域連合に移管する取り組みで気仙広域連合の一関市をそれぞれ訪問し、今後の行政運営の方向性の参考として生かしてまいりたいと考えております。

次に、防災対策については、防災まちづくり講演会を北海道大学の勝井義雄名誉教授を講師に招いて、9月3日に開催いたしました。

昭和63年から平成元年にかけて十勝岳噴火時に大変御世話になりました勝井名誉教授からは、十勝岳のハザードマップ作成までの経緯や噴火当時の諸対策での苦労話などのほか、2000年の有珠山噴火災害の教訓を踏まえた噴火災害対策での火山噴火予知、地域住民と行政が一体となった天災の事例のお話をいただきました。

また、十勝岳は、平成元年の小噴火以降14年の歳月がたちますが、依然として活発な活動を続けており、十勝岳火山の正しい知識と先進の防災対策事例を知ることにより、住民が平常時から危機管理の意識を持つようにと講演をいただきました。

会場には町民の方々を初め、上川管内、富良野沿線の自治体、防災関係機関から200名の参加をいただき、盛会のうちに終了いたしました。

次に、6月18日から20日にかけて、札幌管区気象台火山監視情報センターが実施いたしました十勝岳火山活動の現地観測の概況を御報告させていただきます。

昨年9月の現地観測に比べると、62火口群の状況に大きな変化はなく、62火口では、依然として活発な噴煙活動を続けております。赤外線放射温度計による62火口の最高温度は摂氏415度で、昨年より摂氏37度が低下しているのは計測時の噴煙による影響とも言われ、いずれにしても依然として高温の状態が続いております。火口内には多数の噴気口があり、白色の蒸気を勢いよく噴出しております。また、火山性地震は

引き続き少ない状況で経過しております。

次に、9月5日13時40分に発生しました有感地震についてであります。十勝岳を抱える本町といたしましては、地震発生後、担当に旭川中央気象台に概要を照会させたところであります。結果、十勝岳の火山性地震ではなかったことを確認し、町民に対しまして十勝岳の火山地震ではなかったことを防災行政無線により周知したところであります。

次に、友好提携しております津市から、5周年を記念して、上富良野町の特集を津市広報番組で放映する準備などのため、7月20日から3日間、4名が来町しました。番組は地元テレビ局の30分番組で、8月と9月の2回放映され、本町で収録したラベンダーまつりの様子や町内観光施設などが放送される予定であります。

また、津市との交流では、7月には西小学校児童の安東小学校訪問、8月には津市子供会の洋上教室で町子供会との交流、9月には津市ライオンズクラブの来町交流など、津市と上富良野町の相互間での交流が進められております。また、10月には本町から国内外交流の会主催の町民交流の旅一行が津市を訪問する予定であります。

次に、7月7日に執行されました農業委員会委員選挙は、告示において選挙による委員数14人と立候補届数が同数であったことから、無投票で全員が当選いたしました。選任による委員は、定例町議会で御推薦をいただきました2人と農協と共済組合それぞれ1人ずつの合計4人の方を選任し、7月22日に第1回の農業委員会総会が開催されたところであります。

次に、開設2年目を迎えた日の出公園オートキャンプ場の利用状況は、本年4月25日以降8月までの間で、前年実績の8,376人を上回る8,378人の利用をいただきました。地域別利用者の内訳では、道外者52.8%、道内者43.7%、町内者3.5%となっております。

また、利用者からいただきました御意見等を今後の運営に生かしてまいりたいと考えております。

7月20日と21日の両日にわたり開催しました第24回上富良野ラベンダーまつりですが、春先の暖かい日が多く、ラベンダーの生育も早まるものと予想しておりましたが、7月は雨が多く、平年より若干早く開花しました。また、当日の天候が心配されたところですが、幸いに天候に恵まれ、約3万1,000人の町内外の来園者をお迎えし、盛会のうちに終了することができました。

昨年から実施しております山頂までのシャトルバスの利用者は、7月の1カ月間で1万5,000人と前年を上回る利用で、無事期間を終えることができました。

また、8月10日には、第20回の上富良野十勝岳まつりが秀峰十勝岳の安全と五穀豊穰、地域振興を目的に、一時雨天の天候と肌寒い気温の状況の中開催されました。

祭りのメインであるあんどん行列には、大小17基のあんどんが練り歩き、沿道やお祭り会場の皆さんに喜んでいただいたものと思います。

お祭りのフィナーレを飾る花火の打ち上げは、会場周辺にあいにく霧が発生し、打ち上げ花火はよく見えなかったものの、スターマイン、仕掛け花火等については、十分に楽しんでいただけたものと思っております。

この二つのイベント開催に当たりましては、関係者の

皆様方の御支援、御協力をいただきましたことに対し、厚くお礼を申し上げますとともに、町内関係諸団体、関係者との連携を保ちながら、今後もより一層地域振興につながるお祭りとなるよう努めてまいります。

次に、農業関係であります。今年は春先から好天に恵まれ、農作物の生育も順調に推移してまいりましたが、6月下旬の霜の影響により、カボチャ、パレイショ、豆類に被害を受けたところであります。また、8月に入ってから、長雨により春まき小麦、エンドウ等の刈りおくれからくる品質の低下を心配しております。水稲、小豆等においても、6月上旬までは気温も高く経過したため、生育も順調に推移してきましたが、8月に入ってから低温、日照不足による生育の停滞が懸念されますので、今後におきましては関係機関と連携を密にし、営農技術対策に万全を期するとともに、収穫期までの好天を期待し、収量増加を願っているところであります。

次に、平成13年度から造成してまいりましたパークゴルフ場については、今年度計画の造成工事が終了し、管理棟、大型あずまの建築工事も計画どおり完成の予定であります。

また、当初、年内の仮オープンで町民の皆様へ一日楽しんでいただく計画でしたが、芝を播種してから日が浅く、また根が完全に定着していないこともありますので、本年度は使用を控え、来年15年度から正式にオープンしたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。

最後に建築工事の発注状況であります。お手元に配付いたしました建築工事発注状況のとおり、6月定例議会において報告以降9月2日現在で、事業審査係で入札執行した建設工事は27件で、事業費総額で3億7,007万2,500円となっております。累計では55件、7億1,499万7,500円となっております。

以上をもちまして、行政報告といたします。

議長（平田喜臣君） 以上をもって、行政報告を終わります。

日程第4 報告第1号

議長（平田喜臣君） 日程第4 報告第1号例月現金出納検査結果報告の件について、監査委員より検査結果の報告を求めます。

代表監査委員高口勤君。

代表監査委員（高口勤君） 例月現金出納検査結果について、御報告申し上げます。概要のみ申し上げますので、御了承を賜りたいと思います。

1ページをお開きください。

当検査は、地方自治法第235条の第1項の規定により執行したものであります。

平成13年度5月分及び平成14年度5月分から7月分について、概要並びに検査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、いずれも各会計の出納の収支状況は、別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

以上です。

議長（平田喜臣君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） ほかに御質疑がなければ、これをもって例月現金出納検査結果の報告を終わります。

日程第5 報告第2号

議長（平田喜臣君） 日程第5 報告第2号委員会所管事務調査の報告の件について、議会広報特別委員長の報告を求めます。

議会広報特別委員長小野忠君。

議会広報特別委員長（小野忠君） 議会閉会中の継続調査に付託されていた議会広報特別委員会所管の事務調査について、お手元に配付されております議会広報特別委員会事務調査報告書の朗読により報告にかえさせていただきます。

議会広報特別委員会所管事務調査報告書。

本委員会に所管事務調査として、閉会中の継続調査に付託された事件について、調査の経過及び結果を次のとおり報告する。

1、調査の経過。

議会広報特別委員会は、住民に議会活動を理解していただくため、議会広報に関して発行及び調査研究のため、平成14年8月19日から8月21日まで、先進市町村である当別町、壮瞥町を視察し、調査を行った。

また、北海道町村議会議長主催の議会広報研修会に参加してきた。

（1）先進市町村行政調査。

当別町。

当別町議会の議会広報は、創刊が昭和47年と歴史が古く、今回の発行で第130号を重ねていた。編集方針として、わかりやすく、読みやすい議会広報、町民の町政の参画の啓発、写真を多く入れ、視覚に訴える紙面づくり、空白を努めて多くし、「ゆったり」とした紙面づくり、文章は努めて簡潔にすることを掲げ取り組んでいた。表紙については、季節感のあるものとし、原則子供を中心に載せていることとしており、表紙、裏表紙についてはカラー印刷とし、一般質問については、以前はページに制限なく掲載していたが、現在は1人1ページとして写真を掲載し、見やすいものと変えている。質問については質問者が原稿を書き、答弁については事務局が原稿をつくり、理事者に確認をとっている。再質問、再々質問があっても、問い、答弁という形にまとめて掲載していた。

紙面の割りつけについては、広報委員会が中心となり行われており、「ゆったり」とした紙面づくりを基本に簡潔な文章にまとめられていた。また、表紙がカラー印刷であり、文字の色も赤・ピンクと視覚を訴える紙面づくりという点からも工夫がなされていた。

今後の課題としていたのは、発行時期の短縮、企画記事の掲載などが挙げられていた。

壮瞥町。

壮瞥町議会の議会広報については、平成13年5月創刊で、現在は第6号を発行している。議会広報の経過として、議会内で「開かれた議会」「議会の活性化」について調査をすることを目的に設置された「議会活性化特別委員会」の中で議会広報の発行についても検討がなされ、平成12年9月に議会広報特別委員会が設置され、基本テーマとして「住民に議会の理解を求める」「職員に負担を負わず議員がつくる」「無理のない広報づく

り」をコンセプトに発行されていた。

また、編集方針として、町民に親しまれ、一方通行にならない議会広報、住民の声、傍聴者の感想を載せる、町広報との仕分け、審議の経過を掲載するを基本に掲げ編集を行っていた。原稿の作成については、一般質問は質問者が作成、議案については広報委員が分担してテープを起こして作成、視察報告においても議員で順番を決め作成しており、また写真も議員みずから撮影し掲載していた。発行までおおむね5回の委員会を開催し、編集作業を行っていた。

また、定例会前には全戸に対して定例会の審議内容、一般質問の質問内容等を掲載した周知文書を配布し、議会の傍聴を推進していた。

次が全道広報研修会。

北海道町村議会議長会主催の全道議会広報研修会に参加してきた。午前中は優良事例発表ということで、最近、広報コンクールで入選されている七飯町議会と倶知安町議会の事例発表が行われた。七飯町議会の表紙については子供を中心に載せており、それ以外は項目のみとしているところが特徴的なところであった。倶知安町議会においては、一般質問については総務、教育、労働などの項目に分けて、議員ごとの掲載でなく、項目ごとの掲載としていたのが特徴的であった。しかし、倶知安町議会においては、広報委員会が設置されておらず、すべて職員において作成されており、議員においては最終原稿を議会運営委員会で確認するのみとしていた。

午後からは、広報プランナーの和田雅之氏による「分権時代の議会報に求められるもの」と題し、講演を受けてきた。

3、まとめ。

わかりやすく、読みやすい議会広報づくり、視覚に訴える紙面づくりという点など、当別町議会広報、壮瞥町議会広報と本町議会の議会広報の編集における共通点は多くあった。

今後、本町議会においても、さらに町民の方にわかりやすく、親しみやすい議会広報を編集していくために調査研究を重ねていくとともに、広報委員会が主体となって議会広報の編集に取り組み、物を見る目、伝える視点、各種の審議経過等を充実させていくことが検討課題であると考えている。

以上で報告を終わります。

議長（平田喜臣君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御質疑がなければ、これをもって所管事務調査の報告を終わります。

日程第6 報告第3号

議長（平田喜臣君） 日程第6 報告第3号議員派遣結果報告の件について、報告を求めます。

議会運営委員長佐藤政幸君。

議会運営委員長（佐藤政幸君） ただいま上程されました報告第3号については、第2回定例会後、本第3回定例会に至るまでにおいて、決議された議員派遣の結果について、朗読をもって御報告申し上げます。

議員派遣結果報告書。

平成14年第2回定例町議会において議決された議員の派遣について、次のとおり実施したので、その結果

を報告いたします。

記。

1、北海道町村議会議長会主催の全道議員研修会及び先進市町村行政調査についてであります。

（1）調査及び研修の経過。

本町議会は、平成14年7月9日から7月10日まで、全議員により北海道町村議会議長会主催の全道議員研修会に参加した。また、先進市町村である空知郡由仁町を視察し、調査を行った。

調査及び研修の結果を申し上げます。

北海道町村議会議長会主催の全道議員研修会。

全道議員研修会では、「日本の政治のゆくえ」について読売新聞編集委員の橋本五郎氏、「農林漁業の活性化」については農政ジャーナリストの加倉井弘氏の講演を聴講した。

次に、先進市町村行政調査であります。

調査地は空知郡由仁町であります。調査のテーマといたしまして、優良田園住宅についてであります。

調査の概要は、由仁町では平成7年度に全農家を対象とした農地の流動化に関する調査を行い、その中で今後潜在的な離農予定者が多数存在し、平成16年度までに500ヘクタールの農地が遊休化する可能性が高いという調査結果となった。

また、札幌市在住の方々から500坪程度の家庭菜園などができる宅地に定住したいという相談もあり、過疎の解消や農地の荒廃化を防ぐ上にも農地の有効利用の検討を行うこととした。

平成9年度に「農地付住宅推進調査」ということで、道庁・開発局・北海道工業大学・コンサルタント会社でプロジェクトチームを編成し、農地の有効活用について種々の研究を行っていたが、そのような中で平成10年に「優良田園住宅の促進に関する法律」が施行されたことに伴い、基本方針の作成に取り組みすることとなった。

基本方針の作成に当たっては、良好な地域コミュニティの形成、優良農地の保護及び農地転用可能な用地の選定、無秩序な宅地開発の防止の3点を重点事項に置き、基本方針を平成11年に作成した。

この基本方針に基づき、平成12年に第1期造成分として10区画を募集したところ、145件もの申し込みがあり、抽選によって10組を決定した。また、平成14年に第2期造成分として募集した18区画においても100件を超える募集があったということであります。

まとめといたしまして、由仁町の優良田園住宅施策については、法律施行に先駆けて相当研究を行ってきており、居住環境・景観形成のあり方、コミュニティ形成のあり方など確固たる基本理念を持って取り組んでいる姿勢が伺えました。

特に地域コミュニティの形成については、計画段階での徹底した話し合い、交流が持たれており、対話を通じた信頼関係づくり、生活のルールづくり、協働の仕組みづくりがなされておりました。

本町とは町の立地的な条件等背景は違うものの、検討・研究を要する課題であることを提起して報告いたします。

次に2番目ですが、富良野沿線市町村議会議長会主催の議員研修会であります。

本町議会は、平成14年8月28日、全議員により富良野沿線市町村議会議長会主催の議員研修会に参加い

たしました。

研修の結果でありますけれども、議員研修会では、「北海道農業の展望」について拓殖大学環境農学科長の相馬暁氏の講演を聴講したところであります。

以上、御報告といたします。

議長（平田喜臣君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御質疑がなければ、これをもって議員派遣結果の報告を終わります。

この際、理事者に申し上げます。

調査報告について今後の参考とされ、行政運営に反映されんことを御期待申し上げます。

日程第7 報告第4号

議長（平田喜臣君） 日程第7 報告第4号専決処分（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）の報告を行います。

本件の報告を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） ただいま上げされました報告第4号専決処分報告の件につきまして、御説明申し上げます。

本件は、本年7月28日午前10時20分ごろ、十勝岳線バス運行におきまして、終点凌雲閣バス停前におきまして方向転換のために空き地へ進入しようとした際、停車中の車両の前を通過したところ、誤って相手方車両の左バンパー及びサイドミラーにバス乗降口の枠と接触し、損害を与えたものであります。

この事故につきましては、停車中の相手方車両に当方側車両が操作誤りにより接触したため、当方100%の過失となり、賠償額10万1600円の全額を町が加入する保険により賠償することで、平成14年8月8日専決処分したので報告するものであります。

旅客運送という業務の性格から、このような事故を起こしましたことを深くおわび申し上げます。

当該路線は、運行業務委託路線でありますことから、委託事業者の責任者に対し、てんまつ報告を徴するとともに、従業員への安全運転の徹底指導につきまして厳しく申し入れたところであります。

また、この事故を契機に総務課とも連携し、職員全般の安全運転に対する注意喚起を行ったところであります。

以下、朗読をもって説明といたします。

報告第4号専決処分報告の件。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。

処分事項、交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件。

平成14年9月17日提出。

裏面をごらんください。

専決処分書。

町が運行する自動車の事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成14年8月8日、上富良野町長尾岸孝雄。

記。

1、和解の相手方。

旭川市

2、和解の内容。

（1）上富良野町は、相手方 に対し、金10万1600円を支払う。

（2）相手方 は、上富良野町に対して、本件に関し今後上記の金員を除き一切の請求をしない。

以上、専決処分報告といたします。御了承賜りますようお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

日程第8 議案第7号

議長（平田喜臣君） 日程第8 議案第7号平成13年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

収入役樋口康信君。

収入役（樋口康信君） ただいま上げされました議案第7号平成13年度上富良野町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定の件についての概要の説明を申し上げます。

初めに、地方自治体を取り巻く財政等の状況であります。皆様御案内のとおり、我が国の経済は平成11年から緩やかな景気回復過程をたどったものの、その足取りは弱く、平成13年に入ってから回復の動きは弱まり、景気回復局面は短期間にとどまってしまったところであります。

このため政府は、構造改革への取り組みを抜本的に強化し、改革なくして成長なしとの基本的な考え方のもと、今後の経済、財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針を決め、経済、財政、社会各般にわたる構造改革の推進を行っているところであります。

その一方で、ちょうど1年前の米国における同時多発テロの発生、それを契機に世界同時不況のリスクが高まり、我が国を取り巻く社会・経済情勢にも大きく影響し、今までのような右肩上がりの成長を前提とすることは望めない状況で、景気は悪化を続け、依然として厳しい状況に置かれているところであります。

地方財政においても、景気の低迷による歳入の伸び悩み、地方交付税の削減、補助金の見直し等が行われ、歳入面での減が見込まれております。

しかし、歳出におきましては、今後、福祉や環境対策による経常経費の必然的増が見込まれますことから、地方財政はますます厳しさを増すことが予想されているところであります。

今回執行し、決算認定を受けます平成13年度予算編成時の我が国の経済も年度を通じて厳しい状況が見込まれ、経済の低迷は町の産業・経済にも大きく影響を受け、本町の予算編成においても町税の増収も期待できず、新たな収入増も望めなく、その反面、地方債の償還を初めとする義務的経費等の増加が見込まれ、財政を取り巻く環境は前年よりも厳しい状況が考えられますことから、健全財政維持方針を策定し、引き続き行財政改革実施計画を踏まえた予算編成となり、縮小した予算規模であったところであります。

また、一般会計の最終の予算額で見ますと、当初予算額よりも5,571万4,000円の減の補正予算となり、当初予算額より下回るという予算額になったところでもあります。

その執行状況、決算状況を申し上げますと、一般会計及び6つの特別会計を合わせた全体の決算は、歳入総額で128億2,047万円で、それに対し歳出総額は124億8,551万円で、差引額は3億3,496万円となりました。

その内容につきましては、一般会計を主に説明いたしますが、一般会計の歳入決算総額は82億9,289万円で、前年度よりも16億9,204万円の減で、平成2年度の85億7,200万円よりも少ない決算規模となったところでもあります。

その主な減少の内容といたしましては、歳入では、主たる自主財源であります町税はほぼ前年と同額でありましたが、地方交付税は新設されました臨時財政特別債などへの振替もあり、大きく減額となっておりますが、その振替分を含めたといたしまして1億円程度の減額となっております。また、西小学校の改築工事、橋梁のかけかえ工事などの事業完了に伴います補助金及び町債の減、さらに江花地区簡易水道事業の完了による基金繰り入れ等の減が主なものとなっております。

歳出におきましては、総額81億5,366万円で、前年度よりも17億4,691万円の減となっております。

その主なものといたしましては、歳入でも申し上げましたが西小学校、橋梁のかけかえ等の建設事業費、また積立金、特別会計の繰出金等の減、さらに交際費、人件費、扶助費等の義務的経費につきましても減となっており、行政改革実施の推進によります成果ともあらわれてきているところでもあります。

このような執行状況下での全般にわたっての主な事業といたしましては、健康・福祉施策としましては、仮称であります、保健福祉総合センター建設に向けての基本計画に基づく関係機関からの意見の聴取、寝たきり老人ゼロ作戦の展開、福祉バスの購入、介護保険事業基金を創設し、積み立てをいたしております。

生涯学習施策では、清富小学校活用基本計画の策定、上小・東中小の教育コンピューターの整備、上小・東中小・上中・東中中の放送設備の整備、西小学校等の体育館の整備、公開研究会への助成、教員住宅の改善・水洗化、上富良野高等学校生徒に対する入学支度金、修学資金の貸し付け、パークゴルフ場の新設、パソコンを初め各種講座の開設をいたしました。

農業施策では、農地流動化促進対策事業補助、担い手農業者支援対策補助、畜産基盤再編総合整備事業負担、食肉処理施設衛生管理緊急対策補助、農業生産基盤や農道整備等もいたしました。

商業・観光施策では、小規模事業者店舗増改築補助、英語・台湾語の観光パンフレットやホームページの作成をいたしました。

潤い快適な生活環境施策等では、市街地街路灯の設置、オートキャンプ場の備品の整備、日の出公園の遊具の整備、町営住宅の建設やストック計画の策定、清富地区飲料水供給施設整備計画の着手、公共下水道の新設及び終末処理場水処理施設の増設、東中簡易水道石綿管及び計装の設備の更新、演習場周辺無線放送設備の整備、一般廃棄物一時保管庫の建設、プラスチック類の分別収

集・生ごみ分別収集の施行、道路の改良・舗装、歩道、橋梁の整備等の主要な重点施策を実施し、健全財政に努めながら予算の執行を終えたところであります。

結果、議員各位、町民各位並びに各関係機関・団体等の御理解と御協力によりまして、一般会計及び6つの特別会計とも黒字で決算することができました。

ここに平成13年度の決算書及び具体的な主要施策の成果を取りまとめました、別冊で平成13年度主要施策の成果報告書をあらかじめ配付させていただいたところであります。

また、決算書の巻末部分には、決算にかかわる所定の調書を付表として添付してございますので、審議・審査の参考とされますようお願いを申し上げます。

以下、議案及び平成13年度の各会計収支総括並びに財産の移動関係について申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議案第7号平成13年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成13年度上富良野町一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計及びラベンダーハイツ事業特別会計の歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

決算書の2ページをお開き願いたいと思います。

平成13年度の各会計別収支総括表でございます。これにより数的な概要の説明をいたしたいと思います。

一般会計並びに6つの特別会計の総トータルでございます合計欄を見ていただきたいと思います。

まず、予算額は128億5,886万5,000円、調定額は130億29万934円、収入済額が128億2,047万232円、不納欠損額が206万8,717円で、収入未済額が1億7,775万1,985円で、収入済額が124億8,550万9,904円で、差引残額が3億3,496万328円となっているところでございます。

収入の執行率は、調定対比で98.62%、予算対比では99.7%、支出の予算対比では97.1%となっているところであります。

また、この表中の括弧書きは、平成12年度から平成13年度会計への繰越明許費の内数でございます。

一般会計の繰越明許費の歳入の状況につきましては8ページから9ページに、それから歳出につきましては12ページから13ページに、その内容を記載しておりますので、後ほど御高覧いただきたいと思います。

また、公共下水道事業の繰越明許費の歳入につきましては156ページから157ページに、歳出は158ページから159ページに、その内訳を記載してございます。

介護保険特別会計の繰越明許費の歳入につきましては172ページから173ページに、歳出は174ページから175ページに、その内訳を記載してございます。

また、一般会計のそで括弧書きは、平成13年度会計から平成14年度会計の繰越明許費の内数であります。括弧書きの説明につきましては、欄外に記載してあるところでございます。

次に、各会計の不納欠損の状況ですが、一般会計につきましては、付表の221ページの欠損処分調書

に載せてございますが、町民税で14件、固定資産税で9件で、合わせて23件の欠損処分を行っております。

また、国民健康保険会計につきましては、243ページの保険税欠損処分内訳書に記載しておりますが、保険税の一般分で26件の欠損処分を行っております。

公共下水道会計につきましては、257ページの下水道使用料徴収調書に載せておりますが、下水道使用料の滞納分で8件の欠損処分を行っております。

次に、収入の未済額であります。まず一般会計におきましては、繰越明許費の9,188万円を除いた収入未済額は4,065万4,995円となり、うち町税関係は3,287万1,097円であり、その内訳につきましては216ページに、ほかには税外収入、保育料等とが住宅使用料等でございますが、778万3,898円で、その内訳につきましては221ページに載せておるところでございます。

また、国民健康保険特別会計の収入未済額は、保険税の4,122万7,606円で、その内訳につきましては243ページに載せてございます。

また、公共下水道特別会計では、受益者負担金及び下水道使用料で369万4,984円で、その内訳につきましては256ページに載せてございます。

また、介護保険特別会計では、介護保険料で29万4,400円で、その内訳は262ページに載せてございます。

以上が収入の未済額の状況であります。

歳出の執行状況でございますが、一般会計の執行率は14年度の繰越明許費を除いた執行率で申し上げますと、98.54%となるところでございます。

次に、付表の財産の関係について御説明を申し上げます。207ページをお開き願いたいと思います。

財産に関する調書でございます。1番目の公有財産、(1)で土地及び建物、(ア)で行政財産でございます。財産に関する調書の13年度中の移動の関係について申し上げます。

区分欄の公共用財産、その中の公営住宅でございますが、27.66平米の減となっております。これにつきましては、西町2丁目宅地売り払いによる減でございます。

それから建物関係でございますが、木造の関係で、その他の施設で76.35平米の減となっております。これにつきましては、東明会館建設がえによる減でございます。

次が非木造の関係でございますが、公営住宅の関係で628.52平米の増となっております。これにつきましては、東明団地公営住宅新築による増でございます。

その他の施設関係では、442.8平米の増となっております。これにつきましては、クリーンセンターの保管庫及び東明団地カーポートの増でございます。

次に、普通財産の関係でございますが、区分欄の普通財産、その他の施設で、土地の関係で1,736.9平米の減となっております。これにつきましては、旧武道館、旧防災事務所、旧独身寮の用地の売り払いによる減でございます。

増といたしましては、泉町1丁目道路用地用途がえによる増があるところでございます。

次が建物関係でございますが、木造の関係で、その他

の施設で855.03平米の減でございます。これにつきましては、旧武道館、旧防災事務所、旧独身寮の建物取り壊しによる減となっております。

それから非木造の関係につきましては、その他の施設で26.41平米の減となっております。これにつきましては、旧防災事務所の車庫の取り壊しによる減でございます。

以上が行政財産及び普通財産の移動関係でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。208ページでございます。

有価証券の関係でございますけれども、13年度におきましては、移動がなかったところでございます。

次、209ページを見ていただきたいと思います。

基金の関係でございますが、ここには財政調整基金外14の基金がございます。そのほかに備荒資金組合の基金がございます。

また、この表の中の括弧書きにつきましては、14年5月31日現在での金額を載せてございます。

15基金の合計額でございますが、合計額の欄を見ていただきたいと思います。13年3月31日現在、前年度末でございますけれども、18億4,348万8,045円となっております。年度中の増加額が5億6,391万9,327円、年度中に取り崩した額が3億9,049万6,924円。14年の3月31日現在では、20億1,691万4,488円となっております。これが14年の5月31日現在では、2億4,803万6,659円となっております。

以上が財産の状況であります。

以上で説明いたします。それぞれの決算の付表、説明書等を添付してございますので、御審議の参考にしていただきたいと思います。御審議賜りまして、御承認くださいますようお願いいたします。

議長(平田喜臣君) 次に、監査委員の審査意見を求めます。

代表監査委員高口勤君。

代表監査委員(高口勤君) 各会計決算審査意見について御報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された平成13年度上富良野町一般会計外6特別会計歳入歳出決算及び各基金の運用状況について、平成14年7月22日から9月10日まで実日数19日間で各会計歳入歳出決算及び証拠書類、その他政令で定める書類並びに同法第241条第5項の規定により審査いたしました。

各基金の運用状況を示す書類については、7月26日の1日間をもって審査いたしました。

審査に当たりましては、町長から提出された各会計歳入歳出決算書及び関係調書が関係法令に準拠して調製されているか、計数に誤りはないか、財政運営及び財産管理は適正か、予算が適正かつ効率的に執行されているかなどを主眼に、関係諸帳簿及び伝票を初め証拠書類と照合し、その他必要と認める審査を行いました。

審査に付された一般会計、特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められます。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認められます。

審査の詳細については、お手元に配付意見書のとおりであり、既に御覧いただいたものと思いますので、概要のみ御説明させていただきます。

平成13年度一般会計及び特別会計の総決算状況は、2ページ表1の各会計収支状況のとおり、前年度に比べ歳入額9.8%、13億9,299万3,000円の減、歳出額10.2%、14億2,207万5,000円の減と前年度を下回っています。

歳入歳出差引額は3億3,496万円の残額となっており、翌年度へ繰り越すべき財源として一般会計分繰越明許費1,428万8,000円が含まれており、この額を控除した実質収支額は3億2,067万2,000円で、前年度の実質収支額3億25万1,000円に対し、2,042万1,000円増加しています。

予算の執行状況については、歳入の予算対比が99.7%で前年度に対し1.2ポイント、調定対比が98.6%で前年度に対し0.2ポイント上回っています。繰越明許費分を差し引いた実質的な収入未済額は8,587万2,000円で、前年度と比較して9.9%、771万3,000円の増額となっています。

各会計別の決算概要について御説明いたします。

4ページからの一般会計の概要は、繰越明許費を含めた予算現額83億8,103万7,000円に対し、歳入決算額は82億9,289万4,000円、歳出決算額は81億5,366万7,000円で、歳入歳出差引額1億3,922万7,000円が余剰金となっており、翌年度への繰越明許費を控除した実質収支額では、1億2,493万9,000円が14年度へ繰り越されています。

歳入に関する予算の執行状況は、予算現額に対する執行率が99.0%で前年度に対して0.8ポイント、調定額に対する収入率が98.4%で前年度に対して1.0ポイントそれぞれ下降しています。

歳出に関しては、予算現額に対する執行率が97.3%で前年度に対して1.6ポイント下降し、前年度に比べて歳入歳出とも執行率が若干下降しています。

歳入収納状況は5ページ、表2で示すとおりで、町民税、固定資産税等の滞納繰越分の納入により、前年度に比べて増加となっていますが、収入未済額は15.5%増加となっています。不納欠損処分及び収入未済の状況は、町税において23件、60万8,000円が欠損処分され、繰越明許費9,188万円を除いた収入未済額は町税、負担金、使用料、雑入で総額4,065万5,000円となっています。

支出に関する予算の執行については、おおむね適正に執行されています。

歳出決算の性質別経費の状況は7ページ、表3のとおり、前年度と比較して消費的経費、投資的経費、公債費、繰出金のいずれも減少しています。

財政状況は8ページ、表4のとおり、前年度に比べて財政力指数、経常収支比率、公債費負担比率は前年度と比較してすべての数値が微増し、厳しい財政運営を強いられていることがうかがわれます。

予算執行全般について公平な負担、適正で効率的な事務執行または事業運営が行われているかの観点から、より一層効率的で効果的な町政執行に努め、健全な財政運営を図られるよう望みます。

9ページからは各特別会計であります。

最初に、国民健康保険特別会計の概要は、10ページ、表5のとおり、予算現額10億4,993万7,000円に対し、歳入決算額10億7,131万6,000円、歳出決算額10億297万1,000円、歳入歳出差引額6,843万5,000円が余剰金として翌年度へ繰り越されています。

歳入は、前年度に比較して保険税が8.6%増加したほか、国庫支出金等が増加し、道支出金等は減少し、歳入総額では前年度に比較して2.2%増額となり、予算現額に対する収入割合は102.0%、調定額に対する収入割合は96.2%となっております。

歳出は、前年度に比較して保険給付件数は10.7%、保険給付費は11.1%増加したほか、老人保健拠出金、介護納付金等が増加し、基金積立金、諸支出金が減少しました。歳出総額では、前年度に比較して6.3%の増加となり、予算現額に対する執行率が95.5%となっております。

11ページ、保険税、介護納付金の収納状況は表6で示すように、13年度の収納率は前年度に対して現年度分が96.2%で0.2ポイント下降し、滞納繰越分が19.1%で6.6ポイント上昇しています。

収入未済額は前年度に比較して11.1%増加し、不納欠損処分額は前年度に比較して57.3%減少しています。

12ページ、保険給付等の状況は表7で示すとおり、前年度に比較して全項目がいずれも増嵩し、保険給付費額は7億7,580万7,000円に増加しています。

国民健康保険特別会計における財政の安定には、収納率の向上対策に一層の取り組み、強化を図られるとともに、健康づくり等、保健・予防事業の積極的な推進に努め、医療給付費の減少に向けて一層の努力を望むものであります。

13ページからの簡易水道事業特別会計の概要は、歳入決算額は1億8,699万9,000円、歳出決算額は1億8,479万7,000円で、歳入歳出差引額220万2,000円は余剰金として翌年度へ繰り越されています。

歳入について、前年度に比較して水道等の使用料が10.8%、一般会計繰入金が76.3%減少しています。水道使用料などは収入未済がなく、調定額どりの収入となっています。

歳出について、前年度に比較して簡易水道事業費が32.6%減少し、公債費は7.0%増加しています。

利用状況は14ページ、表8のとおり、有収率は88.2%と前年度に対して2.2ポイント上昇しています。

今後とも有収率の向上に努めるとともに、良質で低廉な飲料水供給を基本に、健全経営に一層努力されるよう望むものであります。

15ページからの老人保健特別会計の概要は、歳入決算額14億3,643万6,000円、歳出決算額14億333万8,000円で、歳入歳出差引額3,309万8,000円が余剰金として翌年度へ繰り越されています。

医療給付の状況は表9で示すとおり、前年度より対象者が61名、受診件数が13.4%、医療給付費及び医療費支給費は8.9%それぞれ増加しています。1件当たり金額は前年比で3.9%、1,515円減少し、1人当たり金額は前年度比で5.1%、3万9,238円増加

しています。

16ページからの公共下水道事業特別会計の概要は、歳入総額10億5877万円、歳出総額9億6,497万6,000円で、歳入歳出差引額4,089万4,000円が余剰金として翌年度へ繰り越されています。

水洗化の普及状況は表10で示すとおり、普及率は前年度と同水準、人口に対する水洗化率は前年度に対して3.4ポイント上昇しています。

使用料は、処理区域の拡大、水洗化戸数の増加などによって前年比12.0%増加しています。

負担金及び使用料の未納金は減少し、回収に努力されています。また、処理区域内未利用者に対し水洗化事業の趣旨を啓蒙、普及推進を図られたいと思います。

17ページからの介護保険特別会計の概要は、歳入決算額5億1,527万1,000円、歳出決算額4億9,284万3,000円で、2,242万8,000円が余剰金として翌年度へ繰り越されています。

保険料の収納状況は、予算現額に対する収入割合は101.8%、調定額に対する収入割合は99.5%で、29万4,000円が未納となっています。

保険給付の状況は表11で示すとおり、保険給付費は前年度対比16.1%増加し、給付は在宅サービスが26%、施設サービスが73.4%、その他のサービス0.6%の比率でされており。

介護制度発足2年を経過し、介護認定者数や保険給付費などが増加し、制度が定着してきております。一方、保険料未納額も増加しており、他会計からの事例を参考とし、その回収に努力していただきたいと思います。

16ページからのラベンダー・ハイツ事業特別会計の概要は、歳入決算額3億1,168万3,000円、歳出決算額2億8,291万8,000円で、2,876万5,000円が余剰金として翌年度へ繰り越されています。

サービス収入状況は表12に示すとおり、予算額に対する割合は101.3%、調定額に対する収入割合は100.0%となっております。

利用状況は19ページ、表13に示すとおり、1日平均利用人数は、施設サービス利用が50.3人、短期入所生活介護利用が4.0人、通所介護利用が11.3人、サテライト利用が7.3人となっています。

短期入所生活介護利用は、前年対比274.0%と利用が大幅に増加しており、施設の効果的な利用が促進され、通所介護利用においても寝たきりゼロ作戦への対応としてサテライトの充実を図ることが必要と考えます。

各種基金の運用管理状況は、決算書付表の数値と一致しており、適正であると認めます。

運用面においては、ペイオフ対策や長引く超低金利などの厳しい金融事情の中にあって、繰替運用等により成果を上げており、今後も町財政の健全化を推進するため、安全で有利な計画的な運用に努められたいと思います。

むすびに、各会計全般にわたり意見を示したが、提出された各会計の決算書を慎重かつ厳正に審査を実施した結果、計数に誤りがなく、事務処理上もおおむね適正に処理されていると認めます。

今後町政執行に当たり、地方自治体に課せられた行政執行の責任は、地方分権などにより一段と重くなっています。この責任を果たしていくためには、経済情勢や国・道の行財政の動向を見きわめながら、適正かつ効率的な行財政の運営に努め、さらに住民福祉の向上に最大

限の取り組みを望むものであります。

以上で、平成13年度上富良野町各会計決算及び各基金の運用状況審査意見書の説明にかえさせていただきます。

議長(平田喜臣君) これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第7号平成13年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件は、なお十分な審査を要すると思われまますので、この際、議長及び議員の中から選任された監査委員を除く18名の委員をもって構成する各会計決算特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の調査権を委任の上、議会閉会中の継続審査とすることといたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(平田喜臣君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、18名の委員をもって構成する各会計決算特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の調査権を委任の上、議会閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程第9 議案第8号

議長(平田喜臣君) 日程第9 議案第8号平成13年度上富良野町企業会計決算認定の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

初めに、病院事務長。

病院事務長(三好稔君) ただいま上程されました平成13年度上富良野町企業会計決算認定の件につきまして、朗読をもって説明とさせていただきます。

議案第8号平成13年度上富良野町企業会計決算認定の件。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成13年度上富良野町病院事業会計及び上富良野町水道事業会計の決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

病院事業会計から説明してまいります。

最初に、事業の概要から御説明申し上げたいと思ひますので、7ページをお開き願ひたいと思ひます。朗読説明とさせていただきます。

平成13年度上富良野町病院事業報告書。

1、概況。(1)総括事項。

今日医療をめぐる環境は、医学技術の急速な進展や人口の少子高齢化を初めとする社会環境の著しい変貌などにより大きく変化しつつあります。

国においては、医療費の増大と厳しい保険財政等を背景に高齢者の患者負担の見直し、診療報酬の大幅な引き下げなど、保健医療制度の大きな改革を進めております。このことは病院経営に大きな影響を及ぼすものであり、病院を取り巻く環境は一層厳しくなり、このような状況の中で病院が適切な医療サービスを提供し、地域の信頼にこたえていくためには、経営の健全化・効率化について創意工夫等強固な経営基盤の確立が求められております。

こうした状況の中、平成13年度の病院事業は、診療体制の見直しにより内科及び外科の2科体制とし、外科診療に旭川医大第1外科から医師1名の派遣を受けました。また、内科診療では、診療体制の充実のため、旭

川医大第3内科から医師1名の増員を受け、医療サービスの提供に努めてまいりました。

また、全身麻酔機など4点の医療器械の更新整備を行い、手術体制の整備に努め、手術件数は総体で155件となりました。

なお、平成13年度病院事業の決算状況につきましては、外来と入院を合わせた患者数は前年比9,281人、11.3%減少し、医業収益では前年比2,625万5,000円、3.2%減収となりました。

費用におきましては、医業費全体で前年比5,178万3,000円、5.3%減少いたしました。主因は薬剤の購入と材料費の減少によるものであります。

このほか医業外収益において不良債務解消に向けた一般会計からの繰入金もあり、平成13年度の収支決算は、純利益2,775万2,000円を計上することができました。

今後においても当病院の悲願であります健全経営に向けて、旭川医大との連携を密にし、職員一丸となって取り組み、地域医療と救急医療に良質な医療を効率的に提供するよう努力してまいります。

ア、患者数の状況であります。

入院患者数は一般診療分、療養型病床群のうち医療型を含むものでございます。では1万5,645人、介護保険診療分では7,065人で、年間合計では2万2,710人、1日平均62.2人でございます。前年対比では516人、2.3%の増加となり、入院収益は前年対比で3,294万4,000円、8.9%増の4億243万1,000円となりました。

外来患者数は、一般診療分では4万9,865人、介護保険診療分では3,277人で、年間合計は5万192人、1日平均205.7人。前年対比では9,797人、16.3%の減少となり、外来収益についても前年対比6,429万2,000円、17.4%減の3億518万円となりました。

イ、収益的収支。

収益的収支の状況は、収入総額では9億7,663万8,000円、前年対比で3,931万9,000円、3.9%減少し、支出総額では9億4,888万6,000円、前年対比で5,343万6,000円、5.3%の減少となり、差し引きでは2,775万2,000円の当年度純利益となりました。

ウ、資本的収支。

収入及び支出総額はそれぞれ5,222万8,000円で、収入内訳は、町からの出資金3,478万5,000円、企業債借入れ1,610万円、町民からの寄附金133万円などがあります。支出につきましては、企業債償還金2,571万1,000円、病院玄関内ドアの改修や病棟洗面台の取りかえなど改修工事661万5,000円、医療器械の更新整備や患者用ベット、車いす購入に1,990万2,000円支出したところであります。

以上が病院事業の概況でございます。

続きまして決算額を申し上げます。1ページ及び2ページをお開きいただきたいと思います。

平成13年度上富良野町病院事業決算報告書。

(1) 収益的収入及び支出。

収入。

以下、決算額のみ朗読してまいります。

第1款病院事業収益9億7,663万8,335円、第

1項医業収益8億437万6,014円、第2項医業外収益1億7,226万2,321円。

支出。

第1款病院事業費用9億4,888万6,157円、第1項医業費用9億2,767万7,425円、第2項医業外費用2,118万4,732円、第3項特別損失2万4,000円、第4項予備費ゼロ。

(2) 資本的収入及び支出。

収入。

第1款資本的収入5,222万7,759円、第1項出資金3,478万4,759円、第2項企業債1,610万円、第3項寄附金133万円、第4項固定資産売却代金1万3,000円。

支出。

第1款資本的支出5,222万7,711円、第1項企業債償還金2,571万759円、第2項建設改良費2,651万6,952円。

以下、3ページからの損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表、また9ページから22ページ等における事項について、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞ御審議賜りまして、認定くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

議長(平田喜臣君) 次に、上下水道課長。

上下水道課長(早川俊博君) 引き続きまして、水道事業会計の平成13年度決算報告の概況をさせていただきます。

朗読をもって御説明にかえさせていただきます。7ページをお開き願いたいと思います。

平成13年度上富良野町水道事業報告書。

1、概況。(1) 総括事項。

本事業が町民の日常生活に直結し、欠くことのできないものとして、使用開始以来28年を経過いたしました。

当年度の決算状況につきましては、収益的収支において、収入1億7,871万2,230円、支出1億6,582万6,643円で、純利益が1,288万5,587円で決算することができました。

次に資本的収支では、収入656万5,992円、支出6,899万736円で、不足する額6,242万4,744円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補てんして事業の推進を図ってまいりました。

収支も黒字で決算することができました。

また、地下水を利用している所帯を除いては、ほぼ100%近い普及率となっていることから、今後は受益者負担の原則に基づきまして、健全な公営企業としての運営に努めるとともに、地下水枯渇地域の水不足の解消及び老朽管の更新並びに漏水防止等維持管理に万全を期し、安全で良質な水道水の安定供給に努めてまいりたいと思います。

以上が水道事業の概況でございます。

続きまして、決算額を申し上げます。1ページ、2ページをお開き願いたいと思います。

平成13年度上富良野町水道事業決算報告書。

(1) 収益的収入及び支出。

収入。

以下、決算額のみを朗読してまいります。

1款水道事業収益1億8,682万4,674円、1項営業収益1億7,431万6,725円、2項営業外収益

1,199万64円、3項特別利益51万7,858円。
支出。

1項水道事業費用1億7,222万9,909円、1項
営業費用1億1,603万3,358円、2項営業外費用
5,376万214円、3項特別損失243万6,337
円、4項予備費ゼロでございます。

(2) 資本的収入及び支出。

収入。

第1款資本的収入656万5,992円、1項負担金
633万1,292円、2項固定資産売却代金23万4,
700円。

支出。

1款資本的支出6,899万736円、1項建設改良
費4,184万2,852円、2項企業債償還金2,71
4万7,884円でございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,2
42万4,744円は、過年度分損益勘定留保資金6,2
42万4,744円で補ってまいります。

以下、損益計算書など3ページから6ページ及び8ペ
ージ以降の朗読は省略させていただきます。

以上で朗読説明を終わらせていただきます。御審議い
ただきまして、議決いただきますようよろしくお願い申
上げます。

議長(平田喜臣君) 次に、監査委員の審査意見を求
めます。

代表監査委員高口勤君。

代表監査委員(高口勤君) 企業会計決算審査意見に
ついて報告いたします。

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に
付された平成13年度病院事業会計及び水道事業会計
の決算について、平成14年6月3日付で提出された平
成13年度病院事業会計及び平成13年度水道事業会
計の決算書について、6月11日から7月30日までの
実日数9日間をもって、決算報告書、財務諸表及び附属
書類が関係法令に準拠して作成され、その事業の経営成
績及び財務状況が適正に表示されているかどうか、関係
諸帳簿及び証拠書類と照合のほか、担当者から意見を聴
取するなど必要と認められる審査をいたしました。

審査に付された各企業会計の決算に関する諸表は、財
政状態及び経営成績を適正にあらわしているものと認
めます。

審査の詳細については、お手元に配付意見書のとおり
であります。既に御高覧いただいたものと思いますの
で、概要のみ御説明いたします。

初めに、本年度町立病院事業会計の事業収支は、6ペ
ージ、事業収支と利用状況の推移のとおり、総収益は9
億7,663万8,000円、総費用は9億4,888万
6,000円で決算され、差し引きでは2,775万2,
000円の純利益が前年度に引き続き計上され、決算後
の累損欠損金は6億9,926万9,000円となります。

黒字決算の主な要因としては、医師の交代による人件
費及び減価償却費の減、営業外収益における不良債務解
消に向けた一般会計からの繰入金等によるものです。

利用の状況は、入院患者は一般診療と介護保険診療の
年間合計で2万2,710人、前年度より2.3%増、病
床利用率は77.8%に増加し、1日平均の入院患者数
は62.2人でございます。

外来患者は、一般診療と介護保険診療の年間合計で5

万192人、前年度より16.3%減となり、1日平均
の外来患者数は205.7人と前年度を大きく下回るも
のです。

総収益は、前年度より3.9%減少し、9億7,663
万8,000円となり、病院経営の経営基盤である営業
収益は3.2%減少し、8億437万6,000円となっ
ています。入院収益は前年度より8.9%増の4億24
3万1,000円、外来収益は前年度より17.4%減の
3億518万円となっています。

患者負担金未収金の状況は、過年度分102件、金額
384万3,000円が年度末において未収金となっ
ており、利用者の公平な負担と病院の健全経営を図るた
めにも長期未収金の解消には具体的な方策を構築し、よ
り一層の努力を求めます。

総費用は、前年度より5.3%減少し、9億4,888
万6,000円となり、営業費用は前年度より5.2%減
少し、9億2,767万7,000円となっています。費
用のうち資産減耗費、研究研修費が増加し、給与費、医
薬材料、経費、減価償却費等が減少した主なものであり
ます。

8ページ、経営財務分析の状況その2のとおり、診療
収入に対する給与費の割合は3.2ポイント増の87.
4%に、医療材料費の営業収益に対する割合は4.4ポ
イント減の20.6%になっています。

資本的収支の状況は、総額5,222万8,000円が
企業債償還金と建設改良費に支出され、その主な財源は
町出資金と企業債借入、寄附金によるものです。

一般会計からの繰入金の状況は、19ページ、病院事
業への繰入金に関する調のとおり、収益勘定と資本勘定
に実績入額2億7,354万8,000円が繰り入れら
れています。

財務状況は、7ページ、経営財務分析その1のとおり、
総収益対総費用比率、自己資本構成比率、流動比率、営
業収益対営業費用比率、企業債償還額対減価償却費比率
が上昇し、固定資産対長期資本比率、負債比率、不良債
務比率が下降しており、引き続き経営向上に努力が必要
であります。

まとめとして、病院事業会計の決算内容について審
査、分析したところでありますが、国の医療費抑制の諸
施策が継続されている中であって、改善の努力はされて
いるが、依然として危機的な状況にあります。この現状
を十分認識し、一層の病院利用の向上と営業収益の増加
対策に努め、効率的な経営基盤の確立が必要でありま
す。

町民の期待と信頼にこたえる医療機関とするため
には、医療に携わる院長以下全職員の改革意識の継続が
必要であり、職員全員が一丸となって住民医療サービスの
向上と経営の健全化に向けたより一層の努力を求めま
す。

次に、水道事業会計収支は、11ページ、事業収支と
利用状況の推移のとおり、総収益は1億7,871万2,
000円、総費用は1億6,582万7,000円で、と
もに前年より1.6%減少し、1,288万5,000円
が純利益として決算され、翌年度繰越利益剰余金は4,
255万7,000円となっています。

資本的収支の状況は、総額6,899万1,000円が
建設改良費と企業債元金償還金に支出され、これらの財
源は工事負担金及び過年度分損益勘定留保資金が充て
られています。

財務状況は12ページ、経営財務分析その1のとおり、総収益対総費用比率は同率、自己資本構成比率、企業償還額対償還財源比率、流動比率、営業収益対営業費用比率が上昇し、固定資産対長期資本比率、負債比率が下降しています。

経営財務状況は、11ページ、事業収支と利用状況の推移と、13ページ、経営財務分析その2のとおり、給水量、有収率、施設利用率が減少しています。有収水量1立方メートル当たりの給水原価と供給単価の差は、4円50銭と前年度より2円88銭上昇しています。

水道料金は、平成12年度までの495万7,000円が長期未収金となっており、利用者の公平な負担の原則から、未収金の回収に一層の努力を求め、不誠実な未納者に対しては、給水の停止等も含めた断固とした態度で当たることも必要と思われる。

まとめとして、水道事業の経営は安定しているが、今後、企業償還や老朽化する施設の改修など計画的な経営が求められます。経費の節減に一層努めるとともに、地方公営企業の基本理念である「公共の福祉の増進と企業の経済性発揮」という両面の使命を持って、今後とも町財政の厳しい状況を踏まえ、自主自立のできる健全な経営を行い、低廉で安全かつ安定した水の供給に一層の努力を望むところであります。

両企業会計について、慎重かつ厳正な審査を実施し、結論として、決算はいずれも関係法令に準拠して作成され、また計数にも誤りがなく、おおむね適正であることを認める。

なお、16ページ以降に各種資料等を参考として添付してございますので、御覧いただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

議長（平田喜臣君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第8号平成13年度上富良野町企業会計決算認定の件は、なお十分な審議を要すると思われるので、この際、議長及び議員の中から選任された監査委員を除く18名の委員をもって構成する企業会計決算特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の調査権を委任の上、議会閉会中の継続審査とすることといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、18名の委員をもって構成する企業会計決算特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の調査権を委任の上、議会閉会中の継続審査とすることに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時15分 再開

議長（平田喜臣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第10 議案第6号

議長（平田喜臣君） 次に、日程第10 議案第6号専決処分の承認を求める件（平成14年度上富良野町一般会計補正予算（第3号））を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（田浦孝道君） ただいま上程されました議案第6号専決処分の承認を求める件につきまして、御説明申し上げます。

本件につきましては、農耕トラクターなどの農業機械に対する課税誤りに関しまして、法令の規定に基づく過去5カ年分の固定資産税を還付するための条件が整いましたことから、9月の2日付をもちまして、平成14年度上富良野町一般会計補正予算（第3号）としまして専決処分を行ったものでございます。

なお、固定資産税の課税誤りとなりました原因及び経過などにつきましては、町長が行政報告の中で申し上げましたことから省略をさせていただきます。

それでは、議案を順次朗読しながら御説明をいたします。

議案第6号専決処分の承認を求める件。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

記。

処分事項、平成14年度上富良野町一般会計補正予算（第3号）

次をお開き願います。

専決処分書。

平成14年度上富良野町一般会計補正予算（第3号）を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成14年9月2日、上富良野町長尾岸孝雄。

次に、補正予算の内容に移りますので、1枚お開き願います。

平成14年度上富良野町一般会計補正予算（第3号）

平成14年度上富良野町の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

1ページをごらん願います。

第1表の歳入歳出予算補正の内容について申し上げますが、必要な財源を全額予備費に求めましたことから、歳出予算の中での組み替えとなっております。

それでは、組み替えを行いました歳出の内訳について補正額を申し上げます。

2款総務費、2項徴税費1,097万9,000円。

15款予備費、1項予備費1,097万9,000円の減。

歳出合計の額につきましては、款の組み替えによりますので、補正額につきましてはゼロとなります。

このたびの増額しました額の内訳を申し上げますが、件数で135件、還付税額では902万8,700円であります。それに還付加算金195万円を加えまして、還付総額では1,097万8,700円となったところでございます。

なお、2ページ以降の記載してございます事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上が専決処分を行いました補正予算の内容でございます。御審議賜りまして、お認めくださいますようお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

3番福塚議員。

3番（福塚賢一君） 処分書の案について、処分についてですね。案でございせんね。処分書について、内容について、お伺いをしたいと思います。

課税ミスにかかわる一連の事務については、完結されたものという考え方に自分は立っております。したがって、だとするならば、課税ミスの内容を客体別に考えてみるときに、いわゆる償却資産の評価が間違っていた。それについては戻しますと。ついては、軽自動車に課税する税が徴収される内容の客体もがあると思っておりますが、完結された事務とするならば、当然軽自動車税の100万円近い課税客体が歳入で見なければならぬものがあると思っておりますが、なぜここでその歳入を見ないで歳出だけ専決処分したのか、その点についてお伺いしたいと思います。

聞いていることは、歳入の軽自動車税の100万円近い金額はなぜ専決処分しないのかと。いつの時点で歳入を図られるのか、そこをお尋ねしたいと思います。

以上です。

議長（平田喜臣君） 税務課長、答弁。

税務課長（越智章夫君） ただいま質問がありました3番福塚議員の質問にお答えを申し上げます。

歳出につきましては、確定して還付したところでありましたが、歳入につきましては、まだ課税の段階でございまして、これにつきましても完結した段階で御報告を申し上げるものでございます。

以上でございます。

議長（平田喜臣君） 3番福塚議員。

3番（福塚賢一君） 努めて理解に立ちたいと思っておりますけれども、今回の今、税務課長の話では、まだ確定できないと。なぜ確定できない、その理由を先に述べてもらわなければ、完結したことによって納めてくれた方に一日も早くお金を返そうと。かかるものに対しては軽自動車税でかかってくるわけですから。では、こういうことで専決処分の今回には内容のらなかったと、その辺の説明が足りないと思うのですよ。だから、どうも今の説明が希薄である。もっと細やかな、なぜ、その歳入を見なかったということは、こういう理由で見ないのだと、だから12月で補正します、後日の臨時議会で補正しますと。だから、どうして歳入を見ないで歳出だけ見たのか、そこを聞いているのですよ。もう一度お願いします。

議長（平田喜臣君） 歳入が確定できない詳細原因を再度答弁を求めます。

税務課長。

税務課長（越智章夫君） 再質問にお答えを申し上げます。

9月2日の時点におきましては、歳入につきまして、まだすべて申告……、全部まだいじったわけでございせんので、まだ確定しておりませんでした。その後におきまして、全件回り終えました時点で、この旨につきまして、歳入について確定をさせたいと思っております。

以上でございます。

議長（平田喜臣君） 要は申告だということか……。

3番福塚議員。

3番（福塚賢一君） 要するに税金は申告納付ですか

ら、その態勢で我が役場は待つと、慎重を期すということですね。このたびは理解しておきたいと思う。今後、適正課税について、職務に精励されることをますます御期待申し上げ、終わりたいと思います。

以上です。

議長（平田喜臣君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり承認されました。

日程第11 議案第1号

議長（平田喜臣君） 日程第11 議案第1号平成14年度上富良野町一般会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（田浦孝道君） ただいま上程されました議案第1号平成14年度上富良野町一般会計補正予算（第4号）につきまして、先にその概要を申し上げます。

まず、その1点目は、10月からスタートしますごみの完全分別と非資源化ごみの有料化に関連しまして、減量化施策でございます生ごみの堆肥化容器の購入費助成枠につきまして、町民の要望にこたえるべく追加をいたします。また、町の行政機関から排出されるごみの収集・運搬作業を新たに外部へ委託するための経費などにつきまして措置をいたします。

次に2点目は、西部地区簡易水道施設の里仁浄水場におきます水質が濁るなどの対策の一環としまして、試験ポーリングを行います。また、静修浄水場取水井水位計装置の不具合を解消するため、新しい器具に取りかえるほか、簡易水道事業におきます新たに必要とする経費を特別会計に繰り出しを行います。

次に3点目は、農業関係についてでございますが、いわゆるBSEの発生に伴う国産牛肉の消費低迷などによります畜産農家の経済的問題への対応策としまして、町内の和牛及び乳廃牛などを食肉市場へ出荷する場合の輸送費の一部につきまして新たに助成策を講ずるものでございます。また、国営しろがね地区土地改良事業の推進を図る必要から、国の事務委託を受け、3町にまたがる受益農家に関します諸調査を実施するための経費を措置します。

次に4点目は、郡部の小規模校を除く市街地内の大規模小中校3校に対し、地域に開かれた学校づくりをより一層推進する目的で、この10月から新たに学校評議員を配置するための経費を措置します。

以上申し上げます事項以外に規定の事務事業につきまして、必要な経費の調整を行うための予算の調製を行ったところでございます。

それでは、以下、議案を朗読しながら御説明してまいります。

議案第1号平成14年度上富良野町一般会計補正予算（第4号）

平成14年度上富良野町の一般会計の補正予算（第4

号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ497万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億9,145万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

次に1ページをごらん願います。

このページから3ページにかけましては、第1表歳入歳出予算補正の内容でございます。ここでは款ごとの補正額のみ申し上げます。

1、歳入。

10款分担金及び負担金3万8,000円。

12款国庫支出金970万2,000円。

13款道支出金1,222万5,000円の減。

14款財産収入6,000円。

15款寄附金16万円。

18款諸収入4万9,000円。

19款町債270万円の減。

歳入合計は497万円の減でございます。

次、2ページの歳出について申し上げます。

2款総務費246万円。

3款民生費81万7,000円。

4款衛生費733万9,000円。

6款農林業費1,096万円。

7款商工費62万8,000円。

8款土木費643万9,000円の減。

9款消防費175万6,000円。

10款教育費532万1,000円の減。

3ページに移ります。

15款予備費1,717万円の減。

歳出合計は、497万円の減となります。

次、4ページの第2表の債務負担行為補正の内容について申し上げます。

既に御議決いただいております富原橋架換事業の限度額を増額変更するものでございます。このたびの実施設業務によりまして、既決限度額に3,298万6,000円を追加いたしますのでございます。

次、第3表の地方債補正について申し上げます。

表に記載の6事業につきまして限度額を変更いたしますのでございます。

特に富原橋架換事業につきましては、国が示しております地方債許可方針におきまして、200万円未満の場合の許可されないことなどによりまして改限をいたします。その他の事業につきましては、事業費の確定あるいは事業費の調整に伴い変更を行うものでございます。

次、5ページから8ページにかけます歳入歳出予算事項別明細書の総括部分につきましては、説明を省略させていただきます。

次、9ページからの歳入部分につきまして、科目の項ごとに主な概要を簡単に御説明申し上げます。

最初に、10款分担金及び負担金、2項負担金3万8,

000円。これにつきましては、介護予防事業におきまず利用者負担の増を見込み、計上いたすものでございます。

次、11ページに移ります。

12款国庫支出金、2項国庫補助金20万円の減。まず、道路事業と河川事業につきまして、説明欄に記載のとおり、事業費の調整に基づき予算の構成をいたすものでございます。さらに調整交付金につきましては、充予定事業のパークゴルフ場整備に伴います事業費の確定によりまして減額となる部分でございますが、その減額となる交付金相当分につきまして、他の継続事業となっております市街地街路等の設置事業へ振り向け、当該事業の推進を図ることといたすものでございます。

次、3項委託金990万2,000円。1点目は、国営しろがね地区の関係であります。開発局から委託されることから、その財源を計上いたすものでございます。次の演習場の進入路舗装の関係につきましては、事業費の調整によるものでございます。

次、13ページの13款道支出金、2項道補助金1,324万8,000円の減であります。まず、民生関係におきましては、介護予防事業と老人医療費の増加見込みによりましてでございます。

次に、農林業関係の中で、農業費の減額につきましては、当初におきまして集団が事業主体となりまして、間接補助事業によりまして農業機械の導入を予定してございましたメニューがこのたび直接補助としまして事業を完了しましたことから、歳入歳出におきましてともに減額をいたすものとなっております。それと耕地関係につきましては、制度の改正に伴うものでございます。

また、土木費の関係につきましては、それぞれの事業費調整に伴うものでございます。

次、3項委託金102万3,000円。農林業費では、道営事業に伴います委託費の増であります。また、商工費につきましても、北海道から委託を受けております施設管理費の冬期作業に伴います増加がその主なものでございます。

次、15ページ、14款財産収入、2項財産売却収入6,000円。これにつきましては、日の出公園の展望台進入路入り口付近に民地との境界部分でございますが、樹木が植わってございますが、民地への日照を遮るといことから、支障木として伐採し、売り払うものがこの部分でございます。

次、17ページ、15款寄附金、1項寄附金16万円あります。まず、町内の3人の方々から御寄附をいただいたものでございますが、そのうちお二人から13万円の分につきましては、保健福祉施設の整備資金としてでございます。残りお一人の方につきましては3万円でございますが、学校図書館の購入資金ということでちょうだいしてございますので、それぞれの目的に沿いまして、歳出におきまして同額それぞれ計上をいたしたものでございます。

次、19ページに移ります。

18款諸収入、4項雑入4万9,000円。これは町が支払ってございます医療費のうち、高額療養費分を本人から返納していただく部分でございます。

次、21ページに移ります。

19款町債、この部分につきましては、地方債の補正の分で申し上げましたので、省略いたします。

次、23ページから歳出についてでございますが、歳

入同様の方法で簡単に御説明申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費180万円。冒頭申し上げましたごみの分別と有料化に対応するため、所要の額を計上いたすものでございます。

次、2項徴税費5万円。このたび富良野地区の青色申告会連合会が創立50周年を迎えるに当たりまして、その記念事業費に対しまして費用の一部を助成するものでございます。

次、3項戸籍住民基本台帳費61万円。ここでは既に印鑑登録証明用としまして、町民の方々に登録カードを発行してございますが、今後、新規での登録、あるいは既に交付してございます方々からの再交付に備えるべく、追加で新たに登録カードを作成するものでございます。

次、25ページに移ります。

3款民生費、1項社会福祉費81万4,000円。まず1点目につきましては、保健福祉施設整備資金としてちょうどいしました御寄附の分でございまして、その基金に積み立てをするものでございます。

2点目は、老人福祉関係でございまして、介護予防につきましては、その需要に対応するために増額をするものでございます。また、老人医療費につきましても増加が予想されますので、増額補正をするものでございます。

それと3点目につきましては、身体障害者福祉協会への補助でございまして、本年は障害者のインターナショナル世界会議がこの10月に札幌で開催されることから、本町より出席予定されます2名の協会員に対しまして、その参加経費等の一部を助成いたすものでございます。

次、2項児童福祉費3,000円。これにつきましては、13年度の精算事務に伴う返還金でございまして、

次、27ページに移ります。

4款衛生費、1項保健衛生費132万円。まず老人保健特別会計への繰り出しについてでございますが、法の改正に伴いまして、一部負担金などが変わることにあわせまして、受給者証を更新することなどの経費を繰り出すものでございます。

次の生ごみ堆肥化容器の購入助成につきましては、冒頭申し上げましたように枠の拡大をするものでございます。当初200個分を予定してございましたが、非常に要望が多いということで、今回300個相当分を追加計上いたすものでございます。

次、3項上水道整備費601万9,000円。まず、簡水特別会計への繰り出しにつきましては、内容を申し上げますが、里仁浄水場におきます水質の問題を改善すべく、試験ボーリングをする経費350万円を追加します。また、同地区の水源が濁るなどの実態から、クリプトスポリジウム指標菌検査などへの経費として3万4,000円追加いたします。さらに、静修浄水場の水位計が不具合であるということから、新たに器具を変えらるということでございまして、その費用として106万8,000円。さらには、東中地区におきます道営事業関連で水道管移設経費が必要だということで、11万5,000円の計471万7,000円を同会計に繰り出すものでございます。

次の飲料水供給施設の関係につきましては、翁地区の飲料水供給施設でございまして、法の改正によりまして水質検査が法的に義務化されることから、所要の額を計

上するものでございます。

また、清富地区の関係につきましては、現在施工中でございますが、事業費の調整によりまして追加増額するものでございます。

次、29ページに移ります。

6款農林業費、1項農業費179万5,000円。この説明欄にございます農業後継者対策の補助につきましては、東中地区におきまして、この9月より就農を目指し、指導農業士の農家のお宅で実習されているところでございますが、受け入れ農家に対しまして指導料を助成いたすものでございます。

次の農業生産総合対策の関係につきましては、歳入で申し上げました同額減額するものでございます。

次のBSE関連の関係につきましては、冒頭申し上げましたように食肉市場への出荷をする際の輸送費に対しましての助成であります。金額におきましては5,000円を上限に半額助成措置を講ずるものでございます。

次、3項耕地費916万5,000円。この主なものとしましては、まず1点目につきましては、国営しろがね地区の関係でございまして、歳入で申し上げましたように、開発からの委託を受けまして、受益地区内の農業者の土地利用状況、それから農業施設の整備状況などを調査するための経費を措置いたすものでございます。

それと北28号のふるさと農道の関係につきましては、完了によりまして減額を行うものでございます。

次、31ページに移ります。

7款商工費、1項商工費45万円。本年暮れに地元商工会におきまして実施予定されてございます大売り出し事業に対しまして、それに関連しますポスターあるいはスタンプ券などを作成する経費相当分につきましては町から助成策を講ずるものでございます。

次、2項観光費17万8,000円。ここに書いてございます千望峠及び道道美沢線のそれぞれの駐車公園の冬期作業にかかります経費を増額いたすものでございます。

次、33ページに移ります。

8款土木費、2項道路橋梁費413万7,000円の減。これにつきましては、説明欄に記載の道路及び橋梁整備事業につきまして、補助側との間で事業費の調整を行った結果に基づきまして、予算の構成を行うものでございます。

次、3項河川費につきましては、787万3,000円の減でございまして、これにつきましても事業費の調整に基づくものでございます。

次、4項都市計画費557万1,000円。まず、街路事業費の部分につきましては、調整交付金を財源として、次年度以降の事業量を前倒し施工するものでございます。

次、公園費につきましては、歳入で申し上げましたが、日の出公園の支障木を伐採する経費を計上いたすものでございます。

次、飛びまして37ページに移ります。

9款消防費、1項消防費175万6,000円。まず、北署分につきましては、JA組織から寄贈を受けます救急自動車に今般必要な特殊装備をつけ加えるための経費を計上いたすものでございます。それと共通経費の部分につきましては、名古屋市で開催されました第31回全国消防救助技術大会へ3名が出場したわけでござい

ますが、その出場経費の本町の持ち分18万円を合わせまして消防事務組合へ負担するものでございます。

次、39ページの10款に移ります。

10款教育費、2項小学校費67万円。この主なものにつきましては、まず1点は、上小及び西小学校にこの10月から新たに各校各5名ずつ学校評議員を配置しますので、その所要額を計上いたすものでございます。

また、東中小学校におきまして、既に受け入れてございます障害児童への対応が必要なことから、臨時講師を任用するための経費も計上いたすものでございます。

次、3項中学校費5万円。ここでは市街地内の小学校同様に上富良野中学校におきましても学校評議員5名を配置いたす経費を計上いたしてございます。

6項保健体育費604万1,000円の減。ここでは平成12年度から着手してございました待望のパークゴルフ場の整備が完成間近となっておりますが、現段階での不用額等の経費を減額いたすものでございます。

次、41ページに移ります。

14款給与と費、1項給与と費であります。ここでは各事務事業に対象としてございます人件費の変更にあわせまして、その財源の内訳を組み替えるものでございます。

次、43ページ、15款予備費、1項予備費1,717万円の減。このたびの補正予算に伴いまして、さらに不足する財源相当額につきまして予備費を減額して充てるものとしてございます。

次、45ページからは附属調書となっております。最初の給与と費の明細書でございますが、ここでは教育費で申し上げました学校現場に非常勤職員としまして配置します学校評議員、さらには臨時講師にかかわる部分を追加いたしましたものでございます。

それと46ページには、債務負担行為として補正します富原橋架換事業に関連しまして、補正後の内容を調書として掲載したものでございます。

それと47ページでは、地方債の補正に関する内容につきまして、所定のルールに基づきまして調書を掲載してございます。

なお、補正後の一般会計としまして償還すべき元金の総額につきましては、記載のとおり92億3,658万3,000円となる見込みとなっております。

また、48ページから51ページにかけましては、このたびの補正を行う各事務事業ごとの金額、内容を、さらには財源の内訳などを記載してございます。主要事業調書であります。審議の参考としていただきたいと思います。

以上が議案第1号の補正予算の内容でございます。御審議賜りまして、原案お認めくださいますようお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

15番村上議員。

15番（村上和子君） 39ページ、10款教育費、2項小学校費、学校管理費でございますが、この学校評議員ですね。大規模校に設置するということはわかったのですが、小学校の年度は4月が新年度だと思っておりますけれども、なぜ、これ6カ月おくれて10月から設置するというのはどういうお考えがあのことなのか、ちょっとお尋ねしたい、お聞かせいただきたい

と思います。

議長（平田喜臣君） 管理課長、答弁。

管理課長（上村延君） 15番村上議員の質問にお答えします。

なぜ6カ月おくれたかということですが、平成12年4月に学校教育法施行規則の一部が改正になりまして、本年3月に上川管内の教育委員会で足並みをそろえて学校管理規則の一部を改正いたしました。10月からの設置は、各学校とも調整に時間がかかったため年度途中の設置となりました。

以上でございます。

議長（平田喜臣君） 15番村上議員。

15番（村上和子君） では、後ろのところに教育費、何ページ、51ページですか、ここには上小・西小・上中各5人、こうなっております、ただいま総務課長の説明ですと、今回は2校で10人だと、こういうふうになってちょっと違っておりますけれど、これは、これよろしいのですか。

議長（平田喜臣君） 管理課長、答弁。

管理課長（上村延君） 上富良野小学校5名、西小学校5名、上富良野中学校5名、合計15人でございます。

議長（平田喜臣君） 3番福塚議員。

3番（福塚賢一君） 幾つかの点についてお伺いさせていただきます。

歳入の面で15ページの14款財産収入、2節立木売払収入6,000円。提案理由の総務課長の説明で理解できるわけですが、この説明の表現ですね。立木等売払、この等とはどういうふう理解すればいいの。立木だけのように説明受けたわけですが、立木等と説明に書いてありますけれども、この等とはどういう意味をあらわすのかお尋ねしたいと思います。

それから、歳出で29ページ。6款農林業費、耕地総務費1,050万円。これは国庫支出金で委託金で1,100万円受けておりますよね。それが歳出13節委託金で1,050万円なんて外注することになっているのですよ。従来、この事業にかかわる調査については、国庫支出金で直でやっておられる経過にあると思うのですよ。この14当初予算でも三、四百万円、土地改良ということで国庫委託金補助出ていると思いますが、この終盤に来て、まずお伺いしたいのは、なぜこうなるのかということなのです。なぜ開発が直接調査しないのか。お金持っておるところが。なぜ市町村で調査をしなければならぬのか。その辺が承知したいわけですよ。1,100万円国庫からお金来て、1,050万円外注すると。どこに外注して、どういう調査をして、どういう業者を想定して指名しようとしているのか、その辺もこの際お伺いしたいと思う。

それから50万円の差があるわけです。外注するに当たって50万円はどこに予算措置されたことになるのか。予備費になったのか、人件費になったのか、その辺の関連もこの機会にお尋ねしておきたいと思えます。

まとめて今の件です。まとめますけれども、国庫支出金1,100万円受けて1,050万円、50万円どこに行きましたかと。その50万円の性格は何をもって今日予算化されていますかということです。

それから、開発が直接実施機関にならないで町が代行する理由はどこにあるのですかと。

外注されるようではありますが、従来このものは直でやっておりましたけれども、どこの業者を想定して指名さ

れるのか、この機会にお伺いしておきたいと思います。

それから、営農推進調査とありますが、どのような内容をもって調査されるのか、以上の点お伺いしたいと思います。

それから33ページの公園費委託金、日の出公園の支障木の伐採経費だと。7万1,000円。幾らの本数あって7万1,000円なのか、総務課長のさきの提案理由の説明の中では、自分は1本かなと。本数がコメントされなかったわけですが、6,000円で売り払って7万1,000円かかるとということに対しては、ちょっと支障があるから切るということになると思うのですけれども、この7万1,000円の根拠ですね、お尋ねしておきたいと思います。

それから大変意地悪い質問になりますけれども、35ページ、36ページの土木費は、これは行政改革の精神からいったら、この空欄というのはどのように理解すればいいのか、最後にお伺いして終わりたいと思います。以上です。

議長（平田喜臣君） 農業振興課長、答弁。

農業振興課長（小澤誠一君） 3番福塚議員の御質問にお答えをいたします。

国営しろがね関係の営農推進調査の関係でありますけれども、まず、外部委託するわけでありまして、これにつきましては、開発の方から委託受けるわけでありまして、一つは、市町村でできる調査につきましては市町村がやりますけれども、いずれにしましても美瑛町、それから本町、中富良野町にかかわる部分の調査もございまして、これらにつきましては、外部委託をしたいというふうにご覧いただけます。できるものではないものがあるというふうなことで、できるものにつきましては市町村で対応すると、こういうことになります。

それから、1,100万円と1,050万円の差でありますけれども、この1,050万円につきましては外部委託と。それから50万円につきましては、調査に伴います人件費相当分でございます。

以上であります。

議長（平田喜臣君） 総務課長、答弁。

総務課長（田浦孝道君） 3番福塚議員の1点目の立木等の表現につきまして御質問をちょうだいしたところでございますが、内容につきましては立木のみでございますので、等という字につきましては、表現が適正でないということでございまして、御理解をいただきたいと思っております。

それと4点目の35ページ、36ページにわたります予算事項別明細の関係ですが、この処理につきましては、もう既に御承知かと思いますが、電算処理をしていることから、様式的には結果こうなったところでございます。

しかしながら、3番議員の御意見等につきましては、今後私どももできるだけ可能な範囲の中で意を用いるよう努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（平田喜臣君） 農業振興課長、答弁。

農業振興課長（小澤誠一君） 大変申しわけありません。3番福塚議員の御質問に答弁漏れがありましたのでお答えをさせていただきます。

まず、外部委託に当たりまして、その業者につきましては、町が指名する業者、これらにより入札にした

いというふうに思っております。

それから、調査の内容でありますけれども、4点申し上げます。一つはしろがね事業完了後の施設の活用を図るというようなことから、土地利用の状況調査、営農状況調査、それから農業生産基盤整備調査、農業施設整備状況調査、これらを行うつもりであります。

以上です。

議長（平田喜臣君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 3番福塚議員の公園費の立木伐採にかかわる内容についての御質問にお答えいたします。

対象本数は6本でございまして、費用の内容につきましては、伐採費用が1人工、それから集材、それから枝払い、運搬等で合計3人工の費用と。それに保険料と雑費を加えまして、それに消費税ということで、合計額が7万350円ということになるところでございます。

なお、本数が少ないことから、割高感ということになってございます。

以上であります。

議長（平田喜臣君） 3番福塚議員。

3番（福塚賢一君） 農業振興課長、調査は、受益は美瑛、上富、中富ですよね。上富良野町がリーダーシップとしてこの調査の委託を1,100万円で受けるという考え方でいいわけですか。結局、上富良野町が、だってそんななげリーダーシップを、受益の方が美瑛多いわけですよ。美瑛、上富、中富それぞれ外注してやるのだということなのですか。その辺確認をさせていただきたいと思っております。

それから大変恐縮ですが、総務課長、少なくとも議案書を出す場合は、白紙の分はこうだからこうでありましたということではなくて、謙虚に、大変恐縮ですが、今後注意しますと、それだけで私はよかったものを、こうだからこうなりました、今後気をつけるということは、いささか総務課長としての、いわゆる平素におけるあいまいさ、気の配り方、この辺がどうも自分には仕方がないのだと、機械でやっているからと。これでは誠意ある答弁とは理解しがたいので、自分の発言して聞いていただいていることがおわかりいただけることがあれば、今後十分留意していただきたいと思っております。

以上です。

議長（平田喜臣君） 農業振興課長、答弁。

農業振興課長（小澤誠一君） 福塚議員の御質問にお答えします。

御指摘のとおりでございます。私のところで美瑛町分、それから中富良野町分もございまして、それぞれ美瑛町と中富良野町と私どもで仕事の分担をしております、この関係につきましては上富良野町が主導的にやるというようなことで、3町全部の分でございます。

議長（平田喜臣君） 総務課長、答弁。

総務課長（田浦孝道君） 御指摘賜りましたので、私どもも可能な範囲の中で努力を重ねてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（平田喜臣君） 他にございませんか。

本件につきましては、まだ質疑が続くようございますので、この際、昼食休憩にし、質問は昼食休憩後再開したいと思っております。

この際、昼食休憩といたします。

午後 0時03分 休憩
午後 1時00分 再開

議長(平田喜臣君) 昼食休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま上程されております議案第1号についての質疑をいたします。

12番米沢議員。

12番(米沢義英君) 29ページ、農業後継者対策補助ということで、実習に来ているということだというふうに思いますが、状況、いわゆるこういう後継者対策という形の中で実習に来られて、一定の用地を地元を持ちたいという話を持ち上がってきます。そういう中で町においては、5ヘクタールが一つの基準だという形の中で枠が設定されております。中には将来の夢を追いながらも、農業のこの厳しいという状況の中で、なかなか揺れ動いて、条件のいい自治体にいわゆる移り住んで農業をやるという状況聞きます。当町においても、こういう実習生等が来た場合、あるいは農地を持ちたいという場合においては、いわゆる5ヘクタールの一つの基準がありますが、これを緩和して、やはりこの就農したいという方の思いを生かせるような枠の見直し等をやる必要があるのではないかとこのように思いますが、あわせてお伺いいたします。

次に、BSE関連の問題で基準額を5,000円と設置されましたが、聞くところによりますと、7,000円、8,000円、1万円と、かかるというような実態も聞かれますが、そういう実態の中で5,000円の上限を決めたということですが、実態に即しているのかどうかという点でちょっと疑問が感じられますが、その状況とはどのようになっているのか。また、これらに該当する、いわゆる個体の個数等が何頭くらい想定されているのか伺いたいのと、さらに、いわゆるかなり風評被害等が引き続きあるという状況の中で、引き続き厳しい営農をせざるを得ないという状況ありますが、この状況等は現実どのようになっているのか、お伺いします。

さらに、耕地総務費の関係で言えば、国営しろがね地区の営農推進調査費という形の中で予算がつきました。この予算では、聞きましたら土地利用だとか営農の状況だとか、つぶさに土地利用の実態を調べて今後にかかすというような話かというふうに思いますが、詳細にこの調査をして、今後しろがね地区においてこれが実施された段階で、営農している方がこういう調査によってどのように経営改善が進められるのかという展望の中でこの営農推進調査費というのがあるのかどうか、この点。話を聞いてみますと、この点がなかなか見えてこないわけで、何の目的でこの推進調査費というのが、改めて原点に立ち返って聞きますが、予算が計上されたのか、この点をあわせてお伺いしたい。

さらに旅費の83万円ありますが、これの関連かと思いますが、この旅費というのはどういう内容のものなのか、詳細についてお伺いしたいというふうに思います。

次に、27ページの環境衛生費という形の中で生ごみの堆肥化容器の助成という形で補助がつかしました。ここで伺いたいのは、今、有料化になるという状況の中で、この生ごみのいわゆる処理に対してもお金がかかると、そういう状態の中でみずから堆肥化しようという

形のいわゆる自衛策がここで出たものだというふうに思いますが、恐らく実施された段階では、この負担というものはさらに増すという状況ありますが、そういう状況の中でこの生ごみの堆肥化助成、購入がふえたという考えを持っているのかどうか、この点。

さらに、堆肥化については大いにやるべきであります。あわせて伺いたいのは、いわゆる大手のスーパー、コンビニエンスストアのいわゆる生ごみ等の処理の状況であります。いろいろ業者の方に聞きましたら、かなり混在して、いわゆるごみにまざって生ごみも相当数混入しているという状況があります。住民には生ごみを徹底的に分別せよと言っておきながら、一方でこういう業者に指導が怠っているというのでは、住民の方も納得できないわけがあります。こういう指導と実態をきちっとつかんでおられるのか。つかんでおられなかったらきちんとした指導とその対応を早急にやるべきだと思いますが、この点をお伺いしたいというふうに感じます。

議長(平田喜臣君) 農業振興課長、答弁。

農業振興課長(小澤誠一君) 米沢議員の御質問にお答えをいたします。

まず、新規就農者の関係でありますけれども、これにつきましては、現在、東中地区におきまして、指導農業士につきまして、今、酪農の実施を行っているところであります。これらにつきましては、何年か実習をした中で、御指摘のように土地を農業委員会のあっせんになるかと思っておりますけれども、土地を取得していただき、これらにつきましては資金計画とかいろいろなことがありますけれども、最終的には東中を希望しているようでありますので、こういった方に農業委員会の土地のあっせん等を通じまして就農していただきたいというふうに考えてございます。

それから、BSEの関係でありますけれども、これらの価格でありますけれども、実際、酪農における乳用牛の廃用牛、これらについては旭川へ出されております。これらについては1頭3,500円で今市場の方へ出荷されております。それから、また肉用牛の成牛につきましては、白老等の道内市場、これらについては5,000円でございます。それからあと初生トク、生まれ落ち2カ月程度のものでありますけれども、こういったものについては旭川へ持ち込むと2,000円と。それからあと和牛の元牛等につきましても、道内、白老等に持っていきますと5,000円と。こういうふうな計算をいたしまして、9月以降出荷予定を見込んでおります1,830頭ばかりでありますけれども、計算をいたしまして、407万4,000円を見込んだところであります。

それから、耕地総務費の関係でありますけれども、いわゆるしろがね関係の営農推進調査でありますけれども、これらの目的につきましては、しろがね事業が14年度をもちまして完了になるわけでありまして、完了後のいわゆる施設、国営事業によりまして施設が設置されたわけでありまして、これらの施設の活用を今後どのようにして図っていくのかというようなことも含めまして国において調査をするところでありまして、町村におきましてそれらを委託を受けて調査するものでございます。

それから旅費の関係でありますけれども、現在、富島地区、道営の事業でありますけれども、圃場整備であります。これらにつきまして、今、換地事業を実施し

てございまして、職員の換地に対する研修が年に3回ほどございまして、これらの研修を受けていただきまして、それらの業務に当たるといようなことから、今回計上させていただきます。

以上です。

議長（平田喜臣君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（米田末範君） 生ごみに係ります御質問でございますが、第1点目のコンポストの助成にかかりましての御質問でございますが、当然にして排出される方々の負担の軽減に寄与していきたいという考え方につきましては、当初からお話を申し上げてきたところでございまして、それらをねらいといたしまして、さらに堆肥化していただくことによって、資源の再利用ということで進めていきたいというのが大きな目的でございます。

次に2点目の大手のスーパー等の関連でございますが、おっしゃるとおりに混在してきたというのはこれまでの状況でございますが、現在、これらについて御理解をいただくように進めていきたいと思っておりますし、あわせて説明会を今後持つ予定をいたしてございます。

これらにつきましては、受け入れ先でございます衛生組合等の方向が定まっていなかったということもございまして、現在、これらにつきまして方向性が定まっていまいりましたので、これらの内容で説明をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

議長（平田喜臣君） 次に農業振興課長、答弁漏れを答弁願います。

農業振興課長（小澤誠一君） 米沢議員の農地の取得の5ヘクタールという話でございますけれども、今後営農していく中におきまして、5ヘクタールでは営農が可能なかどうかというふうなこともございますので、これらについては研究をさせていただきたいというふうに考えております。

議長（平田喜臣君） 12番米沢議員。

12番（米沢義英君） しろがねの問題ですが、いわゆるダム土地利用等を推進するという名目ですが、これは当初から、この使用目的というのは決まっていたというふうに思いますが、あのいわゆるしろがねかん排事業にかかわるダムだとかそういうもの、決まっていたのだと思うのです。それに基づいて、いわゆる農業の国営のしろがねの改良事業が始まっていたかというふうに私は認識しているわけでありまして。

詳細にお伺いしたいのは、今後、今のいわゆるダムを、いわゆる水の利用がさらに有効的に活用できるような対策をとりたい。現状の中では、いわゆる巨額な公費を投じて行ったのだが、しかし、実態としたら、それに見合うだけのいわゆる使用できるような状況がない。こういうものも含めてその対策を講ずるべきだというふうな内容の調査の内容かなというふうに思います。それにまたあわせて、この土地の利用だとかというものがいわゆる4項目挙げられましたが、こういうことなのかなというふうに思いますが、どうも納得できないのは、今、何をさらにこの1,000万円というお金をかけて、その価値があるのかと、ここまで来て、農家の人が負担で苦しんでいると、さらに、この支払いがどうなのかというわからない状況の中で、そういう負担の軽減できるような推進策がここに盛り込まれているのかという

かという点もお伺いしたいのですが、その実態というのは、その4つの項目挙げられたけれども、その4つの項目の詳細はどうなっているのですか。どういう事業で今後、いわゆるこういう実態を調査して、向こう四、五年間、10年間、どういう対策を講じたいという状況の中でこの委託費が出てきているのか、その点をまずお伺いしたいと思います。

議長（平田喜臣君） 農業振興課長、答弁。

農業振興課長（小澤誠一君） 米沢議員の御質問にお答えをいたします。

まず、水の利用の関係でありますけれども、これから、今も現在もそうでありますけれども、今後におきましてこの水の活用、いわゆる施設園芸、あるいはハウス、こういったものに当然使われていくというふうな考えますけれども、それらを含めた現在の活用と、それから今後における活用、どのようになっていくかというふうなこともこの調査の中に入っているものでございます。

それから、また土地の当然すべて受益者、今9,000ヘクタールぐらい土地は見込まれておりますけれども、それらが果たして本当に土地がそのようになっているのかどうか。一つは、道路等で買収されて削減されていると、こういうふうなこともございますので、それらの土地の確定も一つしなければならぬと。そういった中におきまして、今後、土地の面積を確定し、そういった施設、あるいは基盤整備をどのようにしていけばいいのかと。それからどのようになされてきたかというふうなことも含めて調査をしていくものであります。

議長（平田喜臣君） 12番米沢議員。

12番（米沢義英君） 聞けば聞くほどわからないのですけれども、このしろがねの事業が始まったときには、いわゆる減反政策やら、いわゆる農業が生産をふやそうという形の中で出てきたかというふうに思います。その後、条件が変わってかなり、いわゆる減反政策が始まると、畑作においてもかなりな価格が低下するという状況の中で、かなり当初の予想とは違って、この事業が膨大な国費を使ってやったと。それが結局負担になってきたと。そういうものをすべてとらえた中で、こういう事業がやられているのだらうというふうに僕自身単純なのですが、思っているわけです。それを新たにまた区画整理だとか、いわゆる土地利用の実態等がどのようになっているのかというところで調査費をつけるのでしょうか。二重の三重のむだ使いをやっているのではないのかなというふうに考えるわけなのです。そういうことをするのであれば、こういうものを1,000万円でも2,000万円でも、いわゆる基金に積み込むだとか、国の政策でちゃんとした軽減対策に回すだとか、そういう対策をとって、この事業の負担軽減に充てるというのも一つの方法だと思います。課長の答弁では、なかなかその将来、こういう事業、実態調査しながらやるという、いろいろ土地の区画だとかどのようになっているかわからないからもう一度再調査すると言っただけでも、そういうものは推進と同時にやられてしるべき内容になっているのだと思うのですが、どうもその内容が、いや、わからない。改めてこの予算の意図するところ、もう一度お伺いいたしますが、実際そういうものに基づいて、いわゆる営農する方が、本当にこの将来にわたって、やはり営農できるような環境づくりをやるという前提ではなくて、あくまでもいわゆる国が一つの土地利用において公平に使われているかどうかという

実態を調べるというだけの調査費なのかどうか、そこだと思うのですが、もっとこの調査費の生かし方というのをもっと研究すべきだと思います。確かに国からおりてきたものですから、その内容についてはよくわからないよという部分もあるかもしれませんが、どうもこの内容等については納得できない。もう一度この調査というものについて、もう一度どういふふうになっていくのか、改めて答弁求めます。

議長（平田喜臣君） 農業振興課長、答弁。

農業振興課長（小澤誠一君） 米沢議員の御質問にお答えします。

目的につきましては、私、先ほど申し上げましたように、14年度をもちましてこの事業完成するわけでございますので、今後における事業完了後におきますいわゆる施設、設置されますので、これらのやっぱり活用促進ということだと思います。

まず、それにもありますけれども、一つは、先ほども申し上げましたように、土地等が一つ削減されている部分というか、道路等の買収になった、あるいはいろいろなことで減っていったという部分ありますので、これらの一つ土地の確定、こういうものをする予定でございます。それで、それも含めますけれども、先ほど申し上げましたように、営農の調査、実態の調査、こういうようなものも含めて行う予定であります。

議長（平田喜臣君） 農業振興課長。

農業振興課長（小澤誠一君） 申しわけございません。答弁漏れというようなこと。一つ、軽減策との関係はございますけれども、この調査につきましてはこういうことでやりたいと。また、軽減策につきましては、今後、町長におきまして進めるべきというふうを考えてございます。

議長（平田喜臣君） 他にございませんか。

11番 梨澤議員。

11番（梨澤節三君） 同じしろがねのこのことについてお尋ねしますが、しろがねとして町負担27億円、これの返還が平成15年からということで、新たに今しろがねから日新ダムへの工事が始まって、これに関してお聞きしたいのですが、これの工期の期間ですね。工期と、それから工事の費用、それから町の負担分、返還開始はいつからか、これについてお尋ねしたいのですが。

議長（平田喜臣君） 農業振興課長、答弁。

農業振興課長（小澤誠一君） 今のしろがね関係でありますけれども、御質問の内容がフラヌイ事業の関係かというふうに住じます。しろがねダムから日新ダムに注水されるその分、このフラヌイ事業につきましては、平成17年までとなっております。

その負担でありますけれども、総事業費におきまして280億円、負担額は14億円程度であります。このうち上富良野町におきます負担につきましては、3億4,300万円程度。それからあと残りは中富良野町、それから改良区の負担になるかと思えます。（「返還開始はいつからですか」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 他にございませんか。

議長（平田喜臣君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第1号の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（平田喜臣君） 起立多数であります。

よって、議案第1号の件は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第2号

議長（平田喜臣君） 日程第12 議案第2号平成14年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） ただいま上程されました議案第2号平成14年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本年8月に健康保険法の改正に伴いまして、関係する国民健康保険法、老人保健法など、関係法律が8月に改正、公布され、このことによりまして、老人保健対象年齢が、14年10月1日から70歳となる方から老人保健対象年齢が75歳以上となること、また、一部負担割合が退職医療該当者を除きまして3割であったものが年齢区分によりまして1割から3割などの改正によりまして、現在、使用いたしております国民健康保険資格管理システムの改修を要すること、また医療制度の改正広報等、改正に伴い必要な措置を講じるために所要の補正をお願いするものであります。

なお、当該補正財源といたしまして、予備費を充てようとするものであります。

以下、議案を朗読しながら説明いたします。

議案第2号平成14年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成14年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1表、歳入歳出予算補正。2、歳出。補正額のみ申し上げます。

1款総務費、1項総務管理費131万円。

10款予備費、1項予備費131万円の減。

歳出合計、補正前と同額の10億2,340万3,000円であります。

2ページ、3ページの歳入歳出予算事項別明細書、1、総括は、説明を省略させていただきます。

4ページ、5ページをお開きいただきたいと存じます。

3、歳出。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費131万円。これにつきましては、制度改正に伴いまして住民の皆様へ周知するための費用、資格管理に要しますコンピューターシステムの改修、また高額療養の算定事務につきまして国保連合会に委託するための費用であります。

10款予備費、1項予備費、1目予備費131万円の減。これにつきましては、補正の財源に充てようとする

ものであります。

以上で説明といたします。御審議賜りまして、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第3号

議長（平田喜臣君） 日程第13 議案第3号平成14年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） ただいま上程されました議案第3号平成14年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

老人保健法の改正に伴いまして、老人保健対象年齢が75歳以上と改められたこと、一部負担が所得により1割、2割に分類されましたことから、受給者証に負担区分を記載して発行することが義務づけられたことから、受給者証の作成、配付費用について補正をお願いするものであります。

また、高額医療費の支給算定につきましては、個人ごとの受診状況を把握する必要があるため、その算定事務を審査支払機関に委託しようとするものであります。

以下、議案を朗読しながら説明いたします。

議案第3号平成14年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第2号）

平成14年度上富良野町の老人保健特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億428万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

1ページ、2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入。補正額のみ申し上げます。

4款繰入金、1項一般会計繰入金42万円。

歳入合計15億428万1,000円。

2、歳出。

1款総務費、1項総務管理費42万円。

歳出合計15億428万1,000円。

3ページ、4ページの歳入歳出予算事項別明細書、1、総括は、説明を省略させていただきます。

5ページ、6ページをお開きください。

2、歳入。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金42万円。老人保健会計につきましては、事務費につきましては一般会計からの繰り入れをいただくものであります。

7ページ、8ページをお開きいただきたいと存じます。

3、歳出。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費42万円。これにつきましては、受給者証の作成に要する費用、それから、配付に要する費用を計上させていただいたものでございます。さらに高額医療費の支給算定にかかわりまして、先ほど申し上げましたとおり、審査支払機関に委託をする費用であります。

以上、説明といたします。御審議賜りまして、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第4号

議長（平田喜臣君） 日程第14 議案第4号平成14年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（早川俊博君） ただいま上程されました議案第4号平成14年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目といたしまして、里仁浄水場の取水井戸が大雨のときには濁りが生じるなど、原水の水質が悪化していることから、それらに対応する所要額と主要財源の計上でございます。

2点目といたしましては、道営東中19地区農道整備事業の水道管移設に伴います補償費等の計上でございます。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第4号平成14年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成14年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ554万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,600万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開き願いたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正。補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

2款繰入金、1項繰入金471万7,000円。

4款諸収入、2款雑入83万円。

歳入の合計554万7,000円でございます。

2、歳出。

1款衛生費、1項簡易水道事業費554万7,000円でございます。

次の2ページ、3ページの歳入歳出予算事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

4ページ、5ページをお開き願いたいと思います。

2、歳入。

2款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金471万7,000円につきましては、里仁浄水場の水質調査等の所要額を一般会計から繰り入れするものでございます。

4款諸収入、2項雑入、1目雑入83万円につきましては、東中19地区道管一般農道整備事業に伴います水道管移設工事の補償金でございます。

3、歳出。

1款衛生費、1項簡易水道事業費、1目一般管理費554万7,000円の内訳としましては、里仁浄水場のクリプトスポリジウムの指標菌検査手数料、同じく里仁浄水場の水質調査のためのボーリング費用350万円、それと工事請負費としましては、里仁浄水場の水位計が故障したことによりますセンサーの取りかえ費用106万8,000円と、東中19地区農道整備事業に伴います水道管移設工事費の94万5,000円の計上でございます。

以上で、補正予算の内容の説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

1番中村議員。

1番（中村有秀君） 一般管理費の中のクリプトスポリジウム指標菌の試験検査なのですが、この検査機関はどこかというのと、それから、この検査は里仁浄水場だけのものかどうか、2点確認したい。

議長（平田喜臣君） 上下水道課長、答弁。

上下水道課長（早川俊博君） ただいま1番中村議員の御質問にお答えいたします。

この検査手数料3万4,000円につきましては、毎月1回で8回分、4,200円の8回分、3万4,000円でございます。検査機関につきましては、富良野保健所でございます。

この指標菌の検査につきましては、里仁浄水場のみとなっております。

議長（平田喜臣君） よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第5号

議長（平田喜臣君） 日程第15 議案第5号平成14年度上富良野町病院事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

病院事務長（三好稔君） ただいま上程されました議案第5号平成14年度上富良野町病院事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案の要旨について御説明申し上げます。

町民3名の方から寄附金30万円をいただきましたことから、御寄附の趣旨に沿って什器備品を購入させていただきたく、所要の予算案を資本的収支に計上するものであります。

以下、議案の朗読をもって説明といたします。

議案第5号平成14年度上富良野町病院事業会計補正予算（第1号）

総則。

第1条、平成14年度上富良野町病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

資本的収入及び支出。

第2条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

補正予定額のみ申し上げます。

収入。第1款資本的収入、第3項寄附金30万円。

支出。第1款資本的支出、第2項建設改良費30万円。

1ページ、2ページお開きいただきたいと思います。

平成14年度上富良野町病院事業会計予算実施計画。

これにつきましては省略をさせていただきたいと思えます。

3ページ、4ページをお開きいただきたいと思えます。

資本的収入及び支出明細書。

1、収入。

1款資本的収入、3項寄附金、1目寄附金、1節寄附金、補正予定額30万円でございます。これにつきましては、寄附金3件に係るものでございます。

2、支出。

1款資本的支出、2項建設改良費、1目資産購入費、2節什器備品、補正予定額30万円。これにつきましては、患者用、皆さんに使用していただきますところの什器備品を購入するものでございます。

御審議賜りまして、お認めくださいますようお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

休 会 の 議 決

議長（平田喜臣君） お諮りいたします。
議事の都合により、明9月18日は休会といたしたい
と思います。これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。
よって、明9月18日は休会とすることに決しまし
た。

散 会 宣 告

議長（平田喜臣君） 以上で、本日の日程は全部終了
いたしました。

本日は、これにて散会いたします。
再開後の予定につき、事務局長から報告いたさせま
す。

事務局長。

事務局長（北川雅一君） 御報告申し上げます。

ただいま御決定いただきましたとおり、明9月18日
は休会といたします。9月19日は本定例会の2日目
で、開会は9時でございます。定刻までに御参集賜りま
すようお願い申し上げます。

以上であります。

午後 1時43分 散会

平成14年第3回定例会

上富良野町議会会議録（第2号）

平成14年9月19日（木曜日）

議事日程(第2号)

第 1 会議録署名議員の指名の件

第 2 町の一般行政について質問

出席議員(20名)

1番	中村有秀君	2番	中川一男君
3番	福塚賢一君	4番	笹木光広君
5番	吉武敏彦君	6番	西村昭教君
7番	石川洋次君	8番	仲島康行君
9番	岩崎治男君	10番	佐藤政幸君
11番	梨澤節三君	12番	米沢義英君
13番	長谷川徳行君	14番	徳島稔君
15番	村上和子君	16番	清水茂雄君
17番	小野忠君	18番	向山富夫君
19番	久保田英市君	20番	平田喜臣君

欠席議員(0名)

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	尾岸孝雄君	助役	植田耕一君
収入役	樋口康信君	教育長	高橋英勝君
代表監査委員	高口勤君	農業委員会会長	小松博君
教育委員会委員長	久保儀之君	総務課長	田浦孝道君
企画調整課長	中澤良隆君	税務課長	越智章夫君
町民生活課長	米田末範君	保健福祉課長	佐藤憲治君
農業振興課長	小澤誠一君	道路河川課長	田中博君
商工観光まちづくり課長	垣脇和幸君	会計課長	高木香代子君
農業委員会事務局長	谷口昭夫君	管理課長	上村延君
社会教育課長	尾崎茂雄君	特別養護老人ホーム所長	林下和義君
上下水道課長	早川俊博君	町立病院事務長	三好稔君

議会議務局出席職員

局長	北川雅一君	次長	菊池哲雄君	係長	
	北川徳幸君				

午前 9時00分 開議
(出席議員 20名)

開 議 宣 告

議長(平田喜臣君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は20名であります。

これより、平成14年第3回上富良野町議会定例会第2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸 般 の 報 告

議長(平田喜臣君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) 御報告申し上げます。

本日の一般質問は、さきに御案内のとおりでございます。その要旨は、本日お手元に配付いたしました。

以上であります。

議長(平田喜臣君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(平田喜臣君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

16番 清水 茂雄 君

17番 小野 忠 君

を指名いたします。

日程第2 町の一般行政についての質問

議長(平田喜臣君) 日程第2 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、初めに3番福塚賢一君。

3番(福塚賢一君) 私は、さきに通告してあります農業水利、他3件について、町の一般行政に対しまして質問いたしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

初めに農業水利についてであります。しるがねダムの水を仄聞するところ日新ダムに流入する計画で、用地交渉も終えているようですが、事実関係はどうなっているのか、この際お伺いいたしたく思っております。

この件に関して私は議会で説明を受けた記憶が全くございませんので、理解したくても次の理由から考えても理解できないのであります。

今日の農業事情から考えても、なぜ、どうしてこうなるのか。水田は半分しか作付していない。転作、休耕してある。それぞれのダムの設置目的が異なっていることにあるからであります。

日新ダムの貯水能力は約450万トンと記憶しております。その補水として45万トンと10分の1、防衛庁の補助で日の出ダムを造成し、鉾毒を解消し、2,000ヘクタールの水田を真水に確保してきたことで、農業用水は解決されていると思うからであります。

ダムからダムに流入するという発想は、極めてリスクを含んで波乱を来しておると思います。450万トン、例えばコップにはそれ以上入らないのではないのでしょうか。また、河川で考えた場合、水系はしるがねダムは1級河川、美瑛川に流入し、日新ダムの水は富良野川と空知川、滝里ダムに流入することは、河川の断面から流量計算が災害時を含めて河川管理されているのに、どのようにしてこの点をクリアされたのか、御説明いただきたく存じておるところでもあります。

聞きますと、しるがねダムから日新ダムに約90億円の事業費を投資する計画であるようですが、地元負担は上富良野町としてどのような金額を負担しなければならないのか、この点もお教えいただきたいと思っております。

地元負担が伴う事業であるならば、申請はだれがされたのか。農家の理解は得られているのであるか。

私は、本件に関しては、以上の観点からして、緊急性はないし、町の農業の将来を展望しても、町の財政を考えてみるときにも、到底できないのであります。

論点を変えて質問いたしますが、フラヌイダム事業が採択され中止されるまでに数十億円を投資して用買、道道のつけかえ、幹線水路の隧道工事等かけて中止されましたが、この費用の負担の関係にあつては、地元の要請に基づいて事業を着工し、このたび国の都合で中止されたのだから、町の負担は皆無と考えるとよいものかどうか、この点お伺いいたしたく思っているところでもあります。

前段の質問に対して町が90億円の一部を将来にわたって負担するとなれば、町の財政秩序を乱し、議会の権限を無視し、議会制民主主義を根幹から揺るがし、不当な措置であると言わなければなりません。

については、町長の明快な答弁を御期待申し上げるところであります。

次に、敬老年金条例の解釈についてであります。

本条例の取り扱いについては、極めて行政の都合よく拡大解釈していると思うのであります。条例の解釈に、その精神に誠意を感じないことに対しては全く遺憾に存じております。

年金については、地場商工業の振興を目的として今回理由づけされましたが、それでは現行の条例本文では、しっかりとした目的が書かれております。これをどのように理解すればよいのか、本文が条例化されているものが優先されないで、条例を改正しないで目的を変えるということはいささか問題があると存じております。

公金の支出は根拠があって、それは一つに条例で執行されることではないでしょうか。条例を行政の都合よく見直しすることはできないと私は考えるからであります。現行本文目的は、敬老と長寿を祝福し、町民の福祉の向上に寄与するとあります。

昭和42年条例制定以来35年間は、現金1万円を支給し、平成11年から条例を改正して金品1万円で経過して、本年から条例を改正しないで全部商品券では、権利者から前年どおりにしてくださいという御希望が出れば、どのように対応されるのか、そのお考えをこの際お伺いしておきたいと思っております。

また、支出負担行為の決裁月日、予算執行の流れ、商品券が使われない場合の取り扱い等についてもお伺いをいたしたいと思っております。

この件に関して最後に、この年金支給条例を見直す考えがあると考えますが、今後のこの条例のあり方について、町長の見解を賜りたく存じております。

次に、3番目に道路行政についてであります。

泉町2丁目道路で認定されないまま現況町道として供用されておることについてお伺いをいたします。

町道として認定されないで、民有地のままの道路は問題が余りにも大きいではありませんか。宅地造成の開発行為をするときは申請者が申請書を持って役場に来て、審査をして上川支庁に進達されるものと思いますが、業者の図面を見て道路が町道になっていないものが町道と造成者が線引きされ、それを訂正させることなく進達した行政責任は重いし、上司の監督責任、注意義務が免れないのではないでしょうか。一日も早い解決を期待するものの、町長はいかがお考えになっておられるか、お伺いをいたしたいと思っております。

最後に市町村合併についてであります。

町長はさきに情報を提供し、町民との対話を深めるとの思いのようではありますが、来年3月までには町長としてどう考えるかはっきりされることと思いますが、過日の町長と町民との対話集會に出席させていただき感じたことは、集まりが極めて低調であったことに対しては非常に残念であったと思ったところであります。町民も合併に対する知識も不足で、意見を聞きたいということでありましたが、理事者側は情報が少ない、将来の見通しもできないでは、対話にはならなかったと感じました。私は、情報は決して少ないと思いませんし、財政の見通しも平成32年まで道は示しております。バブルが崩壊して久しく、ゼロ金利、不景気が18年後も続くとは思いたくありませんし、必ずや日本経済は再生するものと信じてやまないところであります。

自己責任、自己決定と町長は機会あるごとに口にされているにもかかわらず、質問は誠意を持って答弁されていなかった点にまことに私は残念に感じたところであります。

質問者の一つに、合併した場合、しなかった場合の長短について聞かれたら、歯切れが悪かったと思っております。また、話し合いの中で借金は幾らと聞かれたときには、90億円と言われましたが、これも町として考えるならば、一般会計のみならず、他会計も含めて答えるべきであったのではないのでしょうか。

また、不良債権となるものは上富良野町には存在しないかと尋ねられたときも、短絡的に答弁された。ないと。病院の累積赤字はどう考えておられるのか、理解できるものではございませんでした。

また、町長は、最近、受益者負担の原則を強調されることについて、一つに、下水道会計、起債残約40億円存在しておると思っておりますが、公営企業法の適用を考えているようではありますが、法の精神は、独立会計にする場合は収支80%の料金収入が期待できるものと言われております。普及率が低い現況では、処理区域100%水洗化を進める過渡期の今日であると思ひ、私は町長の今までの言及されているその考え方については、極めて歓迎できるものではありません。だとするならば、先に都市計画税を導入すべく検討すべきであると私は思ひます。

さきの対話ではこのようなことを踏まえ、積極的に町長側から財政説明がなかったことは、極めて残念に思ったところであります。

そこで、町長は、住民の声を聞いて住民が決め

るものと言ってきましたが、町民の関心が低いというさきの町民とのトークの状況を踏まえて、今後は、町長は合併論議は今までタブーで早くから一部事務組合、広域連合と言ってきましたが、その形態も示されないまま月日は経過してきていますが、町民の意向を敏感に感じ取り、財政、福祉、生活環境、税金など、町長としてどうするのか。町民に情報公開を進めながら、その方向性を示す時期に来ていると思います。今後どのように取り組むお考えか、町長の所見を賜りたく存じております。

以上であります。町長の明快なる答弁を期待して、私の質問を終わります。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 3番福塚議員の1番目の農業水利についての御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

国営フラヌイ地区につきましては、昭和61年度に水田の深水用水手当や真水切りかえによる用水改良、畑地かんがいを目的にダム建設、用水路の新設及び改修を行う計画で着工いたしましたところであります。

その後、フラヌイダムの建設によって、必要な用水を確保する計画でありましたが、隣接するしろがね地区の受益面積の変動、水田の転作率の変化により、しろがねダムの容量に余裕が生じる見通しとなったため、地区必要水量の確保、地区受益地への配水計画などが再検討され、しろがね地区とフラヌイ地区の水源共用が可能となったこと、フラヌイ2期地区で計画しておりましたダム部門の建設を中止することで事業費の軽減が図られることについて、平成13年11月14日の所管委員会で説明を申し上げているところであります。

日新注水路については、国営フラヌイ2期事業で施工が予定されているものであり、しろがねダムで貯水された用水をしろがね導水路、日新注水路を経て、日新ダムへ注水する計画であります。注水路建設に伴う用地の確保については、国において、関係地権者15戸の理解と承諾をいただきながら取り進められ、平成14年8月までに用地の買収は終了いたしておるところであります。

日新ダムについては御質問のとおり、鉈毒水を解消するために建設されたものであり、総貯水量は450万トンであります。国営しろがね地区とフラヌイ地区の水源共用により、フラヌイ地区としての必要水量405万トンの注水分を加えると855万トンの利用となります。しろがねダムより注水を受ける約405万トンについては、日

新ダムを先に利用し、時期を変えて、不足する量をしろがねダムから注水するものであり、日新ダムの貯水水位と下流水田の必要水量を考慮して利用する考えでありますので、日新ダムの貯水量を超えて利用する考えは当然ございません。

また、しろがねダムから日新注水路を経て日新ダムに注水され、フラヌイ地区の利用する水は、日新ダムのパイプラインを通じて水田にかんがいされるように計画しているもので、従来どおり河川管理においては影響は出ないものと考えております。

フラヌイ2期地区の事業費は90億円ですが、地元負担としては2.5%の負担率で、約2億2,490万円を上富良野町と中富良野町の両町で負担することになります。そのうち日新注水路にかかわる事業費は約2億2,000万円で、地元負担の2.5%分、約5,535万円を上富良野町と中富良野町の両町で負担することになり、農家負担は生じないものであります。

フラヌイダム関係施設の負担状況ですが、まずフラヌイダム建設にかかわる用地については、事業主体である国が売却する方向で現在、美瑛町との間で調整が行われていると聞いております。

道道つけかえ工事に係る費用負担については、防災対策上の位置づけからも重視されて工事が進められた経緯もあったこと、また、しろがね地区との水源共用が可能となったことで、総投資額及び地元負担も軽減できることが明らかになったため、計画変更を行い確定したことで、地元負担は発生し、上富良野町、中富良野町の両町の負担は約1億6,300万円となる見込みであります。

また、幹線用水路の隧道工事にかかわる費用負担については、西部幹線用水路の一部として、隧道内にポリエチレン管を配管して利用する計画で、地元負担が伴います。

国営フラヌイ事業の改修に当たっては、土地改良法第85条に基づき、上富良野町、中富良野町の18人の土地改良法第3条に基づく資格者が北海道知事に申請し認められておりますので、私も十分承知をしておるところであります。

御指摘のように国営土地改良事業に伴う負担は相当な金額になり、今後の財政運営を考えると極めて厳しい状況となりますので、今後も引き続き国、道等に対し、積極的に負担軽減のための働きかけを行ってまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に2番目の敬老年金条例の解釈についての御質問にお答えさせていただきます。

本年度の敬老年金の支給を商工会取り扱いの小規模店共通商品券1万円相当に見直しを行ったことにつきましては、高齢者の皆様が受領した商品券により、商工会加盟商店等から必要な商品を購入していただくことで、地場商工業の振興活性化の面で効果が期待できることから判断いたしましたところであります。

敬老年金条例の趣旨や支給規定に照らしても、この取り扱いについては問題はないものと認識いたしております。

支出負担行為の決裁日等につきましては、商品券を9月12日に商工会から購入して、敬老会当日の15日に対象者に交付するもので、当日来られない方には町が本人の手元にお届けするよう対応しております。

一たん本人に商品券を手渡した後は、それは本人に帰属するものでありますので、御指摘の本人が商品券を使わなかった場合の課題があるかと思いますが、忘れないで商品券を期限内で有効に使用されるよう、町の広報誌や防災無線放送等により、十分周知徹底をしてみたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

また、敬老年金条例の見直しの御質問であります。対象者が年々増加していることに加えて、高齢者の年齢に関する意識が変化しており、他市町村においても敬老年金祝金制度の改正の動きにあるところであります。この現状に加えて、保健福祉の関係団体からの提言等を踏まえて、制度のあり方について、条例改正等を視野に入れながら検討を進めていくことで考えているところでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に3番目の道路行政についての御質問にお答えさせていただきます。

泉町宅地造成に伴う開発行為にかかわる申請の開発区域周辺の土地所有者が実際と違っていたことに気づかないままに進達をし、結果として、実際の土地所有者と開発業者との間の問題となり、今日まで解決がおくれて、周囲の町民に御迷惑をおかけしております。

開発行為の手続については平成10年に改正され、審査については、単なる隣接地地主や周辺住民までの同意は求めなくてもよいことになっております。このことから、開発行為区域内についてのみ審査を行っておりますが、ときには開発行為の施行が周辺の地域または付近住民に影響があると判断される場合もあり、この際には開発行為者と周辺関係者との協議・調整が行われていることを確認することとしておるところであります。

本件の場合については、周辺に影響がないとの

判断をもちまして、開発区域外であります当該土地についての地権者の確認を行わなかったため、地番の誤りに気づかなかつたものであります。

その後開発行為が終わり、町が開発行為にかかわる土地の寄附行為の再点検をした段階で、開発行為者が他人の土地に舗装していたことが判明し、その時点で開発行為者に対して適切な措置をとるよう指導してきたところであります。

しかしながら、土地所有者と開発行為者との間の感情的な問題もあり、なかなか問題の解決が進まないことから、町もその協議の中に入り、解決に努めてまいりましたところ、近日中に土地の寄附がいただける見通しとなりました。

今日まで解決が延びたことに対しまして深くお詫びを申し上げますとともに、今後こうした事態を起こさないよう、内部協議を十分必要とする関係機関、課のチェック体制の徹底を図り、再発防止に努めたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に4番目の市町村合併について、今後どのように取り組んでいくかとの御質問であります。この市町村合併問題につきましては、そこに住む住民の方々の考え方が何よりも大切であり、住民の合意を判断材料として、私といたしましては町のあるべき姿の方向性を示すべきものと考えております。

そのことから、平成14年の広報かみふらのの1月号を皮切りに、6・7・8月号と市町村合併にかかわる制度、人口・財政の将来予測などさまざまな情報の提供に努めてまいりました。そして、広報による市町村合併に関する情報提供を終えた後、住民の方々が町の将来や市町村合併などについてどのような考えを持っているのかを把握するため、8月27日には「夢・未来を語ろうまちづくりトーク」を開催したところであります。

今後の取り組みにおいては、住民の方々が町の将来について判断しやすくするためにも、市町村合併に関する情報をより正確に、そしてわかりやすく提供することが重要であると考えております。まちづくりトークでの御質問や御意見のありましたことを広報誌の誌面を使って周知するとともに、さらに市町村合併についての情報をよりわかりやすく提供しながら、対話を進めて、合併議論の熟度を高めてまいりたいと考えております。

私といたしましては、来年の1月以降に再度まちづくりトークを開催して、住民との話し合いの中から、市町村合併に対する考え方を把握し、他自治体の意向を踏まえた中で、合併すべきなのか、また、町単独で将来のまちづくりを進めていくの

かを見きわめ、その方向性を示した上で、議会はもとより住民の御意見をいただきながら、町の進むべき道を決めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（平田喜臣君） 再質問があれば賜ります。
3番福塚議員。

3番（福塚賢一君） 再質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、大変恐縮ですけれども、議会事務局にも話したわけですけれども、議員渡し答弁書ですね。少なくとも問題意識、緊張感、たるんでいると言わざるを得ません。平成14年9月定例議会が平成16年9月定例議会でのんとして渡されているわけですよ。これについては、だれかがどこかでチェックすれば、このような極めて単純なミスは出てこないはずですよ。それが今、朝、開会前に責任ある立場の人から、一言も断りが無い。それで会議が開かれるということは、まことに私は大変恐縮ですけれども、残念に思うところであります。私は及ばずながら今日まで職員の方だん精励されている勤務態度を高く評価しています。にもかかわらず、いつも問題意識、緊張感持ってということを確認させていただいてきていますけれども、なぜ平成16になるのか。こういう文書を出して全然遺憾の意が表明されない。今度十分気をつけていただきたいと。貴重な時間を拝借させてもらったこと、まことに申しわけなく思っております。

再質問いたします。

町長からお話、答弁をいただきましたけれども、しろがねダムの水を日新ダムに流すということに対して、答弁書いただいておりますけれども、しろがね地区の受益面積の変動、水田の転作率の変化、全くこれではあいまいもこととして無責任な答弁だと言いたいのであります。

フラヌイダムは畑かんと中富良野の西山の畑かんと草分地区の鉾毒水対策でフラヌイダムは農業関係者から申請されたものでありまして、しろがねは畑地かんがい、フラヌイは草分の鉾毒対策と中富良野町の西山が畑かんなのですよ。それ今町長の説明によれば、先ほども言いましたけれども、受益面積の変動があった。後で受益面積の変動、これは自分も承知しております。水田の転作等の変化によってしろがねダムが水が余りました。これはダムの性格はそれぞれ違うわけですから、こういうことにはならないと思うのですよ。確かに美瑛の受益面積は減りました。後でお話しさせてもらいますけれども、着工前の理解するという考え方に立って、さきの補正予算でも質問させても

らいましたけれども、了解はいたしました。が、今終わるのに、土地改良調査だとか、たしか四、五百万円、年度当初だと3月予算で議決されると思いますけれど、このたびの補正では営農調査とか、これから着工するのだったらわかりますけれども、今終わるのになぜ調査するのかと。この辺の極めて説得力がないのですよ。

ということは、大変失礼ですけれども、1,500万円ぐらいのお金をもらっていて、国、いわゆる開発の言いなりになって、本領発揮していないのでないかと。後顧の憂いというものを持たないのか、持っているのか。上富良野町利益は今の人間が守らなければならないと思うのですよ。

したがいまして、少し長くなって恐縮ですけれども、御案内のとおり、町長、しろがねダムは畑地かんがいで、日新ダムは水田かんがいののですよ。ダムの構造もおのずと違ってきております。ダムの貯水能力は受益面積のもとにつくられております。美瑛町4,950ヘクタール、我が町にあっては2,300ヘクタールで計算されて、しろがねダムの貯水能力が決まって、仕事が始まって、30年からたっているわけですよ。

隣町のことは余りお話することは好ましくないとと思いますが、しろがねの水が余ったということは、美瑛の地区の西山の御料、これは全部同意しながら、農業事情が悪いという理由で面積を返上したためにしろがねダムの水が余ることになったのですよ。美沢地区の一部水田補水等、それも返上している。なぜ上富良野町が、美瑛町がそういうことになって、しろがねから日新ダムに90億円負けて、今日農場事情を思うときに日新ダムにフラヌイ地区として振りかえすることは、さきの理由から理解できないのであります。美瑛町で責任持って解決すべき問題でないでしょうか。美瑛町は、過去にしろがねダムが着工する当初は、あそこに上水道の水源地がありまして、その補償工事で美瑛町の市街地の水道全部、計装費から全部入れて億という補償金ももらっているわけですよ。そして、今度は美瑛の西山の御料地区の全面積、判こ押しをお願いしますと言って、農業事情が悪いからと返上して、そしてしろがねダムの水が余ったから日新ダムに持ってきます。これでは到底理解できないのであります。

また、美瑛町の都合で上富良野町が90億円も投資したダムに導水し、本町が利益、上富良野町の利益はどのようにして守られるのか。その辺の説明がないのであります。

また、フラヌイは、草分地区の鉾毒水対策として中富の西山地区の畑地かんがい目的で着工され

て、そしてこのうち中止、受益面積、事業苗圃費用が計画変更したこと、将来ともに本町が事業の一部を負担するという事になれば、その事業の説明責任、概要は、行政手続上存在していたのではないのでしょうか。

だとするならば、法90条第5項により議会の審議を経て議決が必要となると私は思いますが、町長はどのように考えておられますか、お伺いしたいと思います。

次に、敬老年金についてであります。

町長は就任以来6年経過されてきている中で、いつも町民との対話を基本にして行政を推進されてきておると私は思っております。

本件については、3月の予算委員会で趣旨を説明されたとき、私は条例の精神に抵触するという考え方で意見を述べさせていただきました。それ限り、それだけで、協議することなく敬老会を終えたのであります。

これは大変失礼ですけれども、町長の信条としておられる考え方に合ったという自分の考え方に立てば、大変失礼ですけれども、独断専行であったと、まことに残念なきわみに感じておるところであります。

趣旨や支給規定に照らして問題ないというお考えで自信持って答弁いただきましたが、私は大いに問題があると思います。さきに申し上げたとおり、条例の目的を商工振興活性化を期待したと。これはないがしろに福祉、老人の気持ちを踏みにじるものだと思います。本件の条例の精神は、敬老と長寿を祝福するとあるからであります。

このたび商品券を利用することについて、この辺もいわゆる問題意識、緊張感、行政配慮が足りない。では、商品券を使うに当たっては、その敬老年金と書かれた中の商品券の使える一覧表が同封されていない。どこで使ったらいいのか、どこが使えるのか。そういう心配りが全然されていない。

それと12月までの期限つきであるということ。老人の中では、つり銭がもらえない。町内の医者代の薬代にも使えない。まして大型店、特に農協が使えないと悩んで困っておる老人がおられました。

また、聞くところによりますと、なじみにしている商店に行って、商品券をその商品に預け、そして商工会に持って行って現金化していると。そういう動きもあるやに仄聞しております。

これらは公正・公平、税金という性格からして、いささか問題があるのではないのでしょうか。100%利用されることを期待するものの、例えば

5%老人が使わなかったとしたら、50万円というお金が商工会の金庫に眠っていることになりませんか。税金の使い方としてまことに適正ではないと思います。

お年寄り一人一人が生きがいを感じて、元気で活躍できる社会をつくることにこそっと目を向けなければならぬと思いますが、町長の見解を賜りたく存じます。

次に、道路行政でありますけれども、私は端的に質問している考え方なのです。土地所有者と開発行為者との間の感情的な問題もあると町長は答弁されましたが、そもそも、だとするならば、その原因は行政側がつくった、起因したことにあるわけです。それは申請関係の図面が、町道でないものが町道と認定されている図面を業者が出してきたからであります。そこを行政が見落としているわけです。正しく書類を審査し、正しく行政指導しておれば、このような問題は発生しなかったと思います。

したがいまして、行政責任は免れない。開発行為者と土地所有者と町長は考えておられるようですけれども、三者の関係に今日なっておるのは違いますか。早い時期に解決の方向に向かわなければ、かかわる問題に対して新しい問題が発生してくるやにも考えられますので、町長の見解を賜りたく存じます。

次に、町村合併であります。答弁の中で、各自治体の意向を踏まえた中で合併すべきとも町長は答弁されておりますが、私は母村という一つのこだわりを持っております。それを誇りに感じております。

けさの新聞によりますと、富良野市長は「従来から進めてきた広域連合方式は難点がある。合併推進を重視する」と。「これまで沿線市町村で広域連合について調査研究を進めてきたが、財政的な事情から合併推進に軸足を移す」と。こういう情報に接したわけですが、だとするならば、富良野がそれだけ前向きに一つの自治体として、今日まで富良野市が果たしてきた広域圏の事務局としての考え方であるとするならば、少なくとも5首長さんでその方向づけはされてきているというふうに感じ取るわけです。だとするならば行政報告の中で、町長の一言もその関係に対しては文言が脱落していることに対して、町長の所見を賜りたいのであります。

私は、従来、町長は一部事務組合、よくわかりませんが、中富の関係にあった火葬場、消防ですか。また、広域連合については介護保険。ひそかに私は私なりに及ばずながら考え方を忍ば

せておりました。これが何だったのかと。今まで、さきにも質問させていただきましたが、では、5首長さんは今まで広域連合、一部事務組合で検討していますと。残り少なくなつてから、なぜ本質論議、町村合併という一つの本質論議、なぜ扉を開かずして広域連合、一部事務組合、遠回りをしたのか。その辺のところがよくわかりませんので、富良野市の市長さんが広域連合はやめたと。市町村合併で軸足を持つと。これに対して行政報告のなかった点に対しての町長の見解を賜りたく、もちまして再質問を終わらせていただきます。

以上です。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 3番福塚議員の再質問にお答えさせていただきたいと思ひます。

まず、農業水利の問題であります、フラヌイダム建設を中止して、しろがねダムの水源を利用するようになったと。このことにつきましては、先ほどもお答えさせていただきましたように、しろがねダムの水量に余裕が出てきたと。フラヌイダムを建設するためには巨額の財政投資をしなければならないというようなことから、それよりも軽減で対応できるしろがねの水を利用しようということに方向が変わったということであります。基本的には、フラヌイダムにつきましては、そのフラヌイダム、しろがねダム、そのダムの目的等々につきましては、議員は長い間担当課長でありましたのでよく御承知のことだと思ひしております。私よりも覚えておるといふように思ひますが、基本的に今回国の公共事業投資の見直しの中で、御存じのとおり、しろがねダムはまだ事業余裕を持ちながら、ある面では我々は中止勧告ということで平成14年度でこれからやろうとした事業を中止して、縮小した中でしろがねダムは今年度で終わりを迎えると。またフラヌイダムにつきましても、ダムの建設を進めておりましたけれども、当初計画よりも巨額のダム建設費がかかると。そのことによって地域負担もふえてくるというようなことから、しろがねダムの水を利用する。そのためには日新ダムに補水するという手法をもってフラヌイ事業の第2次の事業変更を行い、受益農家の皆さん方の承諾を得て変更された。これにつきましては、昭和62年の2月に、フラヌイダムの着工に伴う2.5%の負担について議会議決をいただいておりますのでありまして、当時の議会議決の中での負担金4億数千万円よりも約1億1,000万円ほど軽減できるというような状況になっておるところでありまして、これらにつき

ましては先ほどもお話し申し上げましたように、議決をいただいたよりも大きく負担が変わるとか、事業内容が変わるといふようなことで、議会の議決を再議決を必要とする項目に該当していないということで、議会の議決はいただかず、所管委員会で第2次事業変更の報告を説明をさせていただいたところでありますので、ひとつ御理解を賜りたいといふふうに思ひしております。

そのことによつて町の負担も、土地改良区の負担も軽減されたといふことでありますので、御理解をいただきたいと思ひます。

次に2番目の敬老年金であります、私は決して条例の趣旨を変えて考へてはおりません。あくまでも敬老年金の目的、敬老と長寿を祝する敬老年金の1条の目的に沿つて対応しているところでありまして、その対応を3条で金品といふことで、その1万円相当についての対応を今回商品券で対応させていただくように変更させていただいたことであります。これに対応するためには、以前からお年寄りのいろいろなグループ、機関等々にお話を申し上げながら、このことに対する御理解をいただいで今日に至つてきたと。議会に対しましても予算議会の中で、特別委員会の中で、このことを御説明申し上げましたが、議員とはいささか、ただいまの御質問にありましたように、考へ方が私とは違ふのかなといふ部分がありますけれども、私としてはあくまでも敬老年金の1条の趣旨目的に反していないと。その中でたまたま商品券を使うことによつて衰退している地域商店の活性化の一助にもつなげばといふことを含めて対応させていただいたといふことで、このことについては御理解をいただきたいと思ふところであります。

私も15日の日、敬老者の皆さん方全員とは申しませんが、幾人かの方々とお話しさせていただきました。また、老人クラブの方々とも何度か話させていただきました。希望はやはり現金をいただきたいといふ希望は当事者の皆さん方持っております。でも、町の状況、今の状況等を考へると、やむを得ないねといふ、あきらめムードなのか、ある程度仕方ないねといふ御返答をいただいでおるところでありまして、そういったことも含めながら、御理解をいただいで対応させていただいていふこととひとつ御承知いただきたいといふふうに思ひます。

また、使用場所につきましては、議員どこで使つていいかわからないといふことでありましたけれども、この袋の中に利用できる商店名を印刷したものを同封させていただいておりますので……

(「入っています」と呼ぶ者あり)これは入れてあるということですので、ひとつ御理解を賜りたいなというふうに思っております。

それから道路行政であります、先ほどもお答えさせていただきましたように、法の改正に伴いまして、開発区域内と開発区域外という部分があるわけですが、それにしても議員の御質問のように、やはり大局的に担当者として目配りを果たさなければならなかったということに対する道義的責任というものは、自治体としても持たなければならないなというふうに思うところから、私自身もこの解決に向かって、当事者の中で話し合いをさせていただいて解決をさせていただいたということで、議員御心配の件につきましては、近日中に寄附採納をいただいて、町道としての対応をさせていただくということで地権者と話させていただいて、解決に向かったということで御理解をいただきたいなと思います。

それから最後の市町村合併であります。

これにつきましては、非常に今後の課題として、議員がおっしゃるように上富良野町は母村としての今後を考えていかなければならないということは、議員から御指摘を承るまでもなく、私自身もそういったことも含めた中で、全体的に町民の皆さん方に判断をしていただき、町民の皆様方の意向を踏まえた中で、この場で議員20名の皆さん方が議決をしていただくことであります。ですから、私もこのことについては大いに勉強しなければならないし、町民の声に耳を傾けなければならないと。大きく耳も見聞き開いて、他の事業も大切でありますけれども、市町村合併ということについては、本当に町が、名前が、この地域がということを考えますと、重要な問題でありますから、議員の皆さん方も町民一人一人の御意見を承りながら、最後の決断を下すときの議員の皆さん方の判断としてなるより、議員の皆さん方もどうなのだという声を私に聞かせていただければなというふうに思っております。町長はどう考えるかということをお聞きすると同じように、皆さん方がどう判断するのかということについても私に伝えていただければなというふうに思っております。

そういうようなことはさておきまして、きょうの新聞につきましての富良野市長、高田市長の見解について、広域連合から市町村合併に軸足が動いたという報道がなされております。私も目を通させていただきました。基本的にこれは、今までの私どもの富良野地区広域市町村圏の振興協議会という組織がございます。これは5市町村長で構成しているわけですが、過日、環境衛生組

合の問題等々で集まったときに、この話につきましても話し合いました。しかし、私どもは、あくまでも今現在、平成11年から協議会としては幹事会に、助役会に、一部事務組合の問題を含めた中で、この5市町村が広域連合に向かってどのように対応していけるかということの研究しろということで、指示を平成11年から出してあります。そして、それぞれの幹事会で、担当課長会議等々で煮詰めてきております。聞くところによると昨年度から、助役部会の方までその結果が上がってきていると。その結果報告、この中では、基本的には市町村合併を前提としない広域連合について研究しろということで指示を出しておるわけです。それらの結果がまだ我々の段階に上がってきておりません。今、助役段階の中で煮詰められているということでありまして、過般の会議の中で私どもは、高田市長が会長でありますから、助役部会で早急に結論をまとめて、我々の協議会の中に報告するように、会長として指示をしてくれということをお願いしております。少なくともことし中に、12月にならない早いうちに、ひとつ提出してもらってくれと。それを我々は審議した中で次のステップとして考えていくべきものは考えていこうではないかということでお話し合いをさせていただいているところでありまして、それを会長としての高田市長も了承しているわけです。

今回の新聞を見て、気持ちが変わったのかなというような気がしますけれども、それは高田富良野市長としての物の考え方でありまして、富良野広域圏の振興協議会としてのまとまった意見では、考え方ではないと。そういうことで、行政報告でも私はまだ方向は定まっておりますから、報告はさせていただかなかったということでありまして、そこらあたりのことにつきましては、私は富良野市長、高田市長さんの考え方を云々この場で申し上げるべきものでないと。富良野振興協議会としての方向は、今申し上げたようなことで取り進められているということで御理解をいただきたいなというふうに思っております。

また、自治体の意向を踏まえた上でという私のお答えであります、合併をするに当たって、どこの自治体と合併するのかという、例えばですよ、その方向で研究する、検討するに当たっても、ただやみくもに研究はできません。やはり相手がいなければ、どの自治体と合併をするかということで研究をしなければならぬ相手が必要でありますので、私ども上富良野町だけがどこそこの町

と合併したらこうなりますというようなことではなくて、その相手の町の方とも、ともに研究をし、検討を加えていかなければならないという認識のもとで、他の自治体との意向を踏まえながらということでお答えさせていただいているということで御理解を賜りたいと思います。

以上であります。

議長（平田喜臣君） 再々質問があれば賜ります。

3番福塚議員。

3番（福塚賢一君） 再々質問をさせていただきたいと思います。

先ほど町長答弁いただいているその中に、口を挟んで大変申しわけなかったと思うのですが、商品券の使える店についての一覧表を入れたということですが、私のところにも年寄り、母親おりまして、商品券ちょうだいしたわけですが、入っていないのですよ。だから、そういう当てずっぽうではないと思いますけれども、やはり担当課長が町長に入れたと言ったというふうに受け取るわけですが、入れたなら徹底して全部入れなければならないし、入れないものを入れたということに対しては、懐疑心を持たざるを得ません。

一般質問の関係について話をさせていただいているわけですが、7項目、箇条書きに質問したいと思います。

しろがねの水を日新ダムに水を持ってくるということに関連して再々質問をさせていただきます。

7項目ありますけれども、6項目につきましては実務関係になりますので、担当課長の答弁を期待したいと思います。最後の7点目につきましては、町長の見解を賜って終わりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

フラヌイ関係の事業費の負担は幾らで、その金額はまた5%かかるのですか。あえてこだわりを持って今日まで経過してきている私の考え方は、高いと。農業者の心情を思うとき極めて高いと、国の仕事ではないかと、こういう観点に立っているわけですが、消費者金融でも年6%なのです、今日。消費者金融から私はお金を借りたことはありませんけれども、新聞に広告を見ましたら、年6%なのです。何で国の仕事が農業者から5%金利を取らなければならないという考え方に立っているわけで、その点をお伺いしたいと思います。

2点目は、既存の土地改良区と新しい改良区との維持管理費、費用負担は、ではどのような責任

の関係にかかわっていくのか。しろがねダムにできる新しい土地改良区と既存の富良野土地改良区とか、どのような体制で維持管理、費用負担されていくのか、その点ですね。

それから日新ダムを先使いでして利用し、時期を変えてという答弁でありましたけれども、既存ダムは水不足は現在までしていない。どんな水の使い方をするのか。水はもう代かきには一時的に必要なだし。日新ダムの水を先に使ってしろがねダムは後から使う。ピリカフラヌイダムの水はどんどん流入してくる、日新ダムに。その辺が極めて理解しがたいのですよ。日新ダムの水を先使いでして、時期を変えて水を使うという観点はどのように理解すればいいのか、御説明賜りたい。

4番目には、ダム用地は国が売却する方向で美瑛町と調整していると。フラヌイダム用地ですね。美瑛町にフラヌイダムの用地が存在するから美瑛町に買ってもらいたいということで国は話しているということですが、用買するにかかわっては、いわゆる町の負担があるわけですね。上富良野町の。にもかかわらず、なぜその辺開発と美瑛と上富良野と三者で協議しないのですか。なぜ開発が美瑛町と話し合いするのですか。なぜ上富良野町は中に入らないのですか。補償して、買収した金額だけ美瑛町がお金出すとは考えられないのですよ。今日まで美瑛町のいわゆるこの事業にかかわってくる経過踏まえても。だとすると、足りない部分は上富良野町がまた負担していかなければならないということになるのではないですか。その辺を明快に答弁してください。

また、道道つけかえ工事は防災対策上と従しておると。こういう極めて理不尽と言いたいのですけれどもね。道路が水没するからつけかえなければならないということでコンクリー橋かけて、何億円というお金使ってつけかえたのですよ。防災対策上と。では、あの地域どういう防災をしなければならぬ、災害が予見するのですか。これも何かしらこぎつけなのです。言わせてもらえば、もう少し町長のふだん言っている自主自立、この町長の精神が全然職員は薫陶受けていない。このことが極めて残念に思うわけです。そのことによって、上富、中富で1億6,000万円を負担する。この理由はないと思うのですが、いかがですか。

それから、6番目、隧道をポリエチレン管を利用して、利用すると。全体計画の中で見えてこないのですよ。隧道にポリエチレンパイプ運んで、その水をどこから持って行ってどこで使うのですか。極めて説得力がない。もう少しやはりわかる

ように説明してもらわなければだめでないかと思うのであります。

以上の点です。6点。実務担当者である課長にお伺いしたいと思います。

最後に町長にお伺いいたします。

議会としては、しろがね畑かん以外にフラヌイ関係で相当な金額が今後も財政運営にのしかかってくると思ひ、極めて厳しいという現況があると思ひます。今後については、つまびらかに、しろがねダムから日新ダムに水を落とす、その関係、それからフラヌイ事業が中止した費用負担の関係については、集中審議をする必要が、課題があると私は思っております。この点について町長の所見を賜って、再々質問を終わりたいと思ひます。

以上です。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 3番福塚議員の再々質問にお答えさせていただきます。

議員の方から担当所管からの答弁を求められておりますので、私の方からの部分について、1番目の金利の問題と最後の問題につきましてお答えをさせていただきたいと思ひます。他につきましては、所管課長の方からお答えさせていただきます。

まず、利息の問題であります、5%の利息であります。これはもう土地改良法で国が定めた利息でありまして、この法律を変えない限り、国が変えてくれない限り変わらないと。議員おっしゃるような発言は、国に対して私就任以来、美瑛の元水上町長、今の町長ともどもに、国に何度もお百度参りいたしました。しかし、これについては、国は一切この5%という金利の現状の金利に法律を改正するという点については、検討すら加えていただけなかったということで、まことに残念であります。しかし、そのかわり国は、一括償還の方法だとか、この5%の利子を使わない方法等々について検討を加えていただいたと。そして、しろがねの場合も5%の金利を使わないで対応できるような手法を国はとっていただいたと。そういうようなことでありまして、フラヌイについても土地改良法に定められた5%は変わらないということでもあります。

それから、一番最後の負担金、フラヌイについての負担金であります、当初、計画におきまして、先ほど申し上げました昭和62年の2月に議会議決をいただいたときの議決の中身におきましては、同じ2.5%で、総額で約4億5,400万円の負担が生じますよということと議会議決を賜りました。それで第2次事業変更、先ほども申し

上げました変更をして、ダムの建設をやめてしろがねダムを利用することによりまして、第2次事業変更によりまして町の負担は3億4,300万円と。約1億1,100万円軽減された。そして、今後この3億4,300万円、今の状況下では、これは17年度にこの事業は終了しますので、18年度から償還に入らなければならないということでもあります。このことについて、これだけのことで議員の皆さん方との一括審議をする必要があるのでないかという御質問でございますが、私としては、所管委員会の中でこのことを十分説明させていただきながら、また加えて議員協議会等々でも説明させていただき、これらの償還が始まる中で、町としては中期財政計画の中でこの部分の償還も繰り入れた中で対応をしておりますので、そういった部分を含めながら、予算特別委員会等の審議も賜るといふようなことから、このフラヌイの3億4,300万円の償還について、特別に単独案件として御審議賜る必要があるのかどうかということについては、今後その状況を見きわめて判断してまいりたいというふうにしておるところであります。

議長（平田喜臣君） 農業振興課長、答弁。

農業振興課長（小澤誠一君） 3番福塚議員の再々質問にお答えをいたします。

町長の方から述べられているところもございませうけれども、まずフラヌイ事業の2期地区につきまして、事業費90億円であります。その負担は2.5%で、本町分は約1億1,700万円になるかと思ひます。

それから、2点目のダム等の維持管理の件でありますけれども、まず、しろがねダムの関係、これらについては既存基幹水利事業の関係で3町で負担と。本町分につきましては、約26%の負担になるというふうに考えています。隣町が、美瑛町におきましては約67%、残りが中富良野町の負担となります。それからあと、日新ダム以下のものにつきましては、富良野改良区の維持管理というふうなことになります。

それから、しろがねダムより注水を受けます日新ダムの分でありますけれども、議員からお話のように、フラヌイ地区でございまして、本町の旧草分土地改良関係の部分、それから中富良野町で使うものでありまして、これらが約405万トン、しろがねダムより注水を受け、使い方は先ほど町長の方からもお話ありますように、先に日新ダムの満水になっている分を使いまして、減った部分、いわゆるその分を注水を受けて使っていくと、そういう考え方があります。

それから、フラヌイダム用地の関係でありますけれども、これにつきましては、負担につきましては2.5%、事業費が、用地が6,000万円。ですから2.5%掛けますと150万円の負担になりますけれども、これらにつきましては、美瑛町を含めまして本町もかかわる部分でありますので、今後、まだ決定はしておりませんけれども、かわりをもって、その事業費がどうなるのかと、その辺の見きわめをしなければならぬというふうに考えてございます。

それから、つけかえ道路の関係でありますけれども、これにつきましては、私も聞いておりますのは、十勝岳噴火の災害、これらを想定したものだということで考えております。

それから、隧道の関係でありますけれども、これらにつきましては、フラヌイ2期地区でつくられるものでありますけれども、一つは、美瑛、上富良野の分水工というのがあります。これはしるがねダムより水が通りまして、そこから西部水路と、こういうところを歩いていくわけでありまして、そこにポリエチレン管を入れまして、そこから中富良野町に通ります部分、水田と畑をかんがいする部分の水を通すものでございます。

以上であります。

議長（平田喜臣君） 次に保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 商品券の使用できる店の案内がないのではないかと御質問でございますが、お答えさせていただきます。

これにつきましては、商品券をのし袋に入れるときに、これは職員が行ってございますが、商工会加盟店、商店のほか美容院とか食堂等の名前の入った142店の商店名が入ったリストをのし袋の中に入れてお渡しさせていただいております。御理解を賜りたいと思います。

議長（平田喜臣君） 以上をもちまして、3番福塚賢一君の一般質問を終了いたします。

次に、15番村上和子君。

15番（村上和子君） さきに通告してあります3項目について質問させていただきます。

私は平成11年8月に当選させていただきましたときに、上富良野町の将来を担っていく子供たちのために、子育ての環境づくり、子育て支援が大切であると考え、一番初めての9月の定例議会におきまして、3年前に子育て支援の質問をさせていただきました。そのときに、町長は「町ではエンゼルプランの策定を計画している。このプランの中に子育て支援を位置づけていきたい」との答弁をいただいているが、エンゼルプランの策定はどのようになっているのか、お伺いいたします。

2点目は、遊休施設を活用して子育て支援センターの設置を考えてみたいとの答弁をいただいておりますが、現在の進捗状況をお伺いいたします。

3点目は、しつけの相談、育児の悩みの相談、その他家庭教育の悩みの相談、児童虐待について、適切なアドバイスを行う子育てサポーターを育成してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。（発言する者あり）

議長（平田喜臣君） 暫時休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時35分 再開

議長（平田喜臣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま15番村上議員の一般質問中でありましたが、途中事情がありまして暫時休憩をかけた。再開いたしますので、冒頭から再度質問をお願いしたいと思います。

17番（小野忠君） 委員長、その前にちょっとおわびをしたいと思います。議事進行を妨げましてまことに申しわけございません。

議長（平田喜臣君） それでは、15番村上和子君。

15番（村上和子君） では、もう一度やらせていただきます。

さきに通告してあります3項目について質問させていただきます。

私は平成11年8月に当選させていただきましたときに、上富良野町の将来を担っていく子供たちのために、子育ての環境づくり、子育て支援が大切であると考え、一番初めての9月の定例議会におきまして、3年前に子育て支援の質問をさせていただきました。そのときに町長は「町ではエンゼルプランの策定を計画している。このプランの中に子育て支援を位置づけていきたい」との答弁をいただいているが、エンゼルプランの策定はどのようになっているのか、お伺いいたします。

2点目は、遊休施設を活用して子育て支援センターの設置を考えてみたいとの答弁をいただいておりますが、現在の進捗状況をお伺いいたします。

3点目は、しつけの相談、育児の悩みの相談、その他家庭教育の悩みの相談、児童虐待について適切なアドバイスを行う子育てサポーターを育成してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

2項目め、農業のまちづくりについて。

農産物の価格の低迷、農家戸数の減少、高齢化、後継者不足など農業経済を取り巻く環境は急激に悪化し、地域経済にも深刻な影響を与えている。

町でも農業に対していろいろと農業振興策がとられているが、新規就農者対策の状況と農業後継者への支援策についてお伺いいたします。

3点目は、住民が安心して生活できる道路づくりについてお尋ねいたします。

現在、町では、道路は1級道路が28本、76%、2級道路は9本、65%、その他町道は369本、33.15%の舗装率である。市街地の町道の重要な道路はほぼ舗装されているが、住宅地域など生活に密着した道路の舗装がまだまだおくと考え、早急に舗装をすべきと考えるが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

以上、3項目についてよろしくお伺いいたします。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 15番村上議員の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

最初に子育てのまちづくりに関する3点の御質問であります。まず、1点目のエンゼルプランの策定に関しましては、子育て支援策は地域社会全体で取り組む課題であります。その重要性を認識しているところでありますので、育児に不安を持つ保護者や問題を抱える児童の保護者などの子育て環境整備を推進するために、町の児童育成計画、いわゆるエンゼルプランを平成15年度に策定するよう計画を進めているところでございます。

エンゼルプランの策定に当たっては、町の総合計画基本構想や国の指針、道の基本目標に基づいて行うとともに、就学前児童、小学校低学年児童の保護者や妊婦などの住民ニーズを的確に把握し、計画に反映してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

2点目の遊休施設の活用による子育て支援センターについての御質問であります。子育て支援センターの設置につきましては、国の指針で保育所のほか乳児院、児童館などが指定施設として定められているところであります。

このことから、中央保育所内に育児相談や子育てサークルの育成・支援等の対応窓口の体制整備を図り、子育て支援センターを開設するようエンゼルプランの中でも検討してまいりたいと存じております。

次に3点目の子育てサポーターの育成につきましては、しつけの相談や育児相談、児童のさまざまな問題に対処するために、現在、保育所の電話による育児相談を初めとして、子育て広場やサークル、健康教育、母親学級、児童館における留守家庭児童の受け入れなど、各種子育て支援事業を

行っており、保育士、保健師、児童更生員、社会教育のスタッフがそれぞれの専門性を生かしながら連携協力し合って、子育てのサポーター役を担っているところであります。

児童虐待の問題につきましても、主任児童委員が児童福祉関係機関と連携をとりながら、家庭の悩みや虐待等の相談役を担っているところであります。より一層地域、児童福祉機関並びに関係者、学校、そして行政機関などが連携し、一体的に取り組めるよう子育て支援体制を確立したいと思っております。

また、子育てサポーターの育成につきましても、エンゼルプランの策定の中において、その必要性を見きわめたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に2番目の新規就農者、農業後継者の状況と支援策についてお答えさせていただきます。

社会経済の変化や増大する輸入農産物によって農産物価格も低迷し、農業情勢も厳しさを増していることから、農業後継者の他産業への就業が進む一方で、農業に魅力を持ち、他産業から新規に就農する方や、農業以外の職についていた方が本町に移住し就農することも見受けられます。

このような状況を踏まえ平成7年度より、町、農協、農業委員会、農業改良普及センターで構成する新規就農者など対策協議会を設置し、農業実習者や新規就農者の受け入れを行ってまいっております。

本町における新規就農者につきましては、昭和61年度より受け入れを行い、平成13年度までに8名の方が就農し、うち6名の方が現在も農業者として定着しており、支援の効果はある程度あったものと理解しております。Uターン者、新卒者につきましては、平成7年度より平成13年度までに40名の方が就農しております。

支援策につきましては、新規に就農を予定されている方には、農業実習先のあっせん、受け入れ農家への営農指導費などの助成を行っております。Uターン者、新卒者に対しては、就農奨励金の交付を初め、規模拡大などに伴う農地取得あっせん、農業施設などの整備に対する制度資金の融通、利子補給等の支援を行ってきたところであります。

今後も引き続き支援を行っていく考えでありますので、御理解を賜りたいと思っております。

次に3点目の道路整備に関する御質問ですが、町が事業主体としては東5線ほか3路線、道路事業では東中7地区ほか1路線の町道整備が現在進められておるところであります。

一方、市街地におきましては、冬期の凍上、融解の繰り返しにより、舗装面に損傷を受けているところから、その路線の状況に対応して年次的に簡易舗装工事を行っているところであります。

また、一部住宅地域内のアクセス路線についても、未舗装分もありますので、今後、維持補修とあわせて、計画的に砂利道の舗装化を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長(平田喜臣君) 再質問があれば賜ります。

15番村上議員。

15番(村上和子君) 1点目の子育て支援のところではありますが、子育て支援は地域社会全体で取り組む重要な課題だと認識しているという御答弁を町長からいただきましたけれども、3年経過した現在もまだエンゼルプランが策定に至っていないということは、その期間、議論がなされたのでしょうか、なかったということでしょうか、お尋ねしたいと思います。

それから2点目の遊休施設、これはないわけではないと思うのですが、まだそれらを活用するというお考えがないようでございますが、伸び伸びと遊ぶ子供たちの場所、そういったことも考えていただきたいと思えます。

それと子育てサポーターのところでございますけれども、特に上富良野町は自衛隊の町でして、他町村に比べまして若い世代が多く、子供も1年間140名から150名近く生まれているという、他町村と違う状況があるわけなのです。それで早く保育、子供環境を整えていかなければなりませんのに、今それらを保健師さんとか、保育士さん、それから児童更生員の方たちに担っていただいていると、こういう御答弁でございますが、この人方はそれぞれまたほかに仕事があるわけでございます。そこらをどのように考えていらっしゃるのか、お尋ねしたいと思います。

それから、2項目の農業のまちづくりでございますが、昭和61年度から平成13年度まで8名の新規就農者を受け入れ、現在6名が農業を営んでいるということでございますが、毎年二十二、三戸の離農があるようでございますので、農業人口の回復を目指すには、新規就農者やUターン、40名今現在いらっしゃるようですけれども、後継者をもっと指導力を強化して、農業経営者として定着させるべきだと考えるわけですが、現在の農業の実習先や奨励金ばかりでなく、実践研修のためのトレーニング農場や新規就農者に農地を貸し出す長期リース農場などを整備してはいかがでしょうか。また公営住宅のあいてると

ころもありますので、そういったところを農業の新規就農者に活用させてはどうかと考えますけれども、いかがでございましょうか。

それから3項目の道路づくりについてでございますが、毎年これ市町村、行政の概要というのを、これをいただいております。これを見ますと、これによって調べますと、公共施設の状況で、舗装率が43.1%と、改良の方が多くなっているのですが、改良が56.5%。冬期間除雪しましたり、簡易舗装でございましょうから、損傷なんかがあって改良が多い、56.5%とあるわけですけれども、各町村の中にある舗装率はどれぐらいの順位なのか、お尋ねしたいと思います。

現在11本ほどの未舗装の、まだ舗装されていない道路があるわけですが、例えば大町2丁目のところ、これが現在舗装されていない道路でございます。これらはすべてやっぱりちょっと問題ありかなというところもありますけれども、子供さんが公園に行くとか、ちょっと行きどまりになっているようなところもありますけれども、町長の頭の中にはほとんど町道は舗装していると、このように思っているんじゃないかと思えますけれども、まだ少し未舗装の道路、長さにしても380メートルとか90メートルとか、ほんの少しなのでございますけれども、福祉センターを建てる事業計画にあわせて大町2条通りなんかは舗装工事を行いましたり、また栄町2丁目1番通りは活用がありますので、早急に舗装されてはどうかと考えますが、いかがでございましょうか、お尋ねします。

議長(平田喜臣君) 町長、答弁。

町長(尾岸孝雄君) 15番村上議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、子育て支援についてのエンゼルプランの策定であります。これは当初計画から平成15年に策定しますよと。平成15年に向かって対応しますよと今までお答えさせていただいております。

そういうようなことで、今15年に向かって担当所管は鋭意情報の収集等々を図りながら、15年の策定に向かって努力をいたしているということで御理解を賜りたいと思えます。

それから遊休施設につきましては、当然、遊休施設の再利用、有効活用ということはすべてにおいて対応を図っていかねばならない課題で、私の方でも各施設の利用状況等々を掌握させていただいたところでありますが、今現在そういった中で利用できる遊休施設、遊んでいる施設というのは、私としては、議員はあるということであり

ますが、調査の段階では見当たらないというのが状況でございます。

ただ、子供たちの対応につきましては、今、教育委員会の方も、いろいろな児童館の問題等々も含めながら、社会教育総合センターの開放を図って対応するとか、それぞれの施設の開放を図って対応しているというようなことで、今ある施設の中で有効に利用を促進しながら、その対応を図っているところでありますので、御理解を賜りたいというふうに思っております。

それから子育てサポーターの件につきましては、先ほどもお答えさせていただきましたように、子育ては地域を挙げて対応していくというふうに私もそうあるべきであると認識しております。

そういう中にありまして、そういったサポーター制度を設ける、あるいはボランティア活動の有効な支援を受ける、こういったことが今後のまちづくりの中で重要であるというふうに認識いたしておりますので、これらを含めた中で、それぞれの分野で今後対応を図るべく検討を加えながら、15年策定のエンゼルプランで位置づけをしたいというふうに思っております。

それから農業就農者の問題であります。議員おっしゃるように離農者と就農者のバランスからしていくと、就農者、担い手が不足しているというのが現状でございます。

そういう中にありまして農地の流動化の問題、あるいはいろいろなものを勘案する中であって、担い手就農者の後継者の確保ということは、重要な課題であるというふうに思っております。現状では、今の調査では、高齢農業経営者の中で後継者がいないという農家が大半であります。これらの現在の高齢経営者が離農する段階になりますと、相当の離農者が出てくるということは予測できるわけでありまして、これらの担い手後継者の確保については、町としても重要な課題として、基幹産業の農業の今後の大きな課題として位置づけしながら、十分にその対応を図っていかねばならないというふうに認識をいたしているところでありますので、また、それらのことにつきましては、議員の皆さん方のお知恵もお借りしながら、農業振興策を展開してまいりたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

それから道路の舗装率、あるいは改良率につきましては、これはもう上富良野町は、順位、後ほど担当の方から管内の順位は説明申し上げますが、私としては全く上位にはいないというふうに認識いたしております。

ただ、この今言う舗装を図るべき道路につきましては、鋭意町は舗装化を進めておるところでありまして、私といたしましては、こういう財政的に厳しい中にありまして、舗装率の向上だと改良率の向上と、その率を他町村と比較して上げるための財政投資ということは、私はこういう厳しい中で考えておりません。その道路の利用状況、町道認定はされてはおりますけれども、その道路の利用状況等々十分勘案した中での舗装整備、あるいは改良事業の推進を図らなければいけないというふうに思っておりますので、市街地区におきましてもそういった状況を見きわめながら、一挙には対応でき得ませんが、年次計画で逐次その対応を図っていくべく、道路整備事業計画も立案させていただいて、議員の皆様方のところに配付もさせていただいております。この計画に基づいた中で促進を図っていくように、より一層努力をしてまいりたいというふうに思っております。

議長（平田喜臣君） 道路河川課長、答弁。

道路河川課長（田中博君） ただいまの御質問の中の上富良野町は上川管内で舗装率、順位何位ぐらいかということでありまして、24市町村含めましての順位でいきますと、11位でございます。町村だけでいきますと10位であります。

以上でございます。

議長（平田喜臣君） 再々質問があれば賜ります。

15番村上和子君。

15番（村上和子君） 1点目の子育てのところでございますけれども、平成15年度に策定されるエンゼルプランの中に、ぜひ子育て支援センターの実施と、それから休日保育とか延長保育、それから、2人目のお子さんができるので、そのお母さんが、母体がきちっとなりますまでに預かっていただけると一時保育ですとか、それから保育施設の環境の整備、それと仕事と子育ての両立のための環境整備ですとか、それから児童公園の整備等もぜひ盛り込んでいただきたいと考えておりますけれども、いかがでございましょうか。

それと2項目めの農業のまちづくりのところでございますが、今、町と農協と農業委員会と、それから農業改良普及センターで構成している新規就農者等対策協議会で、平成15年度までの農政政策というのでしょうか、そういう振興策とかいろいろ立てていらっしゃると思いますので、今これを変更というのは難しいと思うのですが、平成16年度からの計画には、真の農業経営

者を育成するために、新規就農者の資金繰りですとか、それから農地流動化対策ほか12項目にわたって農業施策の助成金とか出されておりますけれども、再度見直しを、この16年度の計画の中には、農業経営者を育てるということで見直しを図っていただきたいと考えますけれども、いかがでございましょうか。

それから3点目の道路の舗装のことでございますが、町長は舗装率を上げるためにやるのではないと。人が利用するのを、大体それを優先にして、こういう御答弁でございしますが、確かにそう申されますと、これら残っている11本の道路と申しますのは砂利道でほぼ小さい、本当に生活道路と申しましょうか。でも、人に優しい道路づくりをと町長は申しておりますのでね。それで補助も何もないと思います。町独自の事業になるかと思えますけれども、簡易舗装であればそんなにお金をかけなくてもできるのではないかと。こういうところは優先順位に入っていないと思うのですけれども、何とか事業計画の、今、保健福祉センターのところはそれをやるときにやっていただくとか、それから富町の方の近くのところの、あれは何番になるのですしたかね、あのところが河川縁のところもそれも問題ありかなとか。残っているとところはちょっと問題ありのところかと思うのですけれど、だからといって生活道路の舗装を放置しておくということにはならないと思いますので、また、そこらあたりもひとつよろしく願いしたいと思うのですが。

以上、よろしく願いいたします。

議長（平田喜臣君） 議長、答弁。

議長（平田喜臣君） 15番村上議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、子育ての支援のためも含めたエンゼルプランでありますけれども、これにつきましては、今、議員から御発言ありましたようなすべての項目について検討し、必要な事項についてはこのプランの中で対応をしていくというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に農業の問題でありますけれども、新規就農者などの対策協議会も設置して、就農者対策を他の農業委員会や農業改良普及センターや農協さんと協力しながら町もその対応を図っておりますが、今議員から御発言ありましたように平成11年から平成15年にかけて、第4次の農業振興計画を策定させていただいて、ことしは14年と、来年は最終年度ということに相なるわけですが、この間におきまして農協さんの大同合併というようないろいろな課題がございました。状況

の変化もございました。しかし、町としては、この第4次の農業振興計画を15年までの間、第4次の計画を推進していくということを基本に進めさせていただいておりますので、今後第5次の農業振興計画、これらの策定の中で、当然において今後の農業後継者問題、担い手問題というのは重要な課題として位置づけなければ農業の存続が厳しくなってくるというふうに私も認識しておりますので、これらの策定に当たっては当然議員の御意見を踏まえた中で対応を図るべく、計画を立てるべく努めてまいりたいというふうに思っております。

それから、道路改良の問題は、私といたしましては、当然にして必要な道路につきましては、その対応を図っていかなければならないと。しかし、こういう財政状況でありますから、先ほどお答えさせていただきましたように、一挙に対応できない部分があると。これらにつきましては計画どおり、逐次対応を図ってまいりたいというふうに思っておりますし、議員の御質問にもありました、その道路状況と子ども問題解決をしなければならぬ部分という道路というような部分もあるかに認識いたしておりますので、そういった部分の解決等々を含めながら、逐次計画を立てて改修を図ってまいりたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（平田喜臣君） 以上をもちまして、15番村上和子君の一般質問を終了いたします。

次に、17番小野忠君。

17番（小野忠君） 私はさきに通告いたしました2項目について、教育長にお伺いをします。

まず第1点は、教育環境の整備についてお伺いします。

西小学校と清富小学校のグラウンド整備について質問をいたします。

小泉総理は、政治改革の理念として「米百俵」のことわざを引き合いに出していますが、「米百俵」の意味合いは何よりも教育を優先すべきで、今のひもじさよりも後の金の卵を生み出す子供たちの教育施設の整備に、見舞いに贈られた「米百俵」を使ったという有名な話の例えを用いたものであります。

また、町長が日ごろから「まちづくりは人づくりから始まる」と常々言っているように、教育がいかに大事であるかは今さら申し上げるもなく、町長及び教育長は十分認識されていると思えます。

そこで本題に入りますが、西小学校のグラウンドは暗渠排水が悪く、運動会や各種スポーツ活動

は、少しの雨でもグラウンドの使用ができなくなる。また、清富小学校のグラウンドは、道路よりも1メートル20センチも低くなっており、水はけが悪いために少しの雨でもグラウンドに水たまりができ、ぬかるみになってしまい、ことのように雨の多い年にはほとんどグラウンドを利用して運動ができない状況になっております。

このような状況を今まで黙認したことは問題であります。過去のことをとやかく言っただけは何の解決になりませんので、追求はしませんが、西小、清富小学校の生徒さんが環境のよい広々としたグラウンドを使って、伸び伸びと体育の授業を受けることができるように一日も早くグラウンドの整備を進めるべきであると考えますが、このことについて教育長はどのように考えておられるのか、御答弁をいただきたいと思っております。

2点目は、次に学校週5日制に伴う子供たちの課外活動について質問をいたします。

9月3日の北海道新聞・生活欄に、道子ども学会研究大会における報告が掲載されておりましたが、その中で札幌の小学5年、6年生の行動を調べたところ、木登りや虫取りなど自然に接する活動の少ない子供らは、ほかの子供たちと比較して、感性の豊かさや探究心、創造性などの大きな開きがあったと報告されております。

また、他の報告によると、週5日制による休日の過ごし方では、屋外での活動よりも家庭内でのゲームを楽しんだり、習い事や塾通いの時間がふえていると報道もあります。

子供たちの健全な育成を進めるためには、今では学校や家庭だけの問題でなく、子供会活動やスポーツ少年団活動など、社会地域全体の問題として考える時期に来ているのではないのでしょうか。

また、教育委員会としても、子供会活動やスポーツ少年団活動など育成強化のために必要とされる指導者の養成や確保と施設設備の開放などについて、現状の制度や仕組みに甘えることなく、新しいシステムの構築や事業の展開を図るために必要な予算の増額や職員の増員を考えるべきと思うが、これらの点について、今後どのように進めようと考えておられるのか、教育長の御答弁をいただきたいと思っております。

以上で終わります。

議長（平田喜臣君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 17番小野議員の1点目の西小学校と清富小学校のグラウンド整備についての御質問にお答えさせていただきます。

西小学校のグラウンドにつきましては、小野議員より御指摘のように、非常に水はけが悪く、大

雨が降りますと水たまりができ、たびたびグラウンドが野外活動、行事等の際に使用できなくなるといった状況にありまして、不便をかけた中で使用をいただいていることについても十分認識しております。また、学校やPTAからも早期に暗渠排水等の整備やグラウンド全体の環境整備を実施してほしいとの要望も出されているところでございます。

しかし、西小学校の整備につきましては、暗渠排水のみならず、外構、フェンス、樹木等のグラウンド全体の環境を考慮し、根本的な整備を図ることが必要と考えており、次年度においてグラウンド整備基本計画を策定いたしまして、児童の体育事業や地域住民のグラウンド使用に支障がないよう、財政的な問題もございまして、年次計画で整備を進めてまいりたいと考えております。

また、清富小学校のグラウンドにつきましては、校舎改築の折に農地を買収いたしまして、暗渠排水と盛り土などの整備を行いまして、これまで使用しているところでございます。

しかし、議員から御指摘のとおり、現在のグラウンドは、学校敷地や道路よりも低いため雨水がたまりやすい状態になっておりまして、排水等の整備についても計画的に実施しなければならないと思っておりますので、早期に実施できるように検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

2点目の学校5日制に伴う子供たちの課外活動についての御質問にお答えいたしたいと思っております。

4月より小中学校では、ゆとりを中心とした新学習指導要領の実施によりまして、完全学校週5日制がスタートし、6カ月を経過しております。新しい学習指導要領は、児童生徒にゆとりの中で豊かな人間性や社会性を育成することや、学習の面においても基礎・基本を確実に身につけさせ、みずから学びみずから考える力を育成することをねらいとしております。

学校週5日制のスタートにより休日となる週末の意義ある過ごし方について、教育委員会といたしましても児童生徒の健全な育成を進めるために、社教センターや海洋センターの無料開放を実施して、子供たちが自主性を持って遊べる場を提供するよう配慮しておりますし、宿泊施設などの体験学習、スポーツやレクリエーション事業等についても子供会育成協議会や青少年健全育成をすすめる会、各種の体育団体との連携を深め、自分で考えて判断し行動できる子供たちの育成を目指しまして、児童生徒の体験活動充実のために共同

の取り組みを展開しているところでございます。

議員御指摘の子供会活動やスポーツ少年団活動などの育成強化のための指導員の養成・確保は欠かすことのできない重要な課題だと考えております。そのためには、活動の指導者養成のために必要な予算的な行政配慮も必要でありますし、また、充実した指導体制とするために専任職員配置の検討や、各種団体とも歩調を合わせまして活動支援者の養成・確保を図りながら、地域、家庭がともに一体となって児童生徒の体験活動の機会の充実を図るよう、今後より一層努力してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（平田喜臣君） 再質問があれば賜ります。

17番小野忠君。

17番（小野忠君） 再質問をいたしたいと思っております。

今、西小学校、清富小学校のグラウンドの整備について質問をちょっとしたいと思います。

西小学校については、年次度においての整備を進めたい、前向きな御答弁をいただきました。一日も早い実施にしていきたいと思います。

また、清富小学校のグラウンドについてお伺いいたします。

教育長は排水整備等の計画を実施するよう検討したいと答弁がりましたが、年次度は平成15年度の実施に検討されるのか、教育長のお考えを承りたいと思っております。

2項目めの学校週5日制について2点ほど再質問をいたします。

第1点は、子供会活動やスポーツ少年団活動の指導者養成についてであります。指導者の養成については、ただ職員の人数をふやすものではなく、指導者養成に必要な専門知識を持った職員の配置や採用も考慮にする必要があると思っておりますが、その点についてどのように考えておられるか、お尋ねをしたいと思います。

2点目は、子供会やスポーツ少年団の活動には、アウトドア、キャンプなどの自然との触れ合いが大切であると思っておりますが、そのためには現場までの交通手段が必要となります。子供たちの健全な育成のためにスクールバスや福祉バスの活用も必要と考えますが、この点について教育長はどのように考えておられるのか、お尋ねをいたしまして、再質問を終わります。

議長（平田喜臣君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 17番小野議員の再質問にお答えをいたしたいと思いますけれども、前向きに検討させていただきますということですから、私ど

も一日も早く、現場を管理する立場としてはやりたいのが本音でございます。ただ、町の財政的な事情もございまして、年次計画でやらざるを得ないかなと。そのときに、清富小学校については、子供も7人ですし、野外で特に支障が、今差し当たって現場の先生たちが困るというようなことのお話も聞いておりませんし、屋内でも十分、7人ですからできますので、ただ放置はできませんので、早い時期に、小野議員は1メートル20ぐらい低いのだから、そこに廃土やなんかを持って行ってやったらお金かからなくてできるだろうといういろいろな助言もいただいておりますので、そんなことも含めて考えていきたいと思っております。

西小については、これは御答弁させていただきましたけれども、暗渠の問題、それからフェンスの問題、樹木の問題、いろいろありますので、これらについても町の単費のお金で整備をするのではなくて、調整交付金だとかいろいろなそういう補助施策や何かも含めて検討しなければならないと思っておりますので、いずれにいたしましても、私たちは一日も早くということは来年からというようなこと意識を持って、これから理事者の方に課題として申し入れ、早い時期に実施できるような予算配慮をしていただくように、また努力してまいりたいと思っております。

それから2点目の野外活動につきましては、私たちも今、うちの職員や何かも一生懸命やっております、キャンプや何かも体験学習というような部分で努力しております。そのときに町のバスや何かについても、町のバスの運行に支障ない範囲で、積極的に今配慮していただいておりますので、今後も子供の目線に立って、そういう行政配慮ができるものについては積極的に配慮してまいりたいと思っております。

それから指導者の養成につきましても、これは小野議員は正職員を置くのではなくて、潜在的な指導者をふやしなさいというような私たちに対する一つのアドバイスをいただいているものということで御理解しておりますので、私たちが潜在的な子供たち、私も子供は町の宝であり、地域全体で育てないとならないということについての認識は十分持っておりますので、地域の人たちが子供たちのために何ができるかというようなことの指導者養成についてさらなる努力をしてみたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（平田喜臣君） 再々質問、よろしいですか。

以上をもちまして、17番小野忠君の一般質問を終了いたします。

次に、11番梨澤節三君。

11番（梨澤節三君） 私は、通告に従い、4項目7点について質問いたします。

初めに市町村合併について、3点お聞きします。

1点目は、8月27日に実施されましたまちづくりトーク、市町村合併です。私は、常々我が町にとって市町村合併より大きな問題はないと受けとめておりますから、昼夜2回参加しました。

説明を聞いていますと、何を言おうとしているのか意味不明です。案の定アンケート結果は「わからない」が60%ということでした。私から言えば時間の浪費ではないかという感じを受けましたが、これは結果的にはよかったのではないかと思います。

昨日の上川支庁が実施した市町村合併の説明では、安易に反対を表明されたら、これが手かせ足かせとなって将来禍根を残すということを言われておりましたので、町民は懸命であったかと思えます。

それでこれに関する新聞報道を見ますと、唯一合併に対して消極的である助役の意見がちょっと目立ったとあります。この報道を見ますと、「合併に対して消極論を唱える植田耕一助役は」と、このことで決めつけられております。これが必ず手かせ足かせになるのではないかと思います。

合併は住民の意思を尊重すると町長は常日ごろ言っていますが、意思決定を持つ住民に対し、なぜあれだけ膨大な、これぐらいの2冊ぐらいあります。あれだけ膨大な資料が来ているのにこれを勉強、消化し、エキスを住民に伝えないのか。なぜ積極的な情報共有に努めないのか、故意にあの程度の説明をしたのか。時間がないと言いながら時間をかけたことをしている。その分我が町が不利になっていくことを認識されているのだろうか、疑問に感じるところです。

そこでお聞きしますが、住民に市町村合併をわかりやすく説明できる北海道または国から説明員を招聘して、講演会または説明会を実施してはいいかがか、お聞きいたします。

2点目は、富良野市は8月中旬、総務省の山崎体制整備室長を講師に市町村合併の講演会を実施しました。参加者150人とあります。そして、各自治体は、合併を推進するのかわからないのか、その判断を早急に下さなければいけない時期に来ていることが確認されたようです。そして、富良野市長は「合併をするにしてもしないにしても、私たちは意思を持って判断しなければならない。こ

れからこの地域がどうあればいいのか、この講演をその糧としたい」と言っています。

その参加者のアンケート結果は、半数が「積極的に合併を」とあり、「必要ない」はわずか4%です。説明によって参加者の判断はこれだけ明瞭に決まるのではないかと考えられます。

さらに、富良野市の6月定例議会では、市長は、市町村合併は避けて通れない大きな課題ということで、「市独自で調査研究を行い、住民に情報を提供していく」と言明しています。

そこで、富良野市との合併に関する調査研究に対する取り組みに参加申し入れをしてはいいかがですか。そして、その結果を住民に情報提供する考えをお聞きします。

3点目は、合併期間についてですが、私は平成11年6月議会から合併の危機を言い続けています。よい子・悪い子・普通の子という表現でやるべきことをやってしまっただけではどうですか。健全財政面からいえば、悪い子になるが住民には感謝されますよと口を酸っぱくして言い続けてきています。これはこの上富良野町のことを思うから何度も言っているのです。合併にはよいことも悪いこともあります。合併協議会立ち上げまでの準備期間に何を、どれぐらいの期間があればいいのか、どのように見積もっているのか、町長のお考えをお聞きします。

次に、中心市街地活性化、高齢化対策ということで、駅舎とあわせて公共施設の建設についてお伺いいたします。

なぜこの時期このようなことを言うのかと申しますと、この駅舎建設についての私が話をする理由として3点あります。

1点目は、中富良野町、富良野市はそれぞれ防衛周辺施設整備費で事業が終わっています。富良野市は麓郷に、中富良野は市街地に、次は上富良野に来るのではないかとということが予想されます。これが1点です。

いま1点、これは町長だからできたと言ってもよいことかと思いますが、それはことしの3月、町長主催で方面幕僚副長の防衛懇話が公民館で実施され、大変盛況でした。そのとき懇話で幕僚副長は、今苦労していることを本音で参加者に話しかけられ、皆さんそれぞれうなずきながら感銘を受けていました。内容としては4項目あり、要約しますと、一つは、防衛庁を省に昇格させてほしいと。二つ目は、有事立法を法制化してほしいと。三つ目は、愛国心教育が必要であると。四つ目は、自衛隊の憲法への位置づけということです。このことについては地方議会の皆様にもよろしく御理

解をくださいと言われて行かれました。

この件については、前の駐屯地司令も5月9日の自衛隊協力会総会の懇話で、防衛庁の省昇格と有事法制というのはシビリアンコントロールであり、超法規行動を避けるためにも必要であることを話をされました。その後、議会は御承知のように、6月定例で防衛庁の省昇格の意見書を議決しました。

駐屯地開町記念日では、町長もあいさつにしっかりと入れ、来賓の防衛庁関係者、沿線市町村長に披露され、すっかり当日の話題となり、一度に北海道はおろか、全国に上富良野町の自衛隊に対する理解の深さが知れわたったようです。

後日談ですが、名寄と留萌の議員から、この件について問い合わせがあり、今定例会で意見書を採択するようです。

先ずれば他を制すとありますが、これは町長が第一の功労者であったかと理解しております。世の中持ちつ持たれつ恩義に報いることは、人、組織を問わず、まだ残っているのではないかと私は考えます。

以上が2点目です。

3点目は、合併が迫っていることは防衛庁も先刻御承知です。今やらねば時間と機会を失するのです。これは町も同じです。言うまでもありませんが、町長も議会も町のためにあります。今町長は、町の現状を伝え、町民すべてが利用する駅舎の改築、でき得れば町の東側も西側も同じく使える橋上駅舎と公共施設の建設について、防衛庁とJRに要望調整することについて、町長のお考えをお聞きいたします。

最後は、男女共同参画社会についてお尋ねします。

1点目は、国の示した男女共同参画社会基本法について、また、道の示した男女平等参画条例について、あらゆる分野の男女が共同で参画し、責任を分かち、主体的に生きるための男女共同参画社会の形成についてどのようにお考えか、お聞きします。

2点目は、幼児教育についてですが、男は男らしく、女は女らしくということについては、3歳から7歳までにしっかり教育することが重要であると医学上立証をされています。その中で、相互に人格を尊重し合う教育について、どのようにお考えになるか、これは教育長にお尋ねをいたします。

以上で質問を終わります。

議長（平田喜臣君） 通告の3番目はよろしいのですか。これは割愛されたということ……。

11番（梨澤節三君） 上富良野高校の件、引き続き質問させていただきます。

上富良野高校の件についてでございますが、ことし上富良野高校は建てかえられ、様相を一新します。まことに喜ばしいことです。

それはよろしいのですが、高校裏の河川敷は何かならないものではないでしょうか。住民、教職員の目が届かず、非行の温床となりかねない。傷害事件であるとか不純異性交遊防止のためにも、あの地域を公園化する、またはグラウンドとして拡張してもよいのではないかと思います。さらに、これにつながる河川敷の遊歩道等の整備について、道に申請されてはいかがか、お聞きいたします。

以上でもって終わります。

議長（平田喜臣君） ただいま11番の質問の4項目でございますが、男女共同参画社会についての御質問に対して、1項、2項ともに教育行政についての件ということの認識で、総括して教育長からの答弁ということによろしゅうございますか。

そういうことで答弁をお願いします。

町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 11番梨澤議員の御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

まず、1番目の市町村合併についての3点の御質問であります。まず1点目の説明のために道、国の職員を呼ぶ考えはないかとの御質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、8月27日に開催いたしました「夢・未来を語るまちづくりトーク」の開催趣旨につきましては、御承知のとおり、合併のための制度などの説明会ではなくて、住民の御意見をお伺いすることを目的として開催いたしましたところありますので、情報につきましては広報かみふらの1月号に始まり、6・7月号で情報提供をさせていただきましたその内容について、より理解を深めていただくために、少ない時間でありましたが御説明を申し上げながら、住民の皆様からの質問や御意見をいただいたところありますので、御理解を賜りたいと存じます。

さて、道や国の担当職員を呼んでの制度の説明会などの開催につきましては、現在のところ、開催の予定はいたしておりませんが、機会をとらえて、必要に応じては道や国に担当職員の派遣を要請してまいりたいというふうにご存じしておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に2点目の富良野市とともに合併の調査研究をするべきでないかとのお考えであります。富良野圏域においても、市町村を取り巻く行財政環

境はますます厳しくなることが予想されることなどから、平成11年に開催の富良野地区広域市町村圏域振興協議会の総会において、現在ある5つの一部事務組合を広域連合化して運営することの可能性について研究することを決定し、現在取り組みを鋭意進めているところであります。

富良野市が広域連合の研究を中断し、市町村合併の研究に切りかえたとの認識は、私は現時点ではいたしておりません。しかしながら、過日、圏域5市町村の会議において、さきにもお答えさせていただきましたように、市町村合併についての共同研究の必要性について、意見の一致を見ているところであります。近日、担当者などによる研究会を立ち上げていくことで話し合いがなっているところであります。議員の先ほどの御質問であります富良野市単独で実施をすると、研究会を発足するという点につきましては、それが地域の協議会の会長であります高田富良野市長の発言であるとするならば、私としては遺憾に思うところであります。

次に3点目の期限についてのお尋ねであります。平成11年の7月に市町村の合併の特例に関する法律、いわゆる合併特例法が改正されまして、自主的な市町村の合併を推進するために各種の支援策が設けられました。この有効期限につきましては、平成17年3月31日までとなっておりますことは承知をいたしているところであります。また、法定協議会が設置されてから合併すれば、所要期間は一般的に22カ月ほど必要と言われております。

したがって、有効期限の平成17年度末を考慮すると、合併するしないにかかわらず、平成14年度が最も重要な年であるというふうには私は認識して、今までお答えさせていただいているところであります。

しかしながら、最も大切なことは、上富良野の将来像について、住民の意見を最大限尊重し、自主自立のまちづくりを進めるのか、また、合併の道を選ぶのかは、これいつも申し上げておりますように、住民の合意を得た上で進路を定めていくべきものと考えております。

次に、2番目のJR駅舎の改築に関する御提言であります。駅舎の改築を初め駅周辺の整備につきましては、町中の活性化、町民のにぎわいの拠点づくりの観点から、都市計画マスタープランの中で位置づけしているところであります。また、本年3月には、駅周辺整備にかかわる構想が策定され、現在、具体事業の実施に向けた作業を進めているところであります。

まず駅舎の橋上化につきましては、駅舎の一つの形態として認識しておりますが、いずれにいたしましても、高齢化対応などバリアフリーを念頭に置いて検討を進めていきたいものと思っております。

また、駅舎を含む駅周辺整備は、商店街への経済波及など、中心市街地の活性化を図ることが大きなねらいでもありますので、有効な公共施設の配置は、事業目的を達成する上で重要な手段として認識しているところであります。駅舎との合築か単独配置かは別としても、どのような施設を配置すれば町並みがにぎわうのか、公共施設の有効な配置について、町民の皆様方の需要見込みや動向等を踏まえて、慎重に検討してまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、事業を進めるに当たっては、関係機関との調整や事業財源の確保が重要となってまいりますので、今後ともJRを初め、関係機関との調整を進めさせていただきたいと思っております。少しでも有利な財源で事業を行うためにも、防衛庁事業を含めて、補助制度の活用を検討してまいりたいと思っております。

なお、本年3月策定いたしました駅周辺整備構想については、JR北海道旭川支社に対して説明が済んでおります。支社から本社へ話を伝えてもらっているところであります。10月ごろには本社へも説明に行く予定になっておるところであります。

次に3番目の上富良野高等学校裏河川敷の公園化についての御質問であります。当該河川敷地は、ヌカクシフラヌイ川に附帯するものであり、河川管理者の北海道が所管するものであります。ヌカクシフラヌイ川の河川改修の状況につきましては、現在、北海道において、富良野川との合流地点の中富良野町北13号付近において洪水時の対応工事が進められており、今後も継続して上流に向かって改修が進められる計画とのことでもありますので、本件河川敷地区区域内の改修予定時期にあわせまして、公園化の要望等につきましても考えてまいりたいと思っております。

次の4点目につきましては、教育長の方から答弁いたさせます。

議長（平田喜臣君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 11番梨澤議員の4番目の男女共同参画社会についての1点目の幼児教育についての御質問にお答えいたします。

幼児期は、人間としての健全な発達の基礎を培うとともに、また社会生活に必要な生活習慣やしつけを身につけさせるなど、主体的に社会の変化

に対応し得る能力をはぐくむための極めて大切な時期であります。

しかしながら、今日の社会環境や家庭環境を取り巻くさまざまな変化の中で、親子のきずなの希薄化や他人任せの養育など、本来家庭が果たすべき教育力の低下も指摘されているところであります。

このため、幼児一人一人の発達段階に応じて社会生活のルールや道徳性を生活の中で身につけていくよう支援してまいりたいと思っております。

また、人の役に立つことの喜びを味わえるような体験やボランティア精神の芽となるような温かい心をはぐくむよう、子供の特技や発達の課題を踏まえ、望ましい習慣や態度の育成を目指し、男は男らしく、女は女らしく、健康で明るく伸び伸びと心豊かでたくましく生きる力の基礎を培うよう保育所、幼稚園、保護者と地域との連携を深め、子育て支援体制などの諸活動について、今後より一層の努力をしてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、2点目の男女共同参画社会の形成についての御質問にお答えいたします。

国では、男女が均等の社会の構成員として、みずからの意思によって、社会のあらゆる分野において平等に均等の立場で参画する機会が確保され、男女が均等に政治的・経済的・社会的及び文化的利益を享受することができ、また、ともに責任を担うべき社会の実現を基本理念として、平成11年6月に男女共同参画社会基本法が施行されたところでございます。

北海道におきましても、平成13年4月に北海道男女平等参画推進条例が施行され、男女平等参画社会の実現に向けての第一歩を踏み出し、国、道で積極的な推進が図られているところでございます。

また、本町におきましても、第4次総合計画の中に基本目標が位置づけられておりますが、今後も社会情勢の変化などを背景に、女性の社会活動への参加意識が高まり、中でも女性の職場進出や地域活動への参加が活発になるなど、社会における女性の参画の重要性がますます大切で必要となってくるものと認識しております。

町といたしましても、一人一人の個性と能力が発揮できるよう家庭、職場、地域社会などで男女があらゆる分野において平等で対等な立場で参画していただき、ともに社会を支えていただけるよう支援体制の充実と男女共同参画社会の実現のため、より一層の努力をしてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長(平田喜臣君) 再質問があれば賜ります。

11番梨澤節三君。

11番(梨澤節三君) 質問いたします。

市町村合併についてですが、市町村合併をしない場合に小規模自治体はどうなるかということが懸念されることなのですが、これは10月に法律ができてくるそうです。これについてはますます財政的に苦しくなり、首長の給料は5万人の自治体で100万円なら、1万人の自治体では5分の1の20万円となると。または払えないようになるということ、これは富良野の講演会の際の総務省の荒木公務員部長が言い切っています。

それから、昨日の説明会では、要するに自治体という体はなさない。1万人以下は。これは町内会、町内会にするかという話も今出ている。これは10月に出ますから。そして、町内会では余りひどいだろうと。であるから、これは近隣の大きなところに、もしくは都道府県に持ってもらおう。都道府県は持つのは嫌ですと言っているということだそうです。であるなら、近隣の大きな市に持ってもらおうようになるのかなと、このように言っております。

ということは、ということは嫌だと言っている、だから、この辺だったら富良野にくっつけろ、こういうことです。それで自治権もなくなります。限定されてきます。除雪であるとか、上下水道とか。こういうこと言っております。法律になるということ、はっきり。だから、きのう私はオブザーバーですよ、それこそ後で聞いていて、恐ろしい話だなと、法律になってくるとだれも逆らえないぞというように受けとめたところなのです。

それで、私は、町長の話など論外のことなのです。この上富良野町を合併のあらしの中、どのように乗り切るかということが大事であって、時間がなくなっていくことが不利につながる、このことが最も私の懸念するところなのです。

合併協議会立ち上げまでは、これは当然ですが、議会も住民も大変な勉強が必要です。

倶知安町の議会では、ちなみにいいますと10カ月13回の総務委員会の審議、その後合併特別委員会の立ち上げ、特別委員会と個々の市町村長との懇談とその他もろもろがあります。

先ほど町長は議会は議会でということをおっしゃいましたが、私には合併の話をしてありますが、このようになってきているということをおっしゃるのであって、私が先に立ってやるぞというようなことではありません。町長と議会は車の両輪ということをしつかり御認識いただきたいと思いま

して、いま一度、議会の準備期間もあるのですが、町長いかがお考えですか。どのようにお考えでなく、受けとめられますかということをお聞きしたいと思います。

二つ目は、ただいまの御答弁をお聞きしていますと、住民の意見を最大限尊重し、住民の合意を得た上で進路を定めると言っていますが、きのうのこれからの自治体運営を考える講演会の開催案内を見ますと、参加者について、受講定員については何名と来ておられて、市町村長、住民、2番目に住民が入っています。職員、議員等すべて含むと、このように書いてありますが、住民は行っておられたのでしょうか。私の確認したところでは入っていなかったように思うのですよ。これでは住民が勉強ができないのではないかというふうに思います。我々議会と職員だけでということになると、これは住民不在になります。非常に失礼なことになるのです。我々も言われかねないところです。なぜ住民を入れなかったのか、お聞きします。

次は、さきの議会で、町の借金、すなわち地方債現在高について、町または富良野圏として一括返還してはいかかと質問しましたが、ペナルティーがあり難しいと言われました。私は富良野市で実施された説明会に行き、総務省の講師の山崎室長にこの件について質問したところ、今は言えないが、現在検討しているとの答弁でした。その後、8月18日に新聞が出ました。「合併までできるだけ繰り上げ返済してもらい、合併相手と借金を平均化する。財源については、国が一定のルールのもとに応援してもよい」と、このように出てきました。

それで、この町の地方債現在高、この地方債現在高は今、何ぼだったですかね、170億円ぐらいあったですかね、30何億円ですね。それをシミュレーションを見ますと、上富良野の市町村現在高、90……、この前出たばかりですね、92億円です。それで、これの返還についてどのようにお考えになるか。期間が迫っております。お聞きします。お聞きします。この地方債の返還ですね。

次は、最も大事なことについてお聞きします。

合併では、農業活性化を最重視しています。そこで交付金についてですが、シミュレーションを見てみますと、交付金は5市町村でいきますと170億円ぐらいあります。これが平成17年まで減って150億円になっても、昨日の説明でも言っておりました。10年間これ補償します。これを。市町村が一つになっても。議会が一つになっ

ても、10年間補償しますと。150億円が1,500億円になります。

そこで、それともう一つです。きのうの説明でも言っておりました。現在、政府は地域限定の規制緩和策、構造改革特区を進めております。これに対して道は、本道農業の活性化を目指すために農村再生特区というのを、これを申請しております。それが報道に出ております。道は4特区構想を国へ提出ということで、農村再生特区です。これは市町村が土地を持てますよということが入っているのです。

そこで、今の町では買えません。借金だらけで。それで一步踏み込んで、これを二つあわせて考えると、10年間1,500億円というお金があります。そのほかに特例債もあります。そうすると、先ほど町長が言われておりました後継者がいないとかいろいろなことで農地が耕作されなくなる、それをこの合併市で買い上げることなのです。お金が何ぼでもあるのです。これはよそで買えといったって、いろいろ高くなっておりますから買いたがりません。しかし、市が買って、市の土地として、そして株式会社にもどこにでも貸すことができるのです。農協に貸すこともできます。もしくは個人に貸すこともできます。それで持って規制が緩和されていますから、レストランでもできますし、民宿もできるということになる。それをやってやれるのは今のこの市町村合併でもってのこのお金しかないのです。お金はどこにもありません。これがあるのです。1,500億円というお金があります。使っていったところで300億円から500億円は使います。

それで、これは国の引いたルールかもしれません。私はどっちも言っているのではありません。どちらも根拠がある、きのう言っておりましたから、考えているところと同じのものだと。そのルールに乗るのかもしれませんが、乗ってもよるしいのではないですか。しかし、これは合併しないことには絵にかいたもちです。

そこで、合併協議会の協議事項に入っていくわけですが、この協議事項になりますけれど、町として今やれることについてお聞きします。

農村再生特区の申請はされますか。お考えはありますか。

それから、地方債一括返還の手続をとる。そして合併後の農村活性化についてどのようにお考えになるか。

次は男女共同参画社会についてお聞きします。

先ほどどのようなお考えをお持ちですかということでお聞きしたのですが、一考を要するところ

がございます。国の示した男女共同参画社会基本法、道の示した男女平等参画推進条例ともに現在大変問題となっているのです。何かといいますと、男女差否定、専業主婦軽視についてです。男は男らしく、女は女らしく、その中で相互に人格を尊重し、共同で参画し、責任を分かち主体的に生きる。そして最も大事なことは、家庭尊重の精神に基づいた相互の努力と協力。また、これに伴う愛情豊かな子育て。具体的に言えば、専業主婦を否定することなく、現実に家庭を支えている主婦を男女が互いに協力し、支援するよう配慮する。子供が自然にお母さんありがとうという環境をつくることです。

それから次に、男女性別を超えた個性と言われましたが、ここが一考されるのではないかなと思います。男らしく女らしくというのは、先ほども言いましたが3歳から7歳までに教育しなければならぬということが医学上立証されていると。

私は先日の社会教育総合センターのところであった福祉大会で、私はボランティア仲間と体験広場を担当しました。小学校高学年の女の子の2人連れが来ました。そのかわいい女の子の口から「おめえ何やっているんだ、おめえわかっているのか」という言葉が出ています。大変驚きました。男でも汚い言葉と思われている「てめえ」「おめえ」の言葉が出ています。女が男言葉を、男が女言葉を話すという、これは男女差がないではなくて、まともでない世の中が形成されつつあります。

こういうことでいきますと、性同一性という男女です。男が女かわからないという、そういう男女が生まれる要因となることが懸念されます。

幼児を見てみますと、何も言わなくても男の子は男の子、女の子は女の子とはっきりしています。生まれながらに備わっています。それを成長過程で無理やり言葉も色も遊び方も、男女の区別のない教育をする。これは子供たちの持って生まれた健全な心の発達を阻害することにつながり、悪い影響を与えるのではないかと。考えなければならぬのではないかと。

ということで、私は問題としてとらえておりますが、教育長のお考えをお聞きいたします。

以上です。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 11番梨澤議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず市町村合併であります。

この合併については、先ほど何度も申し上げておりますように、やはり議員の御意見にあります

ように、市町村合併と、合併ということはこれは本当に重大な課題であります。しかし、現状においてこの問題を避けて通れないという認識は私も十分持っております。しかし、これを最終的に判断するのは住民であると、町民であると。町民が判断するわけでありまして、それらの町民の考え方、町民の意見、そういったものを十分に住民との論議を重ねて、住民の意見を集約した中で私どもは方向を定めなければならないと。そして、最終的には議員の皆さん方の判断に基づいて最終決定がなされるものと。トークの中では、御質問がありまして場合によっては住民投票ということも一手法として考えられる部分がありますねというお答えはさせていただきましたけれども、結論的には議会の皆さん方が結論を出すことというふうに思っておりますが、私といたしましても、この問題についての住民の皆さん方と十分な論議を重ねて、住民の皆さん方の意見を掌握した中で、私としての方向を位置づけしなければならないというふうに私自身も認識いたしております。しかし、私が合併しない、この方向を安易に口にするべき課題ではないというふうに思っております。基本的には、合併しない場合、合併した場合の我が町の将来像をいかに描き出していくのかということが最も重要であるというふうに思っておりますし、きのうの講演会でもその先の、何度もこの問題につきましては私ども町村長も講演会等々で中央の総務省の方々の考え方、学識先生方の考え方、いろいろとお聞きいたしておりますけれども、何しろ合併するしないにかかわらず、今後自治体の財政運営というのは非常に厳しくなるというのは私は認識しております。言うならば、国が今、子供である地方自治体に分け与える金がなくなってきているわけありますから、道も当然厳しくなると。交付税につきましても、きのうのお話にもありました、閣議決定をされております第2次小泉内閣の骨太方針でも、国庫補助金・負担金、あるいは交付税、税移譲を含めた三者一体となった検討を加えて、これについては今後1年以内にその目途を取りまとめ発表するわというふうに言っております。交付税については、今の現在の額を今後も国は維持してくれるということには全く相ならないというふうに思っております。交付税制度、補助金・負担金制度、この国の地方財政の手法が抜本的に今後改革されていくと。その先が見えてこない。これが今、国の言っている第2次骨太方針によって、1年以内にその方向を定めていただけるのかなと。地方税財源の分配、あるいは地方財政の確立が、方向づけがなされてくる

のかなというような期待をいたしておりますが、これとて今の状況ではわからないと。しかし、国家財政は厳しくなっておりまして、地方財政も厳しくなってくると。従前のように交付税だとか補助金だとかということで、自治体が国に甘えて対応していける時代は少なくなってきたというふうには思っております。財政運営は地方自治体として最も重要な部分であるというふうには思っております。

また加えて、きのうのお話にもありました、以前から私も情報を聞いておりますが、27次地方制度調査会の今後、審議過程がどうなっていくのかと。議員も御質問ありましたように、小規模市町村というものがどのような位置づけされるのか。そして、基礎的自治体というのはどのような形で位置づけされるのか。そういったことも十分認識しながら将来像を築き上げていかなければならない。しかし、それらの方向を見定めて私は判断してまいりたいというふうには思っております。

また、町民の皆様方にも理解していただきたいし、議員の皆さん方にも理解していただきたいことは、我が町上富良野町の将来像をどのようにしていくか。合併の道を選ぶか、自主自立の道を選んでいくかということについてもその将来像の作り方によって変わってくるというふうには思っておりますが、やはり今、合併特例法があると。ここに議員がおっしゃったように、合併特例法というなら私としては、きのうも話ありましたが、合併を推進する国としてのあめの部分であります。この特例、議員が言っております地方債の一括償還の面倒を見ますよと、こういった問題。いろいろな問題についてはやっぱり合併を前提とした中で国はそういった支援策を講じていくわと。そして、きのうもお話ありましたように、現在の制度の中での算定をした交付税を10年間補償しますよと。そしてまた、そのほかに、例えば富良野圏域5市町村が合併した場合、約216億円からの合併特例債の借入れを認めますよと。そして償還については、70%は交付税で見ますよと。そういうあめの部分があります。しかし私は、このあめの部分に引かれて、私は将来の合併の道を判断をしていこうということは避けたいものだなというふうには思っております。合併特例法が17年の3月31日で切れると。これが切れるから、こういう特例があるから合併するのだということの判断は、私は避けたいと。将来の上富良野町の将来像を描いた中で最終的な判断を住民の皆様方にしていただきたいなというふうには思っておりますし、そのためには町として、行政として十分な

合併論議に供する情報を提供しながら、住民との議論を重ねてまいりたいというふうには思っております。

それから、また、特区制の問題であります、これにつきましては、今、道と国の中で調整を進めているところでありますが、これらにつきましては、町といたしましても、農業特区、あるいはいろいろな部分で十分検討をしながら、その方向性を定めて、申請をすべきものは申請をしておきたいというふうには思っております。

議長（平田喜臣君） 次、教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 11番梨澤議員の再質問にお答えしたいと思いますけれど、子育て支援の問題、幼児教育の問題、また児童生徒の健全育成の問題の大切さについては、何回も各議員さんからも熱い心をいただいておりますので、十分認識しております。

御答弁申し上げましたように、これは一朝一夕で、現実的なお話も聞かされましたけれど、一朝一夕で子供たちの意識や何かもすぐには時代背景的にも変わらないのだろうなど。地道な活動が必要なのだろうなということも認識しておりますし、私たちも用語や言葉や知識でなくて、できることについては子供たちのために、そして健康で明るく伸び伸びと心豊かでたくましく生きる力の基礎を培うことの必要性についても認識しておりますので、今後より一層の努力をさせていただきますと思っております。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 答弁漏れがございました。お答えさせていただきます。

きのうありました鷹栖町におきます上川管内町村会と自治労上川支部との合同の講演会でありましたが、これにつきましては24市町村、そして自治労の職員の皆さん方というようなことで、基本的には地域住民も参加を希望するというものでありましたが、我が町に割り当てが15名と、会場の都合上15名の割り当てしかなかったというようなことで、議員の皆さん方、職員、そして私どもも参加させていただいたというようなことで、住民に対する声をかけることができなかったと。しかし、15名の割り当ての中、27名を参加させていただいておりますので、席順の関係から住民まで声を出せなかったと。そしてまた議員さんも大勢参加していただきかけたわけでありまして、議員さんの枠も少なかったということにつきましては、会場の問題、それから規模の問題等々の中で対応できなかったということと御理解を賜りたいと思っております。

議長（平田喜臣君） 再々質問があれば賜ります。

11番梨澤議員。

11番（梨澤節三君） どうも質問に答えてもらえなくて、1回むだになるのですけれど、ご案内にきちっと今の町長言ったこと入っているのですよ、2番目に。市町村長の次に住民を連れていきなさいと書いてあるのですよ。それを聞いているのですよ。会場はがらがらあいていました。私後ろで全部見ておりますから。

ということで、終わったことですから責めませんが、住民不在ということで議員も言われるということです。これは言っておきます。

それから、市町村合併の先が見えてこないと言うのですけれど、見えてきているのです。私の話していることは見えてきている一つなのです。これは職員の皆さんにもっと勉強させるとまだまだ見えるのです。構想、特区4区というのが出ておりますが、これは大学の何々を農業に生かせというようなこと入ってきて、こういうのを誘致したりとか、いろいろ出てくると思うのですよ。先が見えてきているのです。ただし、平成17年の合併をするかしないかで大きくここは分かれていきます。そのところ、町長勉強不足ではないですかね。まことに失礼ですけれど。もう少し、私は先ほど特例債の話は一つもしておりません。交付金の話です。これも合併をしたらこうですよということで、特例債はここは200億円です。この富良野地域には200億円来るのです。わかっています。私はこの話、これはなるべく使わない方がいいですよというのは私の考えです。これを使えば今までと同じように借金がふえてくるのです。だから使わない方がいいですよというのは私の考えだから、言っておりません。言っているのはこの交付金なのです。交付金が10年間あるということは、これは先ほど言ったように1,500億円のうちの300億円から500億円ぐらい農地を買い上げて市の財産とすることができて、これを最大活用できるということをやったのです。

それから、小規模市町村というのがもう出てきておりまして、合併をしたらこうなるのが見えてきた。しない場合はどうなるのだといたら、もう一回言っていますから言いませんが、小規模市町村です。限定された自治権しか与えられないというような、もしくは北海道が嫌がっていますから、近隣の市にくっつけられてしまうと。はっきり言っています。これが法律になって10月に出てくるはずですよ。

それで、合併の……（発言する者あり）出てきますよ。きのうも言っていましたから。合併の入り口論議ばかりしていてもだめなのです。入り口論議ばかり、メリット・デメリット、これ裏から見て表から見たら、それぞれ違うのですよ。こっちからはいいけれど、こっちからしゃべったら声が入らない。これは性能がいいから入りますけれどね。声が入らないなというようなことで、進みません。メリットとデメリットというようなことばかりやっていますと。

それから、どこと合併するのだというようなとんでもないこと町長言っていますけれど、これは国がやりなさいということで、道は93のパターンを示しているのですよ。この地域は広域行政でやっている。こちらからいくと上富良野町、中富良野町、富良野市、それから南富良野町、そして占冠と、こうなっているのですよ。これでもって結婚をしなさいと一応示されているのです。だから、わからないというようなこと言いますと、これとんでもない、住民の方なんかめまいがするのではないかと思います。ある程度わかっている人でも、町長がああいうことを言うということは、どんななっているのだということになるのではないかと思います。

それで、町長、きのうの質問にもありましたけれど、いろいろなシミュレーションが出回っていてどうかという首長がおりました。どこの町長か知りませんが、シミュレーションというのは自分でつくるのです。私は5市町村のシミュレーションもつくったし、それからここにある富良野の5市町村、富良野の3市町、それから南空知の5町、それからニセコの入る倶知安の7町、これ比較して見えています、これ、ずっと全部見えています。だから、町もシミュレーションを、こういうことについて、これが町民が知りたいところではないかなというところがあるのですから、シミュレーションは自分でつくって、今つくるべきだと思います。道が平成32年までシミュレーション示しておりますから、非常につくりやすい状況にありますから、やるべきではないかと私は思います。

それから、よろしいですか。あと3分で終わらせます。

道の方で町立病院について、合併になったら町立病院2つ要らないと。これは道議会でも取り上げています。中富良野町、上富良野町、これがどうなるのか。これも真剣に考えなければならないのではないかと思います。

それから、もう一つ、男女共同参画社会については、これ今、旭川で大問題になって御承知だと

思いますが、大問題になっておる問題ですので、町民の意見をよく聞いて進めていただきたいというように思います。

以上です。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 11番梨澤議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、議員の御質問を聞いておりますと、合併をすることによってこうだという、合併前提の御質問であるというふうにししか受けとめられないのですが、私としてはまだ合併の方向にいくのか、合併しない自主自立の方向にいくのかという方向をまだ住民から十分に判断するだけの御意見を承っていないというふうに思っております。

その中で先ほど合併地方債の問題を言いましたが、交付税につきましては、議員の御質問にありましたように、現状の算定のもとで10年間補償しますよということ、従前から国が言っている部分であります。そういうようなことでありますから、合併をすればこうなりますよというところは、財政的な部分も見えてまいります。しかし、合併をしない場合はどうなるのかというのがなかなか見えてこない。シミュレーションをつくりなさいということでシミュレーションをつくれる部分、人口動態がどうなるのか、高齢者率がどうなるのかというあたりのシミュレーションはつくれるわけです。しかし、上富良野町の財政状況はどうなるのか。北海道は32年までのシミュレーションをつくりました。私どもは支庁に対しても、道に対しても質問しております。これは我々自治体は、交付税がことしの交付税ですら7月にならないと幾らもらえるかわからないのですよ。北海道は特別な情報を国からいただいているのですかということで質問しましたら、いや、これはもう今までの流れで、それこそ人口動態をあれするのと同じ2%ずつ削られていってこうなりますよというようにシミュレーションをつくったということでありますが、きのうの講演会でも議員も参加しておられて聞いておられるように、今、政府は骨太方針の中で、先ほども言ったように地方財源をどうしていくかと。今の交付税、補助金・負担金制度は、今も抜本的に見直して、地方の財源をどうしていくかということ、今改革しようとしているのですよ。それを従前のような交付税、補助金の予測で財政計画を立てていくということは、これはできない。今、国が地方の財政をどう位置づけるかということはきのうも講演会でもありました。1年中に今の骨太方針の中で方向を今定めてくるわと、こういうことで閣

議決定されておりますよという話が。その方向が定まってくれば地方の財政がどうなるのかと、地方財政がどうなるのかということが見えてくると。しかし、今の状況の中ではなかなか見えてこない。

それからもう一つは、第27次地方制度審議会というもの、どのような方向を定めてくるのかと。議員は10月に法律が制定されるという決定づけた御発言をなさっておりますが、これは今から第27次地方制度審議会の中で、きのうもお話ありましたように、こういうこと、こういうこと、基礎的自治体というのはどうなのだろうと。小規模市町村に対してはどうするのだと。大きな自治体も小さな自治体も権限同じでいいのだろうか。そういうようなことをこれからこの地方制度審議会で審議しますわと。検討する課題ですよ。しかし、今出ておりますように、1万人以下の人口の自治体はどうなるのだろうか。基礎的自治体の人口というのは何ぼにしたらいいのだろうかというふうなことをここで審議された中で、これも1年近くの間で方向が定められてくると。これらの中で私どもは考えていかなければいけないのは、やはり1万人を割る人口の自治体となっていくとするならば、やはり将来的な部分を考えていくと。市町村合併ということも含めて、十分前提として判断せざるを得ない材料になるのかなというふうに思っているところであります。

それからもう一つ、今北海道が対応を進めている特区制の問題、農業特区だとか、いろいろな特区制の環境特区だとかそういうような問題、この問題は市町村合併と同一代物でない。市町村合併とは全く別な分野で、今北海道がこの特区制について検討していると。ただ、法人の土地所有については、農業団体も反対しているというような部分もありますけれども、これは合併とは別サイドの問題ということで御理解を賜りたいというふうに思います。

議長（平田喜臣君） 以上をもちまして、11番梨澤節三君の一般質問を終了いたします。

昼食休憩時間になりましたので、昼食休憩いたします。

午後 0時14分 休憩

午後 1時03分 再開

議長（平田喜臣君） 昼食休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を継続していきます。

次に、12番米沢義英君。

12番(米沢義英君) 私はさきに通告してありました6つの点について質問いたします。

第1点目には、介護保険制度についてであります。

近年では、厚生労働省の発表によりますと、来年度より介護保険料が見直されると発表されました。65歳以上の介護保険料の全国平均が現行基準額で言えば2,911円より11.3%上がり、3,241円になると発表されました。それと同時に、40歳以上65歳未満の保険料も同等になるという予想がつかます。

さらに、道内においては、約6割の自治体で介護保険料の値上げを計画しているとされており、介護保険料の引き上げの要因として挙げられるのは、在宅や施設サービスが拡大され、利用者がふえたためだとされております。

しかし、一方で介護保険制度の実施にあって問題になったのは、この介護保険制度はその半分を保険料を財源にして賄っているために、その分利用サービスがふえれば、保険料におのずと転嫁せざるを得ないという矛盾と欠陥を持っているということが指摘されているように、今回の来年度の介護保険料の見直しも、まさにそれを示すものとなっています。

いずれにいたしましても、今後、物価スライド制の凍結解除で年金等が目減りしたり、医療費の自己負担がふえたりするという状況の中で、高齢者やまた一般の方にとっても、家計に大きな影響を与えることは間違いありません。

そこで、自治体の本分として、住民の暮らしと福祉を守る、そういう立場からも介護保険料の負担軽減に努めるべきだと考えますが、この点についての見解を求めると同時に、町において来年度の介護保険料の改定がどのようになるのか、この2点についてお伺いいたします。

次に、介護保険の認定者の税控除の問題であります。

この問題については3月の予算委員会でも質問いたしましたが、その実態等についてはなかなかよく熟知されていないという状況でありました。

改めて質問させていただきますが、高齢者の所得税法上の取り扱いに関する周知について、所得税法上による所得障害者控除は、一般的には身体障害者や知的障害者が対象になっているというのが実態であります。こうした対処は、身体障害者手帳など障害の程度に応じて税の控除が受けられるというのが実情であります。

しかし、1970年の所得税法の改正により、65歳以上の高齢者の場合であっても、市町村長

の認定により、要介護者であったとしても障害者控除が受けられるというふうになっています。

この通達の趣旨を生かし、今、各自治体では、障害者控除の認定実施するという自治体がふえてきています。また、国会でもこの問題が取り上げられ、社会局長通達では、速やかに都道府県や自治体の長に対して、この旨を徹底するように、そして制度を生かすようにという指示文書が出されました。

町としてもこのような制度をきっちりと熟知して、そして制度の趣旨を最大限に生かすべきだと考えますし、また町においても、こういう内容を速やかに住民に知らせる。今後この問題について、町としてどのように対応されるのか、見解を求めます。

次に、日の出公園の整備についてであります。

上富良野町の日の出公園は、イベント等を含めた多様な活用がされています。ラベンダーという形の中で地方からもたくさん観光客が来るという状況ではありますが、一方で地元の人たちが楽しく遊べるというような公園にはなっていません。

今、この公園周辺では、宅地化が進むという状況の中で、公園でもっと遊べる遊具が欲しいという、こういう子供や親子の声が聞こえます。そういう意味では、きちっと財政をやりくりして、地域の子供たちが遊べるような遊具の整備などを早急に速やかに対応すべきだと考えますが、この点についても見解を求めます。

次に、ことばの教室の問題です。

町においては、ことばの教室があります。通級とも言われています。言葉の子供の言語障害の程度に応じて、言語指導を通し、社会生活を営むために必要な言語指導をここで行われるというのが状況です。そこには、一人一人の子供や親も参加し、言葉の障害にかかわって生じた精神的・情緒的な問題を内面から改善を図る地域のセンターとして重要な役割を担っています。

ですから、環境整備を初めとした指導体制の充実、子供の成長と深くかかわっているというのが実情です。近ごろでは、ことばの教室に通う子供たち、約30数名おり、年々ふえるという状況になってきています。また、それに伴った指導体制の充実も今求められています。

そういう中で、指導員が今多忙をきわめるという状況になり、ただその場所で言葉の指導をするのだけではなく、各学校や、あるいは保育所、幼稚園、あるいは乳幼児健診等において地域の保育士さんや保健師さんとも連携しながら、そういう子供たちに対する適切なアドバイス、きっちり行

える、そういう時間が今必要になってきています。そういう意味では、従来の指導体制を改めて、さらに見直し、内容的にも質的にも濃い指導内容をするということが今求められています。

そういう意味では私は、実態を聞けば聞くほど、この指導員の担っている役割の重さを改めて痛感すると同時に、指導員の新たな配置や、もしくは現在の指導員を正職員として配置し、今、上富良野町においても子育て支援を強調し、将来を担う子供たちの教育の場として、また社会生活を担う場としても、この問題を早急に解決を図る必要があると思いますが、この点についても教育長の見解を求めます。

次に、学校給食の問題です。

学校給食は、人間教育の場となることを学校給食法では定められています。また、その中には食文化や流通、あるいは集団の中で人間的な生き方や交わりを学ぶ大切さを位置づけられています。

しかし、近年では、学歴社会という状況の中で、当然勉強も大切であります。それと同時に学校給食を通した人とかかわり合いや地域の農業の大切さ、こういうことも勉強に一環としてとらえれば、当然学習とも矛盾するものではありません。

最近では、この点が比較的あいまいにされるとい状況の中で、効率主義を優先する余り、学校給食の民間委託に走ったり、食材を地元を求めるのではなく他方から物品を調達する、こういう状況になってきています。

ここで今、一度考える必要があるのは、安全でおいしい食料、そして農産物をこの上富良野町の大地からきっちりと確保する。それは今全国的にも問題になっている残留農薬や、あるいは減農薬ともかかわった、子供の体に優しい食べ物を提供するという点でも大切な問題点であります。

また、添加物等が大変多く含まれる食材を使うという状況の中で、アトピー、その他のアレルギー、こういう子供の成長にいろいろな悪害が及ぼすという状況にもなっています。

そういう意味では、学校給食の食材をさらに安全でおいしい食材を調達するためにも、現行でも行っている一部地元からの調達をさらに工夫して拡大する必要があると考えています。

今、この点でいえば、全国的にも親と子供たちが地域の農家の人と、そして話し合っ、どのようにすれば安全でおいしい食料、農産物が地元から調達できるのかという工夫もされ始めています。

そういう意味では、町においても食品添加物の現状、また物品の調達においても地元の食材を、

さらに給食にふんだんに使用できる、そういう対策を広げ、実施検討すべきだと考えますが、この点についての教育長の見解を求めます。

次に、住民基本台帳のネットワークシステムについてお伺いいたします。

住基ネットがこの8月5日から開始されました。それは国民一人一人に11けたの住民票コードをつけ、各自治体の個人の氏名、住所、性別、生年月日を都道府県、国のコンピューター網で一元管理するという問題であります。

国は、住基ネットの開始に当たって、個人情報保護法が完全に完備されてからという前提、これは小渕政権当時の話でした。しかし、開始されてみれば、この点の未整備がまだあるという状況の中で、今、各自治体においても住基ネットから離脱する、あるいは当分様子を見る、こういう状況になっています。

今、住民は、こういう個人情報法が未整備な状況の中で住基ネットを開始したところに大きな不安を抱いているというのが実態であります。仮に法が整ったとしても、個人の情報が漏れないという保証はどこにもありません。実際に1999年に京都の宇治市では、約22万件の住民基本台帳の情報が流出するという事態になりました。それだけに国民に不安を与えるのも当然であります。

また問題は、この住基ネットが住民にとって何の利益があるのか、不便性があるのか、こういう点でも十分知らされることなく開始されました。町民の中にもこの背番号制を拒否できるのかという声もあります。

このことを申し上げまして、町の住基ネットに対する安全対策、外部からの侵入や、あるいは内部からの情報の流出に対する対策はどのようになっているのか、お伺いいたします。

2番目には、個人情報の漏えいが、あるいはおそれがあるという事態が起きたとき、そういうときは町としてもネットの接続中断、また今後、国においてもこれらに対する申し入れすべきだと考えますが、この点についてもお伺いいたします。

三つ目には、視覚障害者に対する対応であります。当然視覚障害者でありますから、見えないという状況の中で、みずからの番号すらわからない。こういった点についてもしっかりとした対策が求められると思いますが、この点についても町長の見解を求めます。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 12番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず最初に介護保険に関する御質問につきまし

て、1点目の第1号被保険者の介護保険料は、介護保険事業計画のもとに3年ごとに見直しをする制度となっていることから、制度がスタートして3年目を迎える本年に、平成15年度以降5カ年の第2期計画を策定し、保険料を算出することとなっております。

現在、これまでの要介護認定者数や介護サービスの利用者数、利用実績等を基礎として、利用意向、提供料の見込みなどを見通しし、各計画数値の推計作業を進めているところであります。

近々、国より介護保険報酬の改正案が示されますので、計画数値をさらに検討を加えた中で保険料の額を定めていく考えております。現段階での見通しといたしましては、現行の額より大幅に変わることはないものと考えているところであります。

2点目の介護保険料の軽減につきましては、議員の以前からの質問にもお答えしておりますとおり、介護保険制度は介護サービスの必要な人の費用をみんなで支え合うという趣旨でありますし、収入のみに着目した一律の軽減や軽減に伴う一般会計からの繰り入れ補てんは適当でないと言われておりますので、現段階では特別な軽減策は行わない考えであるところであります。

所得の低い方につきましては、必要な介護サービスを受けやすいようにするために、利用者負担の軽減策を継続して行う考えております。また、保険料についても納めやすいようにするために、納期回数をふやすべきとの意見もあることから、第2期計画の作成に当たって検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思っております。

次に2番目の介護認定者の税控除についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、国におきます障害者控除についてであります。納税者自身、または控除対象配偶者や扶養親族が所得税上の障害者に当てはまる場合に、一定の金額の所得控除を受けられるものであります。この対象となる範囲につきましては、所得税法施行令に規定されているところであります。また住民税におきます障害者控除についても、この対象となる者の範囲につきましては、地方税法施行令に規定されているところであります。

議員の御質問にあります介護保険における要介護認定をもちまして障害者控除の該当者と認定することにつきましては、国においての統一された見解は現在示されておらず、当町におきまして、その認定はしていないところであります。

しかしながら、障害者控除の範囲を定めており

ます所得税法施行令並びに地方税法施行令の規定の中におきましては、心身に障害があり、市町村長による障害者の認定を受けている者、また、常に床について複雑な介護を要する者が市町村長による特別障害者の認定を受けられる旨を示していることから、他県においては介護保険における要介護認定をもって障害者控除対象者の認定をしている市町村もあるものと情報を得ているところであります。

町におきます障害者の控除対象の認定につきましては、国、道におきます見解などを十分に踏まえた上で検討を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

次に3番目の日の出公園整備についてお答えさせていただきます。

日の出公園は、都市公園の中での総合公園として設置し整備を進めているところでありまして、町民憩いの場として、また祝祭イベントの会場として、さらには冬期間の町民スキー場としてなど、多彩な利用がなされており、町民初め多くの観光客の来園をいただいているところであります。

議員からの御提言の状況につきましても把握をしているところでありまして、公園周辺もここ数年に宅地化が進んだことにより、地域の子供の遊び場として遊具等の整備についての検討を進める必要もあると考えておりますので、本年度から取り組んでおります公園・広場・緑地・遊具整備5カ年計画の中に取り組みよう前向きに検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

最後の、4番目、いわゆる最後の住民基本台帳ネットワークについての第1点目の町の安全対策についてであります。基本的には、町の個人情報保護条例によりまして、その保護対策を行うところであります。

御承知のとおり住民基本台帳ネットワークへの情報提供は、法に基づきまして、氏名、生年月日、性別、住所の4情報に住民票コード及びこれら変更情報に限定されており、既存の住民基本台帳から機械的に選別し、本人確認情報として各都道府県を経由し、国の指定情報処理機関に提供をされる仕組みとなっております。

このネットワークにおきましては、あくまで他からの侵入を避けるために専用回線により接続されているほか、ネットワーク上に5カ所の不正侵入防止装置が装備されているところであります。

また、既存の町の住民基本台帳システム自体の保護策といたしましては、操作者の限定とパスワード管理、庁舎内LAN、インターネットとの切

断、不正侵入防止装置の設置ほか、電算室入退室者の限定管理を既に行っているところでありませぬ。

加えて、今般の住民基本台帳ネットワーク実施に対応するために、システム管理規定及び本人確認情報管理要綱を整備し、助役を統括責任者とするセキュリティ対策組織を立ち上げ、より一層の安全運用に意を用いてまいっているところでありませぬ。

なお、住民の合意を得ているかとの御質問であります、町の広報を用いまして、その内容等をお知らせはいたしてまいりましたが、あくまでも法のもとにより実施していることから、今後とも住民の皆様のご理解をいただくよう配慮してまいりたいというふうを考えております。

次に第2点目の個人情報の漏えいのおそれがある住民基本台帳ネットワークを中止するよう国に申し入れるべきではとの御質問であります、第1点目の御質問でお答えいたしましたとおり、法のもとでの実施であることから、現時点では中止を申し入れる考えはありません。

ただし、個人情報の保護が何よりも大切でありますことから、北海道町村会の総意により、国に対し、個人情報保護法の早期制定を求めているところでありませぬ。

また、漏えいや改ざんなどの事実が国や他の自治体などで発生した場合には、町民の皆様のご個人情報を守るために、町が制定しております個人情報保護条例を根拠として、切断を含め所要の措置を講じてまいりたいと考えておりますことは行政報告で申し上げたとおりであります。

3点目の視覚障害者への住民票コード通知はどのようにになっているかとの御質問であります、住民票コード通知につきましては、世帯を単位に郵送させていただいておりますとともに、障害福祉担当所管との連携によりまして、判読不可能な世帯の確認をさせていただきましたが、身内の方のサポートなどもあり、現時点では問題はないとの回答をいただいております。

ただし、今後において発生する場合は、点字など対象者にとっての最善の方法を講じてまいりたいと考えております。

以下の部分につきましては、教育長の方から答弁させませぬ。

議長（平田喜臣君） 次に、教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 12番米沢議員の5点目のことばの教室についての御質問にお答えさせていただきますと思います。

ことばの教室は、昭和63年2月に上富良野言

語障害治療教室として設置の認可を得ましてから、言語の障害の程度に応じ、言葉の問題の早期改善のために、その子供の持っている可能性を最大限に発揮させ、生活する上での言葉の正常化と社会生活の適応化を図ることを基本方針として、ことばの教室を開設しているところでございませぬ。

現在、町の言語聴覚障害児のセンターとして、上富良野町内の幼児・児童を対象に、週一、二回の指導と必要に応じて家庭などへの巡回指導を実施しているところでございませぬ。

開設当初は、在籍児童数や対象児童も含め3名と少ないこともあり、幼児担当の指導員1名と児童担当の教諭1名で指導に当たっていたところでございませぬ。

開設以来、社会情勢の変化とともに、年々ことばの教室、通級児童のみならず、心身に障害を持つ児童生徒が本町でもふえており、現在、幼児10名と児童25名がことばの教室に在籍し、学校の教諭2名と主に幼児を対象として町で嘱託職員として雇用している指導員1名で対応している状況であります。

心身に障害を持つ幼児や児童生徒が将来の社会参加や自立が可能となるよう、個々の障害の程度に応じ適切な教育や指導ができるよう努めることの大切さについては十分認識しておりますし、また、本町の指導体制と特殊教育施設については決して十分とは言えず、当面早期に解決しなければならない重要な課題であると認識しているところでございませぬ。

今申し上げたことを十分意を用いまして、本年度に特殊教育施設整備のため、上富良野小学校校舎改造の実施設設計の予算措置をさせていただいており、来年度には校舎の改造を実施して、教育施設の整備充実を図ってまいりたいと考えております。

また、御質問の指導員の増員につきましては、既存施設の機能的課題もありますので、施設の整備とあわせ、一人一人の発達を促す特殊教育の指導体制をより充実するよう学校とも十分協議した上で検討してまいりたいと考えております。

また、現在、嘱託職員での指導についても、指導時間、指導対象人員からも大変厳しい勤務条件の中で情熱を傾けて指導に当たられている状況も承知しておりますので、正職員の配置の課題については、指導員の増員と同様に指導体制の充実を図るよう、課題の条件整備について前向きに検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思ひませぬ。

次に、6点目の学校給食についての御質問にお答えいたします。

学校給食は、学校給食法に基づきまして、児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、かつ国民の食生活の改善に寄与することを目的として実施しており、本町では昭和38年から学校給食を開始し、昭和54年度には学校給食センターを建設してセンター方式により、現在は小中学校合わせて1,200食余りを提供しているところでございます。

多様化する食嗜好の中でバランスのとれた献立により栄養面に配慮して、献立内容の工夫や衛生管理や安全対策にも細心の注意を払い、児童生徒に喜ばれる学校給食の提供に努めているところでございます。

食材につきましては、できる限り地元からという方針のもとに、品質がよく安全性の高いものを取り入れ、週3回の米飯給食には沿線でもいち早く地元産の「きらら397」、さらには「ほしのゆめ」を使用し、地場産米の消費拡大に努めているところでございます。野菜も上富良野産を使用するよう考え、今年度は地元生産者の団体を見積もり合わせ業者に加え、地元産の旬の野菜を使用するよう進めております。

今後も地場産品の使用につきましては、できる限り使用するよう配慮したいと考えているところでございます。

また、食品添加物についてであります。現在の食材の中にはいろいろな食品添加物が使用されているものがあることは御指摘のとおりでございます。安全面については食品衛生法により、その安全性等が管理されておりますが、学校給食に使用する食材に関しては、これまでも食品添加物の少ないものを使用するよう細心の注意を図っておりますが、今後においても衛生管理や安全対策に細心の注意を図り、より安全でおいしい学校給食の提供に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（平田喜臣君） 再質問があれば賜ります。

12番米沢義英君。

12番（米沢義英君） 介護保険料についてお伺いいたします。

答弁では、介護保険料の訂正、現行よりは大幅に変わることはないものと考えておりますという答弁であります。大幅に変わることはないけれども、多少は上がるのかというような表現にとらえられますが、そういうような理解でよろしいのかどうか、お伺いいたします。

もう既に他の市町村では、大まかな、まだ基準

値等も示されていない部分があったとしても、大体概算でこのくらい上がるのではないかとというような、いわゆる先進的な自治体ではそういうような報告もされております。町においては、まだそこはきっちり示されておきませんが、いま一度この点についてお伺いいたします。

さらに、一般会計からのこの保険料の減額については、適当でないと言われていたことへの答弁であります。さすがに上富良野町さんの皆さん方は優秀な方だというふうに評価しているところです。なぜ優秀なのかと。住民に対して優秀なのか、それとも行政に対して優秀なのかということ考えたときに、これはあくまでも国や道、あるいは行政側に対して優秀だと。結局これは国の指導があり、一般会計からの繰り入れを行えば、制度そのものが根幹から崩れると、そういう強い国からの圧力に押されて一般会計の繰り入れを行ってはならないと。それを忠実に守っているというのが上富良野町だということなのですね、早く言えば。

今、現行でいえば多くの方、この介護保険料のいわゆる加入されている方の、いわゆる住民税非課税や課税世帯、非課税世帯や無年金者層がやっぱり全体でも4割から5割という実態があります。それに加えて、この10月からは老人医療費が上がる。来年度からは年金がまた物価スライド制の解除という形の中で、当然引き下げられるという予想もあり、いろいろな形の中で負担が重くやばりなってきたというものが実態であります。

そういう意味では、やはり国に忠実であるのはいいけれども、しかし、何よりも地方自治体というのは、住民に対してどういう暮らしとどういう介護の水準を求めるのかということのをきっちりやばり押さえて、それに対してやはり政策を展開するということが大切であります。

そういう意味では、介護保険料のやはり見直しを行って、せめて第1・第2段階ぐらい等のこの軽減策をやばりとするべきではないかというふうに考えています。確かに納付回数もこれは当然やるべき課題だとありますが、これらの点についても、もう一度明確な答弁を求めます。

次に、障害者控除のいわゆる税控除の問題であります。

答弁によれば、当然この障害者控除対象者の認定をしている町村もあるから、その実態等も見ながら国等の指導も仰ぎながら検討したいということですが、改めてお伺いいたしますが、この制度でいけば、障害者控除のいわゆる介護者で

あったとしてもその対象になるという、そういう判断でよろしいかどうか、もう一回お伺いいたします。

そういうもとの、他の市町村の実態等を申し上げたいと思いますが、帯広市においては、もう既にこの障害者の認定書の発行も既に行っています。また岩内町においても、要介護者のこの点については十分今後配慮したい。標津においてもそうです。長万部においてもそういう形になっています。

新潟県においては、もう既に、このいわゆる厚生労働省とも指導のやりとりをされて、既に認定者証を発行したということももう既に始まっています。

そういう意味では、十分この国のやはり指導文書も前に渡しましたが、これに基づけば、当然市町村長の判断が結局障害者控除書を発行できると。そして控除ができるということを示しているものだと思いますが、これらの点について、当然そういうことだというふうに認められるのかどうか、改めて町としても今後道や、あるいはわからなければそういったところにもきちっと指導を仰いで、その見解を求めて、前向きに実施するというそういう姿勢の答弁かなと思いますが、上富良野町、その行政というのは、なかなかのりくらしという形の中で、後ろ向きにこの検討を試みたり、前向きに検討を試みたりということがあります。これは本当に前向きに検討できる法的な根拠もあるわけですから、そのことを踏まえて実施されるべきだと思いますが、いま一度この点について見解を求めます。

次に日の出公園の問題であります。

確かに整備5カ年計画ということで大変いいと思います。私、ここでいま一度、そのお金の使い方についてちょっとおさらいをしたいというふうに思っています。

今回こういう遊具を設置するに当たって100万円、たしか200万円というお金がかかります。今年度予算では、日の出公園にいわゆる散策路という形の予算が1,000万円か七、八百万円くらいありました。あそこいわゆる本当に観光客が来るのかということになったら、果たしてどうなのだろうと、そういう予算委員会でも申し上げましたが、そういうお金のやはり使い方を改めれば、子供たちにすぐに、速やかに、こういった望んでいるところにお金の使い道の流れを変えれば、本当に今すぐでもつく、そういうことができるのだということを申し上げたいと思います。

そういう意味では、確かに5カ年計画をもとに

きっちりと重点も決めて進めるという点では大いに賛成であります。早急に、やはり住宅事情も変わるという状況の中で、設置できるような体制をとっていただきたい。この点を改めてお伺いいたします。

住基ネットについては、もう既に中断もあり得るということですが、そこで伺いたいのは、国のいわゆる法の未整備という状況の中で、もう既にそういう危険性をはらんでいるということになれば、町長の見解によれば、漏えいやそういった事態が発生し得るような状況を察知した場合には切断もあり得るということですから、そういう事態に今既にあるのではないかというふうに思いますが、この点について、いま一度町長の見解を求めたいというふうに思っています。

また、住民の合意についても、まだまだやはり理解されていないという点もありますので、この点についても含めて、今後このネットワークについては、国に対しては、早急に情報の保護条例の未整備も含めたいろいろな要請もすべきだというふうに思いますが、改めて確認しておきたいと思えます。

次に教育長にお伺いいたしますが、ことばの教室の問題なのですが、よく実態も知っておられるというふうな感じで受けておりました。現場の担当者の方にも、先生にもいろいろ聞きましたら、子供のやっぱり言葉の障害というのは、先天的なもの、後天的なもの、社会的なものも含めて複雑に絡み合っているのだと。その糸を一つ一つ解きほぐせば、そういう子供たちであっても、一定の段階に来たら前へ一歩一歩踏み出すというのです。そのときに一番感動を覚えるというのです。それぐらいにこの言葉の通級というのは、本当に奥の深い内容で、またそれをすればするほどまた奥が深くてやりがいのある仕事、こういうことであります。

今、全国的にも言語療法士という形の中で、やはりその資格を取って、きちっと指導したいという思いがありまして、指導員の方もそういう勉強もしてきたという話であります。そういう意味では、町においても、当然御承知だと思いますが、実態に即した複数配置もさることながら、やはり現場の現況の指導員の方を正職員として、やはり格上げすると。やっぱり処遇を改善すると。こういうことが今段階的に、今、上富良野町の通級の置かれている現状で、改善すべき課題だと、こう考えていますが、改めてこれを年度で、年次別にいつまでにそういう処遇の改善を図るのかということまでちょっと掘り下げて聞きたいというふ

うに思いますので、この点についての答弁を求めます。

学校給食の点については、かなり地元産の食材も使っています。問題は、これをさらに広げてはどうか。学校教育の方針としても、やっぱり地域の農家の人たちと、こういう準農村という立場ではありますから、触れ合う機会もたくさん多いのですが、意外とこの農業の問題については知らないという子供たくさんおられます。

例えばこういうことはどうなのでしょう。何月の何日と何日は、1日でもいいのですが、上富良野のとれた食材をふんだんに使って、それを子供たちに提供をして、そこにその食材を提供した方、また給食の調理している方の話を聞いてもらうということをして、農業に対する関心、やっぱり安全でおいしいそういう素材をいかにしてつくられてきたのかという、そういう教育的な観点からも、この地元の食材を使うというのは本当に幅広くて奥のある、そういう内容だと思っています。そういう意味では、ここら辺をきっちりにとらえた学校給食のあり方というものをやはり教育の中できっちりと芯を入れたもの、魂を入れたものにさらにする必要があるというふうに思っています。

地元でとれたニンジンにしても、トマトにしても、甘くておいしくて、風味があって本当に香りがあって、本当においしいです。そういう意味では、そういう立場からの地元の食材をもっと積極的に、これからも改善、指導する余地がまだまだあるというふうに思いますが、この点についても教育長の見解を求めます。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 12番米沢議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、介護保険料の件でありますけれども、第2期計画におきましては、今の状況下の中で断定でき得ないわけでありますけれども、先ほどもお答えさせていただきましたように、国が介護保険報酬を近々決定して通知が来るということでありますので、介護保険報酬が改正されるということになりますと、それをもとにした、また対応を図らなければなりません、現状では若干の値上がりになるのかなというようなことで、先ほど申し上げましたように、大きく保険料の値上げには今のところつながっていないというふうに認識いたしておるところでありますので、御理解をいただきたいと思えます。

2点目の介護保険料の軽減でありますけれども、議員いつも軽減策を講じるようにという御質問をいただいておりますのであります、議員も

御発言にございましたように、先ほどもお答えさせていただきましたように、国の方としても、これは保険制度、お互いに助け合う制度であるというふうなことから、一般財源の持ち出しについては法的な対応の中で問題が生ずるということから、これらの所得階層5段階の軽減策を講じておるわけでありまして、これらの法の枠の中で対応してまいりたいというふうに、今後第2期計画におきましてもそのような対応を町としては進めていきたいというふうに思っております。

しかしながら、介護サービスの対応につきましては、これにつきましては、大いに現状対応しておりますわけでありまして、この問題につきましては、利用しやすいように、介護認定者が介護サービスを受けやすいように、この軽減策は今後も継続し、対応してまいりたいというふうに思っているところでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

言うならば、介護保険制度の中における介護サービスの利用、これが認定者にとって受けやすい体制整備を町としては進めていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思えます。

それから税控除の件でありますけれども、これは税法上の施行令上からすると、町長が認定すればということになっておるところであります、このことにつきましては、一度国は市町村長の認定でというような方向を示したようでありますけれども、その件につきましては取り消しがなされたというような経過が過去に存在しているというふうに承知しておるところでありますけれども、ただ、この問題は議員の御質問にありますように、税法上は認められているということでありますので、他自治体におきましても対応を図る自治体が出てきているということは私も承知いたしておりますし、先ほどお答えしたとおりであります。

町といたしましても、このことにつきましては、議員御質問にありましたように、大いに前向きに検討しながら、取り組みに向かって検討をさせていただきたいというふうに思っております。

次に日の出公園の整備であります、先ほどもお答えさせていただきましたように、今、日の出公園につきましては、先般用地の取得をさせていただいた部分の整備等々で、今まだ整備の途中でございます。これらの整備を含めながら、都市公園として、また町の公園として、町民の皆様方の憩いの場所として、利用しやすいように対応して

いくための整備を促進していかなければならないと。その中にありまして議員御提言のように、子供たちのための遊具、そういった施設整備も図っていかなければいけないと。今、憩いの場所としての噴水の場所につきましては、ことしポーリングをして、今までの水の腐敗等々で課題がありました部分については是正を図ってきておりますので、やはりこれも限られた財源の中で逐次計画を立てて整備を図っていききたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

それから住基ネットにつきましては、行政報告でも報告させていただきました。先ほどもお答えさせていただきましたように、国に対しては、保護法の早期制定を申し入れていくとともに、これらの対応につきましては、町といたしましては、町が制定しております個人情報保護条例を適用した中で、漏えい、その他改ざん等の可能性、危険性のあるときには、場合によってはネットワークの切断を含めた住民の情報保護に努めなければならないというふうに思っておりますが、議員質問のように、もう今現在危険だぞと。確かにそういう可能性もなきにしもあらずであります。現状では私はそういうふうな認識をしておりません。こういった漏えい等々の危険な状況というものが見きわめられる状況にあっては、対処をしていかなければならないというふうに考えておるところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（平田喜臣君） 次に、教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 12番米沢議員の2点の再質問にお答えしたいと思いますけれど、1点のことばの教室の充実につきましては、先ほども御答弁させていただきましたように、障害を持った個々の程度に応じて適切な教育や指導体制を充実していかなければならないということについては、これ私の気持ちも議員の気持ちも同じでありまして、その条件整備については本当に積極的に取り組まないとならない課題だと思っております。

今の現行体制での幼児の25名の子供たちに対する指導というのは、ただ教室で教えるだけでなく、親と子供、そして家庭訪問、そして保育所や何かに向いて指導しているということも十分わかっておりますので、これらについては早く、いつまでと言われてきつい質問をいただいているのですけれど、先ほどもお答えさせていただきましたように、まず施設の整備を整えること、体制を整えること、その並行して、その条件整備についてやっていかないとならないということで、私も現場の実情を理事者に訴えております。

それで正職員の配置につきましては、定数問題だとかいろいろ他の部署との関連もございますので、今後の課題として検討していきたいと思っておりますけれど、いずれにいたしましても、障害を持つ子供の適時においた、段階においた適切な指導ということについては意を尽くしてまいりたいと思いますし、早期に実現するようにさらなる努力をしてまいりたいと思っております。

それから学校給食、これについては安全でおいしい給食の提供ということについては絶対条件でありますし、ただ、議員からいろいろな御提案、アイデアもいただきました。ただ、地元産品使うといいましても、1,200食つくるといいますし、また私たちが子供たちにつくったものを食べなさいということだけでなく、体験給食というのも今やっております。例えば子供たちは今おにぎりをつくるという機会なかなかありません。ですけれど、おにぎりを子供たちにつくらせて食べるとか、それから季節季節の旬のときに、季節に応じたおいしい給食を提供するとか、それから学校現場で私たちに求められて、こういう給食をしてほしいということについての意見も聴聞してございます。ただ、これからも私たちが今いろいろなアドバイスとか御指摘だとかいろいろいただいた部分については、十分意を用いて、安全でおいしい給食の提供ということで、さらなる努力をしてまいりたいということで御理解を賜りたいと思います。

議長（平田喜臣君） 再々質問があれば賜ります。

12番米沢義英君。

12番（米沢義英君） 最後に1点、介護保険料について再度質問いたします。

大変、いわゆる利用についての、利用しやすいようにという点でのこの点については当然かというふうに思います。よく実態等について町長も御存じかというふうに思いますが、いわゆる年金がわずか5万円とか3万円とかという、こういう段階の人が上富良野町でも多いわけですから、そこにいわゆる光熱費やいろいろな交際費等を払っていますから、生活が本当に大変だという実態等があります。

そういうことを考えたときに、やはり今、利用料、利用しやすいようなそういう体制もさることながら、やっぱり切実なそのお金の面、これはやっぱり精神的な面にもいろいろな形の中で及ぼす大きな問題ですから、こういうことを考えて、やはり当然認識されていると思いますが、いま一度

やはりこういった点を早急に考える必要があるのではないかと。

他の町村でも国の指導は指導として、やっぱり実態をチェックしたときに、初めて自治体は何をしなければならないのかということに気づいたというのですよね。ここが若干上富良野町と他の市町村との違いかなというふうに思います。確かに利用しやすいような環境も、これも実態に即して行っているという点では評価する部分もありますが、もう一歩進んで、この両方をやっぱり追求できるような施策というのが、町長が行う最大のやっぱり仕事であり、恐らくこれをやれば町長冥利に尽きるのではないかなという感じの中で高く評価もされる部分もあるのかもしれませんが、そういう問題も含めて、私、現実をチェックした、やはり介護保険料の体制の見直しを、いま一度十分検討する必要があると思いますが、この点答弁願います。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 12番米沢議員の再々質問にお答えさせていただきます。

介護保険料の軽減策でありますけれども、国は法律のもとにこの介護保険料は5段階の軽減対応をということで定めておりまして、それ以外の一般会計からの繰り入れ等々につきましては、国としては指導の中では問題ありと。場合によっては、その対応した自治体にはペナルティーもというような部分もなきにしもあらずというような部分もあるわけですが、私は今、この介護保険料、第2期計画の中でも、他の自治体と比較しての保険料が大幅な金額の保険料の高騰につながると。あるいは、保険料そのものが他の自治体と比較して大幅な金額になっているわと、保険料になっているわというような状況下にあるとするならば、ある面では国の指導も考えなければいけないけれども、議員おっしゃるように住民の納めやすい、加入しやすい体制というものも考えていかなければならないというふうに思っておりますが、今現在の我が町の保険料の査定からすると、全道自治体の中でも決して高額の中に位置していないというような部分も含めて、今後の保険料の変動によっては、そういうことも考え得ることも生ずるかもしれませんが、現時点では、保険料につきましての軽減策は、法で定められた5段階の対応の中で対処してまいりたいと。その分以上に介護サービスの利用についての促進を図るための支援策を行政としてはとっていききたいという、この方法を第1期と同じように2期も取り進めさせていただきたいというふうに考えておりますので、御理解

を賜りたいと思います。

議長（平田喜臣君） 以上をもちまして、12番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

次に、16番清水茂雄君。

16番（清水茂雄君） 私は、さきに通告してあります市町村合併について質問させていただきましたが、この課題については、午前中に同僚議員お二人の方から同じ課題についての質問があり、類似する点が多々あるかと思っておりますので、簡潔に、住民の皆さんがお聞きになって理解できる明快な答弁をお願いしたいと思います。

市町村合併については、国が市町村合併を平成11年7月16日に市町村の合併に関する特例法律を改正し、有効期限を平成17年3月31日とし、合併を支援する特例措置を示し、あわせて道も支援策を打ち出したが、背景には財政問題、地方分権の推進、少子高齢化の対応、自治能力の強化などが挙げられるが、以上の観点から、合併した場合及び合併しない場合における地域住民の生活及び福祉の向上などなどの住民サービスは大丈夫なのか。また、町の基幹産業である農業行政の充実が図れるのか。及び合併した場合には、商工業の衰退にも拍車がかかることは必至であると考えられる。

以上の観点から、合併はより慎重に審議を重ねるとともに、住民の対話による意見を最大限に尊重し、地域における住民サービスが停滞することなく、開拓以来の上富良野町の歴史と伝統を守りながら、町の将来におけるよりよい方向をしっかりと見定め、推進すべきであります。

町長は、先月27日のまちづくりトークにおいて、今年度が市町村合併における最重要年度であると合併に対する方向づけの決意ともとれることを述べられたが、あと残すところ6カ月余り、既に町長の考えの中には青写真ができて上がっているものと推察いたします。

合併した場合のメリット・デメリット、合併しない場合のメリット・デメリットを住民に提示すべきと考えるが、町長の所信をお伺いしたいと思います。

以上であります。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 16番清水議員の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

市町村合併につきましては、合併特例法の改正など、今、地方自治体にとっては将来を見定める時期であり、この上富良野町にとっても最も大きな行政課題の一つであると考えております。

合併にかかわるメリット・デメリットについて

であります。まず、合併に関する情報を少しでも多く住民の方々に伝えていくことが重要であることから、広報かみふらののシリーズによる掲載に努めたところであります。特集「市町村合併を考えてみよう」の1月号では、合併への期待と不安ということに焦点を当て、国が示したメリットとデメリットとして考えられる情報を提供いたしましたところであります。

しかしながら、国が示したメリット・デメリットにつきましては、あくまでも全国的な視野の一般的なものでありますので、地域特性、また市町村の組み合わせなどによって、自治体とそこに暮らす住民にそれぞれの立場で感じるメリット・デメリットは異なるものと考えております。

したがって、この合併問題につきましては幅広く、さまざまな立場の住民の方々から御意見をいただくべきと考えております。議員各位におかれましても、合併に関することや将来のまちづくりなどについての住民の皆さんのお考えや御意見を積極的に把握いただきたいと思いますところであります。

また、今後とも自立の道を選択するのか、合併の道を選択するのかを、最終的には行政と立法府である議会とともに、極めて重要な判断をしなければならぬと思いますので、議員自身のお考えも私どもにお聞かせいただきますよう、この場をお借りしてお願いを申し上げます次第であります。

議員から御質問にありました私としての青写真がもうできているのではないかというような予測であります。現在私の中には白紙でございます。過般の住民トークで住民の皆さんからいただいた御意見、また、これから予定しております1月ごろに開催する住民とのトークの中で、また、それまでに各住民の皆さん方から得るいろいろな意見を掌握しながら、判断をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

議長(平田喜臣君) 再質問があれば賜ります。
16番清水茂雄君。

16番(清水茂雄君) 実は昨日、これからの自治体運営を考える講演会ということで、鷹栖のメロディーホールで、町長初め職員の皆さんとともに参加させていただきましたが、その中でもこの問題について非常に熱の入った講演がありましたが、この問題については住民一人一人が、理事者ばかりでなく住民一人一人がこの問題について真剣に取り組み、町の将来を決める大きな問題なので、慎重に検討し、決定すべきであるというようなお話であったと考えております。

そうした中でただいまの答弁に当たりまして

は、非常に何と申しましょうか、失礼ですが、当たらずさわらずで質問の要旨の答えになっておりません。私は合併特例法、地域性、住民生活、農業行政、商工業の活性化、福祉行政などなどの諸事情を踏まえた上で、上富良野町として合併した場合と合併しない場合においてどのような事柄が考えられるのかお尋ねしたのであります。

先月の27日のまちづくりトークにおいても、住民の皆さんから、町としてどのようにお考えになっているのか、また町長としてどのように考えておられるのか、また、メリット・デメリットについてどのようなことが考えられるのか、そうした点を明示していただかないと、住民としてもこの事柄について取り組みようがないというような質問であったかというふうに私は思っております。

そういう点で、以上の点について、いま一度、実をもって明快なる答弁をお願いしたいと思います。

議長(平田喜臣君) 町長、答弁。

町長(尾岸孝雄君) 16番清水議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、何度もさきの議員の御質問でもお答えさせていただいておりますが、今、私が合併ですとか、合併でありませぬ、自主自立のまちづくりを目指すのですよという、私の考えを今ここで、あるいは町民の皆さん方にお話しする段階ではまずないと。私がお話しするその方向を定めると、十分に町民の皆さん方との議論が成り立たなくなる。私は住民の皆さん方、町民の皆さん方の意見を十分に聞いた中で判断させていただきたいというふうに思っておりますので、これにつきましては、議員とは意見はかみ合わない。何度御質問されても、私はこの道を行いますよということは、現段階で発言は絶対にいたしません。これは住民の皆さん方の意見を聞いた中で、私が最終的に判断し、また、最終的には議員の皆さん方20人が議決をいただき結論を出すことであると。さきにお答えしたとおりであります。

それで住民の皆さん方がその判断をするために、今議員からも御質問にありました、合併しなかった場合のメリット・デメリット、合併したときのメリット・デメリットというものをどう描くのかと。言うならば私が常に申し上げておりますように、上富良野町の将来像を、合併したときの将来像、合併しなかった自主自立のまちづくりを目指したときの将来像をどのように描いていくのかと。これは行政の我々の立場でも想像する将来像は描けます。しかし、これらについても住民と

ともに、合併したときにはどんな問題があるじゃないか、こういう問題があるじゃないか、それは住民とともにやはりつくり上げていくべきでなかろうかなど。しかし、そのための情報は、行政として大いに最大限提供しなければならない。しかし、その中で、例えばさきにもお答えさせていただきましたように、人口動態だとか高齢化率の動きが10年先どうなるか、20年先どうなるかということは、これは今までの状況の中で推測でシミュレーションを描くことができ得ます。これは道の方でもシミュレーションを描いて、それらの分も出していただいております。そして、例えばであります、道が示しております5市町村、富良野圏域の合併をしたときにはこうなりますよと、各自治体ごとの単独でいった場合はこうなりますよというシミュレーションは道で描いております。しかし、これらもきのう、議員も講演会に行き講演を受けておわかりのとおり、今、小泉内閣は2期の骨太改革の方針を定めております。その中で、現在の地方財政の地方に対する補助金・負担金、交付金、これらの部分を大幅に見直し、地方財政の見直しを図ること、これをこれから1年間の間に方向を定めますよという閣議決定をされている。その方向がまだ国からこの1年間で地方財政というのはどうするという方向がまだ示されてもらえないところに、町としては5年先、10年先の財政シミュレーションを描き切れないうと。交付税の今までの状況からすると何%ずつ減っていくわということで道が予測したようなシミュレーションは描けるわけですが、現在の、何度も申し上げているように、負担金・補助金制度というのは抜本的に変わると。これはもう閣議決定されている。ですから、その方向が見定められない限り、地方財政、地方税財源の分配がどうなるのかと。国と地方との財源分配がどうなるのか。これらが見えてこない。

それともう一つは、17年の3月31日で特例措置は終わるわけですが、それまでの間に御案内のとおり第27次地方制度審議会が、今、基礎的自治体というのはどうなのだと、人口は何ぼ以上がいいのだ、何ぼまでがいいのだというような審議がこれから始まって、この1年間でその方向が定まる。聞くところによれば1万人以下の自治体は自治体として法人格として認めないわというような方向に変わってくるのではないかと、いや、1万人だったら大き過ぎるというような、きのうの講演会のような話になる。その方向がまだ見定まってこない。そこに我々としての将来的なそのシミュレーションを描き切れないう

という難しい面はありますけれども、しかし、これらについても住民と十分語り合いながら、住民の意見を聞きながら、どうしてもこの特例措置を受けようとするならば、今国が合併をすることによって甘いあめをいただける、このあめをいただくとするならば、17年の3月31日までに合併の方向を定めなければいけない。しかし、いつも申し上げておりますように、この特例があるから合併をすると。我が町の将来像を描くことなく、財政的にこの特例法の適用を受けて合併するという道は、私としては、その判断をしたくないと、すべきでないというふうに思っております。

議長（平田喜臣君） 再々質問があれば賜ります。

以上をもちまして、16番清水茂雄君の一般質問を終了いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午後 2時19分 休憩

午後 2時40分 再開

議長（平田喜臣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を継続します。

次に、1番中村有秀君。

1番（中村有秀君） 私は、さきに通告してあります一般行政について、4項目11点について質問を行います。

きょうは、一般質問の最後ということでございますけれども、町長さん初めお疲れだろうとは思いますが、もうしばらくお願いをいたしたいと思います。

第1項目は、下水道事業での汚泥堆肥としての農業利用についてであります。

町は、住みよい快適なまちづくりとして、下水道とともに下水道の整備充実を図ってまいりました。下水道事業は平成3年7月に供用開始し、下水道汚泥処理は平成4年4月より行われてきています。上富良野浄化センターと水処理施設から発生する汚泥を一体的に処理し、緑農地への還元を図ることで、汚泥の効率的処理体系の確立として汚泥が堆肥として農業に利用されているが、その状況についてお尋ねいたします。

第1点目は、汚泥堆肥の年度別数量についてでございます。

第2点目は、汚泥堆肥と受け入れ先組合と戸数でございます。

第3点目は、汚泥堆肥の再生利用状況と処理委託費についてです。

第4点目は、汚泥の肥料使用は、肥料取締法により国への登録を要するが、当町の登録年月日についてお尋ねいたします。

第5点は、下水道汚泥堆肥の成分検査の数値について、特にカドミウム、水銀の数値についてお尋ねを申し上げます。

次に、第2項目の西部地区簡易水道、里仁浄水場のクリプトスポリジウムの指標菌についてお伺いをいたします。

平成14年8月26日開催の議員協議会において、里仁浄水場でのクリプトスポリジウムの指標菌の検出について資料提出及び説明があったが、飲料水は日常生活に絶対欠かすことができなく、そのために常に安全で安定した良質な水道水を町民に供給すべきとの考え方で、次の4点についてただしてまいりたいと思います。

まず第1点は、当町の上水道の原水及び浄水の成分検査の実施方法でお尋ねいたします。

第2点目は、里仁浄水場の原水からの大腸菌検出の年月日及びその原因はどうかということでお尋ねをいたします。

3点目は、クリプトスポリジウムの発生のおそれがあると富良野保健所より必要な対策を講じる指導を受けたが、その内容についてお尋ねいたします。

第4点目は、クリプトスポリジウム暫定対策指針に基づき、富良野保健所に改善計画を提出した、その内容についてお尋ねをいたしたいと思います。

次に、第3項目めの十勝岳登山歩道の整備についてお尋ねをいたしたいと思います。

まず1点目は、十勝岳登山歩道及び案内板、里程標等が町及び十勝岳山岳会のボランティアにより整備が行われているが、十勝岳は上富良野町観光の大きな財産であるので、景観、環境、衛生、災害を含めた今後の整備計画はどうなっているかということでお尋ねを申し上げます。

それから2点目は、環境省が自然公園等整備事業として、利用集中特定山岳地域登山歩道整備事業、いわゆる日本百名山登山歩道整備事業が平成13年度から実施をされております。十勝岳は、深田久弥の日本百名山のナンバー8にあり、環境省の整備事業費を活用した十勝岳登山歩道等の整備促進についてお尋ねをいたしたいと思います。

それから第4項目めは、新パークゴルフ場がオープンをされます。一応当初、本年9月22日にオープンの予定でしたが、芝の植生の関係で来年オープンということになりましたが、島津公園パークゴルフ場の継続利用についてお尋ねいたしま

す。

昭和62年度に島津公園内にパークゴルフ場を設置以来、コースも比較的短く、初心者向きで、池あり林があつての夏は涼しい環境で、老若男女が楽しめるコースとして多くの町民が健康づくり、仲間・友人の懇親にと利用されてきました。

新パークゴルフ場オープンを迎え、多くの町民の皆様、各種団体から、ぜひ継続利用を求める声が寄せられています。公園内ということで諸種の障害はあると思いますが、最大の危険防止策、コースの再検討、花見シーズンの使用禁止等を考慮しての継続利用について、町長の所信を伺います。

以上、4項目11点について、町長の所信をお伺いいたしたいと思います。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 1番中村議員の1番目の汚泥堆肥の農業利用についての御質問からお答えさせていただきますと思います。

本町の下水道事業につきましては、平成3年7月に供用開始いたしまして、下水汚泥につきましては平成4年4月から発生しているところであります。

1点目の汚泥堆肥の年度別数量ですが、近年で言えば平成12年度が805トン、平成13年度は854トン、平成14年度につきましては890トンを見込んでおり、年々処理区域の拡大に伴いまして増加の傾向にあるところでございます。

2点目の汚泥堆肥の受け入れ先と戸数についてであります。総組合員18名の富原、江幌、里仁の3利用組合におきまして、施工面積257ヘクタールで利用されている状況下でございます。

3点目の汚泥堆肥の再生利用状況と処理委託費についてであります。各組合のストックヤードへの運搬につきましては、産業廃棄物運搬の汚泥運搬許可を持っております業者にトン当たり2,500円で委託しているところでございます。

また、汚泥の再利用につきましては、登録による再生利用業の指定を各利用組合が知事より受けておりまして、当該利用組合の再生利用を促進するため、町の補助金でトン当たり4,000円を助成しているところであります。

4点目の汚泥の再生利用にかかわる汚泥堆肥登録の関係であります。当初、特殊肥料として知事の登録認可を受けて再利用してまいりましたが、平成12年10月から、肥料取締法の一部改正によりまして、当該利用組合が普通肥料の汚泥発酵肥料として、平成12年12月1日付で農林水産大臣の認可を受けているところでございます。

山岳ブームを背景に登山者が集中して、植生の荒廃や侵食を招いている特定山岳地域についてのその環境を守り、登山道及び周辺の植生回復、案内標識整備などを行うことを目的とした事業であります。

事業創設が平成13年度と新しいことから、道内ではまだ実施されておりませんが、本州の実施事例からすると、国の補助を受けて北海道が事業主体となる事業であり、整備対象の山に係する複数市町村の実施意向等を計画書にまとめて、事業採択を受ける仕組みとなっております。

このことから、十勝岳はこの事業の対象要件を有しておりますので、大雪山国立公園連絡協議会など関係機関との意見交換を行い、実施の可能性や事業後の管理体制などについて研究を行い、今後、事業の採択に向けた取り組みをするよう働きかけをしたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に4点目の島津公園パークゴルフ場の継続事業についての御質問にお答えさせていただきます。

島津公園内のパークゴルフ場は、都市公園の中に整備して利用いただいておりますが、本来、島津公園は都市公園としての機能を優先して利用していただくことが基本であります。これまで公園とパークゴルフ場を併用して利用していただいていたことから、子供連れの親子や公園利用者より、パークゴルフのボールが飛んできて危険であるといった苦情もあり、町民の皆さんから専用のパークゴルフ場新設の要望もありまして、現在3カ年計画で事業推進を行い、本年度完成し、来年15年度より供用開始するよう計画をいたしております。

これまでの経緯の中でも御説明いたしておりますが、島津公園内のパークゴルフ場につきましては、原則的に廃止する方向であります。

しかしながら、多くのパークゴルフの愛好者や町民の方々より、引き続き使用できるよう残してほしいとの要望もありますので、都市公園機能としての使用を優先した中で、町民の皆様の健康増進や軽スポーツの推進等を考慮に入れながら、パークゴルフ場としての再利用することが可能なかどうか、今後の課題として検討させていただきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長(平田喜臣君) 再質問があれば賜ります。
1番中村有秀君。

1番(中村有秀君) まず、第1項目の汚泥堆肥の関係の1点目については、状況が確認できま

したので了知いたしました。

2点目の汚泥堆肥の再生利用の効果、実績というのはどういう状況になっているかということでまずお伺いをいたします。

それから3点目は、処理委託費等で各組合のストックヤードへの運搬については、産業廃棄物運搬の汚泥運搬許可を持っている業者にトン当たり2,500円で委託しているとの答弁がありました。それで平成13年度の決算を見ますと、854トンの処理に対し、下水汚泥搬出委託費が213万5,750円ということになっております。そういうことで、業者は町内業者か、またトン当たり2,500円というのは他の市町村と比較してどうなのかということでお尋ねしたい。

それから再生利用の促進として、町補助金がトン当たり4,000円の助成で行われまして、これらにつきましては、13年度決算では341万7,200円ということですが、このトン当たりについても他の市町村の施設と比較してどうなのかということでお尋ねをいたしたいと思っております。

それから、次に第4点目の汚泥の堆肥登録の関係でございます。

平成12年10月の肥料取締法の一部改正により、平成12年の12月1日付だということで、汚泥発酵肥料として農林水産大臣の許可を受けているとの答弁がありました。そういうことで、これは法改正を的確に処理をされているということを確認をいたしました。簡易水道事業での消費税の還付受け損ない、それから農業機械での課税ミス等もありました。そういうことで今後とも法改正等に的確に処理されていくことを、行政全般について強く望みたいと思っております。

それから、5点目の成分の関係でございます。

下水汚泥堆肥の成分検査は年1回との答弁でありましたが、当町は昨年度3回実施していると承知をしております。平成13年度の成分検査は、平成13年5月21日、9月1日、14年の2月2日、3回実施していると担当者からお聞きをし、それぞれ分析結果が出ているということで聞いておりますが、この成分検査の単年度実施の回数基準を明確にさせていただきたいと思っております。

それから、平成11年度から13年度の下水事業特別会計決算報告書の農業利用に関する汚泥分析委託費です。これを見ますと、平成11年度は84万5,250円、12年度決算では118万7,004円、13年度決算では47万2,500円ということで、13年度と11年度、12年度との差が非常に大きいということで、この回数

関係なのかということでは考えているのですが、その理由についてお伺いをいたしたいと思えます。

それから3点目は成分検査の数値が肥料登録に必要な基準以下との報告ですので、今後とも適切な水処理と良質な汚泥堆肥の生産管理に一層努めていただきたいと思います。

次に、第2項目の西部地区簡易水道、里仁浄水場のクリプトスポリジウム菌の指標菌の関係についてお尋ねをいたしたいと思えます。

水道法の水質検査基準により、的確に実施していることは確認できましたが、検査結果により速やかに対策と関係機関への情報提供等が必要ではなかったかということを考えております。

というのは今回、4月8日に一般の原水並びに浄水、それからクリプトスポリジウム指標菌等の検査をやらせまして大腸菌が検出をされた。その報告が4月22日に来たけれども、最終的に議会等の報告については、非常におくれているのが実態だろうと思えます。我々が最初に聞いたのは、8月26日の議員協議会、教育民生常任委員会では8月23日に初めて聞いたという清水委員長からお伺いをいたしました。その間、議員協議会、町内行政視察等、それから6月の定例等もあつたり、その間全然このことが隠されていたということが一つあります。

それからもう1点は、里仁浄水場の原水についての水質検査成績表を調査した結果、驚くべき実態が明らかになりました。というのは、大腸菌群というのがあります。この大腸菌群が発生して、あることは各水道水の中にはあるのですけれども、ほかのものと比較しますと、例えば平成11年度、里仁の浄水場の検出12回、月に1回やりますから、12回のうち9回が、9カ月分が大腸菌が検出されている。12年度では10回分検出をされている。13年度は11回検出をされている。それから平成14年度は、4月から8月までということで見ました場合、これはもう4月から全部5カ月検出をされております。そうすると、平成11年の4月から平成14年8月まで、41カ月ある中で、大腸菌群が検出されたのは35カ月あるんですね。これはもう全体のこのデータの41カ月の85.4%が大腸菌の検出ということになっています。

それで、他の簡易水道の原水について水質検査成績表を平成13年度と14年の8月の17カ月で調査しました。そうすると里仁浄水場は、17カ月のうち16カ月が大腸菌が検出。それから静修の浄水場では、17カ月のうちの3カ月。それ

から日の出浄水場では、17カ月のうち4カ月。東中浄水場では、17カ月のうち2カ月。それから中ノ沢浄水場では、17カ月のうち1カ月。あと江花、倍本、倍本飲料供給施設、翁地区飲料供給施設については、大腸菌は出ていないということなのです。大腸菌類、菌群ですね。

そうすると、私はこの里仁浄水場は、平成11年からこうやって一覧表でつくってみました。この赤く出ているところが全部里仁の浄水場なのです。ですから、いかにこのまま放置をされていたかということで、僕は非常に驚きを感じたわけです。

実際には大腸菌群が検出をされていても、僕、富良野保健所に何回も通いました。この調査の関係で。そうすると原水を塩素殺菌により浄水として飲料に供するときは、大腸菌群は今言った里仁のデータの中では、浄水としては塩素で殺菌されていて、飲料には大丈夫な状況にはなっているのは事実です。ただ、ことしの4月の中には大腸菌が発見、検出をされたということでございますので、私は平成11年度から平成13年度末まで、定期水質検査以外にことしの4月にやった町独自の水質検査実施があつたかどうか。もし実施していれば、そのデータを明らかにしていただきたいと思います。

次に、2点目の里仁浄水場の原水から大腸菌検出についてでございますけれども、原因と考えられているのは降雨時に濁りが生じているとの答弁がありました。そのときに濁度を含めた水質検査を行っていたかどうかということでお伺いをいたしたいと思うのです。

というのは、平成11年度からのずっとデータを見ますと、濁度ということで原水が一番多いのは0.8度なのです。飲料にできる濁度というのは2度以下ということになっている。ですから、いずれにしても基準値以下で飲料にはいいのですけれども、言うなれば濁りが生じた段階での濁度の調査の形跡がこの中ではないのです。単なる定期検査の中でということでございますので、もし、そういう降雨時の濁りの発生時にこの濁度の検査を行っていたかどうかということで、まずその点確認をいたしたいと思います。

それから、降雨時の濁りの原因は3項目で、一つ目、二つ目、三つ目ということになって推定をされておりますが、今回の9月定例会でボーリング等の補正予算ということで議決をされました。その工事によって原水からの大腸菌、嫌気性化合物等が検出されないことを期待しておりますが、原水で大腸菌群が継続して検出された場合、

速やかにこのクリプト指標菌検査を行って、安全確認の上、良質な上水道の供給に努めるべきと考えるが、この点町長の見解を求めていきたいと思いをします。

というのは、平成11年からずっと見た場合、独自のクリプト指標菌の検査というのは、課長に聞いたらやっていないということでございます。そうするとその間大腸菌もあったのではないかとということが推定されます。言うならば3年何カ月の間に大腸菌群がずっと85%などで出ているということでございますので、その点やはり継続して出た場合、速やかにやはりやるべきではないかとということで町長の見解を求めたいと思いをします。

それから、3点目の富良野保健所より必要な対策云々ということで、一つはクリプトスポリジウム指標菌というのは何なのかということで、また、それが発生をする疑いがどうなのかということでございます。そういう点で、このクリプトスポリジウム指標菌というのは何なのかということで、この際明らかにしていただきたいと思いをします。

それから4点目の関係は、一応恒久対策が完了するまで応急対策として、毎日における濁度の測定、定期的水質検査等の水質の監視を行うということでございますので、この点十分徹底した形でやっていただきたいと思いをします。

それから次に、十勝岳登山歩道等の整備についてでございます。

毎年十勝岳山岳会の皆さん方が十勝岳登山道の整備に町の機材の提供を受けて、ボランティアで整備を続けております。国立公園内の登山歩道整備は、北海道が国からその部分の貸し付けを受けて整備を行うということが基本で、町独自の整備計画は持っていないとの答弁でございました。しかし、小規模なものにつきましては、十勝岳山岳会等のボランティアを含めた形で整備に努めていきたいという答弁でございます。

それで、これら機械の提供、ことしもダンプ等を含めてブル等の提供を受けてやったということでお聞きをしております。そういうことで、今後小規模な整備については、そういうことで機材の提供等もいただけるかどうかということで確認をしたいと思いをします。

それから2点目は、道の開発予算によって14年度、15年度2カ年、上ホロカメットク山線歩道事業を3.5キロ、それから富良野岳線歩道事業2.1キロの整備が実施されるということになっております。山岳関係者に聞きますと、本来ならば8月からやるという予定になっているけれども、今、9月の中旬、下旬を迎えようとして、一

応地理的に、気候的に、これからということは大変だろうと思うのですけれども、まずこの中で14年度の事業箇所と距離について、それから15年度の事業箇所、距離について、それからもう一つは、14年度のこの整備事業がいつ実施されるのかということでお尋ねをいたしたいと思いをします。

それから次に十勝岳登山歩道の整備の2点目の質問でございますけれども、一応日本百名山登山歩道整備事業ということで、採択基準がここにちょっと資料がありますけれども、対象事業費の下限2,000万円、それから補助率は、国立国定公園内で都道府県がやる場合2分の1、市町村がやる場合2分の1の補助がある。それから、補助対象施設として、歩道は路面の不陸整正、階段工、水抜き工、植生復元施設、木道工、標識の案内板、周囲標識里程標、登山整備等の附属施設は駐車場、案内施設、休憩所、公衆便所、野営場、避難小屋というようなことが補助対象施設になっております。

先ほどの答弁では、今後、関係機関と十分協議をしながら、当然関係市町村ともあろうと思いをすけれども、山岳関係者から聞きますと、ぜひそういうものがあるのであれば、カミホロの分岐点、1,502メートルのところ、富良野岳に行くところと上ホロカメットクの方へ行く分岐点のところにぜひトイレが欲しいというようなことの要望意見をお聞きいたしました。

特に先般、NHKで富士山にバイオトイレを上げた、あれをたまたま見ておりました。そういう関係でああいうものもいいなという気はいたしますけれども、いずれにしても関係機関と十分協議をしながら、これらについて積極的に整備事業を図るべきと考えるが、町長の見解をお伺いしたいと思いをします。

次に、最後になりますけれども、新パークゴルフ場のオープンの関係で、島津公園パークゴルフ場の継続利用の関係でございます。

まず、教育長にお伺いをいたしたいと思いをします。

一応島津公園パークゴルフ場は都市公園ともいいながら、社会教育の場、それから健康づくりの場ということで、大いに利用をされております。そういうことで、特に高齢者の生きがいづくりについても多大に貢献され、9月22日に行われる第4回の住民会対抗パークゴルフ大会は、53チーム、212名の町民の参加が予定をされております。

したがって、新パークゴルフ場が平成15年の供用開始は近づいてきておりますけれども、その

日が来るたびに島津公園パークゴルフ場の継続利用の聲が高まりつつあります。特に近隣町村を見た場合、美瑛町は丸山橋18ホール、緑橋18ホール、それから新区画に18ホール、富良野の場合、北の峰に18ホール、それから太陽の里に18ホール、東山にも18ホール、平沢にも18ホール。それから現在工事中の金万地区に36ホールで明年度オープンの予定になっております。それから南富良野も下金山、金山、幾寅、落合にそれぞれ設備がされているというふうなことでございます。

したがって、教育長として、社会体育推進の立場ということで、新パークゴルフ場のオープンと島津公園パークゴルフ場の継続利用についてどう考えるかということで教育長の見解を賜りたいと思います。

それから、あと町長にお伺いしますけれども、新パークゴルフ場は利用時間が限定をされている。それから料金の問題がある。それから高齢者には若干難しいのではないかという問題。それからほかの市町村のパークゴルフ場は複数箇所設置が大半であります。これらの状況から、パークゴルフ愛好者が中心になって、今、島津公園の清掃も春・秋実施をしておりますし、随時パークゴルフ場整備維持についてもボランティア活動として積極的に協力しております。ただ、今後も今まで以上の協力体制の動きが高まっております。したがって、ともにつくるまちづくりとして、その心を大切にしたいと考えております。

こういう以上の状況から、島津公園パークゴルフ場の継続利用について、再度、町長の英断を期待し、所見をお伺いしたいと思っております。

以上でございます。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 1番中村議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、下水道事業関係の農業利用の堆肥、汚泥堆肥の利用状況等々であります。これにつきましては担当所管から御質問の内容につきましてお答えさせていただきたいと存じます。

法改正に対応する措置をしたということでお褒めいただきましたが、私といたしましては、行政報告でも謝罪すべき事項もあったということをお反省しながら、今後こういった部分につきましては、十分配慮しながら行政運営をさせていただきたいというふうに思っております。

それから2点目の西部地区の簡水、西部簡水の中の里仁浄水場の問題でありますけれども、この飲料水というのは、先ほどもお答えさせていただ

きました。また行政報告でも報告させていただきましたが、安全で安定した飲料水の供給を図ることが責務であります。そういう中にありまして、いろいろな課題を残しておる里仁浄水場ではありますが、今定例会で補正予算の議決も賜りましたので、早急に水源の移動を図りながら、新たなボーリングの対応を図って対処していきたいというふうに思っております。

大腸菌の発生につきましては、議員御発言のように、検査の段階で大腸菌の検出がなされております。この大腸菌につきましては、塩素滅菌で対処でき得るということで、塩素滅菌で対処しております。かといって、だから発生してもいいのだということには相なりませんので、そういった、先ほど申し上げました安全な飲料水の供給に今後も努めてまいらなければならないというふうに思っております。これらのことにつきましても、関係御質問につきましては担当所管からお答えさせていただきます。

次に十勝岳の登山道の整備であります。基本的に道が対応するべきものということでありますが、かといって地元上富良野町として地元の十勝岳登山、あるいは富良野岳登山、上ホロカメットク登山等々について全く知りませんよということに相なりません。やはり小規模な整備につきましては、従前同様、山岳会の皆さん方やいろいろなボランティアの皆さん方の協力をいただきながら、町としても当然整備しなければならない部分におきましては、環境省の許可を得た上での対応を図っていかなければならないというふうに思っております。

それから百名山の問題であります。これにつきましては、議員も御質問にありましたように町の財政負担もかかるということでありますから、町が事業主体として対応せざるを得ない事業なのかどうかということにつきましても、基本的には道が事業主体になることを前提としながら、隣接関係市町村、あるいは関係機関との協議を煮詰めながら、大雪山国立公園連盟等との機関を通じながら、この要望対応を図ってまいりたいというふうに思っております。

最後に、島津公園のパークゴルフ場の問題であります。何人かの議員の皆さん方からこの問題については御質問をいただいております。しかし、私といたしましては、都市公園という中で、いろいろな課題を残して3カ年計画でパークゴルフ場の建設をさせていただきました。そういう関係から、今後は都市公園としての対応を図るために、基本的に、原則的に、パークゴルフにつきま

は廃止をするということ为前提として今までもお答えさせていただいておるところであります。

しかし、いろいろな要望等々もございます。議員の御質問にもありましたように、手法その他を考えながら、都市公園としての機能を阻害しない、安全性だとかいろいろな部分に対応しながら、今後の課題として検討していきたいというふうに思っていることにつきましては変わりはございません。

以上です。

議長（平田喜臣君） 上下水道課長、答弁。

上下水道課長（早川俊博君） 1番中村議員の下水道の汚泥関係につきましての質問にお答えさせていただきます。

1点目の汚泥の利用関係なのですけれども、これにつきましては、平成13年度で言いますと854.5トン出ているわけですけれども、この内訳としましては、富原に250トン、江幌に320トン、里仁に280トンを供給しているところがございます。

2点目の再生利用の状況ですけれども、これにつきましては、すべて全量再生利用として利用組合の方に搬出しているところがございます。

次に、産業廃棄物関係の運搬関係ですが、これは町内業者に委託しているところがございます。

あと再生利用の関係の補助金4,000円と運搬費の2,500円の関係なのですけれども、これは他町村の資料今現在ございませんので、ただ言えることは、産業廃棄物として処理する場合は、トン当たり3万5,000円程度かかるそうです。

あと汚泥堆肥の許可の関係ですけれども、特殊肥料生産業者届け出として、平成4年の8月25日に届け出しまして、そういう関係で、肥料法の改正に伴いまして、平成12年の10月1日に廃止届をいたしまして、平成12年の12月1日付で普通肥料の登録を各利用組合がしているところがございます。

あと成分検査の回数関係ですけれども、これにつきましては、汚泥堆肥、これは年1回でございます。下水汚泥が年3回となっております。

次に、汚泥堆肥の施用土壌、これが年1回、肥料法の改正に伴いまして、20万円程度がふえている関係で、平成13年度は20万円程度多くなっているところがございます。

次に、里仁の水質の関係なのですけれども、濁度関係ですけれども、ただ、昨年8月26日から27日にかけての大雨のときの濁度の測定につきましては、10度という結果が出てございます。

あとクリプトの関係なのですけれども、クリプトの関係につきましては、家畜のふん尿等に含まれている原虫でございます、病原性の微生物ということでございまして、体内に入りますと、腹痛ですとか下痢等の症状が出るとされております。

以上でございます。

議長（平田喜臣君） 次に、商工観光まちづくり課長、答弁。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 1番中村議員の14年、15年度にかかわります登山道整備についてお答えをいたします。

まず、14年度に行われる場所につきましては、十勝岳温泉登山口からカミホロ分岐を経まして、十勝岳温泉分岐の間の3.5キロメートルにおきまして、危険防止柵工が1カ所40メートル、それから転落防止柵工が2カ所44メートル、それから水切り工が1カ所で375メートル、それから階段工が4カ所で1,050メートル、路面整備工が1カ所460メートル、それから洗掘防止工が1カ所63メートル、丸太横断工が1カ所330メートルというふうにお聞きをしております。

なお、工事の着手については、9月の18日現在、まだ着手しておらないということで確認をとってございます。

次に、平成15年度におきます登山道の整備についてでございますが、場所につきましては、同じくカミホロ分岐から、富良野岳稜線分岐の間の2.1キロメートルにおきまして行われるというふう聞いております。まだ詳しい工種内容、メートル等については承知しておりません。

以上であります。

議長（平田喜臣君） 次に、教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 1番中村議員のパークゴルフ場の件なのですけれども、お聞きいたしまして、設置管理責任と私たちがスポーツ、レクリエーション、健康増進という部分の利用面という部分の思いが違っておりまして、私たちはできる限り、都市公園と機能を有する中でどうしたらできるのだらうということで、うちの内部ではそういうことで都市公園を設置している管理者に、町長なのですけれども、お願いしていこうというようなことで、今、町長も答えていただきましたように、どうやったらできるか、できないではなくて、どうやったらできるかについて、私たちも現地、商工観光まちづくり課と十分協議しながら、いい方向で検討させていただきたいと思っております。

議長（平田喜臣君） 再々質問があれば賜ります。（「答弁漏れある」と呼ぶ者あり）

上下水道課長、答弁。

上下水道課長（早川俊博君） 1番中村議員の御質問にお答えいたします。

ただ、平成12年度から肥料法の改正に伴いまして、追加検査項目、汚泥堆肥施用土壌の検査、これが年1回ということで20万円程度ふえているところでございます。

平成13年度ですと、汚泥堆肥の検査、それと下水汚泥の年3回の検査、それと汚泥堆肥の施用土壌の年1回の検査、合わせまして39万4,000円程度支出してございます。

議長（平田喜臣君） よろしいですか。

では、再々質問どうぞ。

1番中村有秀君。

1番（中村有秀君） 今、農業利用に関する汚泥分析委託費ということで、12年度から検査項目がふえたということで、11年と12年比較すると、11年度は84万5,250円、12年度は118万7,004円なのですけれども、13年度が47万2,500円ということで、極端に下がっているのですね。ですから、そのことを11年、12年と比較して13年度が決算報告書ではえらい半分以下になっているから、その理由はどのようなかということでお尋ねしたいのが第1点。

それから、再質問の中で、現実に今、西部地区簡易水道の里仁浄水場の原水で、先ほど申し上げたように、ほかの簡易水道、もしくは水供給施設等を比較した場合、例えば平成13年度を見ますと、里仁は大腸菌群が12カ月のうち11カ月出ております。それでは、その他の簡水等はどうかという、7月に静修と日の出が出ている、8月に東中が出ている、11月に静修が出ている、12月、1月は日の出出ているということで、9カ所ある簡易水道、それから飲料等の供給施設の中で、これだけ突出しているということになると、やはり今大腸菌が出たということで、14年4月に出たということですが、それ以前に出ていることが推定されるのですね。富良野保健所の担当の金田係長と対話をしましたけれども、やはりほかのあれと比較をすると、やっぱりこれは突出しているねと。ただ、町長も答弁があるように、塩素で減菌ができる、それから浄水の飲む段階では検出されていない、不検出になったデータになっていますから、問題はないのだけれども、やはり対策は必要ですねということなのです。ですから、この点、どう水道管理という立場でこれをとらえていくかという問題が一つ。

それからもう一つ、一般細菌のデータもこの中に出ているのですね。一般細菌は100ミリリッ

トル以下ということが基準数値なのですけれども、平成11年度の8月で見れば、里仁浄水場は200、それから12年度の8月では400、それから14年度の7月では640、それから、この14年度の7月で東中は680と出ているのですね。しかし、これも塩素減菌でデータのには言うなれば100ミリリットル以下になっているからいいのですけれども、現実の問題として僕は、富良野保健所の係長と協議をした中では、やはり680だとか40だとか、100、200、300ぐらいならいいけれども、やはりちょっと監視する必要があるのではないのでしょうかということ、やはり里仁の浄水場の原水については、抜本的な対策ということで今回の補正でなっておりますから、できればやっぱりボーリングで何とかきれいな水が出てくることを期待していますけれども、これらの状況を、町独自で検査をした4月とそれ以前はされていないということですから、やはりその点、十分な監視、それから適切な処理ということはされていないかということでお尋ねします。

以上です。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 1番中村議員の再々質問にお答えさせていただきますが、1番目の汚泥検査委託料等々につきましては、担当課長の方からお答えさせていただきます。

あと簡水の原水及び浄水の検査でありますけれども、これにつきましては、担当課長からも説明申し上げました。先ほど私の方からも説明申し上げましたように、それぞれは定期的に検査をいたし、大腸菌の検出等々も生じておるわけですが、それらは塩素減菌で飲料に対しては大腸菌の検出がなされていないというようなことであります。

ただ、これらは議員も質問にありますように、安全な飲料水を供給するためには、発生源から発生のないことがいいわけでありまして、これらに対する、発生に対する対処は、上水、簡水ともに対応すべきものは対応しながら対処させていただいておるところで、安全な飲料水の供給に専念しているということで御理解を賜りたいというふうに思います。

また、検査につきましても、定期的な検査を含めながら対応しておりますし、里仁浄水につきましては、雨が降れば濁度が濃くなるというような部分も含めながら、大腸菌の検査等々も重ねて実施してきておりましたけれども、最終的にこのような状況下では安全な飲料水の供給が不可能であ

るという判断に達しまして、今定例会で御議決賜りましたように、ポーリングの実施に向けての対処をさせていただくという方向で今最善の努力を図りながら、安全な原水の対応を図るべく取り進めさせていただいておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（平田喜臣君） 上下水道課長、答弁。

上下水道課長（早川俊博君） 1 番中村議員の 11 年から 12 年、13 年度に対しての成分検査の委託の関係なのですけれども、現在ここに資料を持ち合わせておりませんので、後ほどということで報告させていただきます。

議長（平田喜臣君） 以上をもちまして、1 番中村有秀君の一般質問を終了いたします。

これにて、本日の一般質問を終了いたします。

散 会 宣 告

議長（平田喜臣君） 本日の日程は、以上をもちまして全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

明日の予定については、事務局長から報告いたさせます。

事務局長。

事務局長（北川雅一君） 御報告申し上げます。

明 9 月 20 日は、本定例会の 3 日目で、開会は 9 時でございます。定刻までに御出席賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

午後 3 時 40 分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成14年9月19日

上富良野町議会議長 平 田 喜 臣

署 名 議 員 清 水 茂 雄

署 名 議 員 小 野 忠

平成14年第3回定例会

上富良野町議会会議録(第3号)

平成14年9月20日(金曜日)

議事日程（第3号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
- 第 2 議案第 9号 上富良野町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例
- 第 3 議案第 10号 上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第 11号 上富良野町老人医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 12号 上富良野町立病院一部負担金使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 15号 第2号橋架換工事（下部工）請負契約締結の件
- 第 7 議案第 16号 上富良野演習場進入路舗装補修工事請負契約締結の件
- 第 8 議案第 13号 教育委員会委員の任命の件
- 第 9 議案第 14号 固定資産評価審査委員会委員の選任の件
- 第 10 議案第 17号 特別職の職員の給料の臨時特例に関する条例
- 第 11 発議案第1号 上富良野町議会の議員の定数を定める条例
- 第 12 発議案第2号 町内行政調査実施に関する決議
- 第 13 発議案第3号 議員派遣の件
- 第 14 発議案第4号 国有林野事業の組織機構改革に関する要望意見の件
- 第 15 発議案第5号 道路整備に関する意見の件
- 第 16 発議案第6号 地方税源の充実確保に関する意見の件
- 第 17 発議案第7号 国民の生命と財産を守る有事法制3法案の早期制定を求める意見の件
- 第 18 閉会中の継続調査申出の件

出席議員（20名）

1番	中村有秀君	2番	中川一男君
3番	福塚賢一君	4番	笹木光広君
5番	吉武敏彦君	6番	西村昭教君
7番	石川洋次君	8番	仲島康行君
9番	岩崎治男君	10番	佐藤政幸君
11番	梨澤節三君	12番	米沢義英君
13番	長谷川徳行君	14番	徳島稔君
15番	村上和子君	16番	清水茂雄君
17番	小野忠君	18番	向山富夫君
19番	久保田英市君	20番	平田喜臣君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	尾岸孝雄君	助役	植田耕一君
収入役	樋口康信君	教育長	高橋英勝君
代表監査委員	高口勤君	農業委員会会長	小松博君
教育委員会委員長	久保儀之君	総務課長	田浦孝道君
企画調整課長	中澤良隆君	税務課長	越智章夫君
町民生活課長	米田末範君	保健福祉課長	佐藤憲治君
農業振興課長	小澤誠一君	道路河川課長	田中博君
商工観光まちづくり課長	垣脇和幸君	会計課長	高木香代子君
農業委員会事務局長	谷口昭夫君	管理課長	上村延君
社会教育課長	尾崎茂雄君	特別養護老人ホーム所長	林下和義君
上下水道課長	早川俊博君	町立病院事務長	三好稔君

議会事務局出席職員

局長	北川雅一君	次長	菊池哲雄君
----	-------	----	-------

係 長 北 川 徳 幸 君

午前 9時00分 開議
(出席議員 20名)

開 議 宣 告

議長(平田喜臣君) 御出席まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は、20名であります。

これより、平成14年第3回上富良野町議会定例会3日目を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸 般 の 報 告

議長(平田喜臣君) 日程に入るに先立ち、議会運営等、諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) 御報告申し上げます。

議会運営委員長並びに各常任委員長より、閉会中の継続調査として配付のとおり申し出ございました。

なお、さきに御案内のとおり、人事案件の議案第13号及び第14号の2件、議案第17号特別職の職員の給料の臨時特例に関する条例につきましては、後ほど議案をお手元にお配りいたしますので、御了承賜りたいと存じます。

以上であります。

議長(平田喜臣君) 以上をもって、議会運営等、諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(平田喜臣君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、

18番 向山富夫君

19番 久保田英市君

を指名いたします。

ここで、日程第2に入る前に、昨日の1番中村有秀議員の一般質問の再々質問の答弁が漏れております。ここで、その答弁をいたさせます。

上下水道課長。

上下水道課長(早川俊博君) 1番中村議員の汚泥堆肥の成分検査の委託料につきましてはの御質問にお答えさせていただきます。

成分検査の委託料につきましては、平成13年度の決算額4万7千2,500円が法で定められました通常の成分検査に対する費用でございます

て、平成13年度に対しまして、平成11年度の差額分3万7千2,750円、平成12年度の差額7万1千4,504円につきましては、当初、特殊肥料としての知事の認可を受けておりましたが、平成12年10月からの肥料取締法の改正に伴いまして普通肥料になることから、農林水産大臣の認可が必要になります。そこで、平成11年度は登録に必要な汚泥堆肥の溶質試験費として2万8,750円、平成12年度につきましても汚泥堆肥の混合物分析検査として3万9千4,317円と、汚泥堆肥食害試験の土壌分析とバイオ試験ですが、これに2万7千3,000円、合わせまして6万7,317円が支出増となったところでございます。

あと、この金額の差額につきましては、その年度の通常の成分検査の契約の単価差によるものでございます。

以上でございます。

日程第2 議案第9号

議長(平田喜臣君) 次に、日程第2 議案第9号上富良野町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

社会教育課長。

社会教育課長(尾崎茂雄君) ただいま上程いただきました議案第9号上富良野町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例につきまして、議案の趣旨を御説明いたします。

本条例につきましては、町民の心身の健康と福祉の増進を図ることを目的に、その利用に供する施設としてパークゴルフ場を設け、平成15年度から供用開始を計画するに当たり、地方自治法第244条の2の規定により、当該パークゴルフ場の設置及び管理に関する事項について定める必要から制定するものでございます。

以下、本条例の内容につきまして、条文ごとに御説明申し上げます。

議案第9号上富良野町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例。

第1条は、上富良野町パークゴルフ場の設置及び管理に関して条例で定めようとするものでございます。

第2条は、名称と位置を定めるものでございます。

第3条は、管理運営について、株式会社上富良野振興公社に委託することを定めるものでございます。

第4条は、利用料金を別表に定め、その額の範囲内において管理受託者が決定し、収入として収受させることを定めるものでございます。

第5条は、利用の制限を定めるものでございます。

第6条は、利用期間及び利用時間は規則で定め、利用の休止、または町長の承認を得ることを定めるものでございます。

第7条は、損害賠償について定めるものでございます。

第8条は、規則への委任を定めるものでございます。

附則。

施行期日。1、この条例は、平成15年4月1日から施行する。

2につきましては、公の施設としてパークゴルフ場を追加するものであります。

別表につきましては、利用料金の範囲を定めるものでございます。お手元の資料をごらんいただきたいと思っております。

以上で説明いたします。御審議賜りまして、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

12番米沢義英君。

12番（米沢義英君） 私、このパークゴルフ場の料金等についてお伺いいたします。

公共施設ということで、安い設定にはなっているかというふうに思います。しかし、基本は、住民が税金を納めて、それが対価として各種の福祉や暮らしの予算に使われていると。こういうことを考えた場合には、いわゆる無料が原則とすべきだということは前からもっております。その立場からして今回の条例の中には、いわゆる高校生以下の料金設定に当たっては、100円を徴収するという形になっております。確かに振興公社で管理するスキー場においては利用料が有料化になって、あるいは体育館においては無料化になるという状況ではあります。

そこでお伺いしたいのは、このわずか100円、料金収入に当たっても年間1万数千円の収入だという状況であります。そういうことから考えれば、健康でだれもが気軽に使えるという立場から立てば、私はこの高校生以下の料金等は無料にして、1日券についても200円程度と。シーズン券を若干上げて料金の設定を必要最小限すべきではないかというふうに考えているわけでありまして、そ

ういうことを申し上げて、なぜそういうわずかな予算を振興公社がやるからと、条例に定められないからできない、いわゆる振興公社がやるからこういう料金設定なのだ。振興公社とはいえ、それは一般的には公の施設であり、町が大半を出資しているという状況でありますから、そういう意味からもお金の使い方が間違っているのではないかと、かねてから主張していますけれども。改めて、こういう立場からの料金設定がどうしてもできなかったのかということをもう一度お伺いしたいと思います。

議長（平田喜臣君） 社会教育課長、答弁。

社会教育課長（尾崎茂雄君） 12番米沢議員の質問にお答えを申し上げます。

まず1点目の高校生以下の有料でございますけれども、高校生以下につきましても、通常一定のルールの中でプレーすることといたしております。その中で秩序を保つことを基本といたしまして、有料として料金を設定したところでございます。

また、1日券、シーズン券につきましては、有料を基本としておりまして、維持管理経費につきましても多額の経費がかかりまして、町民に対してのそれなりの軽減策を図るといった意味で、個人利用に対して1日券、シーズン券、または町外ということの設定でございます。

それから、次の振興公社でございますけれども、振興公社につきましては、地方自治法の第244条の2の第3項の規定によりまして、地方公共団体が出資している法人ということで委託するところでございますが、振興公社につきましては一連のオートキャンプ場等の委託をしてございまして、効率的な運営がなされるということで振興公社といたしたところでございます。

以上でございます。

議長（平田喜臣君） 12番米沢義英君。

12番（米沢義英君） 一定のルールということをおっしゃっていますが、それぞれルールというのはわかっているわけで、改めてここでルールを持ち出さなくても料金設定の根拠にはならないわけです。なぜ、いわゆる公共的なものに対して、いわゆるサービスという形でいろいろ軽減策はあるにしても、いわゆる今、子供たちのやはり完全週5日制という形の中で、遊ぶ機会、そういう機会もやはり開けるような、そういうような設定というのを必要だというふうに思います。そういう意味では、各種の施設についても無料という形になっているところもあります。そういう立場からすれば、私、こういう高校生以下については、当

然、公共施設の利用の仕方としては無料にすべきであります。公社に委託するから条例で決めなければならないということなのですが、事前にこれ条例である一定の部分は公の、いわゆる町が条例で決められること、これはなっているわけですから、そういうことを考えた場合に、改めて町のお金の使い方、わずか1万数千円のお金の問題で収入に充てなければならない。これ全体の収入費から何%となるという話なのですか。その分どこかに余分なものがあるわけですから、そういうものを削ってこちらの方に回せば、何も無料化になれるわけだから、そのことをなぜできないのかということを知っているわけですよ。この点、明確に答弁してください。

議長（平田喜臣君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 12番米沢議員の御質問なのですが、今、高校生以下の金額については、確かに金額は少額でございます。ただ、私たちも5日制の問題、子供たちの健全育成を図る目的ということから、料金については、これ住民もそうなのですが、福利厚生や何かについては全部ただが本当に一番いい行政サービスだと思うのですが、ただ時代背景的なもの、町の財政的なものから料金を取らざるを得ないというふうなことで料金の設定をいたしておりますし、高校生以下についても、今、課長が申し上げましたように、子供のフリーにして遊び場ということではなくて、一つのルールの中できちっとした秩序を保ってパークゴルフ場を使っていたということで、最低限の100円を設定いたしました。

ただ、この中には、私たちの配慮として、子供たちへの配慮として、例えば子供会がやる、例えば私たちが企画するいろいろな行事については、料金は取りませんというような減免規定も規則に委任して配慮してありますので、ただ個人プレー的にパークゴルフを、私たちの前にもあるのですが、子供たちがパークゴルフを遊びでやるという部分のパークゴルフとはちょっと違いますので、ですから、大人と子供が来て一緒に、子供を指導するとか、そういうことの中で今回料金を設定しておりますし、今後の課題としては、子供たちがきちっとパークゴルフ場で遊ぶことが可能だということの見きわめができた時点では、また体育館だとかプールだとか同様にそういう配慮も検討していかないとならないというようなことを頭を持ってありますので、そんなことで当面御理解を賜りたいと思います。

議長（平田喜臣君） 12番米沢義英君。

12番（米沢義英君） 私、教育長のその言い

方、子供の見方というのは、問題発言だと思っている。子供たちは、遊びで来たとしても、そこに一定のルールがあるということはよく承知しているわけなのです。そのことを信頼できないから、言うなれば、言葉を変えれば、なかなかそういうルールを覚えられないと、だからこの公共施設になじまないのだということだという話なのですよ。だけれども、それではそういう指導をすべきでしょう。そういう指導もしないで、守らないという理屈にはならないということを知っているのですよ。子供が本当にあなた方がそういう不信感で見ると、子供たちが正しい方向に行こうと思っても何かゆがんでしまうと。そういう関係ではないですか。ここで言っているのは、公共施設であれば、だれでもがひとしく遊べる環境づくりなのです。健康管理でしょう。そういうことを言っているわけでしょう。設置したときも、今、するということ、条例で設置するときもそうでしょう。そのことを考えたら、ひとしく当然利用できる形態になっているけれども、料金設定したら、言うなれば少なく、余り子供さん来ない、そういうような思惑がどこかにちらちらちら見えてくるわけです。そういう基本的なことができないで、教育の話もできないのではないかと、私思いますし、そういうものもあわせて、この料金設定の考え方そのものがどうもなじまないし、公共の施設としての位置づけの料金設定にはなっていないということをもう一度述べて、教育長の考え方をお伺いしたいと思います。

議長（平田喜臣君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 何か米沢議員が子供に対する配慮のなさと言っていますけれど、私はもう全くそういうこと考えておりませんで、むしろ子供に対する愛情はまだまだかけていけないのではないということの認識に立っております。

ただ、米沢議員が言われているのと私の例えば料金の設定の解釈というのは相当な開きがあると思っております。ただ、パークゴルフは一つの子供からお年寄りまで、やっぱり秩序をした形の中でプレーしていただくことが原則ですから、ですから、例えば子供がフリーにしてやった場合に、例えばほかのプレーヤーや何かにもやっぱり影響を及ぼすということもありますので、きちんとそのルールを、ですから、守っていただいてやるためには、例えば子供会だとかそういうところについては全部無料にして使っていただきましょうという話で配慮してありますので、決して子供を、例えば偏見に見てというようなことのあるというのは全く考えておりませんで、本当に子供のため

に私たちが何をできるのかということで今までも努力してきたつもりですし、これからも努力してまいりたいと思っておりますので、そんなことの当面は御理解いただきたいということです、よろしくお願い申し上げたいと思います。

議長（平田喜臣君） 他にございませんか。

1 番中村有秀君。

1 番（中村有秀君） すばらしいパークゴルフ場ができるということで、それぞれ地方自治体の財政状況が厳しいということで、今、全道的にも有料化の動きがどんどんどんどん進んでいる。それからまた、富良野も金万地区に36ホールができると、北の峰、それから太陽の里等も有料化に進めるというようなことが富良野の教育委員会に照会したらそういう状況になっているということで、これはある面で受益者負担ということでやむを得ない面だということで理解をしていきたいと思えます。

それで2点確認をしたいのですけれども、この第4条別表の関係で、1人1回の入場ということになっているのです。今、尾崎課長の答弁では、1日券、1日券と言っておられる。ということは、例えば午前中来て、お昼食へ行ってまた入るといった場合に、この条例でいけば1人1回ということだから、言うなれば2回分の料金を払わなければならないのではないかと。今、もう2回も3回も尾崎課長が1日券と言ったから、その点の1日券か1回券なのかということの確認を一つしたいというのと、それから9月9日の総務常任委員会で、例えば団体で大会等をやる。しかし、シーズン券を持っていると。そういった場合に、そのシーズン券はそのまま団体等で大会等をやる場合には有効ですよという、9月9日の総務常任委員会の中での答弁でした。しかし、これらについてはどうなのか、確認をいたしたいと思えます。

以上です。

議長（平田喜臣君） 社会教育課長、答弁。

社会教育課長（尾崎茂雄君） 1 番中村議員の2点の質問にお答えいたします。

ただいま1日券といったのは、僕の誤りでありまして、1人1回の入場につきということで、当初1日券ということで設定しておりましたけれども、1日券ということになれば、一回パークゴルフ場から出た方でもまた入場できるという、そういう誤解もありまして、1人1回の入場につきということで設定させていただきました。これにつきましては、朝来て、帰るまでプレーする人につきましては、1回の入場につきということでございます。

それから、団体での関係なのですけれども、この個人と団体ということで料金を設定させていただきました。それであくまでも今シーズン券につきましては、個人の利用ということで御理解をいただきまして、団体で利用する場合につきましては、新たに団体の料金を納めていただくということの設定でございますので、御理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（平田喜臣君） よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第9号の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（平田喜臣君） 起立多数であります。

よって、議案第9号の件は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第10号

議長（平田喜臣君） 日程第3 議案第10号上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） ただいま上程されました議案第10号上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明いたします。

既に御承知のとおり、健康保険法の改正に伴いまして、関係する国民健康保険法、老人保健法、政府管掌保険、関係共済保険等についての法律改正が本年8月に改正、公布がなされました。このことによりまして、高額医療費の自己負担限度額の改正がなされ、その算定方法が地方税法の改正に伴う国民健康保険税の所得算定の改正後の算定によることから、町の国民健康保険税条例の所要の改正を行おうとするものであります。

最初に、健康保険法改正によりまして変更される点につきまして、その概要を申し上げます。

第1点は、老人保健対象年齢が平成14年10月1日より、これまでの70歳から75歳に引き上げられることでございます。

第2点は、一部負担金が年齢により、これまでの負担と変更されることでございます。国民健康

保険では、これまで退職医療該当者を除きゼロ歳以上70歳未満については、その一部負担は3割でありましたが、本年10月1日診療分からは、退職医療該当者も含め、3歳未満の乳幼児が2割、3歳から70歳未満が3割、70歳以上が1割で、ただし一定以上の所得者については2割となるところでございます。

なお、一定以上の所得者にありましても、厚生労働省令で定める範囲において、申請によりまして1割負担となるところでございます。

第3点は、町民税の課税世帯における高額医療費の自己負担限度額の改正がなされたところであります。

さらに、地方税法の改正に伴う国民健康保険税の所得割額の算定見直しであります。当該見直しに関しましては、平成14年10月1日施行、平成15年度分の国保税からの適用であります。この改正内容によりまして本年10月1日より、高額療養費の自己負担限度額が算定されることから、条例の改正をしようとするものであります。

改正点であります。第1点は、公的年金等特別控除として、これまでの17万円の控除が適用廃止となったところでございます。

第2点は、給与所得特別控除として、これまでの上乗せ控除2万円を上限として100分の5が適用廃止となったところでございます。

第3点は、青色専従者給与等を新たに必要経費として控除の適用となったところでございます。

第4点は、長期譲渡所得等特別控除が譲渡の目的などに応じて控除の適用となったことでもあります。

以下、議案によりまして順次御説明を申し上げます。

議案第10号上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上富良野町国民健康保険税条例(昭和31年上富良野町条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条関係につきましては、給与所得者についての上乗せ控除2万円を上限とする100分の5の廃止と青色専従者給与等の必要経費算入適用であります。

附則第2項につきましては、公的年金受給者について、公的年金等控除に上乗せされている特別控除17万円の廃止であります。

附則第3項及び附則第4項につきましては、長期譲渡所得等特別控除の適用であります。

附則第5項、附則第7項及び附則第8項につきましては、附則第3項及び第4項の長期譲渡所得

等特別控除の適用によります条文の整理であります。

附則。

施行期日。1、この条例は、平成14年10月1日から施行する。

適用区分。2、改正後の上富良野町国民健康保険税条例の規定は、平成15年度以後の年度区分の国民健康保険税について適用し、平成14年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上で説明といたします。

御審議いただきお認めいただきますようお願い申し上げます。

議長(平田喜臣君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

12番米沢義英君。

12番(米沢義英君) 今回のいわゆる控除等の廃止や適用、その他の適用によって、いわゆる算定に当たって、国保の税の収納状況がまた大幅に変わるのかなというふうに思いますが、その減額部分と、いわゆる増額部分というか、そういうものもあるかと思いますが、その現状。

それともう1点伺いたいのは、今、国の方で医療費の改正ということで打ち出されてきました。それで問題なのは、あめをちらつかせながら一方で負担を強いるというような制度の内容でもあるかというふうに思います。公的年金の特別控除の廃止等々が盛り込まれると。一方では確かに必要経費の算入という形の中で、専従者控除等の適用が入るという状況にもあるのかもしれませんが、こういう二重のやっぱり仕組みをつくりながら住民に負担を押しつける。あるいは、国保税のそのものの基盤をさらに弱めるという状況になっていきます。もともと国保税に至っても国からの補助率が下がって、それ分結局住民の負担になってきたと。そういう状況の中で、加入者が多く負担のやっぱり弊害になって、暮らし向きも大変になるという状況になってきていると思いますが、そういうものも含めて、そういう問題点等もあるかというふうに私は判断しておりますし、当然こういった条例については納得できるような内容ではないというふうに考えていますが、この点についてお伺いしたいと思います。

議長(平田喜臣君) 町民生活課長、答弁。

町民生活課長(米田末範君) 最初の御質問でございますが、税の算定といいますが、収納のかわりでございますが、現在の状況でということでは最初にお断りを申し上げておかなければいけな

だと思いますし、あくまで推測でございます。確定値ではないので、その辺も御理解をちょうだいしておきたいと思いますが、総体的に減額になっていくのが退職も含めまして合算でおおよそ1,700万円程度、それから増額になる部分につきましては、おおむね400万円程度ではないかなというふうに考えるところでございます。

それから、2点目の御質問でございますが、制度上の問題としての御質問であろうかなというふうに思いますが、現実に国民健康保険の実質運営をするわけでございまして、制度上の中でそれらにつきましては展開をしていかざるを得ないというのが現実でございますので、ある部分で受益の皆さん方の、いわゆる加入されている皆さん方の御負担もあろうかと思いますが、全体的に先ほど御説明を申し上げましたが、保険者、保険者といいますが、各種の保険においてもそれらの内容が同じような方向に展開されているということでございますので、そのような意味で御理解を賜っておきたいと思っております。

以上であります。

議長（平田喜臣君） どうぞ、ありましたら。よろしいですか。

12番米沢議員。

12番（米沢義英君） 結局、この制度の目的は何をねらおうとしているのかということですが、結局お金の出し入れで見れば、ふえた分もあれば減った分もあると。最終的には、こういうような手法をとりながら、国民健康保険の加入者に対してのやっぱり応分の負担をしてもらおうと。そして、老人医療費等の改正と連動しているわけです。こういう仕組みなのです。ここを変えない限りは幾ら自治体の皆さん方が一生懸命やられても、国が本当に国民健康保険制度の基盤を強化するという位置づけがなされていないわけです。先ほどの、きのうの一般質問でも、保険料の算定に当たって自治体が独自のいわゆる保険料の算定をとっているというのは、その国の不備の制度を補うためにそういう制度をとって、上富良野町でも利用者の負担を軽減するための制度つくると。こういう仕組みになっているわけです。そういう立場からいえば、こういう条例の改正というのは、そういう矛盾をやはり含ませた制度の改悪という状況でありますし、当然、この点に対しての町長の見解等も伺いたしたいと思います。改めてなじまない制度だというふうに訴えておきたいと思っておりますが、この点も含めて、町長どういうふうに考えるか、お伺いしたい。

議長（平田喜臣君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 米沢議員の再質問にお答え申し上げたいと思っております。

米沢議員の御質疑につきましては、一面的にはそういうふうを受けとめられるというふうには思っておりますけれども、保険制度、いわゆる国民の負担の状況というのは、全体のそういう中での考えがございまして。当然医療費の増嵩だとかそういう面で非常に財政的にも困っている、その辺のところの調整をしているという状況にございまして、一面的には、できれば安い方がいいわけでございますけれども、財政そのものが果たしてもっていけるのかどうかと、この辺が日本の今の少子高齢化の状況の中から、構造的にもその辺のところを根本的に考えるということでございます。そういう面におきましてはいろいろな御意見があるのだらうと思っておりますけれども、そういう面で国としてもこういう状況を見きわめた中にこういう制度をとってきている状況でございますので、その点、意にそぐわない面があるかとは思いますが、現行、国の状況の中でこういう制度がおりてきている状況でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（平田喜臣君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第10号の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（平田喜臣君） 起立多数であります。

よって、議案第10号の件は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第11号

議長（平田喜臣君） 日程第4 議案第11号 上富良野町老人医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） ただいま上程されました議案第11号上富良野町老人医療の助成に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本条例に関しましても健康保険法の改正に伴う老人保健法の改正により、北海道が定めます北海道医療給付事業がこれに準拠し改正されますことにより、上富良野町老人医療の助成に関する条例、

あわせて重度心身障害者及び母子家庭等の医療費の助成に関する条例、乳幼児医療費の助成に関する条例の一部がいずれも老人保健法に準拠することから、あわせて改正しようとするものであります。

改正の内容につきましては、第1点といたしまして、一部負担金を改正後の老人保健法に準ずるものであります。すなわち本助成事業は65歳から70歳未満を対象とする事業であり、これまでの一部負担につきましては1割でしたが、今般の老人保健法の改正により一定以上所得者は2割と改正されましたので、これに準拠するものであります。

なお、これにつきましても厚生労働省令の定める範囲によりまして、申請により1割となるものもございます。

第2点といたしましては、負担区分の判定につきましては、本来は70歳以上の方及び65歳以上の障害を持つ方の判定であります。本助成対象者を含めて判定することです。

なお、重度医療、母子医療、乳幼児医療助成事業において自己負担としております訪問看護自己負担額、基本利用料でございますが、これに関しましては老人医療に準じて改正しようとするものであります。

以下、議案によりまして順次御説明を申し上げます。

議案第11号上富良野町老人医療の助成に関する条例等の一部を改正する条例。

上富良野町老人医療の助成に関する条例の一部改正。

第1条、上富良野町老人医療の助成に関する条例（昭和58年上富良野町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条関係につきましては、用語の定義について、新たに基本利用料、標準負担額、付加給付に関し定めようとするものであります。

第3条関係は、助成対象者の住居要件等に関する条文整備及び対象年齢について、これまでの65歳以上を65歳以上70歳未満と改めようとするものであります。

第7条関係につきましては、一部負担に関しまして、老人保健法の改正に準拠し、その負担を1割、もしくは一定以上の所得者については2割に、これにつきましては、先ほど御説明申し上げましたとおり申請により1割、また入院に関しましては、同一の月に同一の医療機関に支払う額が自己負担限度額に至ったときは、その月のその後の期間について支払いを要しないことを定めようとする

ものであります。

第8条関係につきましては、助成の額に関し、その算定について用語の整理を含め、定めようとするものであります。

第9条関係につきましては、助成すべき額の支払いについての事務を審査支払機関に委託することができる旨の規定を定めようとするものであります。

第10条関係につきましては、加入保険等に変更があったときの変更の届けについて条文整備を行おうとするものであります。

上富良野町重度心身障害者及び母子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正及び上富良野町乳幼児の医療費助成に関する条例の一部改正につきましては、いずれも訪問看護自己負担額、基本利用料の負担区分判定に関しまして、老人保健法の改正に準拠し、所要の改正を行おうとするものであります。

附則。

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

以上で説明といたします。御審議いただきお認めいただきますようお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

15番村上和子君。

15番（村上和子君） この条例の一部条例改正のことはわかるのですけれども、65歳以上で一人で住んでおりまして、収入が一定基準以下であれば1割負担でいいということもできると思いますので、それをやっぱりそのところをわかりやすくしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それにつきましては、いかがですか。1割負担でいいということだと思っておりますけれども。

議長（平田喜臣君） 町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） 御質問の内容につきましては、所得の区分によりまして1割もしくは2割ということでございますが、先ほど申し上げましたように厚生労働省令、現在のところ案でございますが、その方向になっていくだろうということでお話を申し上げてございますが、2割の方が1割になっていくという部分についてはどれぐらいかということだと思っておりますが、町民税の課税標準額のベースで申し上げまして、単身におきましては、おおむね課税標準額の合計がお一人で450万円ぐらいではないかということでございます。申請によって1割に変化するということ

とでございます。

以上といたします。

議長（平田喜臣君） よろしいですか。

次に12番米沢義英君。

12番（米沢義英君） 今回の医療費の改正で乳幼児医療費の部分の改正も含まれています。いわゆる2割という形の中で、負担という形の中で上程されておりますが、実際乳幼児医療費の場合でしたら、3歳未満の場合は無料という形になっているかというふうに思います。

そこでお伺いしたいのは、この条例の改正に伴って、その恩恵に授かるというような、負担が軽減されるかどうかということなのですが、ふうな感じに受けとめられる条例改正でもあるかというふうに思いますが、これの改正によって何ら従来の、いわゆる無料化になっている部分もありますから、ほとんどさらに負担になる部分はどのぐらいで、この制度の改正によって軽減される部分、変わらないという部分もあると思いますが、この点についてどのようにお考えか、お伺いいたします。

さらに、低所得者と高額所得のいわゆる概念というか、線引きというか、それは大体目安としては年収、金額でいえばどのぐらいが低所得者で、いわゆるそれ以上については高額所得者という基準になっているのか、この点をお伺いいたします。

さらにお伺いしたいのは、最終的に何だかんだといっても、かなりな、要するに負担増だと。1割から2割負担、老人医療費の定義も段階的に75歳まで引き上げるということですから、そういうことが今のやっぱり社会情勢の中で、お年寄りの多く、それを介護されている方も含めて、この医療費も含めた負担はもう大変だと、確かに受益者負担という形でわかるけれども、それならもっと景気よくしてくれと、働く場所を確保してくれという状況の中で、この痛みの構造というのがこういったところに出てきていると。含めて、この条例の改正によって、どのような懸念がなされるのか、あわせてお伺いいたします。

さらに、一定の限度額を超えた場合、現行では償還払い等の制度があるかというふうに思いますが、そういう制度等も含めて条例の改正に出てきているのだろうというふうに思いますが、この部分は現行と旧制度と改定された後はどのような感じになるのか、あわせてお伺いいたします。

議長（平田喜臣君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（米田末範君） まず、第1点の乳幼児にかかわりましてでございますが、独自で今、制度として行っているもの、それから町とし

て行っているものから考え合わせますと、これらについては、受益の皆様方については、大幅な変化というのではないように思っております。

それから、第2点目の低所得、それから上位所得、お尋ねは上位所得ということだろうと思うのでありますが、その場合の上位所得というのはどの程度の金額かということでございますが、世帯の合算ということでひとつお考えをいただきたいと思うのでありますが、算定の基礎額といいますが、税の算定基礎額で申し上げますと、670万円以上を今のところはいうのではないかなというふうに思っております。

それから、老人保健の改正に伴ってのどのような懸念があるかということでございます。ある意味では勉強不足で大変恐縮ではありますが、制度運用についてそれを理解することで精いっぱいございまして、どんな懸念があるかということについて、今お答えすることができないということで御了承賜りたいと思います。

それから、限度額を超えた場合、その償還払い等の関連というふうに、ほかの制度上の問題もございまして、いずれも算定をいただきながら、ほか一部負担としてお支払いいただいた分についてはお返ししながらいくという方法でございまして、償還についても同じような制度の中で動いているということで御理解をいただきたいと思っております。

議長（平田喜臣君） 12番米沢義英君。

12番（米沢義英君） 最終的に低所得者というのは大体65万円以下と。一定のいわゆる収入のある方ということでは130万円以下と。夫婦世帯で大体267万円以下という想定という形になっています。低所得者に至っても、一定の所得があるに至っても、今のすべて高額な医療費の限度額もこの今回の改正でどんどん引き上げられる部分と負担がさらにふえる部分と、いろいろ制度のややこしい、読めば読むほどわからないような制度になってきておりますよね。結局、いわゆる患者側に負担を求めるといって制度なわけですよ、この中身見たら。そういう中で、果たしてこういう負担が住民にしたら耐えられるかどうかと。確かに課長の立場から、制度の変化の中で大変なところまでになるということをおっしゃる部分もあるのかもしれませんが、そういう部分を十分熟知して答弁されているというふうに思っています。そういう意味で、この償還払い制度についてもいろいろと問題もあるという中身でありまして、私改めて、これ条例ですから、町独自で条例も定められるわけですから、こういった部分の負担軽減策

もこういう場だからこそきちっと明示して、軽減策をとるといふ対策も必要ではなかったかというふうには思いますが、そういう制度の解釈というはされなかったのか。国がこういう条例を提案してきたから、町もそれに従って改正しようと。だけれど、それ以上については、もうどうにもならないと、自治体では。そういう考えなのか。それとも住民が老人医療費の加入者やそれにかかわる方が医療負担で耐えられないという状況まで追い込まれる寸前にいっているという問題もあります。そういう人たちの負担軽減を少しでもしたいというような、そういう条例の制定がどうしてなされなかったのか、この点についてお伺いしたいと思います。

議長（平田喜臣君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（米田末範君） 大変難しい課題を今、御質問ちょうだいしたというふうに思います。制度上で医療制度そのものから保険税といいますが、関係の保険、組合管掌の保険でありますとか、政府管掌の保険でありますとか、そういうものありようについての論議はこの中でなされて国の制度として展開されているということから、さらに住民の皆さん方の負担軽減をどう考えていくかという、確かにその部分についてはあるかと存じますが、現実、国民健康保険でありますとか、老人保健でありますとか、それらの財政構造等を含めながら考慮していくわけですが、今まだ老人保健にかかわります国保からのいわゆる負担分といいますが、それらについての明確な金額も示されてございません。そういう中で非常に財政的な厳しさもその中にあるということもございします。そういう中で、まずは制度の展開の中でどう変化していくかということは見守るものが必要ではないかというふうに思っておりますし、先ほどからのお話もございしますが、町が独自でどうしていくかという問題については、それぞれ、町長がそれぞれ考えながら進めていくものであると思っておりますが、現状、この制度の改正に従いながら展開していくということで御理解を賜っておきたいと思っております。

以上であります。

議長（平田喜臣君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第11号の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（平田喜臣君） 起立多数であります。

よって、議案第11号の件は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第12号

議長（平田喜臣君） 日程第5 議案第12号 上富良野町立病院一部負担金使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

病院事務長（三好稔君） ただいま上程いただきました議案第12号上富良野町立病院一部負担金使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の件につきまして、提案の要旨を申し上げます。

平成14年3月、厚生労働省において、入院医療の必要性が低いと、患者側の事情により長期にわたり入院している患者については、特定療養制度の対象とし、保険給付の範囲の見直しについて告示されたところであります。

この制度の施行は、平成14年4月1日からとし、医療機関での入院期間が通算180日を超える入院については、特定の疾病を除き、患者の自己の選択にかかわる選定療養となり、保険給付を85%、残りの15%については患者の自己負担となり、その費用を患者から徴収できることとしたものであります。

このことから、町におきましても制度の趣旨や患者間の負担の公平、病院経営という観点からして、この選定療養に係る療養費を患者に御負担いただくべく、当該条例に所要の事項を盛り込むものであります。

以下、議案の条文について御説明申し上げます。

議案……。大変恐縮でございます。「第」というのが漏れておりました。申しわけございません。御記入をいただきたいと思っております。

議案第12号上富良野町立病院一部負担金使用料及び手数料条例の一部を改正する条例。

まず、第3条第1項における号の繰り下げについては、新たな条文を盛り込むための条文の整理を行うものであります。

次に、条例に盛り込みます第3条第1項第3号の条文につきましては、180日を超えた日以後の入院にかかわる療養費についての一部患者負担金についての根拠を法の規定に求めるものであります。その内容は、健康保険法、老人保健法等に規定している療養についての費用額の算定方法などの規定で算定した額に180日を超えた日以後

の入院にかかわる療養費の100分の15を乗じて得た点数に10円を乗じて得た額を加えたものが患者さんの負担になるものでございます。

このことは、健康保険法において保険給付の対象の入院基本料の85%の額に患者の一部負担率20%を乗じた額にプラスするところの自己負担15%となるところでございます。

また、老人保健法では、入院料の自己負担限度額に自己負担率15%を加えたものとなるところでございます。

次に、別表1及び別表2を削ることにつきましては、当該条例の別表で文書料及び検死料を規定しておりましたが、平成12年3月上富良野町手数料条例に移行いたしました。その際削除の手続が漏れたことにより、今回削除させていただくものであります。

附則。

施行期日。1、この条例は、公布の日から施行する。

経過措置。2、保険給付の対象外となる100分の15の負担については、平成16年4月からとなることから、この間経過措置を設けるものがあります。

改正後の当該条例第3条第1項第3号中の「100分の15」とあるのは、平成14年度は「100分の5」、平成15年度にあつては「100分の10」と読みかえるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議賜りまして、御議決くださいますようよろしくお願いをいたします。

議長（平田喜臣君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

12番米沢義英君。

12番（米沢義英君） 今回の条例改正に伴って、診療報酬等の減額もあるかというふうに聞いておられますが、その実態等はどのようになっているのか、お伺いいたします。

これの改正によって、当町においては、この該当するような方が実際おられるかどうか、この点。

さらに、なかなか言葉の難しさがあって読み取れない部分もあるのですが、選定療養費という形で、180日超えた分は自分で家族と相談するか、入院するかどうかという形の中で判断して、入院するとすれば、その分は今度から負担がかかりますよというような内容かというふうに思います。

そこでお伺いしたいのは、現行制度と、いわゆる旧制度と新制度によって、いわゆる非課税世帯や課税世帯の患者さんの負担というのはどうい

ような状況になるのか、あわせてお伺いいたします。

それと自己限度額の負担もあわせて、これは増額になる部分があるかと思いますが、この点をお伺いいたします。

議長（平田喜臣君） 病院事務長、答弁。

病院事務長（三好稔君） 12番米沢議員の御質問にお答えをいたしたいと思っております。

まず1点目の診療報酬の減額の関係でございます。このことにつきましては、本年4月から診療報酬が減点された中において経営を行っておるところでございますが、これまでこの診療報酬のいわゆる削減になる影響度というのは5%、また6%といったようなことが現場においてあらわれる数字というようなことで言われておりました。ただ、当病院におきましては、現在、この診療報酬が大きく減収につながっておるといったような状況というのは顕著にあらわれておりません。ただ、今後の状況の中においては、そういったものというのはあらわれてくるというようなことで考えておりますが、半年経過した中においては、大きな減少というようなことの傾向はございません。

そして、あと該当者等の関係でございますが、この制度が施行となります平成14年4月1日からの入院患者等については、これに該当するといった者は当面おられません。また、経過措置ということで、14年3月31日以前に入院された方等については経過措置が設けられておることから、当病院において現在、こういった期間に入院されておる方が最初にこの適用になるということにつきましては、現在お一人、最も近いところでは15年の8月末にこれに該当してくるといった状況にあるかと思っております。

ただ、介護病床の患者さんについては、これから除外されるといったことで、比較的長期に入院を必要とする患者さんは対象外といったような状況になってございます。

あと選定療養費についての負担金等の関係でございますが、健康保険上においては、給付の85%に対して患者が自己負担の20%、それに今回の15%といったことでございまして、したがって、仮に一般病床に入院している方の数字で申し上げますと、入院基本料が1日7,540円と、その15%となりますと3万3,930円が1カ月の自己負担の額ということになります。

また、あと老人の方のいわゆる負担限度額等につきましては、非課税世帯においては、当病院における入院基本料を算定したときに2万4,60

0円となります。また、課税世帯におきましては4万200円となります。

そんなことから、改正前と改正後で見たときに、非課税世帯では負担増が3万7,800円、これはいわゆる選定療養費15%にかかわる分でございます。また、課税世帯におきましては、負担増になるのが4万800円ということで、これにつきましても選定療養費にかかわる分の負担増という、このうちですね、このうち選定療養分の負担増で3万7,800円ということでございます。

以上でございます。

議長（平田喜臣君） 12番米沢義英君。

12番（米沢義英君） 最終的に負担が出るということ。こういう結局何を狙っているのかということになれば、長期入院をなるべく控えてもらおうと。それで在宅に移ってもらおうということの話かというふうに思います。

上富良野町でも、この在宅医療の充実という形の中で支援制度があるかというふうに思いますが、そういう体制がまだ整っていないと、まだ不十分だという状況の中で、さらに病院からの締め出しをするというようなこの制度の中身です。

この条例の改正によって、診療報酬等も若干下がるというふうに聞いております。その点数が、このいわゆる15%ぐらい下がるのではないかと。ということで、結局下がった分を患者さんに見てもらおうという形の制度の改正の中身です。中身で言えばですね。そういう状況で当然患者負担増のもの、種々の対策が十分在宅医療についても整っていないという状況の中での条例改正というのは、当然なじまないものだというふうに考えているわけでありませう。

そういう意味では、もう一度この条例については、十分見直しする必要があるし、今回この上程してきた背景そのものがやはり問題があるというふうに考えますが、この点について改めて病院事務長の見解を求めたいというふうに思います。

議長（平田喜臣君） 病院事務長。

病院事務長（三好稔君） 今回の国の制度の改正に伴うことによって町が条例化をさせていただくことにつきましては、先ほど前段で申し上げさせていただきましたが、この制度の趣旨と、また患者の負担の公平といったようなこと、また病院経営という中においても、患者に応分の負担をしていただかなければならないというものを基本的に考えております。

ただ、議員おっしゃるように、こういった患者さんが費用の負担もできないと。しからばどうすればいいかといったものが現実的な問題として、

課題としてあるところがございます。これにつきましては、町全体においてこういった方がいわゆる在宅に戻れるといったようなことの諸対策というのは当然にして必要なのかなと思います。

また、病院においても、介護事業等の中の事業としても押さえますし、また施設サービス事業者としての業務として、訪問看護、訪問診療といったようなことも現行よりなお充足させていかなければならない、そのための体制整備もしていかなければならないというようなことで考えてございます。

そしてまた、あとそのほか町全体でこういった方だけでございませませんが、在宅においてといったようなことでの町の諸施策というのは、今後積極的に今進めていかなければならないと思っております。そんなことから、今回、この条例の改正を御提案させていただいているところでございます。

以上です。

議長（平田喜臣君） 他にございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第12号の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（平田喜臣君） 起立多数であります。

よって、議案第12号の件は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第15号

議長（平田喜臣君） 日程第6 議案第15号 第2号橋架換工事（下部工）請負契約締結の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

道路河川課長。

道路河川課長（田中博君） ただいま上程いただきました議案第15号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本工事は、現在進めております北16号道路凍雪害防止事業及び北海道がデボツナイ川の拡幅改修工事を施工されるに伴いまして、現況の橋梁では橋長と幅員が両事業の計画断面に対応できないことから架けかえ工事を行うものでございます。

費用につきましても、両事業の原因による負担割合により、河川管理者の北海道が26.7%、工作物管理者の上富良野町は73.3%の割合によ

り行うものでございます。

工事概要としまして、逆T式橋台2基、基礎の交換杭径500ミリメートル、長さ24メートルから27.5メートルのもの30本、護岸工一式などが主なる工事内容であります。

次に、議案第15号工事は、地元業者を含む7社を指名いたしまして、9月13日入札の結果、高橋建設株式会社が5,100万円で落札、消費税を加算いたしまして本議案の5,355万円であります。

参考までに2番札は、新東工業株式会社の5,112万円であります。

また、本工事につきましては、予定価格事前公表の施行実施といたしまして、公表を行っております。

落札率につきましては、97.68%でございます。

今回、議決議案外となりました第2号橋架換工事の上部工、形式プレテンション方式PC単純桁、橋長24.3メートル、有効幅員7.5メートルにつきましては、5社を指名いたしまして、入札の結果、ドービー建設工業株式会社が4,230万円で落札し、消費税を加算いたしまして4,441万5,000円の請負金額となりました。

参考までに2番札は、株式会社ピーエスの4,250万円あります。また、本工事につきましても予定価格事前公表の施行実施といたしまして、公表を行っております。

落札率につきましては、96.91%でございます。

この結果、第2号橋架換工事の総請負金額は、9,796万5,000円となったところでございます。

以下、議案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第15号第2号橋架換工事（下部工）請負契約締結の件。

第2号橋架換工事（下部工）の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めらる。

記。

- 1、契約の目的、第2号橋架換工事（下部工）
- 2、契約の方法、指名競争入札による。
- 3、契約金額、5,355万円。
- 4、契約の相手方、空知郡上富良野町錦町1丁目1番20号、高橋建設株式会社代表取締役北川昭雄。
- 5、工期、契約の日から平成15年3月25日

まで。

以上で説明を終わります。御審議賜りまして御議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

13番長谷川徳行君。

13番（長谷川徳行君） 昨年までは5社による指名競争入札という考えでいましたのですけれど、ことしからなぜこの7社の指名競争入札になったのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（平田喜臣君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） ただいま長谷川議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

この入札制度の関係につきましては、いわゆる透明性を高める、あるいは、それから競争性を高めるとというのが原則になってございます。私どもといたしましては、議決を受ける事案以降のものにつきましては、その競争性を高めるということで、従来5社以上となっておりますが、それを7社以上ということを取り扱いをさせていただくということで、本年度からそのような方向で取り進めをさせていただいているところでございます。

議長（平田喜臣君） 9番岩崎治男君。

9番（岩崎治男君） 議案15号の関連で、ただいま架換工事の上部工の説明もあったと思うのですけれども、これの契約の議決の議案ですか、これはなぜ今回出なかったのか、お聞きいたします。

議長（平田喜臣君） 道路河川課長、答弁。

道路河川課長（田中博君） 金額的に5,000万円以下ということで、議決案対象外ということで今回出しておりません。

議長（平田喜臣君） よろしいですか。

他にございませんか。

6番西村昭教君。

6番（西村昭教君） 下部工とその上部工と分けてこういう工事がされるというのは、僕こういう場に立って初めてなのですけれども、なぜこの二つに上と下分けた施工の、施工というか、いわゆる形になったのか。普通は一体となった工事の発注というのが一般的な考え方なのですけれども、そこら辺、さっきは分けたということであったのですけれど、そこら辺ちょっと御説明をお願いしたいのですけれど。

議長（平田喜臣君） 道路河川課長。

道路河川課長（田中博君） 西村議員の御質問にお答え申し上げます。

従来から橋梁につきましては、上部工、下部工と分けて発注しておりまして、今回につきましても、下部工につきましては現場での橋台の工作物をつくる、それから上部工につきましては、現地作製ではなくて、規模的に工場製作になるということから分けて発注をさせていただいたということでございます。

議長（平田喜臣君） よろしいですか。

13番長谷川徳行君。

13番（長谷川徳行君） 先ほどの助役の答弁で、競争性を高めると言っていました、このあれですとAランクの業者が受けていると思うのですよね。上富にあるのは多分4社だと思います。そしてほかから来るのが3社ですか、と思うのです。それによって町の営業している業者に対して受注額が減ると思うのですけれど、その辺は公平性とか競争性はわかりますけれど、その辺はどのようなお考えですか。

議長（平田喜臣君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 長谷川議員の御質問にお答え申し上げたいと思いますが、今回のこの工事につきましては、A格付業者の指名でございます。町内におきましては、指名業者は2社でございます。当然5社以上ということの原則の取り扱いになっておりますが、先ほど申し上げましたとおり7社ということで、より競争性を高めるということを一つの大きな柱としてございますので、当然そのような中で外部も入ってこなければいけないということで御理解をいただきたいと思っております。

議長（平田喜臣君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第15号の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（平田喜臣君） 起立多数であります。

よって、議案第15号の件は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第16号

議長（平田喜臣君） 日程第7 議案第16号上富良野演習場進入路舗装補修工事請負契約締結の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

道路河川課長。

道路河川課長（田中博君） ただいま上程いただきました議案第16号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本工事は、防衛施設庁の委託工事として実施するものであります。当該路線につきましては、上富良野駐屯地と演習場を結ぶ装軌車専用道路であり、隣接地には農地、山林などがあり、農林業経営に本路線を利用しておりますが、近年の通行車両の増大により、舗装面の摩耗によるわだち掘れが著しく、また鉄筋突出による農作業車の事故の危惧も懸念されることから、これらの障害を排除するために舗装補修工事を実施し、障害を防止するものであります。

全体計画といたしまして、東4線北24号から延長1,412メートル、幅員7メートルでございます。平成13年度では、このうち延長648メートルを施工しております。本年度の工事概要としまして、残りの延長分764メートル、舗装構成といたしまして、既設路面に基礎粗粒土アスコン厚さ7センチメートル、表層耐キタアスコン厚さ5センチメートル、附帯工といたしまして、防護柵工などが主なる工事内容でございます。

次に、議案第16号工事は7社を指名いたしまして、9月13日入札を行った結果、道路工業株式会社4,900万円で落札、消費税を加算いたしまして本議案の5,145万円であります。

参考までに2番札は、花本建設株式会社の4,910万円であります。また、本工事につきましても予定価格事前公表の施行実施としまして、公表を行っております。

落札率につきましては、97.77%でございます。

以下、議案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第16号上富良野演習場進入路舗装補修工事請負契約締結の件。

上富良野演習場進入路舗装補修工事の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めます。

記。

1、契約の目的、上富良野演習場進入路舗装補修工事。

2、契約の方法、指名競争入札による。

3、契約金額、5,145万円。

4、契約の相手方、旭川市東5条2丁目2番13号、道路工業株式会社旭川営業所、所長茶木俊博。

5、工期、契約の日から平成14年12月10

日まで。

以上で説明を終わります。御審議賜りまして御議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

12番米沢義英君。

12番（米沢義英君） 競争性を高めるということでのいわゆる指名内容とも相当変えてきたのかなというふうに思いますが、あわせてこの工事に至っては、いわゆる進入路、戦車の往来がかなり激しくなると。今度90式ですか、新しい戦車等も導入されるという状況の中での状況なのかなというふうに思いますが。

あわせてお聞きしたいのは、何点かお聞きいたしますが、今後こういう工事入札に当たって、事前公表の対象金額ですね。一定金額のところ250万円以上を対象にしているのかどうかわかりませんが、その対象金額をさらに引き下げようという考えがあるのかどうかお伺いしたいのと、今回の道路の補修に当たっては、いわゆる防じんと交通車両の安全等もありますが、戦車等が通ることにより、かなりな地域の方々の農作業等において、砂が舞い上がるというような状況も生まれてきているかというふうに思いますが、こういう対策も含めたこの舗装工事という形になっているのかということと、そういうものができなければ、きちっとした自衛隊に対してこういった粉じん等地域に迷惑かけないような対策をさらに講ずるような、そういうような対策も考えるべきだと思いますが、あわせてお伺いいたします。

議長（平田喜臣君） 道路河川課長。

道路河川課長（田中博君） 12番米沢議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に、90式の対応でございますけれども、これは想定いたしましての舗装構成をとって、今回施工されるようになっております。

それから防じん対策につきましては、常時今も路面の状況によりまして、役場の車庫のところでの給水をいたしまして、散水を行っております。

以上でございます。

議長（平田喜臣君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 米沢議員の事前公表の關係の御質問でございますが、私も去年から事前公表の試行ということで取り扱わせていただいております。金額については、一応定めをしております。金額については、一応定めをしております。一応工種ごとに見まして、特に基準はございませんけれども、こういうもので事前公表していこうという中で指名委員会で協議しまし

て、指定しましてやっている状況でございます。

今後、執行段階終えた段階で、この辺のところを評価をしていかなければいけないというふうに思っております。そういう中で、どういう形でその辺のところをやっていくか、また従前の方法でやっていくかというような結論を出していきたいというふうに思っております。とりあえず今年度につきましては試行ということで取り扱いさせていただきますので、御理解いただきたいと思います。

議長（平田喜臣君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第16号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。この際、暫時休憩いたします。

午前10時28分 休憩

午前10時55分 再開

議長（平田喜臣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第8 議案第13号

議長（平田喜臣君） 次に、日程第8 議案第13号教育委員会委員の任命の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町長尾岸孝雄君。

町長（尾岸孝雄君） ただいま上程いただきました議案第13号教育委員会委員の任命の件につきまして、趣旨説明をさせていただきたいと存じます。

現在、小沢治子氏が3期12年の教育委員としての任期を満了しようとしておられるところですが、小沢治子氏におかれましては、3期12年間という長きにわたりまして、我が町の教育行政に御尽力を賜りましたこと、心から感謝を申し上げます。

教育委員会並びに本人等々々のお話の中で、3期12年間をもって退任したいという意向がございました。そういうことで、小沢治子氏につきましては御苦労に感謝して、後任者を選任いたしたく、今回議会の同意を求めさせていただきます。

新しく任命をいたしたい方につきましては、菅原恵久子氏でございまして、皆様方のお手元に経歴書等々を配付させていただいておりますので、御高覧いただきたいと存じます。

菅原氏は、PTA活動等々で教育の中で御活躍をいただいた方でございまして、現在は専業主婦としていらっしゃいますが、そういった方々の我が町の教育行政に対する御意見等々をいただければ、今、教育改革の真ただ中でございますので、今後の教育行政の推進に大変功を奏するものというふうに期待をいたしまして選任をいたしたく、御提案を申し上げるところでございます。

それでは、議案の朗読をもって御提案させていただきますので、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議案第13号教育委員会委員の任命の件。

上富良野町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めらる。

記。

住所、上富良野町本町2丁目1番28号。

氏名、菅原恵久子、昭和17年8月24日生まれであります。

どうか御審議賜りまして、御同意賜りますことをお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第13号教育委員会委員の任命について同意を求めらる件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり同意することに決しました。

日程第9 議案第14号

議長（平田喜臣君） 日程第9 議案第14号固定資産評価審査委員会委員の選任の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町長尾岸孝雄君。

町長（尾岸孝雄君） ただいま上程いただきました議案第14号固定資産評価審査委員会委員の選任の件につきまして、趣旨説明をさせていただきますと存じます。

固定資産評価審査委員に現在大角勝美氏が2期目を間もなく終了いたそうといたしておるところ

でございまして、今期までの経験とその識見を今後も生かしていただきたく、再任をいたしたいということで議会の御同意を求めらるために選任の上程をさせていただきますところでございます。

大角勝美氏につきましての経歴につきましては、皆様方のお手元に配付させていただいておりますので、御高覧いただき、選任に同意賜りますようお願い申し上げます。

それでは、議案を朗読をもって提案させていただきます。

議案第14号固定資産評価審査委員会委員の選任の件。

固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めらる。

記。

住所、上富良野町東5線北21号。

氏名、大角勝美、昭和19年3月28日生まれ。

どうか御審議賜りまして、御同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第14号固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めらる件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり同意することに決しました。

日程第10 議案第17号

議長（平田喜臣君） 日程第10 議案第17号特別職の職員の給料の臨時特例に関する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町長尾岸孝雄君。

町長（尾岸孝雄君） ただいま上程いただきました議案第17号特別職の職員の給料の臨時特例に関する条例につきまして、上程の趣旨説明をさせていただきますと存じます。

行政報告でも申し上げましたように、平成9年1月の農業機械に関連する法令の改正後における町税の賦課事務におきまして、町が法令の解釈誤りを起こしてしまい、大変な御迷惑をおかけしたことにつきまして、ここに関係者初め議員の皆様方並びに町民の皆様方に心から深くおわびを申し上げます。

これまでの経過及び対応などにつきましては、9月17日の行政報告の中で申し上げたところでございますが、町が公権力を持って行う税の課税徴収事務は、大変に責任のある重要な行政事務であります。それにもかかわらず、また、理由のいかんを問わず、行政みずから起こしてしまったこの不祥事につきましては、行政組織の最高責任者として深く反省するとともに、この事の重大であるとの強い認識のもとに、責任者であるみずから厳しく律するため、町長及び助役の給料の一部を減額いたしたいと思うわけであります。

今後は同じような事態を起こさぬよう、課内のチェック体制の強化を図り、町民の信頼回復に組織を挙げて全力で取り組む所存でございますので、議員各位並びに町民の皆様の御寛大なる御理解と御協力を賜りますよう心からお願いを申し上げます次第であります。

それでは、議案の朗読を行い、説明にかえさせていただきます。

議案第17号特別職の職員の給料の臨時特例に関する条例。

特別職の職員の給与に関する条例（昭和35年上富良野町条例第13号）第2条の規定により支給する特別職の職員の給料月額については、同条の規定にかかわらず、この条例の定めるところにより、平成14年10月分の給料月額に限り、町長にあっては63万6,000円とし、助役にあっては58万2,000円とする。

附則。

1、この条例は、平成14年10月1日から施行する。

2、この条例は、平成14年10月31日限り、その効力を失う。

以上であります。どうか御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

6番西村議員。

6番（西村昭教君） ちょっとお聞きしたいのでありますけれども、このミスについては、うちの町内のことにつきましては、経過の中でいろいろ説明されて理解できるわけでありまして、また先般、中富良野町の議会においても提案されて議決されたようでありますけれども。

実は中央部のいわゆる市町村においてもこういうミスがあったということで、その措置に関して、いわゆる前年度までは従来どおりでしてきたことをやって、今年度からですか、いわゆる訂正をし

てやるということが耳に入っているわけでありましてけれども、その部分で、いわゆるこういうミスの中で中央部はそういう措置をしたと。この辺については違うぞと。そういう中、町長はそのミスの部分でこういう案を出してきたわけですがけれども、中央部として措置は措置としてもですけれども、中央部でそういう自治体の責任者として、そういうことについての責任あるスタンスがあった町村があれば教えていただきたいと思うのですけれども。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 6番西村議員の御質問にお答えさせていただきたいと存じます。

この問題につきましては、いろいろと所管委員会あるいは議員協議会等々でも御説明させていただき、謝罪をいたしましたところでありますが、この課税ミスにつきましては、平成9年に軽自動車の法の附則の部分で改正されたというようなことで、この課税を軽自動車で課税すべきものを償却資産で課税を継続したという自治体につきましては、田植機につきましてはそれぞれの自治体に行っていました。今、議員から御質問ありました中央部の状況であります。中央部の自治体におきましては、総務庁の方にこれの確認をいたしましたところ、軽自動車で課税しても、償却資産で課税しても、それは自治体の判断にもって対処することで問題はないという回答を得たということから、中央部の自治体ではこのことにつきましては、平成14年の4月1日から法の趣旨にのっとって軽自動車税で課税を開始したという部分もございません。これはあくまでも田植機についてでございます。

そういった判断もなされておりますが、我が町におきましては、御説明申し上げましたようにトラクターの部分、あるいはコンバインの部分、それから防除機等々の部分については、これは完全に軽自動車で課税しなければならないという部分を償却資産で課税していたというミスは、これは現実としてあるわけでありまして、これらの対処につきましては、私といたしましては、課税をする行政責任者として、町民の皆さん方に御迷惑をおかけしたということは、課税権者としての責任を明確にしなければならないという判断から、今回御提案をさせていただいたということでありまして。

議長（平田喜臣君） よろしいですか。

次に12番米沢義英君。

12番（米沢義英君） 前回は消費税の公共下水道等の還付でそういう陳謝されまして、そうい

った立場からのみずから法令の通達等の読みにくさ等があったとしても、やっぱり課税責任者としての態度をきっちり示すというところは大変いいかというふうに思います。

それであわせてお伺いしたいのは、当然そうすればチェック体制の強化ということで、その体制を強化したということが言われております。そういう意味では、どういう体制の中で今後チェック体制を強化されるのか、この点をいま一度この議会の場ですから、きっちりと明確にする必要があるかと思えます。確かに税法上の制度が変わった段階において、その指示文書や通達等があるかと思えます。そういうものをきっちりチェックできるかどうか、また内部的にそういうものを監視できるような体制をやっぱりとるといって、こういう体制が必要かと思えますが、あわせてこの点についてお伺いいたします。

議長（平田喜臣君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 米沢議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

ただいまチェック体制の問題ということで御質疑承りました。非常に法令の解釈等につきましては、なかなか難しい面がございます。そういう面では、なお気を引き締めた中で、こういう改正の時点におきましては十分な把握をしていくということが大切だというふうに思っております。

また、この問題に係りまして、さきの問題に係りまして、新聞報道等でそういう情報が出た場合に、みずからの場においてそういうものがないかどうか、その辺のところの状況も当然見きわめていかなければいけない。自分のところが本当に正しくやっているかどうか、そういう面をやっぱり問題意識を持って取り組むべきだというふうに思っております。そういう面につきましては、職員に対しまして、そういう日ごろからの問題意識を持つようなことで対応を図っていくように、これまでも庁内の課長会議等におきましてもそういう面に職員の指導徹底を図るようなことで取り扱いをしていくというようなことで、そういう面の気を引き締めるという点につきまして指導をやってきておりますので、引き続きそういうようなことで細心の注意払いながら取り扱っていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（平田喜臣君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第17号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第11 発議案第1号

議長（平田喜臣君） 日程第11 発議案第1号上富良野町議会の議員の定数を定める条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

10番佐藤政幸君。

10番（佐藤政幸君） ただいま上程されました発議案第1号上富良野町議会の議員の定数を定める条例につきまして、発議案の要旨を説明いたします。

法の改正により、議会議員定数の上限値が法律で定められましたことから、新たに条例を定めるものであり、議員協議会において協議の結果、特別委員会等は設けず、議員協議会で審議の上結論を出す方針のもとに4月24日、5月21日、8月26日、それぞれ検討資料をもとに協議会を開き、さらに各常任委員会で検討を重ねた結果、本定例会に提出する結論に達しましたので、賛成者の連署をもって発議するものであります。

以下、朗読をもって説明いたします。

発議案第1号上富良野町議会の議員の定数を定める条例。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提出者、上富良野町議会議員佐藤政幸。

賛成者、上富良野町議会議員中村有秀、同じく中川一男、同じく福塚賢一、同じく笹木光広、同じく吉武敏彦、同じく西村昭教、同じく石川洋次、同じく仲島康行、同じく岩崎治男、同じく梨澤節三、同じく長谷川徳行、同じく徳島稔、同じく村上和子、同じく清水茂雄、同じく小野忠、同じく向山富夫、同じく久保田英市。

上富良野町議会の議員の定数を定める条例。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、上富良野町議会の議員の定数は18人とする。

附則。

施行期日。1、この条例は、平成15年1月1日以後、初めてその期日が告示される一般選挙から施行する。

上富良野町議会の議員の定数を減少する条例の廃止。2、上富良野町議会の議員の定数を減少する条例（昭和41年上富良野町条例第8号）は、

廃止する。

以上で説明を終わります。御審議を賜りましてお認めいただきますようお願いを申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

12番米沢義英君。

12番（米沢義英君） 提案者に質問したいと思いますが、今回の議員定数の減数条例に至って、どういう理由の中でこの定数条例を減数するのか、2名削減するのか、その提案の趣旨がよくつかめないわけであります。本来であれば、こういうものを提出する場合には、いわゆる行政改革、議会の活性化をどのようにするのか、また、議員との住民との接点をどのように設けるのかといった細かいところまでさかのぼった提案があわせて提案されなければならないにもかかわらず、こういうものが提案されていないというのは、そういう志がないというふうに理解されてよいのかどうか、あわせてこの点についてもお伺いいたします。

さらにお伺いしたいのは、旧制度においては、上富良野町の人口では26名、現在20名と。新制度においても22名ということで、上富現行では20名という形になっております。それぞれの改定に当たっては、住民の利益が、あるいは声が届かなくなるという形の中で、今回の新制度の改正に当たっても相当な自治体からの議員からの反発や住民からの反対の声がありました。そういう中でなおかつ新制度は22名ということになっております。この制度の趣旨からいけば、必要最小限この議員定数において住民の声を届ける、あるいは地方分権のもとで、今後さらに複雑化するという状況の中での事務事案に対しての牽制機能の強化とそれに対する委員会での十分な審議を保障するという点の立場からこの定数が基礎となつてあると思いますが、こういうことは否定されるのか、もしくは十分な審議が減数しても保証されるというこのような考えをお持ちなのか、改めてお伺いすると同時に、減数によるよい点悪い点、この点についてどのようにお考えなのか、あわせてお伺いしたいと思います。

議長（平田喜臣君） 10番佐藤政幸君、答弁願います。

10番（佐藤政幸君） 答弁を申し上げたいと思いますが、先ほど上程するときにも冒頭に申し上げておきましたけれども、この件につきましては、議員協議会の中で十分討議をして結論を出すという方針を定めてきたわけであります。そして、

その協議をした過程におきましては、相当な資料も出されております。私がいちいち申し上げることもなく、議員も一緒に審議に加わっていたわけでありますから、どのような資料が出され、どのような検討がなされていたかということは御承知のはずだと思います。

そんなことで、資料等をここで出すというわけではなくて、十分審議は尽くされたと思えますし、協議会の中でも審議は十分尽くされたので、9月のこの定例会において発議をして条例を定めるという結論に達したわけでございますので、十分皆さん方認識の上にこの条例を発議しているものと私は考えております。

行政改革はこれだけに叫ばれておりますし、それも議員御承知のとおりだと思います。そういう観点からもありますし、過去の特別委員会におきましては相当詳しく住民の声を聞き、アンケート等も集めて、分析をした結果もございます。また、全道あるいは管内の様子なども細かく調査をいたしまして検討をした結果もございます。また、類似町村におきましてどのようなのかということで広く調査をいたしておりますし、また、最近の新聞紙上におきましても、それぞれ各町村において慎重審議の結果、減数条例というものが制定されていることも御承知のとおりだと思います。

したがいまして、この上富良野町において、18名とするという結論は、妥当なものであると私は考えているところでございます。

それから、上限が新しい法律によりますと22名ということでございますけれども、基本的にいいいますか、論理的にいいいますと、できるだけ定数は多いにこしたことはございません。多くの町民の意見を多くの方々に認定するというこれは理想的なことでありますけれども、しかし、現今の情勢からいきますと、行財政改革は声高に叫ばれ、そしてまた、上富良野町内におきましても行革が進められていることは皆さん御承知のとおりだと思うのであります。そういう意味からも、この際の減数による定員18名ということは、私は妥当なものだと考えておりますので、御承知おき願いたいと思います。御理解をいただきたいと思ひます。

以上であります。

議長（平田喜臣君） 12番米沢義英君。

12番（米沢義英君） 提案者の説明としては、まことに納得できない説明の趣旨であります。審議に加わったから、そのものが制度として、また審議が尽くされているから十分理解されているものということの答弁であります。しかし、この

提案に至っては、どういう経過の中できちっと審議されて、どういう問題が上がって、何を議会で改善しなければならないのかという、一番住民の知りたいのはその経過なわけでありまして。日ごろから提案者も言っているように、この経過については十分やはり周知する必要があると。もしくは行政改革の一環として、議会の活性化としてもそういう問題については、情報の公開という立場からも十分趣旨の説明をするということをおっしゃっていたかというふうに思います。その立場からいけば、提案者の趣旨というのは、まさにその点からも、みずからのその点からも逸脱している。本当におかしい話ではないかというふうに思います。

18名の根拠についても、行政改革で妥当だということの根拠があってないというような話かというふうに思います。

18名になったら1人当たりの有権者に対する人口規模が723名になります。22名で592名と。20名でいけば651名という形になって、1人当たりに対する有権者の規模が拡大されるという状況になってきています。このことを考えたときに、やはり私は22名の定数、あるいは現行の、少なくとも現行の定数で維持して、1人当たりの有権者の声をより身近に感じられるような適正な規模が私は今の議会では望まれているものと考えます。そういう意味では、提案者の説明というのは、こういった具体的な根拠に乏しいものであり、また、当然住民が納得できるような議員定数削減という減数条例ではないということを訴えたいと思います。

私は、今回の議員定数に伴って、改正すべきは何かと。それは委員会審議の十分な論議のさらなる保証と充実、もしくは意見書等案に対する地方自治法の精神に基づいた制度の改革、そういうものをきっちり示して、有権者にわかりやすい議会、有権者の声が届く議会、そして大人から子供まで、その声を届けるようなそういう議会の構成が今求められていると感じていますが、改めてこの点についての回答を求めます。

議長（平田喜臣君） 10番佐藤政幸君。

10番（佐藤政幸君） 18名では住民の声を議会に反映することが難しいのではないかと、少なくとも現行の20名でよからうというようなお話でございますけれども、これらにつきましても協議会の中で十分検討をなされております。また、委員会の常任委員会の活動等につきましても、十分に考えた結果、今までの3委員会を継続する。そういう意味からも現在、教育民生常任委員会

6名で構成されておるわけでありまして、3委員会で18と。これはごろ合わせになるかもしれませんが、それで十分委員会活動は可能であるというような結論にも達しているわけでありまして、現今の社会情勢からいっても、あるいは行革の精神を生かす、あるいは行革の懇話会等の意見書の中にも、議会の活性化あるいは合理化ということも述べられておりました。そういう意味からも、この際18名ということは適正であると私は確信しております。

以上であります。

議長（平田喜臣君） 12番米沢義英君。

12番（米沢義英君） 確かに行革懇話会等の意見があるにしても、基本は何かということを考えていただきたいと思う。議会は、ここでどういうものを住民とともにこのまちづくりを進めるのかと。この観点がなくして、行革懇話会が言ったから、それをそのままに問題提起として受けとめて、それでは改善しますよということであれば、余りにもお粗末な内容であります。基本は、住民とこのまちづくりをどう進めるのか、また自治体ともどう進めるのかという立場からの具体的な提案と提言を持ってこの行政改革というのであれば、それだけのものを示さなければならない。にもかかわらずそれがなかなか映らないという、こういったところに議員定数は単なる、言うなれば国からの議会費の削減やあるいは住民サービスの低下という形の中での矛盾した中でそういうものがどんどん地方自治体でも容認される。そして結局それが、返せば住民の暮らしや福祉に対してどんどん後退を招くようなそういう事態にもなりかねないという問題も含んでいるのではないかと私は考えています。

そういう意味では、私は改めて今回上程されたこの条例には反対の立場をとると同時に、この議員協議会でのこの審議のあり方についてもきっちり特別委員会を設置して審議すべきだという主張を行ってまいりました。私は改めてこの議員定数のもたらす意味、これを考えると、まさに住民の暮らしと福祉の後退につながり、議会の活性化きっちり示す、そういう議会を改めて求めて反対の、こういう問題に対するの見解をもう一度確認しておきたいと思っております。

議長（平田喜臣君） 10番佐藤政幸君。

10番（佐藤政幸君） 私、先ほども申し上げましたように、理想的に言うならば、自治法で決められました上限値22名、これを定義と定めてこの議会構成をするということは、これは理想的であります。しかし、現今の情勢からいって、あ

るいは上富良野の財政面、あるいは行革の精神からいって、そういうわけにはいかないでしょう。

したがいまして、十分討論の結果、ぎりぎりの18名という定数が望ましいという皆さんの御同意を得て、皆さんの結論を一つに踏まえて、ただいま発議したわけでございますので、十分ひとつ御理解をいただきたいと思います。

議長（平田喜臣君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

なお、この討論は、まず原案反対者、次に原案賛成者の順に行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

12番米沢義英君。

12番（米沢義英君） 私は、今回の議員定数の削減に対する条例の反対の立場から討論をさせていただきますというふうに考えています。

まず第1点目は、本来であれば議員定数の削減ということであれば、どのように議会が住民の願いにこたえて活性化するかという具体的な対案を示すべきであるにもかかわらず、それを示さない。また、住民の声をより一層議会に届け、また自治体との牽引者としての役割を果たすという立場からすれば、当然最低でも現行の20名という定数が必要であります。

その根拠としては、より住民の声を議会に届けるという立場からであります。また、議員定数が削減されれば、委員会における十分な審議という点でも保証されるという道理はありません。これは仮に減ったとしても、そこに議員の委員会の十分な保証ができるかどうかということになれば、そうと言えない場合があります。それは何かといえば、議員のあくまでも資質の向上と、そして住民の皆さん方が考えている福祉や暮らし、自治体、まちづくりに対する具体的な提案をどのように聞いて、議会に生かすかという、こういう立場からのしっかりとした議員の住民自治の立場に立った議会活動が行えるかどうか、これが一つの目安だと考えています。

私はそういう立場から、今回の議員定数の削減は、安易にそういう住民の声に耳を傾けることなく定数を削減して、そして経費の削減、行革懇話会の意見だということでそれをまともに受けとめるということに納得できません。また、議会費においては、一定の交付税からの算入があります。改めて議員定数の削減は、子供から大人まで、また女性の声、こういう声が議会に届かなくなると

いう弊害を持っている。私はこの立場から、今回の議員定数条例の削減案に反対の討論をするものであります。

議長（平田喜臣君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番中川一男君。

2番（中川一男君） 私は、賛成の立場から討論したいと思います。

確かに万機公論に徹すべし、確かに同僚議員のおっしゃる意味も心情的にわかりますが、今、この状況にありまして、まず第一に人口の減でございます。それから予算費、議会費等の予算費でございます。もう一つは住民感情。そして、大きな問題は社会事情の変化というものがあるのではないかと思います。昭和40年代に26から20人にしたと。そのときに、まだ電話もなかった、砂利道だった、そして、そういう情報網がやはりなかなか行き渡らなかった。ですが、今のこの状況は、道路は完備され、農家には電話どころかファクシミリあります。私が東京から帰ってきたときは、まだ電話がなくて、農集電話というのがありました。そういうところから見ると、この社会的環境変化というのですか、環境整備がなされた。そのときの20名でありました。そのときの人口が1万6,000でございます、1人当たり800でございます。まだ今、先ほど同僚議員が言いましたように700にはまだほど遠いのではないかなと、まだまだ余裕があるなという気を持っております。

そして今、なぜ18か。この厳しい状況にあったときに職員の本俸といいますが、給料等も年俸も減ってきている。また町長も独断と偏見で自分の給料を削減してしまった。私たちは取り残されたわけでございますが、そのときにやはり住民感情として、議会はどうなのだとおっしゃってました。そのときにやはり議会の中で、これではいけないのではないだろうか、そういう考え方から、先ほど提案者であります佐藤議員が申しましたように、やはり今の環境の中にあっては18やむを得ず、本当にやむを得ずだという気持ちが多いと思います。ただ16という意見もございました。しかし、激変はいけない。そして3委員会を固持し、委員会を活性化させるためにも、3委員会を堅持し、そして、その中で議論していく。そして本会議に持ってくると。そういう意味では、今、反対意見の申しました委員会の活性化ならずということにはならないだろうということでございまして、この18というのがこの3委員会の維持をしていく、議会活動をしていくぎりぎりでないか

など。そのぎりぎりの線で何とか18ということ
でまとめていきたいということで提案の方が苦勞
したわけでございます、私はこれが妥当でない
かなど。賛成というよりも妥当でないかなとい
うことで賛成討論といたします。

以上です。

議長（平田喜臣君） 次に、原案に反対者の発
言がございましたら、発言を許します。ございま
せんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって
討論を終了いたします。

これより、発議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君
の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（平田喜臣君） 起立多数であります。

よって、原案は、可決されました。

日程第12 発議案第2号

議長（平田喜臣君） 日程第12 発議案第2
号町内行政調査実施に関する決議の件を議題とい
たします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

2番中川一男君。

2番（中川一男君） 発議案第2号を朗読をも
って提案理由といたします。

発議案第2号町内行政調査実施に関する決議。

上記議案を次のとおり、会議規則第14条第2
項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員中川一男。

賛成者、町議会議員清水茂雄、同じく町議会議
員西村昭教。

町内行政調査実施に関する決議。

本議会は、次により町内公共施設等の状況を調
査する。

記。

1、実施の期日、議決の日以降において、2日
以内とする。

2、実施の目的、町内の公共施設及び財政援助
を行った施設の現況を視察し、今後の議会活動の
資とする。

3、調査事項及び方法、（1）町内の公共施設及
び財政援助を行った施設の現況を視察する。（2）
全議員による合同調査とし、特に意見を付すもの
については、各常任委員会の所管事務調査として、
それぞれ行うものとする。（3）本件は、議会閉会
中において調査するものとする。

以上です。お認めいただきます。

議長（平田喜臣君） これをもって提案理由の
説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって
質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議あり
ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第13 発議案第3号

議長（平田喜臣君） 日程第13 発議案第3
号議員派遣の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

2番中川一男君。

2番（中川一男君） 発議案第3号を朗読をも
って提案理由といたします。

発議案第3号議員派遣の件。

上記議案を次のとおり、会議規則第14条第2
項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員中川一男。

賛成者、町議会議員清水茂雄、同じく町議会議
員西村昭教。

議員派遣の件。

次のとおり議員を派遣する。

1、上川管内町村議会議長会主催の議員研修会。

（1）目的、分権時代に対応した議会の活性化
に資するため。

（2）派遣場所、旭川市。

（3）期間、10月31日、1日間。

（4）派遣議員、全議員20名。

2、広域関連施設視察調査。

（1）目的、広域で設置している施設の現況を
視察し、今後の議会活動の資とするため。

（2）派遣場所、中富良野町、富良野市。

（3）期間、10月9日、1日間。

（4）派遣議員、全議員20名。

3、国外行政調査。

（1）目的、諸外国の地方行政の現状を実地に
視察し、国際的な視野に立つての見聞を広めるた
め。

（2）派遣場所、オランダ、フランス、ドイツ。

（3）期間、11月20日から11月30日、
11日間。

（4）派遣議員、西村昭教、仲島康行。

以上でございます。よろしく願います。

議長（平田喜臣君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第14 発議案第4号

議長（平田喜臣君） 日程第14 発議案第4号国有林野事業の組織機構改革に関する要望意見の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

6番西村昭教君。

6番（西村昭教君） 発議案第4号、朗読をもって発議にかえさせていただきます。

国有林野事業の組織機構改革に関する要望意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員西村昭教。

賛成者、上富良野町議会議員中川一男、同じく清水茂雄。

提出先、内閣総理大臣、農林水産大臣。

国有林野事業の組織機構改革に関する要望意見書。

我が国の森林面積の約4分の1を占める本道の森林は、生命の源となる清らかな水を蓄え、地球温暖化の防止や生物の多様性を保存するなど重要な役割を果たしており、本年3月には、他の都道府県に先駆けて「北海道森林づくり条例」を制定し、行政と道民が協働して森林づくりや緑環境創出などに取り組むことにしているところです。

とりわけ道内の森林面積の6割近くを占める国有林が森林の持つ多様な機能を持続的に発揮し、後世に引き継ぐことができるように適切に維持、管理されることが必要です。

また、国有林野事業は、平成10年の「国有林野事業改革関連法」に基づき、抜本改革に取り組んでいるところであるが、森林管理局（分局）については、平成10年3月30日の与党農政協議会において「平成16年4月以降については、地域の実情等を十分踏まえ、その機能の維持について最大限の措置をするものとする」と確認されて

いるところです。

旭川分局では、今日まで道北の森林を適切に維持、管理し、森林・林業・木材産業の活性化に寄与するなど、その機能を十全に果たしてきており、今後も期待されているところです。

よって、道北の国有林を健全な森林として将来にわたって適切に維持、管理していくために、次のことを実現するよう強く要望いたします。

1、森林の持つ多様な公益的機能が持続的に十分発揮できるよう、森林整備に必要な財政措置を講ずること。

旭川分局においては、約87万ヘクタールの広大な国有林を有していることから、その適切な維持、管理をするための体制を整備すること。

旭川分局の平成16年4月以降の取り扱いについては、その機能の維持について最大限の措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成14年9月20日。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第15 発議案第5号

議長（平田喜臣君） 日程第15 発議案第5号道路整備に関する意見の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

6番西村昭教君。

6番（西村昭教君） 発議案上程に当たり、朗読をもって発議にかえさせていただきます。

発議案第5号道路整備に関する意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成14年9月17日提出。

提出者、上富良野町議会議員西村昭教。

賛成者、上富良野町議会議員中川一男、同じく

清水茂雄。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、行政改革・規制改革担当大臣。

道路整備に関する意見書。

国の構造改革の議論が進む中で、行財政のあらゆる分野において、構造改革を進めていくことは当然であり、その見直しは果敢に行わなければならないが、広大な面積を有し、都市間距離も長く、自動車交通の占める割合の高い北海道としては、「国における道路整備のあり方についての見直し」の動向に注目せざるを得ない。

そもそも道路は道民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な施設であり、高規格幹線道路から道民生活に最も密着した市町村道に至るまで、北海道の道路網の整備は中長期的な視野に立って、体系的かつ計画的に整備が推進されるべきものである。

しかしながら、本道における道路整備は、受益者負担に基づく道路特定財源制度のもと、着実に行われているもののいまだ十分とは言えず、本道各地の「活力ある地域づくり・まちづくり」を支援し、「良好な生活環境の創造」「安全で安心できる郷土の実現」を図る上で不可欠なものである。

特に高規格幹線道路のネットワーク形成は、道内の「圏域間の交流・連携の強化」「地域経済の活性化」「救急医療・災害時の代替ルートの確保」、さらには「我が国における安定した食料供給基地・観光資源の提供の場」として、その役割をしっかりと担うため、道政の最重要課題である。

よって、国においては、北海道の道路整備の実情を十分踏まえた上、引き続き計画的かつ早期に整備が図られるよう、次の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望する。

記。

1、道路整備及び積雪寒冷特別地域道路交通確保並びに特定交通安全施設整備等に関する新たな長期計画を策定し、所要の道路整備費を確保することにより、長期的視点に立った整備を一層推進すること。

2、高速自動車国道を初め高規格幹線道路の整備については、国の責任において着実に推進し、本道の高規格幹線道路ネットワークの早期形成を図ること。

3、道路整備に必要な財源確保の仕組みを今後とも維持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

どうぞよろしく願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

12番米沢義英君。

12番（米沢義英君） お伺いいたしますが、道路のそれぞれの自治体によっては、かなりおこなわれているところ、あるいは産業ルートとして必要な部分というのは確かにあるかというふうに思います。そこで、そういうものも含めた中での意見書かというふうに思いますが、改めて見たときに、3番目の、いわゆる含めた道路整備に必要な財源の確保、いわゆる仕組みを今後とも維持するという言葉が載っております。これはいわゆる道路の特定財源を示しているものだというふうに思っています。

今、国会でも国民の間でも問題になっているのは、いわゆるこの道路の特定財源がいわゆる住民の合意がない状況の中で、いわゆるむだな投資の部分が多分にあるのではないかということの論議であります。そういう立場からすれば、この道路特定財源をさらに確保するということになれば、そういう方向にさらに道を開くという状況になりかねない財源だというふうに考えています。

この点について、一般財源化して、やはり必要な部分はきちっと道路の財源に充て、福祉や暮らしに回すという、一般財源化が一番私にはいいのではないかというふうに考えておりますが、この点について改めて危惧されるものですから、これらの点について答弁を求めます。

議長（平田喜臣君） 6番西村昭教君。

6番（西村昭教君） 今の質問の趣旨についてはわかるわけありますけれども、ただ一般財源化してしまうと、道路だけに限らずほかのものにも使えるという可能性が出てくるわけあります。

この道路財源については、これは目的税でありますから、当然その道路に使われていくということでははっきりしているわけで、道路以外には使われないと。それともう一つは、要らない道路に、つくらなくてもいいようなところも道路として使われていくという可能性もあるということも言われたわけありますけれども、当然、今のこの状況ですと、国もお金がない、何がないと。いわゆるお金の使い方も非常に見直しを迫られ、また再検討もされていくということで、従来のような潤沢に使えるというような社会背景ではなくなったと。それからもう1点は、きのうの新聞に載っているのですが、いわゆる従来高規格道路として要望していたものについても、やはり見直しの対象

ではあるぞということも確か新聞の中に載っていて、従来どおりにそういう継続にはならないという可能性もあるということも新聞の中で載っておりますので、そういう意味のことも考えますと、今、御指摘の部分もあるかもしれませんが、やはり道路については、北海道の場合は非常に広いということの現状から見ますと、やはりそういう財源のはっきりしたものを持ってやはり望んでいくことが私はベターではないかというぐあいに考えております。

議長（平田喜臣君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。この際、昼食休憩といたします。

午前 11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（平田喜臣君） 昼食休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第16 発議案第6号

議長（平田喜臣君） 次に、日程第16 発議案第6号地方税源の充実確保に関する意見の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

2番中川一男君。

2番（中川一男君） 発議案第6号を朗読をもって提案といたします。

発議案第6号地方税源の充実確保に関する意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員中川一男。

賛成者、上富良野町議会議員清水茂雄、同じく上富良野町議会議員西村昭教。

送付先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、総務省自治税務局長、財務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、地元選出国會議員。

地方税源の充実確保に関する意見書。

現下の地方財政は、長引く景気の低迷による大

幅な収収減に見舞われ、その財政運営は危機的な状況にある。

一方、地方分権の進展に伴い、地方自治体が担う役割はますます増大し、少子・高齢化の進展に伴う地域福祉施策の推進、資源循環型社会の構築に向けた環境施策の推進、生活関連社会資本の整備、地域産業の振興・育成対策など地域の実情に即した施策を積極的に展開していく必要がある。

このような状況下において、我々みずからの行政改革を一層積極的に進め、財政の健全化に努めることはもちろんであるが、増大する住民の行政サービスのニーズにこたえていくためには、地方税源の充実確保を図っていくことは地方自治体にとって極めて重要である。

よって、平成15年度税制改正に当たっては、下記の事項について実現されるよう強く要望します。

記。

1、固定資産税は、町村の財政を支える基幹税目であるので、平成15年度の評価がえに当たっては、一層の負担水準の均衡化・適正化を推進し、その安定確保を図ること。

2、法人事業税への外形標準課税の導入については、都道府県財政の安定化は町村財政にとっても極めて重要であることから早期導入を図ること。

3、ゴルフ場利用税は、廃棄物処理や環境対策など、ゴルフ場所在の町村の行政サービスと密接な関係を有し、本税の10分の7が町村の貴重な財源となっていることから充実確保を図ること。

4、特別土地保有税は、土地の有効利用を阻害するものでなく、未利用地の有効利用の促進という現在の土地政策に適合したものであることから、本税については堅持を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

よろしく願いいたします。

議長（平田喜臣君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

12番米沢義英君。

12番（米沢義英君） 何点かについて質問いたします。

1番目では、いわゆる町の財政を支える貴重な財源の一つとして固定資産税等が挙げられています。その点については疑う余地もありません。

そこでお伺いしたいのは、その後の15年度における評価がえに当たっては一層の負担の水準の均衡化と適正化推進、安定的な確保をうたって

おります。今、税収の落ち込みで問題になっているのは、いわゆる景気の悪化の原因であります。また、それと同時に自治体に対してそのゆがみがどのようにあらわれているかという、本来であれば、国が地方自治体が一定の行政水準を維持するためには、地方交付税をきちっとそれに見合った配分するという、これが本来のあり方でありませう。ところが、これを行わずにどんどん補助金の削減、税率の削減を行っているところに地方自治体財政の大きな危機の問題があるわけでありませう。

ですから、そここのところを変えないで、ただ、今地価が低迷しておりますから、そこへもってきて一定の税収を確保するということになれば、税率の引き上げしか、これはないという方向になるかというふうに思いますが、ここを解決するのではなくて、その問題も含めてどういうふうにお考えなのか、さらに基本は交付税率の引き上げ、国庫負担の引き上げ等が大切だと思いますが、この点。

さらに、法人税の外形標準課税の問題では、今、全国の日本商工会議所も国の置かれているこの外形標準課税はもうまかりならないという声が出てきています。その背景には、今でもその多くの企業が赤字だということです。それに基づいて日本商工会議所が1万2千数百社の実態調査をしましたら、もう既に現行でも平均で赤字が170……、減なのに、これが行われれば平均でも179万円、約180万円の負担になるということが言われています。仮に黒字法人であったとしても、1社当たり、さらに370万円から599万円の税収が負担増となるという状況の中で、さらに厳しい経営環境に置かれるということが商工会議所の調べ等でも明らかになっております。

そういったところにこの外形標準課税というのは、まさに広く薄く税収を新たに求めて、力のある企業もない企業も一網打尽にこの税収を確保するという、ここに問題があるというふうに考えておりますが、こういう問題はないのかどうか、お伺いいたします。

さらに、商工会議所4団体含めて反論している中身といえば、この9割の法人が事業税負担していないというが、法人企業では既に法人住民税の均等割、その他の事業税合わせれば、年間で4兆5,000億円も負担しているではないかと。こういうところに9割の自治体、中小企業が外形標準課税を導入されると6,000億円を超える、いわゆる増税で、企業が本当に大変なところまで追い込まれるという、そういうことが言われています。

そういう立場から考えれば、改めてこの条文は、まさに小さい企業、一定の黒字を上げているところでも大変ないわゆる事業を行って、そのやりくりで経営を何とか維持しているという状況ですから、そこに負担をかけるということは、さらに企業や経営の悪化、経済の悪化を招くものと考えますが、改めてこれを見直す必要はあると思ひますし、当然、以上のことについて答弁を求めたいと思ひます。

議長（平田喜臣君） 2番中川一男君。

2番（中川一男君） 税というものは、国、それから道、町も、根幹でございます。この税がなければどうにもならないと。それでなければやはり住民に対する、また国民に対するサービスが行き届かないというところでないかと思ひます。私の方は町会議員でございますので、町に対するというか、町民の住民サービスに対する考え方を述べさせていただきたいと思ひます。

固定資産税の確かに固定化という、今、税調査会の方で15年度に向けて答申を出そうとしております。そのときに私も、固定資産税を今の最高額の評価額の70%、これを堅持してほしいということでございまして、これを80、100にせというわけではありません。だから、実勢価格が100万円だから100%に掛けてくれと、そういうわけではございません。今の言う70%にこの固定化をしていただきたいと。これだけは認めていただきたいということでございまして、その拡大にはならないということでございませう。

それから、法人税についてでございますが、確かに今、同僚議員のおっしゃる面もございませう。確かにその点はございませうが、中小の法人に対しては、それほどの影響はないと。例えば、私はこれが一番大きいのは大企業でないかな。銀行等です。東京都知事がぶっかけるということになったわけでございますけれども、銀行だけにかけたと、まずいということで裁判に負けそうでございますけれども、やはり大企業等の、やはり相当地方自治、それから国等の生活の基盤整備等に相当なる恩恵がありながら納めないというところに問題があるのでないかなと思ひております。

税収というのは中立でございますので、どんな企業でもある程度の税を払わなければならないという中立性があります。平等性というのですか、中立性というのですか。その中にありまして、資本金1,000万円未満の小規模に対しては年4万8,000円ということになっている。これは今のやつの定額の方と選択可能ということでござい

ますので、私はある程度なってくるのではないかなと。それから1,000万円以下の法人が大多数を占めております。上富良野でも1,000万円以上の有限会社、それから合資会社、すべてございませぬけれども、やはり1,000万円以上の資本金、なかなか少ないのではないかな。そういう意味から見ますと、この税に対する外形標準課税導入に対して、それほど影響はなく、また逆に言いますと、北海道だとか、それから地方自治が安定した税収を見込めるといふ意味では、私はそれほど悪い制度ではないと思っております。

また、国の税制の中にこれを導入するには、今すぐ15年度からというわけではなく、やはり景気の動向に配慮しながら、そして、導入していきたいと。段階的に導入していきたいということでございますので、景気を見ながら、これを導入していくと思っておりますので、それほどの今すぐというわけではないので、その点を御了解いただきたいと思っております。

以上です。

議長（平田喜臣君） よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第6号の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（平田喜臣君） 起立多数であります。

よって、発議案第6号の件は、原案のとおり可決されました。

日程第17 発議案第7号

議長（平田喜臣君） 日程第17 発議案第7号国民の生命と財産を守る有事法制3法案の早期制定を求める意見の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

11番梨澤節三君。

11番（梨澤節三君） 発議案第7号を朗読をもって提案とさせていただきます。

国民の生命と財産を守る有事法制3法案の早期制定を求める意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成14年9月17日提出。

上富良野町議会議長平田喜臣様。

提出者、上富良野町議会議員梨澤節三。

賛成者、上富良野町議会議員吉武敏彦、同じく福塚賢一、同じく小野忠。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛庁長官。

本文に入ります。

国民の生命と財産を守る有事法制3法案の早期成立を求める意見書。

政府が去る4月16日に国会に提出した有事法制3法案（武力攻撃事態法案、自衛隊法改正案、安全保障会議設置法改正案）は、我が国に対する武力攻撃に対して、国民の生命と財産を守るため、平時より危機管理体制を整備し、必要な法整備を行うことは、政治の最も重要な責務であり、法治国家として当然のことである。

現行の自衛隊法では、外部からの武力攻撃に対する防衛出動の規定はあるが、実際に防衛出動した場合、自衛隊のみならず警察、消防、国の諸機関と地方公共団体との協力について、法として何一つ明確になっていないのが現状であり、まことに憂うべき状況にある。

このような状況下で、万が一武力攻撃に直面した場合には、当然国を守るためには超法規的行動をとらざるを得ず、国民に対し無用の混乱と人権侵害をもたらすおそれがある。

以上、独立国日本として「備えあれば憂いなし」であり、このことから国及び政府に対して、国民の生命と財産を守る「有事法制3法案」の早期制定を求め、次の事項を強く要望する。

記。

1、有事法制は、武力攻撃に対して国の安全と国民の生命、財産、人権を守るため必要であり、法案の早期成立を期すること。

2、米軍支援等に関する法整備等、個別の法整備の具体的な内容と方向性を早期に検討し、2年以内に法制化を図ること。

3、国民保護等の法制については、国の防衛と安全は国民に対する最大の福祉であるところから、国民や地方自治体の幅広い意見を聴取し、法制化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

よろしく申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

9番岩崎治男君。

9番（岩崎治男君） 提案者に質問したいと思っております。

私たち日本国民にとって、安心して暮らせる社会が形成されているのは、自衛隊による国の守りがあってこそというふうに常日ごろより理解をしているところであります。

私たちの町においても自衛隊駐屯地があり、また演習基地がありまして、地元住民との共存共栄がされていること大変感謝をしているところであります。

今、発議案がありました有事立法の法案につきましては、もう少しその内容について説明を願えれば幸いかと思います。

議長（平田喜臣君） 11番梨澤節三君。

11番（梨澤節三君） 内容につきましてと言われますと、全体的ということになりまして、ここに書いてあるとおりと言わざるを得ないところがありますが、有事法制3法案、これに尽きるかと思えます。武力攻撃事態法というのは、これ当然武力でもって攻撃をされた場合どうするかということに尽きるかと思えます。そして、それに関連するところのこの自衛隊法を改正する案と。それから、この安全保障会議の、これは役割を明確化して強化するというところにある設置法の改正案でございます。これは今言いましたように、超法規的行動にならないように、万が一武力攻撃を受けた場合には、必ず国の長たる者は国を守るために命令を出します。そのときは、これは法がない場合には超法規となります。それで、そのことがないようにシビリアンコントロールをするというところに本来のそのところがあるというように御理解していただきたいなというように思います。

以上でございます。

議長（平田喜臣君） 9番岩崎治男君。

9番（岩崎治男君） もう一度質問いたしますけれども、有事法制の3法案については、さきの国会でも論議があったところでありまして、政府与党間にありまして、連立政権の中にありまして賛成多数、また賛否両論でありまして、先送り、継続審議となったことは御承知のとおりであります。そんな中にありまして、一地方議会であります上富良野町議会において、決してこの発議案に真っ向から反対するものではありませんけれども、この意見書を見るときに、有事法案決議するにはいろいろな事柄を踏まえて、もっとも町民の幅広い意見を聞いても遅くない事案ではないかというふうに判断するものであり、実施時期が尚早であるというふうに考えるわけでありまして。

議長（平田喜臣君） 11番梨澤節三君。

11番（梨澤節三君） 結論は時期尚早というところに尽きるのかと思えますが、国は10月からの臨時議会でもって、個人情報保護条例と、それとこの有事法制の制定ということはやらねばならないと、そのように言われております。であるならば、北朝鮮の拉致疑惑、これとこの北朝鮮の拉致疑惑の全容解明については、先ほど旭川市議会が意見書の議決をしました。この拉致疑惑と有事法制は表裏一体にあるのではないかと私は受けとめております。

であるところから、まことに時期に適した法案の提出になるのではないかとというように私は考えます。

よって、この意見書の提出について御賛同くださることをよろしく願います。

議長（平田喜臣君） 9番岩崎治男君。

9番（岩崎治男君） 今は何というか、小泉総理も北朝鮮の方に行かれて、いろいろと御相談され、今、提案者があれするようになっている社会の動きがあるときであるということも私も理解をいたしております。

そういう中にありまして、PKOは東ティモールへ行きました、私のおいっ子も参加しました。4月10日に出発をいたしまして、第1陣が9月の9日に帰ってきたわけですがけれども、おいっ子は9月の13日、二、三日前ですがけれども、無事に任務を終えて寄与したというような状況の中でありまして、それらに参加するには、その半年前も、それ以前からも教育を受けたり訓練を受けて、参加するその期間よりももっとも長いいろいろな試練を受けながらそういう任務を果たしてきたというところでありまして、そういう中にありまして、これらにつきましても別に何ら問題がなかったという点を考えると、やはりいまだこれら的事柄については時期尚早であるというふうに考えて、今後も継続審議がなされてよるしいのではないかとというふうに考えます。

議長（平田喜臣君） 11番梨澤節三君。

11番（梨澤節三君） おいっ子さんにはまことに御苦勞さまでございます。本当に。近々歓迎会を協力会ですということ御案内いただきまして、本当に勞をねぎらいたと思います。

このティモール圏につきましてですが、PKOというのは、国際平和協力ということでございます。これはおのずから国際平和協力ということでもって国連が認めてきているものですから、ちょっと違うところかなと思います。

この有事法制というのにつきましては、これは我が国を守り、そして国民の安全を確保するとい

うことでございますから、工作船です、今もう不審船ではありません。あの工作船を見ておわかりのように、はっきりと北朝鮮、共産主義国家の工作船であると。それもごく近くの、そして拉致疑惑11名と言っておりましたが、何名出るかわかりません。もう既に6名亡くなった、いや8名亡くなったという状況にあります。そして、どういう国であるかということもわかりません、まだ。でありますから、全容解明ということでもって日本が厳しくいくに従って、一部の不穏な者が、北朝鮮の不穏の者がどのような行動をするかもわかりません。近くにあるというようなところを考えますと、この法整備は早ければ早いほど国民のためになるというように私は理解いたします。どうぞこれはよろしく御理解をしていただきたいと思いをします。

以上でございます。

議長（平田喜臣君） 他にございませんか。

18番向山富夫君。

18番（向山富夫君） 発議者に私のちょっとむちも入れていただきながら御質問させていただきたいと思いますが、ただいま岩崎議員の質問の答弁にも含まれておりますが、私といたしましても、国が国民の生命と財産を守るためにさらに一層手厚い担保をしようということに対しては、国民の一人としてまことに時期を得たものだというふうに考えております。

ただ、私の考えていることから申し上げますと、そういう国が備えを私たち国民一人一人に対してしてくれるということに対しては、全く異を唱えるものではございませんが、ただ、4月に本3法が国会に提案されまして、現在までさまざまな意見の交換が、議論がされている経過でございます。その全容が、あるいは法制化をするに当たりまして、さらに手を加えなければならないようなところというのがまだつぶさに私どもに見えてきているような気がいたしません。

それと、さらに、こういうような国防、さらには外交というような大きな国の根幹にかかわるような政策については、決定過程につきましては、これは一地方議会が国に対して意見を発するということが私の考えといたしましては、なじむものではないのではないかなというふうな私は気持ちを持っております。むしろ地方議会としては、肅々と国が決めてくれましたそういった法律を遵守しながら、むしろ国にその実効を上げるための協力をしていくというスタンスが地方議会としての私は本来の役目ではないかなというふうに理解しております。

そこで提案者に、発議者に、こういう地方議会から国の根幹にかかわる政策の部分について意見を、国としましては提案されている以上は一日も早く成立させたいというのはもう恐らく本音だと思います。その国に対してさらに早く成立をするようにという発議をするということは、私としてはなじむものではないのではないかなということ考えておりますので、この点についてまずお尋ねさせていただきたいと思いをします。

議長（平田喜臣君） 11番梨澤節三君。

11番（梨澤節三君） 向山議員の当初自民党、それから民主党のことを言われましたが、まことにそのとおりかと思いをします。それで、国が今やっているということにつきまして、ざっくばらんに言えば、そんなせつつかなくていいのではないのでしょうかということですが、実は、これは当別町に研修に行ったときの「国民の生命と財産を守る武力攻撃事態対処関連3法案の制定を求める意見書」ということで、平成14年6月に既にこれが提出されております。このように。そして、これが議決されて送られております。それで心ある日本人、これは地方議会議員、国会議員を問わず、心ある者であれば、日本という国が国を守ることにおいて、独立国家のていをなしているかということに常に懸念して、杞憂しているのです。私もその一人ですが。

そういうところからいけば、先ほど言いましたけれど旭川市議会が拉致事件の全容解明の意見書を、もう国は既にやると言っているのですけれど、やっております。このように当別も既に6月にやっておりますから、何ら、何といたすのですか、おかしいのではないかなということにはならない。そうか、地方議会もわかっているかということにつながるるとともに、町民、これは自衛隊もおります。町民の方にもそういうことがわかっていたら、一番よい機会ではないのかなというように私は思いをします。そういうことで提案をさせていただいたわけでございますが、よろしく御理解をいただきたいと思いをします。

議長（平田喜臣君） 18番向山富夫君。

18番（向山富夫君） 御答弁いただきました事柄につきましては、それぞれ国民を思って国が制定されようとする有事に対する法整備は、これに関心を持つということは、これはもうやぶさかでもございませぬし、むしろ日ごろより関心を持つことの方が重要かというふうに思うわけでございします。

ただ、先ほどの一部繰り返しになりますけれど、国は国としての役割、地方議会は地方議会として

のやはりふさわしいスタンスというものは私はあるような気がいたします。私の考えから申し上げますと、もし一日でも早い成立を望むということであれば、既に提案されまして、国会にそれが審議が移っているわけですから、むしろ私としましては、一国民、一町民として、例えば政党なり、団体なり、さまざまな形を通して、その審議に加わっている国会議員の先生だとか、そういう方々に一日でも早く議了して制定を見てくれというように働きかけすることの方が、地方の住民として、町民として、国民の一人としての行動としては、その方が実効もあるし、自分の思いを十分に伝える方法としてベストではないかなということで、この私の考えに対するの考えもお聞かせいただきたいと思います。

議長（平田喜臣君） 11番梨澤節三君。

11番（梨澤節三君） 政党、それから団体、代議士等ということでございますが、これ私も国会議員と、それから国会議員候補と道議会議員3名と、それから我々の仲間でもって定期的に昼食会をしております。そして、これは前の話になりますが、米の買い上げについてやらないという報道が出たときに、私これを議会提案して、米の買い上げをしていただきたいということでもって意見書をやりました。その後買い上げをしてもらったように記憶しております。

それで、やはり我々は国のことも見ていなければならないのではないかとこのように思います。ましてこの有事法制ということは、国民の生命、財産、国民のとありますけれど、ごく身近なところにいる方々の生命、財産ということにもつながるわけでございます。ここは中央、へそ近くですから、余り感じませんけれど、海岸線におられる方々については、何かとそういうことを感じていると思います。魚の漁を一つするにしても、そういうことがあるということではないかと思えます。

それで、ここのところを御理解いただいて、代議士と政党等にはもう話しております。そういうところから、我々は心配しているのですよということさらさら国に訴えるということでもってこの意見書を提出するということでの御理解をいただきたいというように思えます。

議長（平田喜臣君） よろしいですか。

他にございませんか。

12番米沢義英君。

12番（米沢義英君） 提案者に質問させていただきますが、先ほどから聞いていましたら、どうもこの趣旨の出されているみずからの法案の内

容をよく理解されていない部分があるかと。その拉致の問題、北朝鮮の問題と、いわゆる有事法の制定の問題とは全く別次元の問題ではないかというふうに思いますが、この点についてどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

また、この第1番目の有事法制定の武力攻撃に対してということがありますが、この武力攻撃というのはどこを想定しているのか、この点をお伺いいたします。

次に、日本の憲法では、9条では、軍事力によって紛争を解決することはまかりならないということがうたわれています。その立場からすれば、この武力行使を行うその法の成立の進めというのは、この憲法9条に違反するというふうに思いますが、この点はどのようにお考えなのか。もしも憲法の枠内において違反でないとするれば、どの条文をして違反でないのかということを確認に述べていただきたいというふうに思っています。

さらに、いわゆる自治体の役務についてお伺いいたしますが、万が一武力行使等において、いわゆる指揮権等が発動された場合に、地方自治体の役務というのが当然あるかというふうに思いますが、その内容というのは一体どのようなものか。もしもこれらに違反したら罰則等があるのかどうなのか。

もう一つお伺いしたいのは、いわゆる憲法では、いわゆる強制的な、いわゆる労働を憲法の18条では禁止しております。そうすると、この有事法の中には、そういう非常事態には民間の土地、家屋、あるいは病院等公共施設すべてを強制的にいわゆる収用して、またそこに働く自治体や国民を強制的にその支援体制の中に組み込むということがうたわれていますが、その立場からいえば、この憲法18条の強制労働に値すると思いますが、もしもそうでないとすれば、どこをもってこの強制労働に値しないのか、お伺いいたします。

さらにお伺いしたいのは、北朝鮮の問題で言えば、いわゆる現行ではテロ行為の範疇であります。テロ行為の範疇であれば、取り締まるのであれば、いわゆる国際法等においてテロ対策関連条項というのがあります。そこでこういった不審船やハイジャック等については、国際的な協調の中で取り締まるということがうたわれていますが、こういう点についてはどのように理解されるのか、こういう範疇で十分そういった不審船等テロ対策については取り締まりできるというふうに考えておりますが、この点についても改めてお伺いいたします。

議長（平田喜臣君） 11番梨澤節三君。

しっかりとした有事法制、安全を守るということができていたならば、ああいう拉致事件ということは起きていなかった、私はそのようにとらえております。

武力攻撃の敵はどこか。これは言わずともわかっていることです。だから言いません。考えてください。

憲法9条に違反しない、しない。

自衛隊が今ここにあるということをどのように考えているのか。法が大事なのですか、日本の国、国民が大事なのですか。それもお考えいただきたいと思います。ここで8割の国民が自衛隊を認めているということは申し添えておきます。

次、地方自治体の役務の内容、罰則、憲法18条の強制労働ですね。これらは、このために最大の福祉ですから、国の安全は国民の最大の福祉ですから、地方公共団体、国民の意見をよく聞きなさいと、こう書いてあるのです。この私の提出した意見書に書いてあります。よく聞きなさいということなのです。そういうことなのです。そういうことでもって理解された上で成立していくということになるのです。

強制労働というのは、これはちょっと何かわかりません。

それから北朝鮮のテロ行為取り締まりは国際協調……、それはあなた、テロ行為の国際協調で十分対応はいいのではないのかと言って、それはあなたの考えであって、独立国として、独立国としてテロを受けるなどということは恥の恥です。アメリカはあの9・11であのテロ行為に対して戦争行為であると言って怒ったのです。そして、アフガニスタンをつぶし、今、イラクを攻めるかと、そういうことなのです。それぐらい大事なことなのです。人に任せることではないと、こういうことで私の答弁といいますが、答えといいますが、ということにしたいと思います。

議長（平田喜臣君） 再質問があれば。

12番米沢義英君。

12番（米沢義英君） この間の武力攻撃という想定問答なのですが、我が党の吉岡議員が中谷防衛庁長官にこの点をただしたところ、3年、5年の期間では想像できないし、また小泉総理自身も脅威を与えるような国を想定しているわけないと、このように国会等で答弁しています。ですから、これを見ても、いわゆる有事立法の3法のいわゆる地方自治体においても、早期に実現しようという根拠はどこにもないわけであります。

また、住民の福祉と暮らしの問題で言えば、あとかも福祉の暮らし安全に寄与するかのよう

とが書かれていますが、しかし、この点についても、逆に戦争をアメリカと一緒に日本が行動をとった場合に、逆に反撃される可能性の方が大ですから、こういった点でもこれは逆の論法だということであります。

憲法との関係で言えば、なかなか明確な答えが返ってこれませんでした。明らかに憲法の上での矛盾するこの有事法制定であり、ですから、各界からも憲法に違反するということが言われているわけであります。

そういうことを考えたときに、万が一こういう状況の中で武力攻撃等々があったとした場合に、提案者の説明によれば、当然地方自治体の住民の役割、そういうものも当然出てくるわけです。これに違反したら罰則規定があって、60万円、あるいは30万円という形があるわけです。何をここで問題にしなければならないのかということは、この上富良野町住民にとって、この成立が、あるいはこの法案の促進が、果たして自衛隊員の家族も含めて、自衛隊員自身も含めて、安全や平和を守れるのかどうかという点でも、いち早くここに武力攻撃が行われる可能性等があった場合に、結局こういう危険な法案の中では守り切れない。何を守るのかといえば、国際的に国連でのきちとした協調体制と相互の国での協調体制をきちり示すということなくしてこの問題の解決にはならないし、また、この有事法案の上富良野町においても何のメリットもないということと言わざるを得ませんが、この点についてもう一度明確な答弁を求めたいというふうに思います。

議長（平田喜臣君） 11番梨澤節三君。

11番（梨澤節三君） 武力攻撃は3年先も5年先も考えられないと。想定もしていない。だからしないでもいいということにはならないのです。だからやりなさいということなのです。だからやれということなのです。そういうものが、これが備えあれば憂いなしというものにつながっていくのです。

それから、いかにも住民の福祉に寄与しているというように言われましたけれど、国民の安全なくして幾ら福祉のことを言っても、これは通じません。やはり国民の安全というものを第一にしたその中でもって、その中でもって福祉というものが生きてくるのではないのでしょうか。これは、私常識だと思います。

次に3点の住民の役割、罰則、だからこういうことについても、これ、こういうことについては、これからよく話し合わなければならないことなのです。よく話し合っていくということなのです。

よ。まだ何も法律化しておらないのですから。だから、これは一体何なのだということで、話しすべきことなのです。

それからさらに、自衛隊員の家族も含めてということでこのように言われておりますが、こういうことで惑わされているのです。さきの7月ですが、7月の自衛隊協力会のとき、前の駐屯地司令が隊員の家族も有事法制というのは戦争に行くものだということに理解をしている。これはそのように言いふらしている、先導している人間がいると、私はとらえたい。どこの世界に戦争をしたいなんていう人間はおりません。そういうことにはなりません。そのために、そのためにはっきりわかるようにシビリアンコントロールをするのだということ、これはさきの駐屯地司令も言っておりましたが、そういうことで、日本で初めてシビリアンコントロールの法律ができるということで、あとメリットということについては、これはデメリットもありますから、これはあれですけど、そういうことで御理解をいただきたいというように思います。

議長（平田喜臣君） よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

なお、この討論は、まず原案反対者、次に原案賛成者の順に行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1 2 番米沢義英君。

1 2 番（米沢義英君） 私は、原案について反対の立場から討論させていただきます。

国においても、日本における武力行使を受けるというのは、万が一という表現の中で、まずあり得ないという言葉を使っています。また、国会の答弁等においても、どこを想定したものということではないという答弁に見られるように、まさにこの武力攻撃に対するという、その概念すらあいまいだということを言わざるを得ません。逆にこういう法案を早急につくることによって、結局アメリカとの軍事行動をともにするという上から、この法案の作成の趣旨、いわゆる早急に成立せよということが言われています。

その根拠になっているのは、アメリカのアーミテージ国務副長官の指示のもとに行われているということは明らかであります。日本においては、もう既に米軍海兵隊の実弾演習、日本の民間港湾に対する米空母や、あるいは艦船の寄港等によっ

て、既に自治体や民間の協力が実施されているというのが実態であります。

また、自衛隊はインド洋まで派遣されるという状況の中で、アフガニスタンでの武力攻撃を続ける米軍に燃料を補給する活動を進めているというのも実態であります。

今回の法案では、地方公共団体の実施することになる役務についても、自衛隊の行動のためのみならず米軍の行動を連結するために、物品、または施設の供与等をこの法案に盛り込まれて、その指示に従わなければ、地方自治体であっても、職員であっても、あるいは住民であっても、罰則規定がなされるということが盛り込まれています。本来地方自治体の職員においては、地方のそこに住んでいる住民の暮らしと福祉を守り、それが優先されるべきであるにもかかわらず、そういう憲法の範囲も逸脱するという内容であります。

また、平和憲法9条にしてみれば、この到底憲法になじまないこの文面を、法案をつくるということになれば、その平和憲法の本質からも逸脱するということを言わざるを得ません。

私は、改めてこういう問題を考えたときに、今、日本やアメリカの自衛隊、そして戦争協力法案という形の中で、そこに障害物になる法案をすべて取り払って、すべてスムーズに運用を行う、そういうもとの有事3法案の早期成立をねらう、ここにこの文面が出ている恐ろしい問題があります。

私は、当然住民の暮らしや福祉、守る立場であると同時に、憲法においても自衛隊は違憲だと言われ、また、日本共産党においても、自衛隊の解釈論で言えば、早期に改正するのではなく、国民の合意の中で、その持っている矛盾はあるけれども、防災や災害に対応できるような、そういう立場からの運用と活用を行い、住民の合意の中で暮らしを守る、こういう立場をとっています。

私は、改めて今回提出された有事3法案の危険な内容を強調し、この意見書案に対して反対の立場から討論を終わります。

議長（平田喜臣君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2 番中川一男君。

2 番（中川一男君） 私は、この有事3法というのは、本当に大変な問題だと思っております。そして、これは内閣の方から出されたことでございまして、自民党、我が自民党と言えばいいのでしようけれども、自民党の方も右から左まで多数の方があって国民民主党でございますので、勘違いされないようお願いしたいと思います。

私、この3法を早急にというか、早く、そして継続審議となっております。そして、今、小泉総理大臣もできれば修正をかけたいと。そして国民の皆様方、野党の皆様方の理解を得たいということでございます。それで私はなるべく早く、この有事3法というものをお願いしたい。なぜならばというと、この送付先を見ていただければわかると思うのです。総務大臣、農林大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛庁ですね。なぜ農林大臣が関係あるのだろうか、なぜ国土交通大臣が関係あるのだろうか。やはり道路交通法一つにしても、戦車が今道路の中走れないわけですから、そういうときに、もしか有事のときであれば、先ほど提出者が申しましたように、何かあったときに、それから泥縄ではいけないと。泥棒をつかまえてから縄をぬってはいけない、そういう憂いというか、そういうものがあるのではないかと。農林大臣もそうだと思います。そこをお願いしたいと。なぜならば、やはり農地を戦車が通るかもしれない。陣地を構えるかもしれない。そのときの超法規的ではだめだということによっております。私たちはそのときに自分たちの生命、財産が守られるための行為に対して、やはり国民が合意をされるような法案を早急をお願いしたいと。そういうことで、今、継続審議となっておりますけれども、できるだけ私どもの国民といいますが、地域住民が本当に不安のない、そういう法案を早急に認めていただきたいということによってございまして、憲法18条、いろいろなことはございます。ですが、それをもって、やはり私たちは安心して生活ができる。そして、そういうもし何かあったときにでも、必ずそういうもので、逆に言うと法で守っていただくというような、では、超法規的で財産や何か放棄しなければならぬ、家が壊されるかもしれない、ビルが壊されるかもしれない、そのときに対してやはり保障をしてくださいとか、そういう法律でもあるわけですから、私どもとしては、早期に成立していただければなという意味でお願いしたらどうだろうか。私どもやはり防衛庁等の、それから自衛隊の基地を持っておりますし、演習場も持っております。弾薬庫も持っております。そういう意味から、やはり安心して、そしてまくらを高くしてお任せできるような、そういう法律を早期に実現、成立していただきたいという願いを込めて、ここ今、発議案として提出させていただいたのでないかなと思いますので、よろしくお願ひします。

議長（平田喜臣君） 次に、原案に反対の発言を許します。

6番西村昭教君。

6番（西村昭教君） 私は、この有事3法について今回発議されるわけでありましたが、有事3法そのものよりも今回発議されるということについての私は反対の立場から意見を述べたいと思ひます。

まず、いわゆるこの有事3法の私もちょっと資料を取り寄せたのですが、非常に内容を見ますと、疑問な点、あるいは行動も灰色だというような部分があるわけでありまして、一つを取り上げますと、いわゆる武力攻撃事態の発生、おそれ、あるいは予測という部分で非常にあいまいな部分があります。新聞にもそういうものの指摘がされてますし、国会の論議でも非常に指摘をされてきたところであります。

また、政府のいわゆる定義づけについても、総理、官房長官、それから防衛庁長官、それぞれが違った見解を定義づけたような発言があって、どうも不明確だということが1点指摘されております。

また、この攻撃事態のおそれというのがだれが判断するかということでもまた一つ欠点があって指摘されているわけでありましたが、日米安保条約という名のもとに周辺事態法というものもありまして、いわゆるアメリカ軍が出動したときには後方支援を行うというようなものも今、制度、法律の中であるということでは、非常にいろいろなことが予測されるということが一つまた挙げられております。

それから、先ほどから議論になっておりますが、いわゆる国民の生命、財産を守る、保護するという部分で、いわゆる地方自治体の役割というのがこの3法の中である程度明確化していかないと、先ほど発言者の言葉の中にもありましたとおり、いわゆる超法規的という言葉になってしまうという意味もあって、いわゆる整備をするのだという御説明でありましたが、では、この国民を守る法制について、いわゆる先送りされると。本来ならば、その分がきちとなされてから、いわゆる他のものと一緒に法案として提出されるべきものだろうと思うのですが、非常に範囲が広いから難しいというのものもあるのかもしれませんが、私はそういうものこそ真っ先に取り組んで想定した中で、私はやはり今の3法についてきちと整合性を持ったものをやはりとるのが本来でないかなという考え方がするわけであります。

それから、いわゆるここに一つ大きな対処方針というのがここに載っているのですが、いわゆる指定行政機関あるいは指定公共機関の範囲内容が

非常にあいまいなわけで、まだこの法案自体が審議中ですから、やはりまだはっきりしないというところもあるわけでありますが、やはりそういう部分も非常に難しい判断を迫られるのかなという気がいたします。

そういうことを勉強させていただきますと、やはり国が国民の生命と財産を守るといいながらも、やはりその一番身近な、国民の一番身近な自治体である地方自治体がきちっとそれを守っているからこそ、国が私は成り立っているのだらうなという気がするわけでありまして、そういう面で非常に国民を守るという部分で、まだそこから辺がはっきりされていないと。まだまだ十分検討をしていかなければならない一面であると私は考えるわけであります。

それと、私は基本的には、外交と防衛というものについては、やはり国が、あるいは国会が、やはり十分議論をしてやることであって、我々が一地方自治体として、議論することはやぶさかではないと思うのですが、やはり国の専任事項だと私は考えております。そういう面で、非常に自治体としてこの発議というのはなじまないのではないのかなという気がするわけであります。

以上がそういう理由でありますけれども、基本的には、私はこういうことを勉強させていただいて、やはり日本の今の憲法のあいまいさがこういう事態を私は生んでいると。戦争を放棄すると、軍隊を持たないと言っているながら、憲法論議が、改憲論議が論議されながら、それすらあいまいにされてこういう状態になってきていると。私はむしろ憲法そのものをやはり議論し、本当に日本の国に合った憲法がどうかというものを議論して、やってははっきりしたものを持っていかないと、やはり日本の国家というのは独立国家ですから、そういうものをきちっと私は打ち出せないでいるのが今の憲法だと思うのですね。やはりそういうものを国民に広く周知し、議論をし、やはりそういうものをきちっとした、やはり方向性を持って、日本の国としてやっぱり世界の平和に貢献をしていく国家であるということをして私は目指していくのが、私、日本の本来の姿だと思う。ところが、今は国を守るのだということでの自衛隊という言葉でありますけれども、世界で日本の自衛隊というのを見たときに、これはもう軍隊だと言われても仕方ない部分がある。日本よりまだまだお粗末な、お粗末と言ったら表現悪いですが、やはり軍隊だといって持っている国もあるわけですが、それを見ますと、日本の自衛隊よりもまだまだ本当に軍隊なのかなと判断に苦しむような規

模のいわゆる軍隊だということもあるわけでありますから、やはり自衛隊という位置づけもまたあいまいだと。むしろ日本の今の憲法がはっきりしないから、日本の国の機能もはっきりしていかないというのが私は根本にあるというぐあいに考えておりますので、そういう意味におきまして、今回この有事法3法が出されたことについて、有事3法そのものについて問題はありますけれども、一地方議会として発議をして出していくということについては、私は以上の観点から反対をしたいと思っております。

議長（平田喜臣君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

5番吉武敏彦君。

5番（吉武敏彦君） 私は賛成の立場で討論を行います。

この有事3法の早期成立ということが、まず日本の国防ということが第1点にあると思っております。国防とは何ぞや。国破れて山河あり、いつ攻め込まれて、国が破れ、残ったのは山と河だけだと。だれが国際協調をやるのか、だれが話をするのか。それではもう遅過ぎます。その前にやはり日本がどう立ち向かうかという一本の線を通しておかないと、国も守れない。

今までの国防というのは、外交と日本の経済力、日本でやってきた。この日本では、たった経済力と言葉上の外交だけではなかなか外国を説得することはできません。今ここに北朝鮮を取り巻く問題、それから北方領土、漁場問題、竹島、尖閣列島、どれ見ても日本が強行に解決する手段も持たれず、それは何かといえば、その後ろ盾となる国防力、武力がないからであります。その武力を自衛隊は持っているけれども、それを行使する手段、方法がないということです。そのためには、早くこれを成立させて、そういう緊急事態に、やはり国防について自衛隊が十分な働きをし、国の安全とそれから国民の生命、財産、この法案に反対する人も含めて、皆さんの生命、財産を守るのでありますから、早期にこれはこの提案に皆様の賛成をお願いしたいと思ひまして、私の討論は終わります。

議長（平田喜臣君） 次に、原案に反対の発言を許します。

16番清水茂雄君。

16番（清水茂雄君） ただいま発議されております国民の生命と財産を守る有事法制3法案の早期制定を求める意見書の提出につきまして、私は反対の立場から討論を行います。

上富良野町は自衛隊も駐屯しており、町の基本

方針として自衛隊との共存を取り上げており、自衛隊関係者人口も全人口の30%に上っております。そうした現状も十分に承知しております。また、国及び国民の安全を確保することの重要性や必要な協力をするように努めることは十分に認識しております。

私は、町民の代弁者として、次の論点から、この際、意見書を提出するについて反対するものであります。

あえて反対する理由の第1点といたしまして、武力攻撃事態法案、自衛隊法改正案、安全保障会議設置法改正案という重要かつ国政レベルの法案について、議会において慎重に論議することもなく、町民の意見を聴取することもなく、少数者の発議によって突然提案されても、正しい判断はできかねます。

第2点目には、この問題は新聞、テレビ等でも報じられておりましたが、国会政府与党内においても足並みがそろわず、かつ本件は国政の最重要案件と考え、この法案の早期実現を求める時期ではないと考えます。

第3点は、町民は多様な意見や考え方を持っている集団であります。平和憲法を重んずるという観点からも、一地方自治体の名のもとに有事法制3法案の早期制定を求めることは望ましくないと考えます。

以上の論点に立って、この意見書の提出については熟慮を要するものであり、反対するものであります。

以上です。

議長（平田喜臣君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

3番 福塚賢一君。

3番（福塚賢一君） 慎重に審議されていることに対しては敬意を表したいと思います。

私は、賛成の立場で意見を述べさせてもらいますけれども、本3法案につきましては継続審議になっているわけですね。ということは、国会で成立していないと。問題点が多過ぎると。政府は、では慎重に沈着冷静に国民のコンセンサスを心得て、要するに法制化したいと。なじまないということは再三再四耳にしているわけですが、地方自治法99条では、地方の議会にあっては意見を聞かせてくださいと。それは決議の形でそうしてくださいと、こういうやはり法の精神にあるわけですよ。

6月定例道議会では決議しています。道内の関係、関心のある議会は決議しております。うちの議会はなじまないということではなじまないの

でしょう。

ではないと思うのですよ。少なくとも基地の町とは言いたくありませんけれど、自衛隊が駐屯している限り、やはりこの有事3法に対しては非常に関心を持っている町民が多いというところに考え方を置けば、少なくともやはり国がアクションを起こした以上、一日も早いやはり、我々が日常生活していても玄関に錠をかけるわけですよ、夜。その気持ちを広く持った場合には、国としては同じだと思うのですよ。

昨年の9月11日、テレビでまさしく懐疑心を持ったわけですが、ビルに飛行機が突っ込んでくるのですよ。あの状態を思うときに、今このグローバル化、国際化した中で、日本には、先輩議員が言っているように、憲法9条で縛られているわけですよ。まず改憲については、これは国民一人一人の関心を持つところですが、やはり国会で国会議員が真摯に協議する問題であって、そこを今、町議会でもやかく言ってもかなわないところなので、いずれにしても、私は、この関係については継続審議なので、引き続き国民の生命、財産を守るという一点から考えても、国民のコンセンサスを心得、早期に法制化されることを期待するものであります。

以上です。

議長（平田喜臣君） 次に、原案に反対の発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって討論を終了いたします。

これより、発議案第7号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（平田喜臣君） 起立少数であります。

よって、原案は、否決されました。

日程第18 閉会中の継続調査申出の件

議長（平田喜臣君） 日程第18 閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

議会運営委員長並びに各常任委員長から、各委員会において別紙配付の申出書の事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中も引き続き調査したい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

閉 会 宣 告

議長（平田喜臣君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成14年第3回上富良野町議会定例会を閉会いたします。

午後 2時55分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成14年9月20日

上富良野町議会議長 平 田 喜 臣

署 名 議 員 向 山 富 夫

署 名 議 員 久 保 田 英 市